

史跡鳥海山保存活用計画書

秋田県版

2 0 2 5 年 3 月

秋田県由利本荘市教育委員会
秋田県にかほ市教育委員会

序

昭和5（1930）年制定された秋田県民歌は「秀麗無比なる 鳥海山よ」の歌詞に始まります。海岸線に近く、海面に姿を映す形でそびえる独立峰は県民にとって「雅」なる存在であると同時に心の拠り所でもあります。また、鳥海山は古来より「大物忌神」として中央国家からの鬼門たる良の方向を鎮護する役割を果たし、「威厳」に満ちた存在でもありました。

史跡鳥海山は、我が国の山岳信仰のあり方を知る上で極めて重要であることから、平成20（2008）年3月28日山形県遊佐町の関係史跡が国の指定を受け、翌年の平成21（2009）年7月23日には、秋田県にかほ市と由利本荘市の登拝道を中心とする関係史跡が追加指定され、史跡の名称が「鳥海山」と定められました。

その後平成28（2016）年10月3日には鳥海山滝沢口登拝道、山形県の鳥海山龍頭寺の境内地、吹浦口の登拝道が追加指定となりました。

にかほ市と由利本荘市は、この間に平成24（2012）年3月に『史跡鳥海山保存管理計画書【秋田県版】』を作成し、史跡の保存管理に努めてきました。この計画書策定から10年が経過し、計画の見直しや社会状況の変化等に対応しながら、新たに史跡を保存しそして活用していくための計画をここに策定しました。今後は本計画に基づき、史跡鳥海山を確実に保存するとともに、市民の皆さんと協働して運営しながら、周辺の地域資源との一体的な整備・活用ができるよう心がけ、史跡鳥海山を後世に伝えていきたいと考えております。

最後になりますが、本計画を策定するにあたり、貴重なご意見をいただきました市民の皆様、多方面の分野からご教示をいただきました策定委員会の委員の皆様、そして細部に亘り御指導をいただきました文化庁及び山形県、秋田県の関係各位に深く感謝申し上げます。

令和6（2024）年10月1日

由利本荘市教育委員会教育長 秋山 正毅

にかほ市教育委員会教育長 小園 敦

例 言

1. 本書は、史跡鳥海山を構成する各史跡のうち、秋田県由利本荘市、秋田県にかほ市に所在する史跡の保存活用計画書である。本計画書は、文化庁「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画作成等に関する指針（令和5年3月）」及び「秋田県文化財保存活用大綱（令和3年3月）」に沿って制作したものである。
2. 本書策定に係る「史跡鳥海山保存活用計画策定事業」は、由利本荘市とにかほ市とが令和4（2022）年度から令和6（2024）年度まで共同して実施したものである。
3. 本事業は、由利本荘市教育委員会生涯学習課とにかほ市教育委員会文化財保護課が主管となり「史跡鳥海山保存活用計画策定委員会」の指導のもと実施したものである。委員会の設置ならびに事業実施にあたっては、文化庁文化財第二課史跡部門ならびに文化資源活用課整備部門、秋田県教育庁生涯学習課文化財保護室の指導助言をいただいた。また山形県観光文化スポーツ部博物館・文化財活用課ならびに遊佐町教育委員会の協力をいただいた。
4. 本計画の策定にあたり、地権者ならびに地域住民の方々、関係機関及び関係者に多大なる御協力をいただいた。

凡 例

1. 山岳信仰のために登った道については「登山道」「道者道」「登拝道」等の表現が考えられるが本書においては「登拝道」で統一した。
2. 登山口については現在も使われている「象潟口」「矢島口」「滝沢口」「猿倉口」「百宅口」「院内口」の表記で統一した。
3. 人口や戸数などのデータは、特に注記のないものについては令和6年3月現在とした。

史跡鳥海山保存活用計画 目次

○序

○例言

○目次

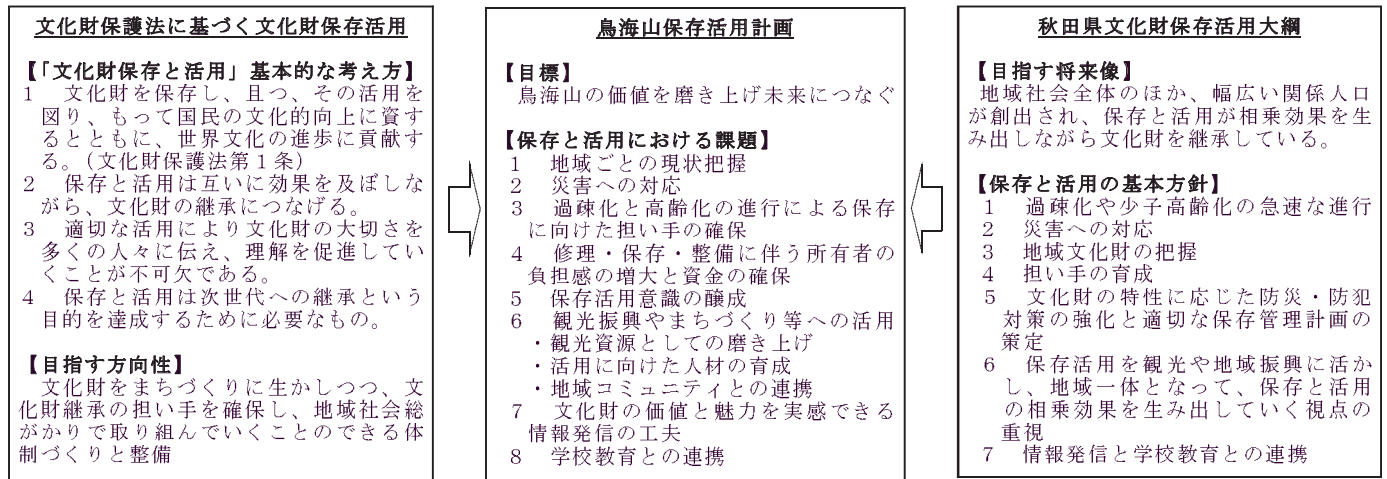
第1章	史跡鳥海山保存活用計画 大綱と計画の構成	1-2
	大綱	1
	計画の構成	2
第2章	保存活用計画策定の経緯と目的	3-10
第1節	計画策定の経緯	3
	国指定史跡鳥海山位置図	4
第2節	計画策定の目的	5
第3節	計画対象範囲と計画期間	5
第4節	保存活用計画策定委員会の設置	5-10
第3章	位置と環境	11-37
第1節	位置	11-18
	1. 由利本荘市の概要	11
	2. にかほ市の概要	11
	3. 史跡の概要	
	指定名称・履歴・面積・指定基準・指定地土地所有関係の概要	11-12
	4. 関連する文化財	12-18
第2節	環境	18-37
	1. 自然環境	18-22
	2. 鳥海山北麓（由利本荘市・にかほ市）の歴史的環境	23-26
	3. 社会環境（土地利用・宗教施設・地域区分・交通・利用実態）	26-32
	4. 史跡を取り巻く市の施策・情勢	32
	（1）市における上位計画・関連計画	32-33
	（2）鳥海山・飛島ジオパーク	33
	（3）関連法令と法規制	34-37
	①文化財保護法	34
	②自然公園法	34-35
	鳥海国定公園区域及び保護規制計画図（秋田県側）	37
	③森林法	35
	④土砂災害防止法と文化財防災計画	35-36
	⑤景観法	36
	⑥秋田県文化財保存活用大綱	36
第4章	史跡鳥海山の概要と本質的価値	38-169
第1節	史跡鳥海山の歴史	38-40
	1. 国家的守護神としての大物忌神	38
	2. 修験道の山として	38
	3. 近世における薬師信仰	39
	4. 近代の鳥海山信仰	40
第2節	指定地の概要	41-44
	1. 小滝地区	41
	2. 壺峰地区	42
	3. 矢島木境地区	42-43
	4. 滝沢地区	43-44

第3節 指定に至る経緯と指定説明	45-64
1. 指定に至る経緯	45
2. 指定地の状況	47-64
(1) 指定説明	47-52
指定説明・指定名称・指定履歴・指定の種類	47
追加指定告示『官報』	48
①史跡指定の説明	49-50
②史跡の追加指定および名称変更の説明	50-51
③平成28年追加指定の説明	51-52
(2) 指定地の面積	52
(3) 指定基準（指定、追加指定ともに）	53
(4) 指定地・追加指定地（秋田県側）	53-54
(5) 指定範囲	54-63
(6) 管理団体（管理団体の名称・所在地・管理団体指定告示『官報』）	64
第4節 史跡鳥海山の本質的価値	65-169
1. 信仰の山としての価値	65
2. 景観における価値	65-66
3. 本質的価値に準ずる価値	66
4. 本質的価値を構成する各地区の要素	66-78
(1) 小滝地区	66-70
小滝修験衆徒一覧・宿坊間取り・小滝修験分布図	68-70
(2) 霊峰地区	71
(3) 矢島木境地区	71-73
(4) 滝沢地区	74-76
滝沢修験衆徒一覧・矢島修験衆徒一覧・滝沢修験矢島修験分布図	76-78
5. 地区ごとの史跡を構成する諸要素	79-169
①小滝地区〔金峰神社境内〕	80-107
史跡鳥海山を構成する要素1【小滝地区】	81-82
金峰神社沿革・建造物・神仏像・石造物等〈1-(1)～(5)〉	83-105
小滝修験の変遷	106
金峰神社境内工作物位置図	107
②霊峰地区〔霊峰神社跡〕	108-121
史跡鳥海山を構成する要素2【霊峰地区】	109
霊峰神社沿革・建造物・石造物等〈2-(1)～(4)〉	110-120
霊峰神社跡工作物位置図	121
③矢島木境地区〔木境大物忌神社境内と登拝道〕	122-144
史跡鳥海山を構成する要素3【矢島木境地区】	123
開山神社沿革・木境大物忌神社沿革・建造物等〈3-(1)～(5)〉	124-143
木境大物忌神社境内工作物位置図	144
④滝沢地区〔森子大物忌神社境内と登拝道〕	145-169
史跡鳥海山を構成する要素4【滝沢地区】	146-147
森子大物忌神社沿革・建造物・神仏像・石造物等〈4-(1)～(5)〉	148-166
森子大物忌神社境内工作物位置図	167
鳥海山滝沢口登拝道(滝沢地区既指定地・追加指定地)	168-169

第5章	保存活用の現状と課題	170-174
第1節	史跡鳥海山全体の現状と課題	170
第2節	秋田県側の各地区における現状と課題	171-174
1.	小滝地区	171
2.	霊峰地区	172
3.	矢島木境地区	172
4.	滝沢地区	173
5.	その他	174
第6章	保存・管理	175-194
第1節	保存・管理の基本方針	175
第2節	保存・管理の方法	175
第3節	地域区分とその特性	175-177
第4節	各地区における保存の基本方針	177
1.	史跡の構成要素の特定基準	178
2.	地区ごとの史跡を構成する諸要素について	178-185
第5節	現状変更の取扱方針と取扱基準	186-193
1.	現状変更について	186
2.	想定される現状変更の行為	186
3.	現状変更の取扱方針と取扱基準	187-191
4.	現状変更の許可を要しない行為	192
第6節	指定地外の周辺環境における保存・管理の方針	193-194
1.	史跡に関連する遺構の存在が想定される地区について	193
2.	埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるとき	193
3.	景観を守るための指定地外の区域について	194
第7章	活用	195-199
第1節	活用の基本方針	195-196
1.	管理・運営及び公開・活用に関する調査研究の充実	195
2.	史跡の本質的価値を学び理解する場の提供	195
3.	市民の文化的活動及び憩いの場の提供	195
4.	まちづくりと地域のアイデンティティの創出	195
5.	文化的観光資源としての活用	196
第2節	活用の方法と計画	196-199
1.	市民への公開活用	196
2.	調査研究成果の市民への還元	197
3.	市民における文化活動のサポート	197
4.	文化的観光資源として適切な利活用の誘導	197
5.	適切な情報提供の実施	198-199
第8章	整備	200-204
第1節	整備の基本方針	200-201
1.	歴史的事実に基づいた客観性の高い整備方針の策定	200
2.	安全性及び利便性に配慮した整備	200
3.	周辺環境を視野に入れた整備	200
4.	適切な活用施設の設置計画	201
第2節	整備の方法と計画	201-204
1.	小滝地区	201
2.	霊峰地区	202
3.	矢島木境地区	203
4.	滝沢地区	204

第9章 調査・研究	205—207
第1節 調査研究の基本方針	205
第2節 調査研究の方法と計画	205—207
1. 小滝地区	205
2. 霊峰地区	205
3. 矢島木境地区	205
4. 滝沢地区	206
5. その他の地区	207
第10章 保存活用計画の運営・体制	208—210
第1節 運営・体制整備の方向性	208
第2節 運営・体制整備の方法	208—210
1. 管理体制の立ち上げ	208
2. 行政側の体制の充実	209
3. 横断的な情報共有の推進	209
4. 史跡鳥海山 保存・管理体制図	210
第11章 今後の取り組みと方向性について	211—218
第1節 今後の取り組み	211
1. 第一期計画	212
2. 第二期計画	214
3. 第三期計画	214
4. 第一期・第二期・第三期計画表	215—217
第2節 計画の見直し	218
資料編	219—252
資料編目次	219
史跡鳥海山保存活用計画策定委員会設置要綱	220
史跡鳥海山保存活用計画策定機関組織図	221
参考法令及び文化財災害予防計画	222—247
1 文化財保護法	222
2 自然公園法	226
2 国立・国定公園特別地域内での各種行為に係る許可基準	228
4 森林法	230
5 にかほの景観を守り育む条例	231
6 由利本荘市環境基本条例	235
7 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	238
8 秋田県地域防災計画「文化財災害予防計画」	245
9 にかほ市地域防災計画「文化財災害予防計画」	247
10 由利本荘市地域防災計画「文化財災害予防計画」	248
11 秋田県保存活用大綱「第5章 防災・災害発生時の対応」	249
登拝道	251—252
小滝口登拝道	251
鳥海山滝沢口・矢島口・猿倉口・百宅口登拝道	252

史跡鳥海山保存活用大綱



史跡鳥海山保存活用大綱

【目標】
 鳥海山の価値を磨き上げ未来につなぐ

【目指す将来像】
 信仰としての鳥海山の歴史を心に刻み、国民共通の資産、日本を代表する遺跡としての鳥海山の価値と魅力が理解され、共に後世に継承・発展させていこうとする意識が醸成されることを通して、地域一体となった史跡鳥海山の保存と活用が促進されている。

【目標及び目指す将来像を達成するための施策】

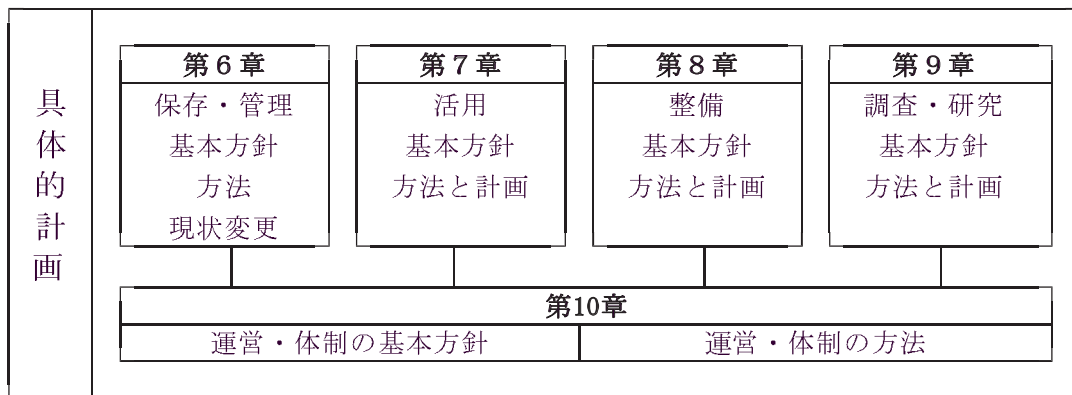
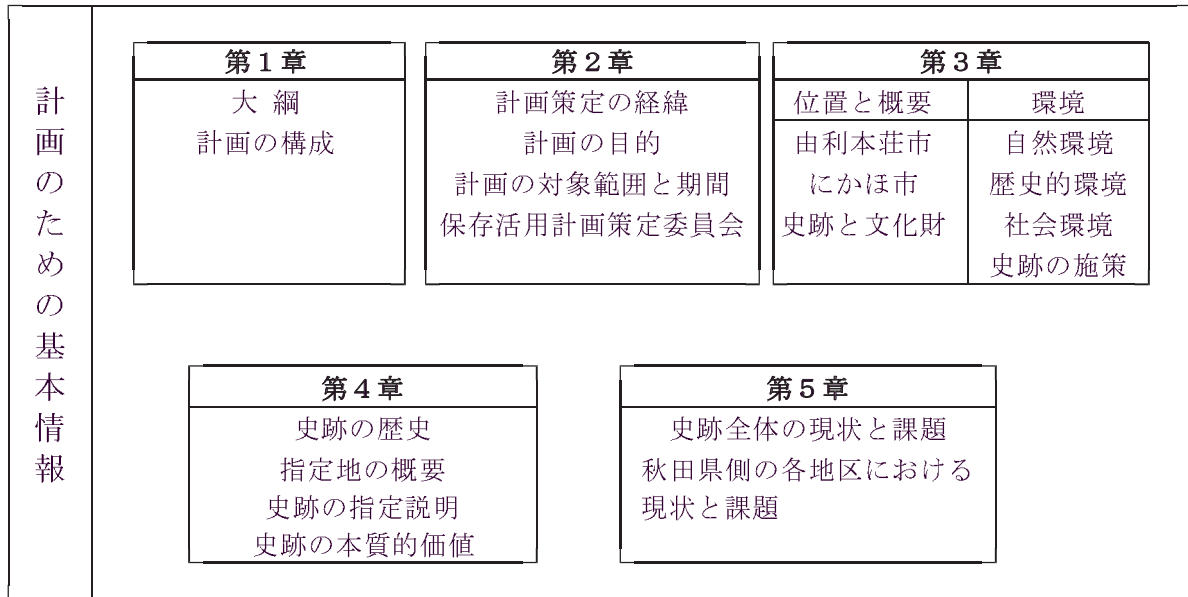
- 1 信仰の山としての鳥海山の価値を、さらなる調査研究によって磨き上げ、次世代に継承する。
- 2 鳥海山の本質的価値を示す遺構や建造物を着実に保存管理し、自然と文化、歴史を体感し、学びを深めるとともに、継承意識が醸成される場として活用する。
- 3 県民や来訪者にとっての憩いの場であり、自然や歴史、文化を学び、体感する空間として整備を推進する。

【基本方針】

- 1 **保存・管理の基本方針**
 - (1) 構成資産の諸要素の特性を把握し、その位置づけに応じた保存管理方法を定める。
 - (2) 構成する要素の分類にしたがって、適切な現状変更および保存に影響を及ぼす行為等の具体的な取扱方針およびその基準を定める。
 - (3) 場所により史跡の様相が異なるとともに、その価値においても差異が見られるため、各地域に応じた保存管理の方法を定める。
 - (4) 本質的価値を構成する諸要素が指定地外に及んでいる地域もあるので、継続して調査を行い追加指定について検討する。
- 2 **活用の基本方針**
 - (1) 管理・運営及び公開・活用に関する調査研究を充実させ、その成果を市民への啓蒙活動として還元する。
 - (2) 市民の文化的活動及び憩いの場の提供し、市民の文化活動をサポートする。
 - (3) 文化的観光資源として適切な利活用に努めるとともに、まちづくりと地域のアイデンティティの創出に寄与する。
- 3 **整備の基本方針**
 - (1) 歴史的事実に基づいた客観性の高い整備方針を策定し、史跡の本質的価値を学ぶ環境を整える。
 - (2) 安全性及び利便性に配慮した整備を行うとともに、適切な活用施設を設置する。
 - (3) 周辺環境を視野に入れた整備を行い、景観や自然環境に配慮する。
- 4 **調査の基本方針**
 - (1) 確認可能な登拝道についての調査研究に加え、宿望集落などの山麓に居住した人々との関わりを多面的に研究する。
 - (2) 未指定の登拝道についての調査を進め、保存活用に努め整備を行う。
- 5 **運営体制の基本方針**
 - (1) にかほ市、由利本荘市が史跡鳥海山の管理団体としての役割を担い、諸事業及び行政事務を関係者の協力を得ながら進める。
 - (2) 関連する行政機関及び関連する地域の機関と連携・協働して保存活用を図る。
 - (3) 地元関係者からなる「連絡協議会」と学術関係者からなる「指導委員会」を立ち上げ、今後の取り組みについて検討する。

計画の構成

本計画は、以下の構成によって史跡鳥海山の保存と活用、整備に関する具体的な措置について記している。



第2章 保存活用計画策定の経緯と目的

第1節 計画策定の経緯

平成20（2008）年3月28日に「鳥海山大物忌神社境内」として指定された鳥海山山頂の大物忌神社境内と、口の宮である山麓の遊佐町蕨岡、吹浦それぞれの大物忌神社境内に平成21（2009）年7月23日、秋田県にかほ市と由利本荘市に所在する鳥海山信仰に関わる神社境内等が追加指定され、指定名称も「鳥海山」として変更された。

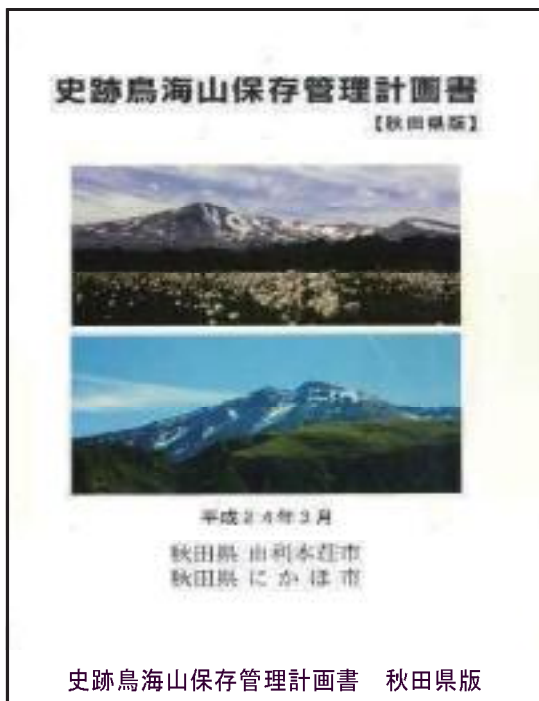
これを受けて、山形県遊佐町では同町に所在する史跡鳥海山を構成する各史跡を対象として、平成23（2011）年3月に保存管理計画を策定した。秋田県由利本荘市とにかほ市においても、山形県遊佐町との連携を図りながら、平成24（2012）年3月に「史跡鳥海山保存管理計画書」を策定した。

この保存管理計画に基づき、適正な保存管理を行い、案内板の設営やリーフレットの作成などを通して、興味関心を持って現地見学ができるよう整備を重ねながら、史跡の公開を行ってきた。しかしながら、多数の方々から史跡を見学していただいているが、地元住民の積極的活用を促すには至っていないのが現状である。

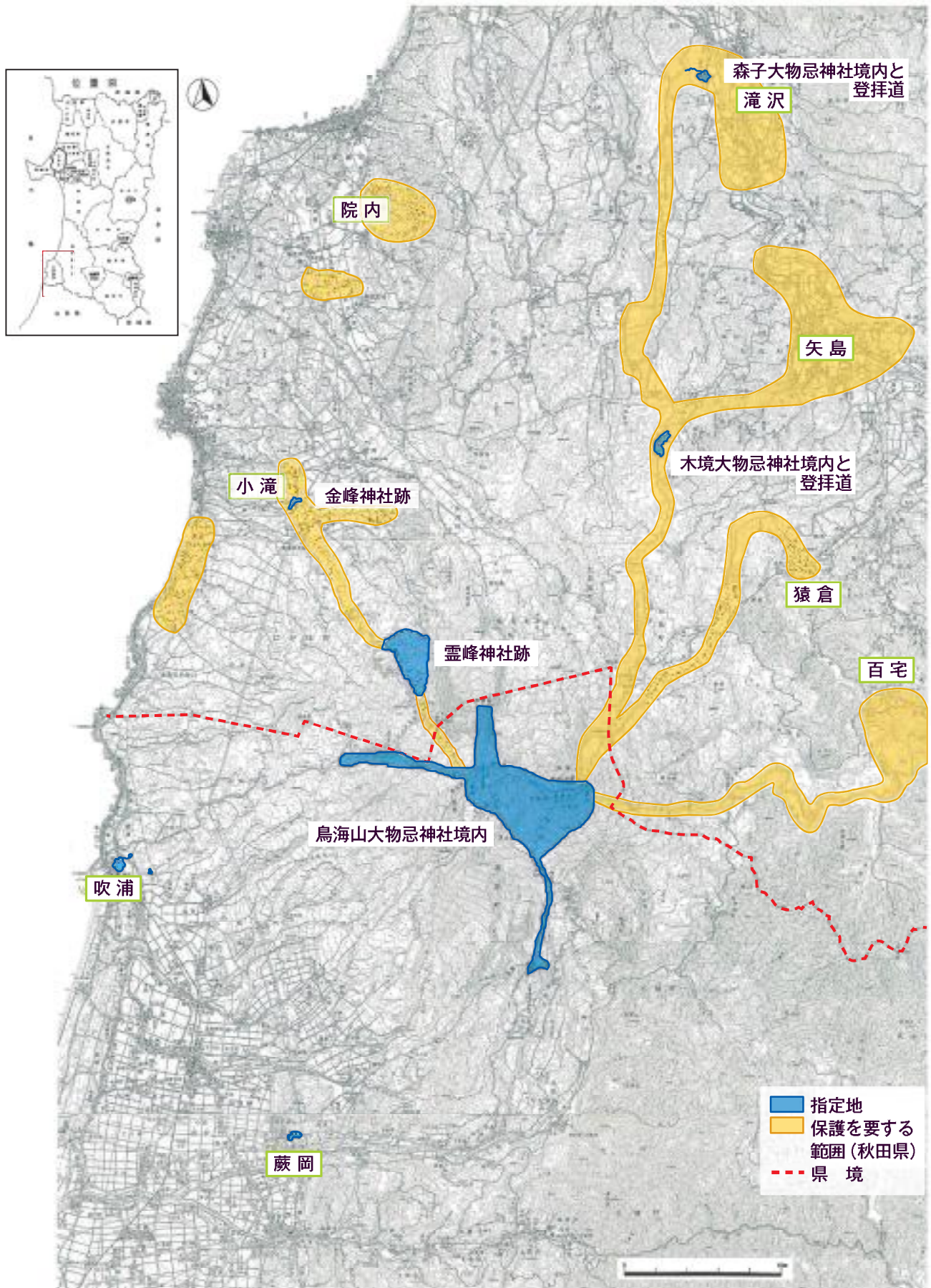
また、平成28年6月17日には秋田県由利本荘市の滝沢口鳥海山登拝道の一部と、山形県遊佐町の蕨岡衆徒を率いた寺院である鳥海山龍頭寺の境内地及び吹浦口登拝道の一部が、「史跡鳥海山」に追加指定された。

本計画は、「史跡鳥海山保存管理計画書」策定から10年を迎え、今後必要な史跡保存管理と活用、整備策の基本計画として策定するものである。

なお、今後は史跡鳥海山全体の保存活用計画を策定するために、山形県遊佐町とも連携し保存活用にさらなる検討を加えていく予定である。



史跡鳥海山の指定地および秋田県側における保護を要する範囲



第2節 計画策定の目的

史跡鳥海山は、年間を通して多くの登山者が訪れている。秋田県観光統計（令和4年）によれば、「鳥海山・鉢立」を訪れた人数は次の通りである。

令和元（2019）年	令和2（2020）年	令和3（2021）年	令和4（2022）年
276,819人	141,523人	156,007人	264,066人

なお、鳥海山は2019年にNTTレゾナントが発表した人気の登山スポットランキングで夏の1位を獲得している。

本計画では史跡鳥海山のさらなる保存活用を促すために、史跡の本質的価値を再整理して、それを見学者及び地元住民に、正確に伝えることのできるよう方策を検討する。また、こうした本質的価値を次世代に継承していくための方向性についても明示する。さらには見学者がより快適に史跡を見学するための環境整備を行うとともに、史跡の自然環境や景観を守っていくための方策等についても検討し明文化する。とりわけ鳥海山の景観については近年、秋田県沿岸部に風力発電施設の建設が進む中、鳥海山の景観をどのようにして守っていくのが大きな課題である。

本計画は、史跡鳥海山の本質的価値を人々に周知するとともに、適正な管理の下で保存と活用を図っていくための指針として作成するものである。

第3節 計画対象範囲と計画期間

（1）計画の対象範囲

保存活用計画策定における計画対象範囲は、すでに史跡として指定を受けている範囲（以下「指定地」と表記）と指定地以外の登拝道、及び由利本荘市、にかほ市における江戸時代以降の宿坊や鳥海山信仰の拠点となった施設のうち、国または地方公共団体が所有している範囲（以下「今後保護を要する範囲」と表記）とする。

（2）計画期間

本計画は令和7（2025）年3月に策定（印刷・刊行）し、計画期間は令和7年4月1日から令和17年3月31日までの10年間とする。

第4節 保存活用計画策定委員会の設置

（1）史跡鳥海山保存活用計画策定委員会の設置

本委員会は、保存管理・活用・整備に係る基本方針を定めるため、考古学や歴史学、民俗学、地質学等の各分野の専門家からなる「史跡鳥海山保存活用計画策定委員会」を設置した。

なお、事務局は由利本荘市とにかほ市が共同で担った。また、必要に応じて山形県並びに遊佐町とも情報共有し、意見交換等を行った。

委員（会長）	佐藤 信	東京大学名誉教授（歴史学）
委員（副会長）	谷地 薫	秋田県払田柵跡調査事務所調査班文化財主査（考古学）
委員	齋藤 壽胤	秋田県民俗芸能協会会長（民俗学）

委員	板垣 弘勝	秋田地学教育学会会員（地質学）
指導助言	野木 雄大	文化庁文化財第二課史跡部門文化財調査官(令和4年度)
	滑川 敦子	文化庁文化財第二課史跡部門文化財調査官(令和5年度)
	石川 和良	秋田県教育庁生涯学習課文化財保護室学芸主事 (令和4年度)
	佐々木 梢	秋田県教育庁生涯学習課文化財保護室学芸主事 (令和5年度)

事務局

(由利本荘市)	秋山 正毅	由利本荘市教育委員会教育長	
	三浦 良隆	由利本荘市教育委員会教育次長（令和4年度）	
	木内 卓朗	由利本荘市教育委員会教育次長（令和5年度）	
	長谷川潤一	由利本荘市教育委員会生涯学習課長（令和4年度）	
	三浦 啓助	由利本荘市教育委員会生涯学習課長（令和5年度）	
	三原裕姫子	由利本荘市教育委員会生涯学習課課長補佐	
	佐々木健二	由利本荘市教育委員会生涯学習課主査（令和4年度）	
	佐藤 俊	由利本荘市教育委員会生涯学習課課長補佐(令和5年度)	
	長谷川 聡	由利本荘市教育委員会生涯学習課専門員	
	三浦 良隆	由利本荘市教育委員会生涯学習課専門員（令和5年度）	
	高橋 正	由利本荘市教育委員会生涯学習課文化財専門員（担当）	
	(にかほ市)	齋藤 光正	にかほ市教育委員会教育長（令和4年度）
		小園 敦	にかほ市教育委員会教育長（令和5年度）
鎌田 昭義		にかほ市教育委員会文化財保護課長（令和4年度）	
齋藤 泉		にかほ市教育委員会文化財保護課長（令和5年度）	
	齋藤 一樹	にかほ市教育委員会文化財保護課専門員	
(オブザーバー)		山形県（博物館・文化財活用課） 遊佐町教育委員会	

(2) 審議経過

①第1回史跡鳥海山保存活用計画策定委員会

日時：令和4年6月22日

場所：由利本荘市西目総合支所2階第1会議室

内容：委員委嘱状交付

史跡鳥海山の沿革と計画策定の意義について

史跡鳥海山の保存活用計画策定に係る今後の予定について

指定地の現状と課題について

委員会後、森子大物忌神社の現地視察

②第2回史跡鳥海山保存活用計画策定委員会

日時：令和4年10月18日

場所：由利本荘市西目総合支所 2階第1会議室
(佐藤委員長と野木調査官はオンラインによる参加)
内容：指定地をめぐる現状と課題について
史跡鳥海山保存活用計画における編目案について
史跡鳥海山保存活用計画にかかる今後の予定について



第1回委員会



森子大物忌神社視察

③第3回史跡鳥海山保存活用計画策定委員会

日時：令和5年7月5日(水)
場所：由利本荘市西目総合支所 2階第1会議室
内容：史跡鳥海山保存活用計画事務局案(第1章～第5章)について
史跡鳥海山保存活用計画事務局案(第6章～第10章)の方針について
史跡鳥海山保存活用計画に係る今後の予定について



滝沢口登拝道現地確認



第3回委員会

④第4回史跡鳥海山保存活用計画策定委員会

日時：令和6年2月27日（火）

場所：由利本荘市西目公民館シーガル講堂

（佐藤委員長と文化庁渋谷主任調査官はオンラインによる参加、山形県稲村文化財主査と遊佐町友野文化係長はオブザーバーとしてオンライン参加）

内容：史跡鳥海山保存活用計画事務局案（第1章～第11章）について
史跡鳥海山保存活用計画に係る今後の予定について



第4回委員会

(3) 令和6年度の事務局体制

令和6年3月までが任期であった史跡鳥海山保存策定委員会を受けて、令和6年度は事務局が中心となって、関係機関及び史跡所有者との意見交換などを実施した。以下、令和6年度の事務局体制を記す。

(由利本荘市)	秋山 正毅	由利本荘市教育委員会教育長
	熊谷 信幸	由利本荘市教育委員会教育次長
	三浦 啓助	由利本荘市教育委員会生涯学習課長
	佐藤 節子	由利本荘市教育委員会生涯学習課参事兼課長補佐
	佐藤 俊	由利本荘市教育委員会生涯学習課室長補佐
	長谷川 聡	由利本荘市教育委員会生涯学習課専門員
	三浦 良隆	由利本荘市教育委員会生涯学習課専門員
	高橋 正	由利本荘市教育委員会生涯学習課文化財専門官
(にかほ市)	小園 敦	にかほ市教育委員会教育長
	斎藤 泉	にかほ市教育委員会文化財保護課長
	齋藤 一樹	にかほ市教育委員会文化財保護課専門員

前年に引き続き、文化庁文化財第二課史跡部門文化財調査官の滑川敦子氏からは指導助言をいただいた。また、令和6年度は秋田県教育庁生涯学習課文化財保護室の進藤紀氏からも指導助言をいただいた。

(4) 保存活用計画策定に至る経緯

①関係部局との意見交換

由利本荘市においては、令和6年4月から6月にかけて、総務部総務課、企画財政部総合政策課、商工観光部観光振興課等と計画内容の協議を行った。

にかほ市においても令和6年5月から7月にかけて、総務部総務課、企画調整部総合政策課、商工観光部観光課、農林水産部農林水産課、建設部建設課、教育委員会学校教育課などと計画内容の協議を行った。

②史跡所有者との意見交換

由利本荘市においては令和6年7月6日（土）の木境大物忌神社の虫送り行事の際、全町内代表に概要版を配布の上意見徴収を行った。森子地区については同年7月12日（金）森子集落会館において関係者に概要について説明の上意見交換を行った。

にかほ市においては、令和6年8月4日（日）小滝奈曾会館において金峰神社ならびに霊峰神社関係者に概要について説明の上意見交換を行った。

③市民に対するパブリックコメントの実施

由利本荘市、にかほ市ともに令和6年10月15日（火）～11月14日（木）にパブリックコメントを実施した。由利本荘市は市役所及び各総合支所の8ヶ所で、にかほ市は市役所の各庁舎3ヶ所で実施した。



パブリックコメント（西目総合庁舎）

令和6年10月15日広報よりほんじょう

第3章 位置と環境

第1節 位置

1. 由利本荘市の概要

由利本荘市は、秋田県の南西部に位置し、北は秋田市、南はにかほ市、山形県遊佐町・酒田市・真室川町、東は大仙市、横手市、湯沢市、羽後町に接し、県庁所在地である秋田市には20～60キロメートルの県内にある。平成17（2005）年3月に、旧本荘市と周辺の7町（矢島・岩城・由利・大内・東由利・西目・鳥海）が合併して誕生し、令和6年3月末現在で人口71,285人、世帯数30,895である。

市域は東西約32.3km、南北約64.7km、面積は1209.59km²で、秋田県の面積の約10.4%を占め、県内の市町村では最も広大な面積を有している。

地目別では、山林が約74.6%（約903km²）、農用地が約10.6%（約129km²）で、宅地は約2.1%（約25km²）となっている。

2. にかほ市の概要

にかほ市は、秋田県南西部に位置し、東は由利本荘市、南は山形県遊佐町に接している。南東に鳥海山、西に日本海を臨む山と海に囲まれた地域で、鳥海山の山すそが海岸近くまで延び、沿岸部に人口が集中している。平成17年10月に仁賀保町、金浦町、象潟町の三町が合併して誕生し、令和6年3月末現在で人口22,272人、世帯数9,236である。

市域は東西約16.6km、南北約23.0km、面積は241.13km²で秋田県内で14番目の大きさの面積を持つ。

地目別では、山林が約62.6%（約151km²）、農用地が約15.4%（約37km²）で宅地は約3.2%（約7.7km²）となっている。

3. 史跡の概要

（1）指定名称 史跡 鳥海山（ちょうかいざくさん）

（2）指定の履歴

- ①山形県側指定地が指定—平成20年3月28日 文部科学省告示第34号
- ②秋田県側指定地が指定—平成21年7月23日 文部科学省告示第116号
- ③滝沢口登拝道等が追加指定—平成28年10月3日 文部科学省告示第145号

（3）指定地の面積

①山形県側指定地—9,172,977.93m²

遊佐町 鳥海山地区【鳥海山大物忌神社境内と登拝道】	9,077,499.93m ²
吹浦地区【鳥海山大物忌神社吹浦口ノ宮境内】	57,688.00m ²
蕨岡地区【鳥海山大物忌神社蕨岡口ノ宮境内】	32,560.00m ²
丸池地区【丸池神社境内】	4,158.00m ²

- ②秋田県側指定地－1,485,099.25㎡
- | | |
|----------------------|---------------|
| にかほ市 小滝地区【金峰神社境内】 | 20,356.59㎡ |
| 霊峰地区【霊峰神社跡】 | 1,370,435.00㎡ |
| 由利本荘市滝沢地区【森子大物忌神社境内】 | 34,345.00㎡ |
| 矢島木境地区【木境大物忌神社と登拝道】 | 59,962.66㎡ |
- ③追加指定地－5,202.47㎡
- | | |
|----------------------|-----------|
| 由利本荘市滝沢地区【鳥海山滝沢口登拝道】 | 2,063.86㎡ |
| 遊佐町 蕨岡地区【龍頭寺の境内地】 | 3,138.61㎡ |
| 吹浦地区【吹浦口登拝道】 | |
- ④指定地総計面積－10,663,279.65㎡

(4) 指定基準

史跡の部 三（特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準）

我が国の歴史の正しい理解のために欠くことができず、且つ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において学術上価値のあるもの

三 社寺の跡又は旧境内その他祭祀進行に関する遺跡

(5) 指定地土地所有関係の概要

所在地	所有区分	面積	総面積
遊佐町所在史跡	町有地	0㎡	9,176,116.54㎡
	社寺有地	9,176,116.54㎡	
	民有地	0㎡	
にかほ市所在史跡	市有地	1,372,018.00㎡	1,390,791.59㎡
	社寺有地	18,773.59㎡	
	民有地	0㎡	
由利本荘市所在史跡	市有地	28,535.73㎡	96,371.52㎡
	社寺有地	15,717.98㎡	
	民有地	52,117.81㎡	

4. 関連する文化財

(1) にかほ市 小滝地区

- ①木造蔵王権現立像 3 軀（秋田県指定有形文化財〈彫刻〉）
- ②木造観音菩薩立像 1 軀（秋田県指定有形文化財〈彫刻〉）
- ③木造狛犬 （秋田県指定有形文化財〈彫刻〉）
- ④鐘 （にかほ市指定有形文化財〈工芸品〉）
- ⑤小滝のチョウクライロ舞（国指定重要無形民俗文化財）
- ⑥鳥海山小滝番楽 （国記録選択、秋田県指定無形民俗文化財）
- ⑦奈曽の白瀑谷 （国指定名勝）



小滝のチョウクライロ舞



木造観音菩薩立像

周辺の主な文化財（小滝・霊峰地区）

時 代	名 称	備 考
縄文	下居権現森	遺物包含地
縄文	ヨシワ沢	遺物包含地
縄文・弥生	上熊ノ沢遺跡	遺物包含地
縄文・古代	菅 先	遺物包含地
縄文・中世	新館	遺物包含地
縄文・中世	古館	遺物包含地
縄文-近世	御嶽公園館跡	館跡・遺物包含地
縄文-近世	ヲフキ遺跡	遺物包含地
縄文-近世	カウヤ遺跡	遺物包含地
中世	山根館	県指定史跡
中世	塩越城跡	館跡
中世	国見館館跡	館跡
中世	赤石館	館跡
中世	栗山館	館跡
中近世	金峰神社境内	国指定史跡
中近世	霊峰神社跡	国指定史跡
近世	由利海岸波除石垣	国指定史跡
近世	青塚山砲台場	砲台跡
近世	十二林館跡	集落跡
近世	生駒陣屋跡	陣屋跡
不詳	奈曾の白瀑谷	国指定名勝
不詳	おくのほそ道の風景地・象潟及び汐越	国指定名勝
不詳	おくのほそ道の風景地・三崎（大師崎）	国指定名勝
不詳	象潟	国指定天然記念物

不詳	鳥海山獅子ヶ鼻湿原植物群落及び 新山溶岩流末端崖と湧水群	国指定天然記念物
不詳	上郷の小正月行事（横岡）	国指定重要無形民俗文化財
不詳	上郷の小正月行事（大森）	国指定重要無形民俗文化財
不詳	小滝のチョウクライロ舞	国指定重要無形民俗文化財
不詳	鳥海山日立舞	国記録選択・県指定無形民俗文化財
不詳	冬師番楽	国記録選択・県指定無形民俗文化財
不詳	伊勢居地番楽	国記録選択・県指定無形民俗文化財
不詳	釜ヶ台番楽	国記録選択・県指定無形民俗文化財
不詳	鳥海山小滝番楽	国記録選択・県指定無形民俗文化財
不詳	象潟の盆小屋行事	国記録選択・市指定無形民俗文化財
不詳	タブの群落	県指定天然記念物
不詳	大須郷のウミウ繁殖地	県指定天然記念物
不詳	前川のタブノキ	県指定天然記念物
不詳	白椿	県指定天然記念物
不詳	金浦のタブ林	県指定天然記念物
不詳	三崎山旧街道	県指定史跡
不詳	七高神社の正月年占行事	県指定無形民俗文化財
不詳	上郷の温水路群	県指定有形文化財
不詳	大森歌舞伎	市指定無形民俗文化財
不詳	蚶満寺山門	市指定有形文化財
不詳	旧佐々木家住宅	市指定有形文化財

(2) 由利本荘市 矢島木境地区

- ①本海獅子舞番楽 (国指定重要無形民俗文化財)
- ②木境大物忌神社の虫除け祭り (秋田県指定無形民俗文化財)
- ③木境大物忌神社 (由利本荘市指定有形文化財〈建造物〉)
- ④福王寺宝篋印塔 (由利本荘市指定有形文化財〈彫刻〉)
- ⑤福王寺の二師像 (由利本荘市指定有形文化財〈歴史資料〉)
- ⑥大杉家修験遺物 (由利本荘市指定有形文化財〈歴史資料〉)
- ⑦法体の滝 (秋田県指定名勝及び天然記念物)



木境大物忌神社の虫除け祭り



福王寺二師像

周辺の主な文化財（矢島木境地区）

時代	名称	備考
旧石器	桃野Ⅰ遺跡	埋蔵文化財包蔵地
縄文	一本鳥居遺跡	埋蔵文化財包蔵地
縄文	鶴田沼遺跡	埋蔵文化財包蔵地
縄文	桃野Ⅱ遺跡	埋蔵文化財包蔵地
縄文	安堵地遺跡	埋蔵文化財包蔵地
縄文	針ヶ岡遺跡	魚形文刻石（県指定）出土
縄文	下針ヶ岡遺跡	埋蔵文化財包蔵地
縄文	持子遺跡	埋蔵文化財包蔵地
縄文	沢ノ内遺跡	埋蔵文化財包蔵地
縄文	山田遺跡	埋蔵文化財包蔵地
縄文	前杉	魚形文刻石（県指定）出土
縄文	下山寺遺跡	埋蔵文化財包蔵地
縄文	根井館Ⅰ遺跡	館跡
縄文	魚形文刻石	市指定有形文化財
古代	花立沼遺跡	埋蔵文化財包蔵地
中世	熊ノ子沢館	館跡
中世	打出地館	館跡
中世	笹山館	館跡
中世	履沢館	館跡
中世	根城館	市指定史跡
中世	田沢館	館跡
中世	山館	館跡
中世	大館	館跡
中世	築館	館跡
中世	築館	寺院板碑出土
中世	助の淵遺跡	埋蔵文化財包蔵地
中世	曲り淵遺跡	埋蔵文化財包蔵地
中世	上野館	館跡
中世	大川原Ⅱ遺跡	埋蔵文化財包蔵地
中世	西の館	館跡
中世	根井館	市指定史跡
中世	元町谷地遺跡	板碑・五輪塔出土
中世	相庭館	館跡
中世	薬師堂宮殿安置跡	市指定史跡
中・近世	八森城	市指定史跡
中・近世	木境大物忌神社境内	国指定史跡

近世	九日町経塚	経塚跡
近世	田沢瓦窯跡	瓦窯跡
近世	土田家住宅	重要文化財
近世	八幡神社本殿	県指定有形文化財
近世	金比羅神社	市指定有形文化財
近世	福王寺の宝篋印塔	市指定有形文化財
近世	義烈良民の墓	市指定史跡
近代	金嶺山龍源寺本堂	国登録有形文化財
近代	八 森 苑	国登録有形文化財
近代	大井家住宅主屋	国登録有形文化財
不詳	木境大物忌神社の虫除け祭り	県指定無形民俗文化財
不詳	濁川獅子舞	国記録選択無形民俗文化財
不詳	熊之子沢神楽	市指定無形民俗文化財
不詳	八ツ杉星宮大明神神楽	市指定無形民俗文化財
不詳	神明社八朔祭り	市指定無形民俗文化財
不詳	山寺のツバキ	市指定天然記念物
不詳	高建寺臥竜松	市指定天然記念物
不詳	サイカチ	市指定天然記念物
不詳	八幡神社櫓	市指定天然記念物

(3) 由利本荘市 滝沢地区

- ①森子大物忌神社本殿（国登録有形文化財）
- ②森子大物忌神社拝殿及び幣殿（国登録有形文化財）



森子大物忌神社本殿正面外観



森子大物忌神社拝殿及び幣殿内部

周辺の主な文化財 [滝沢地区]

時代	名称	備考
縄文	明法台遺跡	埋蔵文化財包蔵地
縄文	大舟沢遺跡	埋蔵文化財包蔵地
縄文	西上原遺跡	埋蔵文化財包蔵地
縄文	舞台遺跡	埋蔵文化財包蔵地
縄文	田代遺跡	埋蔵文化財包蔵地
縄文	下屋敷遺跡	埋蔵文化財包蔵地
縄文	東由利原Ⅰ遺跡	埋蔵文化財包蔵地
縄文	東由利原Ⅱ遺跡	埋蔵文化財包蔵地
縄文	東由利原Ⅳ遺跡	埋蔵文化財包蔵地
縄文	東由利原Ⅲ遺跡	埋蔵文化財包蔵地
縄文	中沢遺跡	埋蔵文化財包蔵地
縄文	五十土遺跡	埋蔵文化財包蔵地
縄文	下飛鳥遺跡	埋蔵文化財包蔵地
縄文	諏訪台遺跡	埋蔵文化財包蔵地
縄文	小菅野遺跡	埋蔵文化財包蔵地
縄文	大台遺跡	埋蔵文化財包蔵地
縄文	大台Ⅱ遺跡	埋蔵文化財包蔵地
縄文	大台Ⅲ遺跡	埋蔵文化財包蔵地
縄文	大台Ⅳ遺跡	埋蔵文化財包蔵地
縄文	大台Ⅴ遺跡	埋蔵文化財包蔵地
縄文	上の台Ⅱ遺跡	埋蔵文化財包蔵地
縄文・弥生	上の台Ⅲ遺跡	埋蔵文化財包蔵地
縄文・古代	小坂下遺跡	埋蔵文化財包蔵地
弥生	上の台遺跡	埋蔵文化財包蔵地
古代	荒股沢遺跡	埋蔵文化財包蔵地
古代	鍛冶の沢遺跡	埋蔵文化財包蔵地
古代	大杉遺跡	埋蔵文化財包蔵地
古代	弥勒山遺跡	埋蔵文化財包蔵地
中世	山崎館	館跡
中世	蒲田館	館跡
中世	西の館	館跡
中世	慶祥庵跡	寺跡
中世	五十土本田遺跡	埋蔵文化財包蔵地
中世	根場子城	城跡
中世	上の台館	館跡
中世	坊屋敷跡	屋敷跡

中世	根城館	館跡
中世	由利仲八郎政春終焉の地	市指定史跡
中・近世	森子大物忌神社境内	国指定史跡
中・近世	森子集落跡	集落跡
近世	黒沢番所跡	番所跡
近世	滝沢城	城跡
近世	龍洞寺跡	寺跡
近世	土蔵寺跡	寺跡
近世	飯沢庵寺跡	寺跡
近世	山王宮跡	宮跡
近世	花見館	館跡
近世	大水口番所跡	番所跡
近世	五十土墓地経塚	経塚跡
近世	小菅野墓地経塚	経塚跡
近世	吉沢番所跡	番所跡
近世	根城経塚	経塚跡
近世	鳥海山碑	石碑
近世	日枝神社神楽殿	市指定有形文化財
近世	森子大物忌神社本殿・拝殿幣殿	国登録有形文化財
近世	畑中喜右衛門の碑	市指定史跡
近代	小坂下瓦窯跡	瓦窯跡
近代	鳥海山碑	石碑
近代	佐々木家住宅主屋・養老閣	国登録有形文化財
近代	吉沢神明社本殿・拝幣殿	国登録有形文化財
近代	山田合戦の跡	市指定史跡
不詳	屋敷番楽	国記録選択無形民俗文化財
不詳	大日神楽（前郷神楽）	市指定無形民俗文化財
不詳	飯沢菖蒲叩き行事	市指定無形民俗文化財
不詳	蒲田天神講行事	市指定無形民俗文化財

第2節 環境

1. 自然環境

(1) 地形

由利本荘市とにかほ市は南に標高2,236mの秀峰鳥海山、東に出羽丘陵を背し、由利本荘市は本荘平野の中央を県内第三の規模の一級河川子吉川が貫流して途中笹子川、鮎川、石沢川、芋川等の支流を集めて日本海に注いでいる。にかほ市は白雪川と奈曽川が日本海に注いでいる。

山形県との境界に位置する鳥海山は、東北地方では福島県の燧ヶ岳（ひうちがたけ）（2,356m）に次ぐ第二の高峰で、玄武岩～安山岩の成層火山である。山頂部には山体崩壊によって生じたカルデラが西部

(西鳥海)と東部(東鳥海)にある。秋田県側の東鳥海は北に開いた東鳥海馬蹄形カルデラを中心とし、山体の表層部は若い溶岩流で覆われている。享和元(1801)年の噴火活動では、新山溶岩ドームが形成され、昭和49(1974)年には小規模な水蒸気噴火があった。独立峰であり頂上からの眺めが素晴らしく、一帯は鳥海国定公園に指定されている。また、平地から眺めると裾が大地に広がっている容姿から、「秋田富士」あるいは「出羽富士」とも呼ばれている。由利本荘市には矢島・猿倉・百宅の三カ所に登山口があり、にかほ市には小滝に登山口があり、それぞれの登山道で特徴が異なっている。チョウカイフスマやイワカガミなどの高山植物も多く、この山でしか見ることのできない花々も魅力の一つで、日本百名山の一つに数えられている。鳥海山北麓の地域では、古代より修験道が盛んで、神楽や番楽が修験者によって広められ、現在も継承されているなど、鳥海山は信仰の山としても古くから崇敬されている。

子吉川下流域には本荘平野が形成され、水田を中心とした穀倉地帯になっている。子吉川の河口域に位置する本荘は、近世には湊町・城下町として発達し、北前船が寄港するなど、経済・文化の拠点として栄え、現在に至っている。また、鳥海山や出羽丘陵を水源とした子吉川水系の大小の河川による浸食・堆積等により形成された流域には段丘が発達し、旧石器時代から近世・近代に至る数多くの遺跡が確認されており、この段丘上を中心に現在由利本荘市には470カ所を超える遺跡が存在している。子吉川河口部から約4kmほど上流の子吉川とその支流芋川との合流点には、約七千年前の縄文海進のピークを迎えた時期の菖蒲崎貝塚が所在しており、数少ない日本海側の最も古い貝塚として知られている。

ほぼ直線的な海岸線を描く日本海に面した海岸平野地帯には、砂丘地が海岸線から幅0.5~3.0kmにわたって分布している。全部が現世の風成砂で、砂丘の高さはほとんど80m以下だが、一部は最高121mに及んでいる。砂丘砂の厚さは5m前後、最大では30mである。この南北に連なる砂浜の海岸に沿って、北から順に岩城地域・本荘地域・西目地域には海水浴場と漁港が点在している。

(2) 地質

今から約2,400万年前の頃は、地質学では新第三世紀中新世と呼ばれ、海底で激しい火山活動が繰り返されて、大量の溶岩や火山灰などの噴出物が吹き出し、それらが厚く堆積した。出羽丘陵などで見られる軽石を含んだ緑色の凝灰岩(グリーンタフ)は、この時期の火山活動で堆積したものである。

約1,100万年前頃、褶曲運動や隆起運動が活発になり、それまでの海底の堆積物が陸上に姿を現し出羽丘陵の東側が形成され、本荘地区の平野部は100万年前頃から陸地化が始まった。時代が新しくなるにしたがって陸地化が進み、5万年前までには現在の平野部はほぼ陸になっていたと考えられている。

なお、鳥海山の噴火活動については、約60万年前に始まり、その活動はⅠ~Ⅲのステージに区分されている。

・ステージⅠ(およそ60万年前~16万年前)古期鳥海火山帯の活動期

古期鳥海火山帯と呼ばれる現在の鳥海山の基になる山が活動していた。その山は、標高2,000メートル以上の大きな円錐形(現在の富士山のような形)をしていたと考えられている。

・ステージⅡ（およそ16万年～2万年前）西鳥海火山帯の成長と崩壊

古期鳥海火山体が成長を始める。これにより、溶岩などの噴出物がそれまでの火口だけでなく東西に広く分布するようになる。この活動により、古期鳥海火山体も山崩れを起こし、崩れた後に大きなカルデラが形成される。その形から、西鳥海馬蹄形カルデラと呼ばれている。

・ステージⅢ（およそ2万年前～現在）東鳥海火山体の成長と崩壊

西鳥海火山体の崩壊後、鳥海山の東側に東鳥海火山体と呼ばれる火山が成長を始める。また、鳥海山の西側山腹から猿穴溶岩と呼ばれる溶岩が流れる。この東鳥海火山体は、今から約2,500年前に北方に向かって山崩れを起こし、にかほ市の平沢～象潟方面、釜ヶ台方面に大量の岩石を堆積させ、現在の地形の原形が形成された。この大規模な山崩れの後、西鳥海火山体と同じように大きなくぼ地ができ、東鳥海馬蹄形カルデラと呼ばれている。

有史後も鳥海山は噴火を繰り返してきている。先人が記録してきた、主な噴火の記録は以下のとおりである。

鳥海山 有史以降の火山活動

西暦（年）	活動の内容
708～715	水蒸気噴火
810～823	水蒸気噴火
830	水蒸気噴火？（泥流発生）
871	中規模、水蒸気噴火→マグマ発生
939	水蒸気噴火
1659～1663	水蒸気噴火
1740～1747	水蒸気噴火
1800～1804	水蒸気噴火→マグマ噴火（泥流発生） 新山溶岩ドーム形成
1821	水蒸気噴火
1834	水蒸気噴火
1974	小規模 水蒸気噴火（泥流発生）

（国土交通省 気象庁 HP より）一部加筆

（3）気候

由利本荘市、にかほ市ともに沿岸部は対馬暖流の影響を受け、気候は県内では比較的温暖な地域であるが、海岸部と山間部では気候条件が異なり、特に冬季においては積雪量に差がみられる。沿岸部（本荘地域）では年平均気温12.6℃、年間降水量1,923.5mm、最深積雪34.2cm、山間部（矢島地域）では年間平均気温11.4℃、年間降水量2,299.9mm、最深積雪100.4cmと特に冬季における積雪量に差が見られる。由利本荘市の南に位置するにかほ市沿岸部では、更に気候が温暖で、平均気温13.4℃、年間降水量は1,699.6mm、最深積雪は記録がない。

（数字はいずれも気象庁気象統計情報より2017～2021年の平均値）

各地区の気象データ

年	本荘地区（沿岸部）			矢島地区（山間部）			にかほ地区（沿岸部）		
	年間降水量 （mm）	平均気温 （℃）	最深積雪 （cm）	年間降水量 （mm）	平均気温 （℃）	最深積雪 （cm）	年間降水量 （mm）	平均気温 （℃）	最深積雪 （cm）
2017	2,057.5	11.9	46	2,502.0	10.7	91	1,852.5	12.7	—
2018	1,865.0	12.4	33	2,259.0	11.3	124	1,635.5	13.1	—
2019	1,695.0	12.9	25	2,035.0	11.6	104	1,472.5	13.6	—
2020	2,061.5	13.0	18	2433.5	11.8	34	1,842.5	13.7	—
2021	1,938.5	13.0	49	2,270.0	11.7	149	1,695.0	13.7	—
平均	1,923.5	12.64	34.2	2299.9	11.42	100.4	1,699.6	13.36	—

（気象庁気象データ検索より）

（4）動植物

①植物

日本海沿岸を北上して流れる対馬暖流の影響で、由利本荘市とにかほ市の沿岸部は温暖な気候になっている。そのため、この地域では照葉樹林（常緑広葉樹林）帯の指標種であるタブノキやヤブツバキなどが生育している。タブノキはにかほ市に大きな群落が見られ、由利本荘市には小規模な群落が確認されている。

内陸部に入ると大部分の地域はブナやコナラに代表される夏緑樹林（落葉広葉樹林）帯が見られる。谷添いの湿った環境下ではトチノキやサワグルミ等の群落が確認される。また、海岸の砂地には先人たちの植林事業によってクロマツ林が植樹されている。クロマツ林より波打ち際の浜辺にはハマヒルガオ、ハマニガナ、ハマボウフウ、ハマエンドウ等の海浜植物が確認されている。

矢島地区の鳥海ムラスギ原生林は、秋田県内でも数少ない天然スギ林として県の天然記念物に指定されている。

鳥海山の稜線部地域では、海拔高度が高く低温期間が長いため、高山植物のハイマツやチングルマなどが群落を形成している。乾燥の強い岩場などにはハイマツの他ガンコウランやイワヒゲ、チョウカイツスマ等が、雪田などの湿潤な環境にはチングルマ、ヒナザハクサンチドリなどが生育している。



ヤブツバキ



チョウカイツスマ

②動物

鳥類では、里山付近でキジ、アオバズク、フクロウ、オオタカ、ノスリ等が確認されている。鳥海山麓のブナ林とその周辺ではウグイス、キビタキ、オオルリ、ハチクマ、イヌワシ、

ヤマドリ等が確認されている。河川周辺にはヤマセミ、カワセミ、オシドリ、ミサゴ、アオサギ、オオハクチョウ、コハクチョウ等が確認されている。鳥海山麓には、ブナ林やコナラ林、草原、河川、水田などがあるため、多種の野鳥が生息している。

哺乳類では、里山付近にニホンリス、ホンドギツネ、ホンドタヌキ、ニホンアナグマ、ムササビ、ハクビシン等が、ブナ林にはトウホクウサギ、ホンドテン、ニホンカモシカ、ツキノワグマ等が確認されている。

魚類では、ホトケドジョウ、アカザ、キタノアカヒレタビラ、シナイモツゴ、ウケクチウダイ、カワヤツメ等が生息しており、サケの遡上も見られている。昆虫類では、幼虫がタブノキの葉を食草とするアオズシアゲハや鳥海山北側の山麓が北限の生息地とされるギフチョウなどが生息している。また、マダラナニワトンボは尾が赤くならないアカトンボの仲間で秋田県が北限とされている。



ニホンカモシカ



ギフチョウ

(5) 景観

鳥海山は独立峰であるとともに、日本海から山頂までの距離が約16kmと近く、山頂に雪が積もった景観が富士山と類似しているため、出羽富士とも呼ばれている。山頂からは北方に白神山地や岩手山、南方に佐渡島、東方には太平洋を臨むことができる。山頂からは国指定天然記念物象潟の九十九島が一望できるとともに、日本海に浮かぶ飛島も確認できる。

また、由利本荘市、にかほ市とも全域から鳥海山の姿を仰ぎ見ることができ、人々の精神的な拠り所となっている。両市ともに市民歌の中に鳥海山が謳われており、市内の小中学校の校歌においても鳥海山がその歌詞の中に登場している。

鳥海山の景観を特徴づけるものに鳥海山の万年雪と影鳥海がある。鳥海山の万年雪は大量の積雪の一部が年間を通して雪渓として残るものであり、春先にはこの雪渓が稲作において種蒔きの時期を知らせる指標となったと言われている。影鳥海は日の出とともに鳥海山の影が日本海に映る現象である。

平成30年には、鳥海山麓に風力発電事業が計画され、同年2月より住民説明会が行われた。この計画では鳥海山1合目の花立周辺や2合目の木境大物忌神社に隣接する高原地帯の国有地2,903haの地に風力発電10期程度を建設するというものであった。計画の届け出を受けて、由利本荘市では、「鳥海山麓の広大な山林の開発につながる、豊かな自然環境を犠牲にしても事業を実施する必要性の説明を求めたい」という内容の意見書を提出し、県も景観などへの重大な影響を回避、低減できない場合は事業計画の見直しを検討するとの意見書を事業者側に送った。さらには「由利本荘・にかほ市の風力発電を考える会」が発足し、計画に反対する市民運動が行われた。結果として、この地域への風力発電の建設は見送られ、その背景には、鳥海山を守ろうとする市民の努力があった。

2. 鳥海山北麓(由利本荘市・にかほ市)の歴史的環境

(1) 原始・古代



原始時代における文化は各地の遺跡からその一端を確認することができる。由利本荘市では、子吉川と芋川の合流地点で発見された菖蒲崎貝塚が、縄文時代における日本海側の数少ない貝塚遺跡として知られている。また、矢島地域の前杉遺跡、針ヶ岡遺跡等から出土した六点の石には鮭と考えられる魚形が宣告されていることが確認されている。このほかにも大内地域の才の神遺跡からは巨大な石棒が出土され、東由利の湯出野遺跡からは墓坑群が発掘され勾玉や耳飾りなどの副葬品も確認されている。

また、にかほ市象潟地区では上熊ノ沢遺跡やヲフキ遺跡から縄文時代の遺跡が確認されている。

弥生時代の遺跡として本市西目地域の宮崎遺跡や、由利地域の上の台遺跡などで弥生土器が発見されてい

る。古墳時代の文化を語る上で、由利本荘市西目地域の井岡遺跡から出土した子持ち勾玉(写真1)と同じく西目地区の宮崎遺跡から出土した北大式土器は重要な意味を持つと考えられている。

前者は、古墳時代前・中期を中心に北陸や近畿以西で多く発見され、後者は、北海道で作られ使用されていた土器で、交流による人や物の移動があったことを示している。

古代においては出土遺物に加えて、中央の文献資料から鳥海山北麓に位置する鳥海山北麓の文化と歴史をうかがい知ることができる。宝亀11年(780)年8月23日条に続日本紀には「また由利柵は、賊の要害に居して、秋田の道を継ぐ。亦た宜しく兵を遣わして相助けて坊禦せしむべし。」と記載があり、歴史上初めて由利柵が文献に登場する。由利柵は、律令政府が東北を支配する政策の一環で造営され、防御施設や事務を取扱う役所や、武具、武器、食料などを貯蔵する倉庫などを貯蔵する倉庫など多くの施設を伴う施設であったと考えられている。ただし、その記載はこの一度であり、由利本荘市域が推定とされてきたが、場所や遺跡の特定には至っていない。また、「延喜式」によれば、古代の出羽東山道に蚶方、由理の駅家が置かれていた。駅伝制は律令政府と地方において迅速な情報伝達、交換をするために設けられた緊急通信制度であり、伝馬制とともに古代交通制度の基幹をなした。秋田城跡から出土した漆紙文書にも「蚶形(方)駅家」の記載が確認されている。



(2) 中世

文治5年(1189)の奥州合戦以降、多くの関東武士団が移住し地頭に補任されることとなった。由利郡に関しては由利維平が任ぜられたとする説が一般的であるが、維平が討死した後は、一族を代表して維久が受け継いだとも考えられている。由利郡では在地の住人がそのまま地頭として残るという極めて例外的な措置がとられた。

建暦3年(1213)の和田合戦において、由利維久は北条方として参戦したが、和田側への

寝返りを疑われ、由利郡の地頭職を剥奪されることとなった。

維久のあとを受けて由利郡地頭職を補任されたのは、信濃守小笠原遠光^{とおみつ たいのつばね}の娘大弐局^{おおいともみつ}であった。大弐局には実子がいなかったため、甥の大井朝光^{おおいともみつ}に由利郡地頭職を譲ったといわれる。

鎌倉時代後期になると北条氏の家督を握る個人(=得宗)に権利が集中し、その強力な統制下に北条氏の得宗一門が中央や地方の要職を独占することとなる。得宗専制下で由利郡の支配関係は前期と異なる様相となった。霜月騒動(1185)後、小笠原氏は北条氏に接近して得宗家の被官となったといわれる。被官となることにより、地頭職は北条氏のものとなるが、小笠原氏がその地頭代として現地の経営に携わることになり、由利郡の中に北条得宗領が拡大していった。



写真2 北畠顕著信寄進状

鎌倉時代後期から南北朝にかけて、鳥海山北麓には新たな武士団の進出が確認できる。永仁7年(1299)に小早河^{ほやくわ}(川)定平へ、「出羽国由利郡小友村」の領地宛行状が発給された。

小早河氏は、安芸国沼田新莊^{あきぬまたしんしょうむくなしごう}椋梨郷(広島県)を本貫地とする武士であるが、北条氏から恩賞として小友村を安堵された。正平13年(1358)奥羽において南朝方の最高権力者とし支配をふるっていた北畠顕信は「由利郡小石郷羽国一宮である大物忌神社に寄進し、奥羽両国の安堵を祈願する寄進状を発給している(写真2)。「小石郷」は「子吉郷」、「乙友村」は「小友村」と考えられており、由利郡内でも南北朝の動乱の影響が領主の変遷に現れていると考えられている。



図2 由利衆と周辺領主たち

戦国時代になると「由利衆」もしくは「由利の面々」と呼ばれる在地領主が支配を強めることとなった。天正15年(1587)10月22日付けの最上義光

の書状の中では「由利十二頭」と記され、江戸時代以後、由利衆の動向を生き生きと描いた『由利十二頭記』が流布することとなった。由利衆としては主に矢島氏、仁賀保氏、赤宇曾(赤尾津)氏、瀧保氏、打越氏、子吉氏、下村氏、玉米氏、鮎川氏、石沢氏、滝沢氏、岩屋氏、羽川氏、芹田氏、沓沢氏、根井氏などがあげられるが、資料によって数え方が異なり、十二の氏ではなく鳥海山の本地と言われる薬師如来の前立としての十二神将にちなんで位置づけられたとする見解がある。



写真3 十二神将のうち
ち毘羅大将(子神)

(3) 近世

天正18年(1590)7月、小田原の北条氏を降伏させた豊臣秀吉は、同年の8月に入ると奥州仕置の置目を下して、検地や刀狩などを命じた。庄内・由利・仙北の仕置は上杉景勝を代官として実施された。結果鳥海山の北麓の地域は、由利五人衆と呼ばれた赤宇曾(小介川)氏、仁賀保氏、滝沢氏、岩屋氏、打越氏の五氏に多くの

知行地や太閤蔵入地と呼ばれる直轄地が設定された。この五氏を核として他の由利衆を把握するという知行の仕方がとられていった。

慶長5年(1600)、関ヶ原合戦がおこると、奥州では徳川家康軍を中心に構成された東軍についた伊達政宗・最上義光らと、石田三成らを中心に構成された西軍についた上杉景勝らとの衝突が各地に看られ、鳥海山北麓地域もその争乱に巻き込まれることとなった。その結果、最上氏の家老職をつとめた滝沢氏と、最上氏の軍勢の一員として働いた岩屋氏は由利郡内に所領を宛行われたが、赤字曾は改易の処分、仁賀保氏は常陸国武田、打越氏は常陸国新宮に写されることとなった。そして、由利を支配したのは最上義光で、その家臣楯岡光茂は本荘に城を築き城下町を形成した。しかしながら元和8年(1622)に最上氏が改易されると翌年、六郷政乗が本荘藩二万石、岩城吉隆が亀田藩一万石、仁賀保^{もがみよしあき}^{たかのぶ}拳誠が一万石、打越^{たておかみつしげ}光隆が矢島に三千石を与えられ、鳥海山北麓の近世的支配が確立することとなった。

この後、仁賀保氏は寛永元年(1624)に当主拳誠の死に死によって領地を分割し、一部は天領となった。また、打越氏は寛永11年(1634)当主光久が跡継ぎのないまま死去すると所領は没収され幕領に編入された。矢島には寛永17年(1640)に讃岐から生駒氏が転封となり、二代^{たかきよ}高^{たか}清^{きよ}のときに分地され以後交代寄合の家柄として続いた。

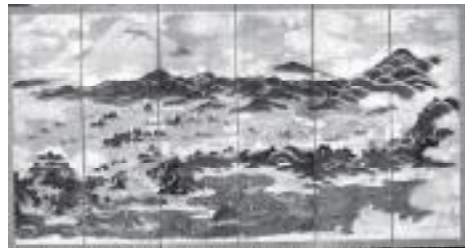


写真4 紙本着色象潟図屏風(右隻)

近世における鳥海山北麓の歴史と文化を考える上で不可欠となるの事象の一つが地震と噴火である。とりわけ、文化元年(1804)の象潟地震は鳥海山麓を震源とする大地震で、各領主が幕府に報告した資料によるとその被害は、潰家7、726件あまり、死者336人といわれている。この地震によって象潟は最大で1.8mが隆起し「八十八潟九十九島」とうたわれた象潟の景観は一変して陸地と化した。鳥海山噴火については、万治2年(1659)、元文5年(1740年)、享和元年(1801)の三回にわたり噴火の記録が残っている。

(4) 近現代

明治維新によって江戸時代の幕藩体制から、新しい時代へと変化をしていく中で、明治3年(1870)新政府は藩制の改革を布告した。これによって江戸時代の本荘領は本荘藩に、亀田領は亀田藩に、矢島領は矢島藩になるが、翌年には廃藩置県の詔が出され、本荘県、亀田県、矢島県が成立することとなる。しかしながら同年11月には全国的に県の改廃が実施され、前に記した三県は秋田県に統合されることとなり、現在の体制へとつながってゆくことになる。

近代における鳥海山北麓の歴史と文化を概観する上で、特筆すべきは明治二十年代から三十年代にかけて由利郡内で「乾田馬耕」が普及したことである(写真5)。由利郡内では明治二十年代の初めまで湿田がほとんどであったが、稲刈り前に水田の水を落として乾燥させ、春は乾燥した田を馬の力で耕す農法である。これにより刈り取り時に稲が腐敗するのを防ぐだけでなく生産性や品質も向上した。由利郡では馬耕技術を隣県の庄内地方から取り入れたが、その技術の移入に尽力したのが由利郡農会のリーダーとして活躍した斎藤宇一郎であっ

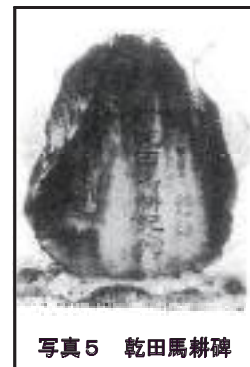


写真5 乾田馬耕碑

た。乾田馬耕の導入に伴い、資金力に乏しい小作農民にも指導と支援にあたり、結果として米の収穫が増え、農民の生活は安定してきた。

第2次大戦後は、農地改革という民主化政策によって戦前の農村社会の土台を支えていた地主小作関係を解体し、自作農民の育成・強化が目指された。旧本荘市域の町村の場合では昭和37年12月までには平均自作率が約34%から約91%まで上昇し、徹底した農地解放が行われた。結果として小作料負担から解放され、自分の土地を所有し耕作するというスタイルが定着することとなった。こうした変化は、農民に生活の余裕とゆとりを与えることとなり、結果として民俗芸能を伝承する基盤が強化されることとなった。

昭和30年代後半から40年代にかけて、農業の機械化が進行してくる。田を耕すのに牛馬から動力耕耘機が使用され、さらには稲刈りも機械化され動力刈取機、さらに五十年代になると刈取と同時に脱穀を行うコンバインや、田植えも機械化されてきた。こうした機械化は農作業時間を短縮することとなったが、一方では兼業化が進むとともに、農業人口を減少させることとなった。結果として、これまでは地域社会にとって共通の休み日であるさなぶりなどの農閑期が共通ではなくなり、民俗芸能の伝承に変化が生ずることとなった。また、仕事を求めて都市部に人口が集中し、農村部では少子高齢化現象が進行し、民俗芸能の伝承者が不足する事態が生ずる地域も見られるようになった。

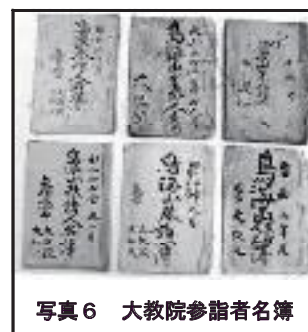


写真6 大教院参詣者名簿

近現代において鳥海山と人びととの関わりを示す資料は必ずしも多くはないが、由利本荘市矢島町や鳥海町には鳥海山への参詣者名簿が残っている（写真6）。秋田県のみならず、岩手県、青森県、宮城県、山形県など広域から鳥海山へ多くの人々が参詣したことを知ることができる。現在残る参詣者名簿からは、大正末までは岩手県西部からの参詣者が七割を超えるという状況にあった。

3. 社会環境

(1) 土地利用

由利本荘市の地目別面積を見ると、森林が約74.6%と市の4分の3を占めている。以下は農用地約10.6%、水面・河川・水路が約3.4%と続き、宅地は約2.1%にとどまっている。

にかほ市の地目別面積は、森林が約62.6%、農用地約15.4%、水面・河川・水路が約2.6%である。宅地は約3.2%と低く、由利本荘市と類似した傾向にある。

指定地内の状況は、登拝道、境内地等を除くと、そのほとんどが山林である。

地目別面積

	森林	農用地	水面河川水路	宅地	原野等	道路	その他	計(k㎡)
由利本 荘市	902.80 (74.6%)	129.00 (10.6%)	40.64 (3.4%)	24.99 (2.1%)	18.53 (1.5%)	33.57 (2.8%)	60.06 (5.0%)	1,209.59
にかほ 市	150.91 (62.6%)	37.20 (15.4%)	6.15 (2.6%)	7.73 (3.2%)	16.34 (6.8%)	10.82 (4.5%)	11.98 (5.0%)	241.13

令和5年度由利本荘市ミニデータ
にかほ市史跡要覧資料編2022

(2) 宗教施設

指定地内の宗教施設は以下のとおりである。()は建立年。

①金峰神社境内

金峰神社本殿及び本殿渡廊下(昭和53年)・金峰神社拝殿及び幣殿(万延元年)・郷土文化保存伝承館(平成6年)・宝物殿(昭和45年)・不動社(不明)・蛙社(不明)・鐘撞堂(昭和62年)・手水舎(昭和8年)・鳥居(不明)・便所(不明)・売店(不明)

②霊峰神社跡

風雪除けの石垣(不明)



金峰神社拝殿及び幣殿



霊峰神社跡風雪除けの石垣

③木境大物忌神社境内と登拝道

木境大物忌神社(明治18年)・社務所(昭和55年)・開山神社(明治16年)

④森子大物忌神社境内

森子大物忌神社本殿及び渡廊下(大正4年)・森子大物忌神社拝殿及び幣殿(安政2年)・森子大物忌神社社務所(昭和48年)・境内社保食神社(昭和25年)・境内社唐松神社(昭和50年)・不動社(昭和60年)・鳥居(不明)・神輿殿(明治31年)・手水舎(昭和25年、令和3年修理)・便所(不明)・一ノ鳥居(明治20年)・二ノ鳥居(明治20年)



木境大物忌神社



森子大物忌神社拝殿及び幣殿

(3) 地域区分

指定地に関連する両市の地域区分について概観する。

①由利本荘市（赤字）

由利本荘市は由利本荘市役所総合支所設置条例の規定により、合併前の旧7町の区域に総合支所を置き、各地域を所管している。このうち森子大物忌神社及び登拝道がある滝沢地区は由利地域に含まれる。木境大物忌神社および登拝道がある矢島木境地区は矢島地域に含まれる。このほか指定地ではないが百宅口、猿倉口などの登拝道や触頭を務めた元弘寺等の宗教施設における拠点がある鳥海地域に含まれている。また祓川神社を含めた五合目前後の登拝道は矢島地域に含まれている。



由利本荘市（赤字）・にかほ市（青字）地域区分

②にかほ市（青字）

にかほ市はにかほ市役所庁舎設置条例により、旧3町に庁舎を置いて事務を分掌している。このうち金峰神社や指定地外であるが小滝修験の宿坊のある小滝地区と、旧霊峰神社跡のある霊峰地区は象潟地域に含まれる。このほか指定地外の、院内口登拝道及び七高神社などがある院内地区は仁賀保地域に含まれている。

③各地区の世帯数と人口（令和6年3月31日現在）

市・地区	世帯数(世帯)	人口(人)	構成比
由利本荘市	30,595	71,285	100.00
本荘地域	18,218	40,390	56.660
矢島地域	1,516	3,859	5.413
岩城地域	2,127	4,530	6.355
由利地域	1,464	3,990	5.597
大内地域	2,556	6,564	9.208
東由利地域	1,164	2,782	3.903
西目地域	2,351	5,491	7.703
鳥海地域	1,499	3,679	5.161
にかほ市	9,377	23,490	100.00
仁賀保地域	3,861	9,788	41.67
象潟地域	3,995	9,872	42.03
金浦地域	1,521	3,830	16.30

(4) 交通

①鉄道

由利本荘市、にかほ市ともに東日本旅客鉄道（以下「JR」と表記）羽越本線があり、由利本荘市には、羽後本荘駅から矢島駅まで鳥海山ろく線がある。羽越本線には道川駅、岩城みなと駅、羽後亀田駅、折渡駅、羽後岩谷駅、羽後本荘駅、西目駅、仁賀保駅、金浦駅、象潟駅、上浜駅、小砂川駅の12駅がある。また鳥海山ろく線には羽後本荘駅、薬師堂駅、子吉駅、鮎川駅、黒沢駅、曲沢駅、前郷駅、久保田駅、西滝沢駅、吉沢駅、川辺駅、矢島駅の12駅がある。

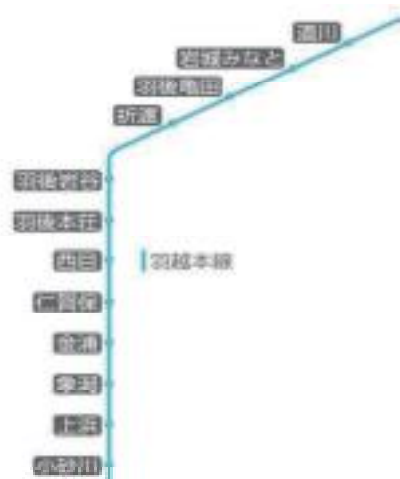
各駅の一日平均乗降客数を見ると、JR羽後本荘駅が870人、西目駅が250人、仁賀保駅が225人、象潟駅が183人などとなっている。

史跡鳥海山にアクセスする際は、小滝地区・霊峰地区はJR象潟駅が最寄り駅でここからコミュニティバスが利用できる。滝沢地区は鳥海山ろく線の前郷駅が最寄り駅である。また、矢島木境地区は鳥海山ろく線矢島駅が最寄り駅である。

由利本荘市、にかほ市のJR一日あたりの乗降客数
(2021年、単位：人)

駅名	定期外	定期	合計
羽後本荘駅	144	725	870
西目駅	22	228	250
仁賀保駅	23	201	225
象潟駅	27	156	183
金浦駅	12	122	134
羽後岩谷駅	17	87	105
岩城みなど駅	15	53	68
羽後亀田駅	5	40	46

由利本荘市、にかほ市内の羽越本線路線図



②路線バス

由利本荘市、にかほ市ともに路線バスは羽後交通がある。由利本荘市内は本荘伏見線、松ヶ崎線、福祉エリア線、県立大学線、象潟線、赤田線、岩谷線、急行秋田線、横手線、東由利線、市本荘高校線、市内線の11路線がある。にかほ市内は象潟線、仁賀保高校線の2路線がある。

◇羽後交通バス路線図◇



③コミュニティバス

由利本荘市、にかほ市ともに市でコミュニティバスを運行している。

由利本荘市は子吉線、市循環バス、西目線、南沢線、道川北線、岩城線、中田代線、羽広～軽井沢線、高尾線、大吹川線、法内線、八塩線、桃野線、猿倉線、中直根線、皿川線、伏見笹子線新沢平系統、伏見笹子線の18路線を運行している。にかほ市は平沢線、院内・小出線、釜ヶ台線、大竹線、上郷・長岡線、上郷・小滝線、小砂川線の7路線を運行している。

④道路交通

新潟県新潟市から青森県青森市まで国道7号が通っていて、由利本荘市、にかほ市の沿岸部の幹線道路となっている。本荘地区からは大仙市に向かって国道105号線、横手市に向かって国道107号線、鳥海地区を經由し湯沢市に向かって国道108号線が通っている。

日本海沿岸東北自動車道は、新潟県から山形県・秋田県の日本海側を縦断し、東北縦貫自動車道と連結し、青森県に至る高規格幹線道路となっている。由利本荘市には岩城、亀田・松ヶ崎、大内、本荘の4つのインターチェンジがあり、にかほ市には仁賀保、金浦、象潟の3つのインターチェンジがある。現在は象潟インターチェンジまでが開通している。

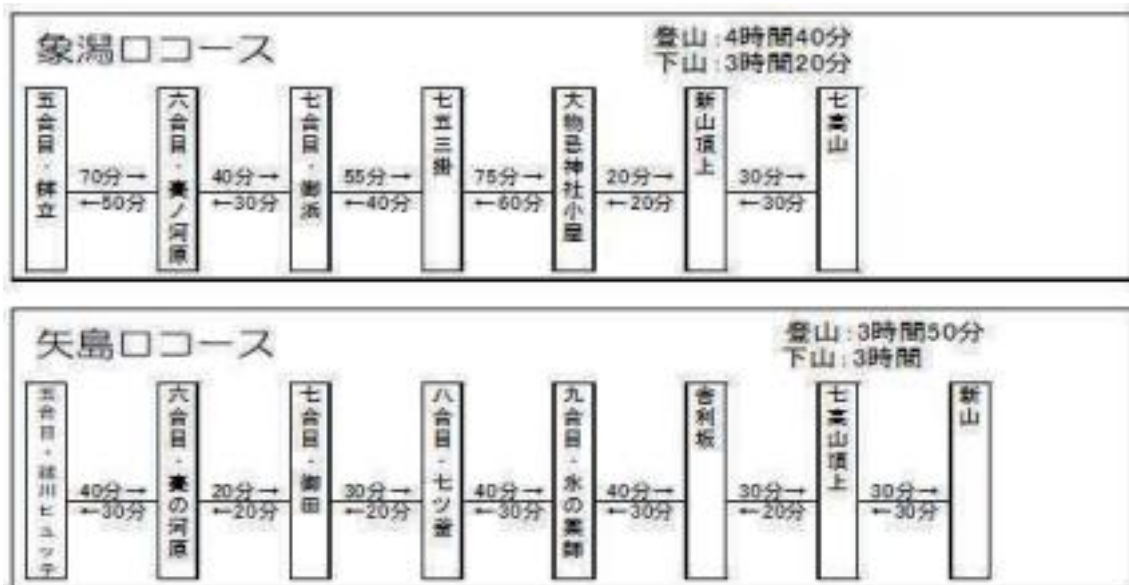
史跡鳥海山へのアクセスとしては、小滝地区、霊峰地区には象潟インターチェンジが、滝沢地区、矢島木境地区には本荘インターチェンジが最寄りのルートになっている。

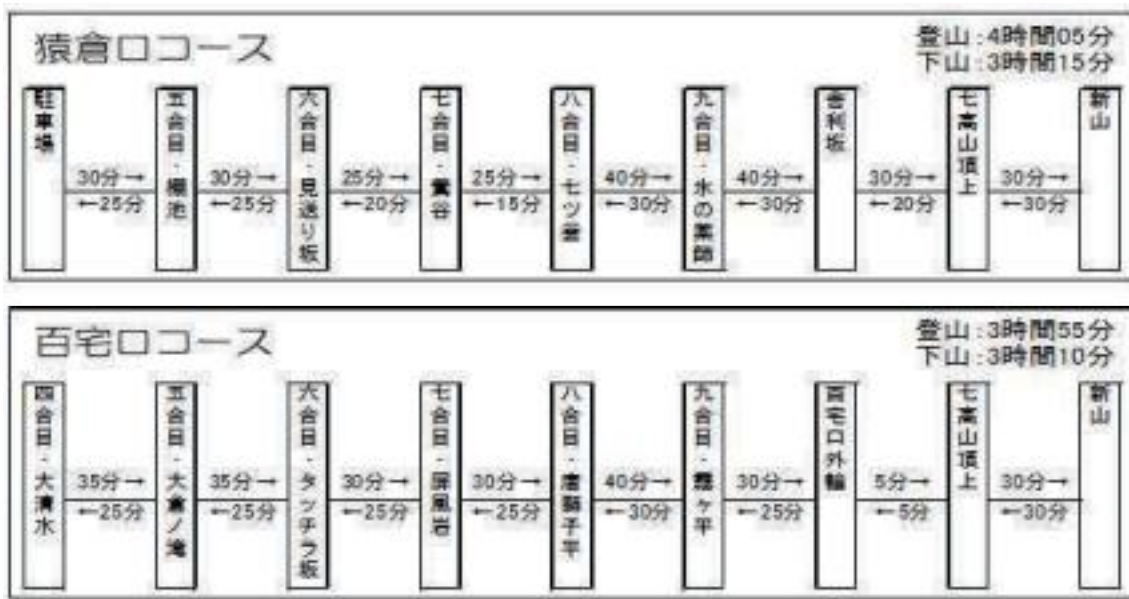
(5) 利用実態

史跡鳥海山の利用目的としては、主に鳥海山への登山、紅葉シーズンの観光などが中心である。また、地元の小中学校における「ふるさと学習」や、中学校や高等学校における登山などの学校行事において利用されている。このように、目に見える形での鳥海山の利用実態とともに、朝な夕なに鳥海山を見上げ、市民の心のランドマークとして鳥海山が位置づけられている面も重要であるとする。以下に利用実態の概要を示す。

①鳥海山への登山客

鳥海国定公園の観光客数は10万人前後で推移している。このうち登山客数は正確に把握はできないが矢島口五合目にある祓川ヒュッテ（宿泊・臨時避難施設）の利用者数が5千人から6千人程度であることを考えると象潟口、猿倉口、百宅口等の登山道を含むと2万人前後と推定される。登山道は全体的によく整備されており、矢島口の祓川と象潟口の鉾立にはビジターセンターや稲倉山荘などの便益施設があり、多くの登山客が利用している。また、紅葉シーズンには車で来訪し、紅葉を楽しむ観光客も多い。象潟口の7合目には御浜の宿泊小屋があり、宿泊や食事を取ることができる。矢島口には7合目付近には水場はないが七ツ釜避難所がある。





観光客数の推移 (由利本荘市観光振興課 単位:人)

観光地名	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
鳥海国定公園	109,000	119,000	119,500	100,100	105,900	109,700	109,700
祓川ヒュッテ	5,926	5,677	6,718	3,641	5,097	5,849	5,818
鳥海山・鉾立 (ヒュッテセンター含む)			288,948	148,487	159,900	280,840	

※表中「鳥海山・鉾立」の数値は秋田県観光統計令和4年度版より作成

②紅葉シーズンの観光客

鳥海山の紅葉は例年9月中旬頃から始まり、矢島口祓川ヒュッテや、象潟口鉾立まで車で来て、紅葉を楽しむ観光客が多い。また、象潟口では鉾立から徒歩5分ほどのところに展望台があり、眼下に奈曾溪谷や庄内平野、晴れた日には遠く日本海に浮かぶ飛島や男鹿半島までもが一望できるスポットとなっている。



由利小 森子大物忌神社での「ふるさと学習」

③学校教育における利用

小中学校では、滝沢地区の由利小学校が森子大物忌神社で神社の歴史を学ぶ学習を行っている。また、矢島小学校でも木境大物忌神社について学習する機会を設けている。にかほ市では、象潟小学校が「ジオパーク探検」の一環として小滝金峰神社を見学し、その歴史を学習している。また、金浦中学校が「にかほジオ学」として鳥海山の噴火の歴史や山体崩壊について学習し、高等学校では、にかほ市の仁賀保高校で毎年全校鳥海登山が行われており、由利本荘市でも矢島高校で鳥海登山が行われている。

④ツキノワグマによる被害

鳥海山では標高2,000m程度の山岳地帯から山麓まで熊出没の可能性があるとされ、例年6月頃になるとタケノコが生育し始め、この頃から熊の活動が活発になる。各地の登山道や鳥海ブルーライン付近でも目撃情報が多く報告されおり、登山客には熊鈴の携行を呼びかけている。

4. 史跡を取り巻く市の施策・情勢

(1) 市における上位計画・関連計画

本計画は、市における上位計画・関連計画に基づいて策定している。

①由利本荘市

◇由利本荘市総合計画「新創造ビジョン」後期基本計画（令和3年9月）

【政策1－（7）「観光の振興」】

- ・鳥海山案内人ガイド等の観光案内人の育成
- ・鳥海山・飛鳥ジオパークの推進

【政策4－（2）「生涯学習社会の推進」】

- ・「史跡鳥海山などの鳥海山文化遺産の保存と活用」

◇令和3年度由利本荘市の教育

【「11 文化」の重点施策】

- ・国史跡鳥海山を構成する鳥海山矢島口登山道、鳥海山滝沢口登山道の環境整備

◇「由利本荘市環境基本条例」（平成23年3月25日制定、同年4月1日施行）

※資料編に全文掲載

◇「由利本荘市環境基本計画」（由利本荘市環境基本条例第8条により平成23年3月制定）

【計画期間】平成25年度から令和4年度までの10年間

【目指すべき環境像】「人と自然が共生する住みよい環境の都市（まち）」

【基本方針】

- ・良好生活周辺環境 ～健康で快適な生活環境の継承～
- ・自然共生環境 ～自然と人との共生～
- ・資源循環低炭素環境 ～資源循環型社会の構築と地球環境保全
- ・自然環境の保全と整備
- ・鳥海山や海岸線の景観を損なわないように新たな建造物の建設に配慮

【自然環境における現状と課題】

- ・高標高地の森林や鳥海国定公園内の高原に広がる桑ノ木台湿原等の保護
- ・厳しい気象条件
- ・自然性の高い生態系の崩壊（登山ブームによる立ち入りや盗掘等の被害の影響）
- ・自然は将来へ引き継ぐべき大切な資産、市民共有の財産
- ・自然と共生するための保全

②にかほ市

◇第2次にかほ市総合発展計画（後期基本計画）

【主要課題】「人と文化が豊かなまち」

【施策の方向性】

- ・日本ジオパークに認定された鳥海山を核とした恵まれた自然環境や歴史・文化等の維持・保存
- ・地域が一体となった取組みの継続

◇「にかほ市水循環基本計画」（令和4年度～令和13年度）

【策定のねらい】「地域の豊富な水資源を活かした持続可能な水循環の推進」

【計画の基本理念】「水循環を生かした躍動するにかほ市」

【施策の方向性】

- ・市内外への魅力発信：水資源を活用した観光や地域振興の促進
- ・排水から生まれる資源の有効活用：水循環を通じた新たな産業創出
- ・水との共生から生まれる新たな付加価値：環境保全と地域活性化の両立

【水資源・水循環を活かした地域振興を推進するためのビジョン】

- ・鳥海山の伏流水：砂浜や海底から湧出、豊かな海底資源の創出
- ・鳥海山麓の元滝伏流水、獅子ヶ鼻湿原や奈曽の白瀑谷：鳥海山の伏流水が地表に現れるポイント
- ・獅子ヶ鼻湿原～「鳥海マリモ」（稀少種のハンデルソロイゴケとヒラウロコゴケが絡み合って球体を形成）

◇「にかほの景観を守り育む条例（景観条例）」（令和2年3月制定、7月1日運用開始）

※資料編に全文を掲載

【条例の目的】

- ・「自然と暮らしが調和する持続可能な美しい^{まち}都市にかほ」の実現に向けた景観形成と景観誘導
- ・地域の特色に根ざした景観まちづくりの推進
- ・市民の生活環境やまちへの愛着心の向上及び地域社会の健全な発展への寄与

（2）鳥海山・飛鳥ジオパーク

史跡鳥海山は平成28年に日本ジオパークに認定された鳥海山・飛鳥ジオパークのエリア内にあり、重要な構成要素の一つである。ジオパークは、地球に関わる遺産を保護し、研究に活用するとともに、自然と人間との関わりを理解する場所として整備し、科学教育や防災教育の場として、また、新たな観光資源として地域の振興に活用されるものである。鳥海山・飛鳥ジオパークでは、全体テーマを「日本海と大地がつくる水と命の循環」とし、サブテーマを「暖流・活火山・湧水がおりなす自然と暮らし」としている。

(3) 関係法令と法規制

①文化財保護法（資料編に全文を掲載）

第53条の2～第53条の8（重要文化財保存活用計画）により史跡鳥海山の保存と活用のための計画を策定し、適切な管理を行うことが求められる。文化財保護法は、日本の歴史的・文化的価値を持つ遺産を保護するための法律であり、史跡鳥海山もその対象の一つである。文化財保護法のもと、鳥海山の史跡指定は、信仰の場としての価値を守るだけでなく、登拝道や神社境内などの重要な構成要素を保護する役割を果たしている。これにより、地域の歴史や文化を後世に伝えるための環境が整えられている。



滝沢地区には、指定地外にも遺跡が広がっていることが長年の調査で明らかになってきている。その範囲は周知の埋蔵文化財包蔵地に指定され、秋田県遺跡地図で情報が公開されている。埋蔵文化財の保存に関しては、掘削を伴う工事等を行う際には、事前協議や届け出を必要とし、工事内容によっては事前の確認調査や発掘調査を行い、遺跡の詳細な確認と保存を行っている。

文化財保護法第125条に示されているとおり、指定文化財に関しては、史跡鳥海山においても現状変更を行う際には、現状変更許可申請を行い、事前に許可を得る必要がある。その際には「史跡鳥海山保存管理計画書 秋田県版」（平成24年）372頁から377頁に記されている「現状変更に対する取扱基準」を基に申請を行う。また、指定地内に登録有形文化財の建造物があるので、こちらについても望見範囲の4分の1をこえる改変については現状変更申請手続きを行い、事前に許可を得る必要がある。

また、小滝地区の指定地には国指定名勝「奈會の白瀑谷」が隣接しており、掘削を伴う現状変更については同様の許可申請が必要である。一部地域は史跡と名勝の双方に指定されており、現状変更等の際は、慎重な対応を必要とする。

②自然公園法

鳥海山は昭和38年7月24日に、国立公園に準ずる自然の風景地として環境大臣が指定し都道府県が管理する国定公園に指定されている。指定地の面積は以下の通りである。

(単位：ha)

	国有地	公有地	私有地	計
秋田県	9,040	4,573	1,825	15,402
山形県	10,004	284	3,265	13,553
計	19,044 (65.7%)	4,857 (16.6%)	5,090 (17.6%)	28,955

鳥海国定公園の特別地域区分は、小滝地区（奈曾沢4-1、8-1を除く）と霊峰地区が第2種特別地域、矢島木境地区は第3種特別地域、滝沢地区は区域外とされている。自然公園法施行規則による特別地域の区分定義は以下の通りである。これらの行為規制のある地区においては、それぞれの状況に応じて法令に基づいた手続きを必要とする。

特別保護地区	特別地域内で特に嚴重に景観の維持を図る必要のある地区
第1種特別地域	特別保護地区に準ずる景観を有し、特別地域のうちでは風致を維持する必要性が最も高い地域であって、現在の景観を極力保護することが必要な地域
第2種特別地域	第1種特別地域及び第3種特別地域以外の区域であって、特に農林漁業活動については、つとめて調整を図ることが必要な地域
第3種特別地域	特別地域のうちでは風致を維持する必要性が低い地域であって、特に通常の農林漁業活動については原則として風致の維持に影響を及ぼすおそれの少ない地域

〈※「鳥海国定公園 区域及び保護規制計画図」はP37に掲載〉

③森林法（条文は資料集に掲載）

森林法において保安林制度に該当する地域が指定地の中にも指定されている。保安林制度では、水源のかん養、土砂災害の防止などの目的を達成するために、森林を保安林として指定し、以下のような行為を規制している。

- ・保安林内で立木を伐採する場合には、都道府県知事の許可または届け出が必要となり、指定された方法および限度に従って伐採をしなければならない。
- ・保安林の適切な保全を図るため、保安林内において土地の整地や掘削などの形状変更、立木の損傷といった土地の形質変更などの行為をする場合には、あらかじめ都道府県知事の許可を受けることが必要になる。
- ・森林所有者などが保安林の立木を伐採した場合は、あらかじめ定められている植栽の方法、期間および樹種に従って植栽を実施しなければならない。

保安林制度に抵触する可能性のある事業については、事前に秋田県由利地域振興局森づくり推進室森林振興班と協議する。

④土砂災害防止法と文化財防災計画（県、両市の防災計画は資料編に掲載）

土砂災害防止法は、土砂災害による被害を防ぎ、国民の生命と財産を守ることを目的とした法律である。土砂災害防止法と文化財保護は、災害リスクのある地域における歴史的・文化的資産の保護という点で関連している。

昨今の気象状況を見ると、風水害、地震、山火事等の災害リスクが全国各地で高まっており、ハザードマップの活用や未然防止策、災害時の対応策を事前に周知することをとおして、日常の危機管理意識を高めていかなければならない。

両市のハザードマップを見ると、滝沢地区の一部が土砂災害防止法に基づき、土砂災害特別警戒と警戒区域、土石流特別警戒区域と警戒区域に指定されている。県と両市の防災計画（資料編に掲載）と秋田県文化財保存活用大綱「第5章 防災・災害発生時の対応（資料編

に掲載)」を日常的に活用すること、現状把握に努め災害防止策を市民や保護団体と検討するなど、文化財を災害から守る、被害を最小限に食い止める手立てを、事前に講じていく。

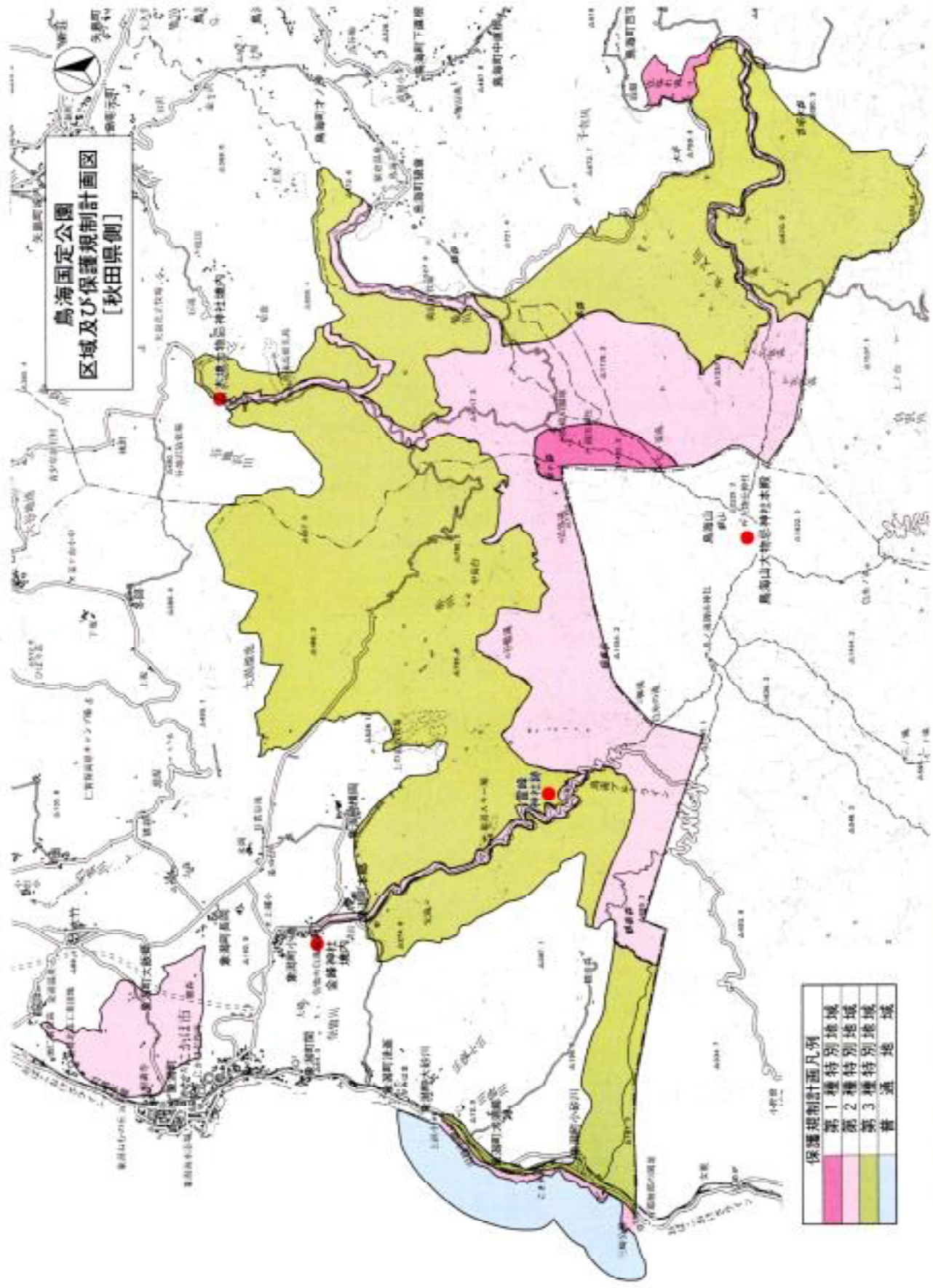
⑤景観法2004年6月18日公布

景観法は、指定の地域や土地の美しさ、環境、文化的な価値を保護し、景観の保全と改善を目的としており、景観の保全と改善によって、豊かな生活環境の創造と独創的で活力のある地域社会の実現を目指し、経済の発展や国民生活の向上に貢献することも目的に含まれている。近年、史跡鳥海山周辺においては、風力発電プロペラの設置による景観の悪化が懸念されている。今後、景観法に基づいた鳥海山の景観を保護し育成する取組に対する協力依頼を進めるなど、行政と開発企業、市民団体が連携して景観の保護と育成に務めていく。

⑥秋田県文化財保存活用大綱(令和3年3月4日)

秋田県教育委員会では、本県における文化財の保存活用の基本的な方向性を明確にするために、『秋田県文化財保存活用大綱』を策定している。県大綱では、保存と活用が相乗効果を生み出しながら文化財を継承していく姿を将来像としており、史跡鳥海山保存活用計画大綱では、県の将来像と関連させて目指す将来像を設定し、県大綱に示されている「文化財の保存活用に関する基本的な方針」に沿った史跡鳥海山保存活用の基本方針を策定した（「第1章大綱」参照）。今後は、県文化財の保存活用における方針と課題対応等を共有し、適切な保存と活用を進め、目指す将来像に迫っていきたい。

防災・災害発生時の対応については、県大綱第5章（資料編に掲載）に示されている。県・市の地域防災計画とともに、災害防止・発生の対応の周知と日常の活用を進め、いざというときに適切に対応できるように危機管理意識を高める。



烏海国定公園
区域及び保護規制計画図
[秋田県側]

第4章 史跡鳥海山の概要と本質的価値

第1節 史跡鳥海山の歴史

1. 国家的守護神としての大物忌神

秋田県と山形県の県境に位置し、裾野を日本海に広げる独立峰の大型成層火山、標高2,236mの鳥海山は、その雄姿と度重なる火山活動が相まって、古代より畏れ崇められてきた信仰の山である。このことは、天慶2年(939)に正二位の神階(『本朝世紀』天慶2年4月19日条)を与えられていることから知ることができる(第一表・第二表参照)。鳥海山は、古代には国家鎮護の守護神として、中世には山岳信仰(修験道)の出羽国における中心的な存在の山として崇敬され、近世にはさらに農業神として崇拝された結果、一方では畏れられながらも、「出羽富士」として親しまれ、そこに暮らす人々の生活の拠り所として重要な位置を占めてきた。

古代鳥海山は、中央国家から見て北東の方向、すなわち良(うしとら)の鬼門に位置する山であり、渤海からの使者が度々訪れた出羽の地は、外交においても重要な位置を占めていた。また、『日本三代実録』貞観13年(871)5月16日条の貞観噴火や『本朝世紀』天慶8年(939)の噴火爆発など、噴火の記述は山に対する畏怖がうかがわれるとともに、位階を高めて山の怒りを鎮め、兵乱などから国を護ろうとする姿勢がうかがえる(第一表・第二表参照)。

2. 修験道の山として

古代から中世にかけて、本地垂迹説に基づく神仏習合の考え方が広まると、全国的に修験道が浸透してきた。東北地方においてもその流れは顕著であった。

具体的には、中世の鳥海山は月山、羽黒山とともに出羽三山信仰の中に位置づけられ、登拝道を確立するとともに、修験道の霊場としてその地位を確立した。この背景には、中世後期に熊野信仰が東北地方に伝播したことが関連している。月山は阿弥陀如来、鳥

第一表 鳥海山噴火記録

『遊佐町史資料第一号 鳥海山資料』より

年号	西暦	記載内容	記 載
天慶二年	九三九	噴火(天物忌神の噴火)と記述あり(出羽国、紅の宮跡)	本朝世紀
延喜十五年	九一五	噴火(天物忌神の噴火)と記述あり(山形県下野の会館)	扶桑略記
元慶八年	八八四	噴火(天物忌神の噴火)と記述あり(山形県下野の会館)	三代実録
貞観十三年	八七一	噴火(天物忌神の噴火)と記述あり(山形県下野の会館)	三代実録
嘉祥三年	八五〇	噴火(天物忌神の噴火)と記述あり(山形県下野の会館)	文徳実録
承和六年	八三九	噴火(天物忌神の噴火)と記述あり(山形県下野の会館)	鏡日本後記
天長七年	八三〇	噴火(天物忌神の噴火)と記述あり(山形県下野の会館)	養和實録
弘仁年中	八二〇八三	噴火(天物忌神の噴火)と記述あり(山形県下野の会館)	三代実録
大同元年	八〇六	噴火(天物忌神の噴火)と記述あり(山形県下野の会館)	小倉日記
延暦十三年	八〇四	噴火(天物忌神の噴火)と記述あり(山形県下野の会館)	日本後記
養老元年	七一七	噴火(天物忌神の噴火)と記述あり(山形県下野の会館)	文徳実録
和銅年中	七六七	噴火(天物忌神の噴火)と記述あり(山形県下野の会館)	小倉日記
天智元年	六四六	噴火(天物忌神の噴火)と記述あり(山形県下野の会館)	直後日記
天武元年	六四六	噴火(天物忌神の噴火)と記述あり(山形県下野の会館)	小倉日記
天智元年	六四六	噴火(天物忌神の噴火)と記述あり(山形県下野の会館)	小倉日記

第二表 古代における大物忌神の地位変遷

年号	西暦	月	日	記載内容	出典
天慶二年	九三九	四	十九	正二位(天物忌神)と記述あり(出羽国、紅の宮跡)	本朝世紀
元慶四年	八八〇	二	二十七	出羽国正三位(天物忌神)と記述あり(山形県下野の会館)	三代実録
貞観十三年	八七一	七	十	出羽国正三位(天物忌神)と記述あり(山形県下野の会館)	三代実録
嘉祥三年	八五〇	四	五	出羽国正三位(天物忌神)と記述あり(山形県下野の会館)	三代実録
承和六年	八三九	十一	五	出羽国正三位(天物忌神)と記述あり(山形県下野の会館)	三代実録
天長七年	八三〇	二	五	出羽国正三位(天物忌神)と記述あり(山形県下野の会館)	三代実録
弘仁年中	八二〇八三	二	十一	出羽国正四位(天物忌神)と記述あり(山形県下野の会館)	三代実録
大同元年	八〇六	二	十一	出羽国正四位(天物忌神)と記述あり(山形県下野の会館)	三代実録
延暦十三年	八〇四	二	十一	出羽国正四位(天物忌神)と記述あり(山形県下野の会館)	三代実録
養老元年	七一七	二	十一	出羽国正四位(天物忌神)と記述あり(山形県下野の会館)	三代実録
和銅年中	七六七	二	十一	出羽国正四位(天物忌神)と記述あり(山形県下野の会館)	三代実録
天智元年	六四六	二	十一	出羽国正四位(天物忌神)と記述あり(山形県下野の会館)	三代実録
天武元年	六四六	二	十一	出羽国正四位(天物忌神)と記述あり(山形県下野の会館)	三代実録
天智元年	六四六	二	十一	出羽国正四位(天物忌神)と記述あり(山形県下野の会館)	三代実録

海山は薬師如来、羽黒山は聖観音菩薩を本地仏とするが、これは熊野信仰において本宮大社が阿弥陀如来、速玉大社（新宮）が薬師如来、那智大社が千手観音菩薩を本地仏とした神仏習合の考え方が、東北地方に伝播した結果と考える。因みに熊野信仰では千手観音が本地仏なのに対して、東北では聖観音が本地仏であるのは、東北地方には慈覚大師円仁を開基または中興とする寺院が多いことと、慈覚大師円仁が開いた延暦寺の横川根本中堂の本尊が聖観音であることと、関係が深いのではないかと考える。



「鑄口」（暦応五年）「鳥海山」の初見資料

また一方で、鳥海山は月山とともに両所菩薩（権現）という形で祀られていたことが、正平13年（1358）の『北畠顕信寄進状』などからもうかがえる。

この文書には由利郡小石郷乙友村（現在の由利本荘市小友）を陸奥出羽両国を穏やかに治めるために、出羽国一宮両所大菩薩に寄進するということが記されている。

3. 近世における薬師信仰

近世になると、湯殿山の勢力拡大の中で鳥海山は出羽三山信仰から離れ、江戸幕府による宗教統制の影響を受ける中、独自の信仰を確立した。江戸時代中期になると、修験道の定着とともに修験衆徒の活動も活発になり、鳥海山麓の修験衆徒は、鳥海山を取り巻くそれぞれの適地に活動拠点を設け、それぞれ独自の登拝道を確立した。所謂、吹浦口・蕨岡口（山形県遊佐町）、小滝口・院内口（秋田県にかほ市）、滝沢口・矢島口（秋田県由利本荘市）の六つの登拝道（道者道）である。これら各修験衆徒は、協力して一山を形成することはなく、自らの正当性を主張し、論争や衝突を重ねてきたのも鳥海山修験道の特徴である。中でも、藩境問題に発展し、現在の県境に影響を与えた元禄14年（1701）の矢島修験と蕨岡修験との山頂社殿をめぐる論争などは、広く知られているところである。



「田農神」扁額

修験寺院（修験道という日本独自の山岳信仰や修行形態に関連した寺院）は、宿坊として重要な役割を果たすようになった。寺社への奉納物の多さや、境内に建立された石碑の年号からも、鳥海山信仰が民衆に広く浸透していたことを知ることができる。江戸時代後期、修験寺院の数は減少することなく継承され、安政2年（1855）には、滝沢の修験寺院は33坊を維持した。矢島修験も同様に江戸時代中期以降活動が活発化し、6月末から7月の峰入りの時期には、毎日のように多くの道者（参詣人）が宿坊を利用して参詣し、安政3年（1856）の記録では、盛岡や八戸、仙台など、他領から多くの道者が訪れるほど隆盛を極めた。

また、各地の宿坊に残る資料からは農業神としての鳥海山の役割を知ることができる。これは「宇迦之御魂神」を祀る信仰があることや、田の神としての信仰から知ることができる。



大正から昭和にかけての参詣者名簿

4. 近代の鳥海山信仰

近代になると、明治新政府の宗教政策によって、鳥海山信仰は大きく変化することとなる。具体的には明治元年の神仏判然令、明治5年の修験道廃止令による明治政府の神仏分離政策は、近世までの神仏習合に基づいた鳥海山信仰の姿を変えていくこととなった。修験の多くは神社として再編されていくことになり、多くの修験寺院が表面上その姿を消すこととなった。

しかしながら、鳥海山を目指す登拝者は明治以降も宿坊を利用し参拝を続けたことが、各地に残る参詣者名簿などから確認できる。また修験の影響を受けて独自に育まれた文化は、神社の各神事や民俗芸能として現在も継承されている。

また、鳥海山は他の霊山と同様に、江戸時代までは女人禁制であったが、明治5年には神社仏閣への女人禁制が撤廃された。とは言っても、女性が鳥海山に登拝するようになったのは明治時代の中期から後期にかけてであった。山形県遊佐町の鳥海山龍頭寺に残る女人参詣絵馬は、こうした禁制から解放された人びとの姿を記した資料である。この絵馬には男性の先達1名と女性の登拝者15名が描かれ、白衣に白股引、白足袋に草履がけという

装束であったが、洋傘を差している女性がいるのは文明開化の影響と推定される。

また、いにしえより現在



鳥海山女人参詣絵馬

に至るまで、雄大な姿と自然の豊かさは人々を魅了し続けている。現在は、ブナ林や高山植物・稀少な湿原とその動植物に恵まれた山として、また、見るも登るも良き自然あふれる山として位置づけられ、年間を通して多くの登山客や観光客で賑わっている。

第2節 指定地の概要

1. 小滝地区

秋田県にかほ市 指定面積：20,356.59㎡

金峰神社は鳥海山麓秋田県側、にかほ市象潟町の小滝地区にある。この地区には、登拝道の起点となる小滝口があり、修験者が数多く移住し、各地から来る道者(登拝者・参詣者)たちを世話し、鳥海山へ導く秋田県で唯一の宿坊集落であった。

金峰神社境内には小滝修験の行場でもあった奈曾の白瀑谷(国指定名勝)があり、金峰神社社殿はその滝と直接対峙しているところにも特色がみえる。金峰神社に伝わる縁起によると、草創は白鳳9年(680)とされ、蔵王権現と鳥海山大権現を祀る。



奈曾の白瀑谷

現在の社殿は昭和53年(1978)に再建されたもので、境内にある記念碑(建立年不詳)や棟札に、文化元年(1804)の象潟大地震で被災し、翌2年(1805)に再建されたという

ことや、さらに万延元年(1860)に再建されたこと等が記されている。

小滝修験の最古の史料は、「小滝村居屋敷35軒中、(修験者が)院主(龍山寺)常光坊、金蔵坊、宝泉坊、宝蔵坊」と記されている慶長17年(1612)の『最上検地帳』(個人蔵)であるが、金峰神社社殿には平安仏とされる木造蔵王権現立像3軀(秋田県指定有形文化財<彫刻>)が安置され、さらに境内の宝物殿には慈覚大師作とされ、平安仏とみられる丈六の木造観音菩薩立像(秋田県指定有形文化財<彫刻>)などの仏像が遺され、鳥海山信仰の拠点としての古さを物語っている。

そのほか宝物殿には、木造狛犬(秋田県指定有形文化財<彫刻>)、宝永6年(1709)に鑄造された鐘(にかほ市指定有形文化財<工芸品>)などが納められ、神社境内には慈覚大師が築いたとされる旧参道石坂、元亨2年(1322)の板碑、明和元年(1764)の青面金剛塔、享保16年(1731)の西国三十三所巡礼供養碑など数々の信仰遺物がみられる。



木造狛犬

明治になり神仏分離令・修験禁止令が出されると、小滝修験は復飾し、鳥海山大権現・蔵王権現は金峰神社として再編され、戦後は宗教法人となった。現在、金峰神社の管理、維持は小滝集落全世帯(133戸)の金峰神社氏子が担っている。

また、修験の影響を受けて育まれた文化は、金峰神社の各神事や民俗芸能として現在も継承されている。1月1日の元旦祭にはじまり、1月5日の五日堂鎮火祭、1月7日の七

日堂祭・祈年祭、5月最終土曜日の例祭、8月1日の鳥海山参り、11月23日の新嘗祭の年中行事が行われ、5月の例祭では境内の土舞台で小滝のチョウクライロ舞（国指定重要無形民俗文化財）が奉納される。盆には集落内で鳥海山小滝番楽（国記録選択・県指定無形民俗文化財）も行われ、小滝舞楽保存会が伝承を図っている。

2. 霊峰地区

【秋田県にかほ市 指定面積：1,370,435.00㎡】

霊峰神社は、鳥海山山頂から北西にあたる標高743mの霊峰山に祀られてきた。その創祀は不明であるが、文政4年（1821）の『栄進雑葉集』に霊峰について「一の鳥居霊峰観音」と記している。明治初期には、鳥海山大権現（神者大巳貴神、佛者薬師如来）を合祀し、社殿を新築して「鳥海山霊峰神社」と尊称し鎮祭した（『鳥海山霊峰神社由緒』）。



霊峰神社跡 石仏群

また、大正11年から15年の「鳥海山金峰山霊峰山参詣講」からは、霊峰参りは近隣の町村だけでなく、岩手などの他県からもあり、主に田植え後の虫除け五穀豊穡祈願が多かったこと、古くは霊峰を女性の鳥海山拝所としていたことから女性の参拝者が多いことがわかる。

建造物については、昭和30年（1955）の風害により倒壊し、その後再建計画が立案されたが、実施されないまま今日に至っており、風害よけの石垣のみが遺っている。

鳥海山道者の参詣にあたっては、小滝口からは金峰神社—奈曾の白橋—拝み松—霊峰—鉢立—鳥ノ海—鳥海山大物忌神社の順番で巡り、小滝口以外から登拝するときも必ず霊峰神社は通過したとされる。現在、同地には多くの石仏群や石積み等が遺され、鳥海山信仰における拝所等としての痕跡を留めている。

3. 矢島木境地区

【秋田県由利本荘市 指定面積：59,962.66㎡】

秋田県由利本荘市矢島町木境は、鳥海山福王寺を学頭とし、当山派修験道の祖「聖宝尊師（理源大師）」を尊ぶ、当山派逆峰の矢島修験組織の活動拠点である。この鳥海山二合目にあたる木境は、鳥海山を祀る場として、また矢島修験の行場として重要な役割を果たしてきた。

木境大物忌神社は、建長6年（1254）に鳥海山を祀る神霊を勧請し、矢島領の総鎮守として五穀豊穡、国家安穏を祈念した社であり、明治時代以前は「薬師堂」と呼ばれていた。また女人禁制であった藩政期においても、女性は木境の大物忌神社までは参拝でき、その関係から別名「女人堂」とも言われた。現在の社殿は明治18年（1885）に再建されたもので、桁行5間、梁間7間の規模である。

嘉祥3年(850)に比良衛・多良衛の兄弟が開いたとされる矢島口登拝道は、「道者道」と呼ばれ、矢島町針ヶ岡の一合目「箸の王子」から、二合目「木境」、三合目「駒の王子」、四合目「善神」、五合目「祓川」を通り、山頂の大物忌神社に至る。その要路は、京都醍醐寺三宝院の役僧仁乗上人が、明徳2年(1391)に記したと伝えられる『鳥海山大権現縁起』に詳しく記されている。中でも指定地である、道者(参詣人)が道銭を寄進した「道銭小屋跡」から、比良衛・多良衛の兄弟と薬師如来を祀る「開山神社」の境内を通り、矢島藩主が元禄10年(1697)に建立した「仁乗上人碑」に至る約800mの道者道(登拝道)は、往時の面影を良く残しており、山頂の大物忌神社と木境大物忌神社を結ぶ貴重な遺構である。なお、仁乗上人が著した『鳥海山大権現縁起』によって鳥海山の由来や拝所などを把握することができる。



比良衛・多良衛像

近世、木境周辺では春や秋の入峰や諸行事が一年を通じて行われていた。このうち「虫除け祭り」は現在も7月8日に行われており、秋田県の無形民俗文化財に指定されている。

ほかにも木境周辺には「鳥海山大権現碑」など貴重な遺構が多く、鳥海山の宗教文化を代表する地である。

木境から南東に10km程離れた百宅地区には、修験と密接な関係があるとされる「法体の滝」(県指定名勝及び天然記念物)や行場とされる「弘法平」がある。百宅口登拝道との関係からも貴重な遺構である。



弘法平

4. 滝沢地区

【秋田県由利本荘市 指定面積：34,345.00㎡】

森子大物忌神社境内は、鳥海山北麓の秋田県由利本荘市森子に位置する羽黒派滝沢修験組織の活動拠点であり、鳥海山の拝所として大物忌神を祀る地である。滝沢修験は、龍洞寺を触頭とし、時代により変遷があるものの33坊、18坊または13坊で組織される本山派の修験組織である。森子大物忌神社を活動拠点として独自の鳥海山信仰を推し進め、掠としていた由利地域には、鳥海山碑が複数遺されている。修験の由緒は、森子集落に残されている『大物忌神社縁起』に詳しい。江戸時代の中期から後期に

隆盛を極め、『十二神将像縁起』によると、滝沢33坊内の先達を立て、明治初年まで参詣が継続していたことが分かる。縁起書によると、養老年中(717～723)に鳥海山権現を勧請して七年後に社殿を建立し、その地を八乙女山と名付けて崇敬したと伝えられる。

安政2年(1855)に再建された社殿には、本地仏である薬師如来像を中心とする薬師三尊像と十二神将像が安置されている。大物忌神社は、江戸時代の再建棟札により、近世には「薬師堂」と呼ばれていたことが分かる。

神社は八乙女山中腹に位置し、一ノ鳥居から社殿まで、約三百段の急峻な石段が築かれている。百五十段程登った左手には神楽座跡があり、ここより上方は聖地とされ、戦後に女人禁制が解除されるまで女性が上段に登ることは許されなかった。神楽座の上段には、一間四方の石積みによる護摩壇が現存している。

石段を登りきると重厚な社殿が見え、その右前方に二代目木とされる樹齢五百年以上の大杉の神木がある。また社殿左側には「道者道」と称される鳥海山登拝道があり、これが鳥海山二合目の木境を通り、山頂の大物忌神社に至る滝沢口登拝道の起点である。

滝沢口登拝道は急峻な道である。しばらく道を登ると、道者(参詣人)から道銭の寄進を受けた場所「小屋掛けの松」に至る。さらに道を登り八乙女山山頂に至ると、そこには「鳥海山様」と称される鳥海山山容に似た大きな自然石が祀られている。滝沢口登拝道は、この鳥海山様を過ぎた後、東由利原高原・南由利原高原・御助・花立を経て、木境の矢島口登拝道に至るものである。このうち、鳥海山様から大月を通して吹き上げに至るまでの登拝道が平成28年追加指定された。

森子大物忌神社境内は秋田杉に囲まれ昼でも薄暗く、修験の聖地としての雰囲気に満ちている。また例大祭も4月第3日曜日に変更されたが、古式に則って行われている。米俵十俵分と言われる重さの御輿を背負い、三百段の参道を一気に登りきる姿は勇壮である。



木造十二神将像のうち子神像

第3節 指定に至る経緯と指定説明

1. 指定に至る経緯

国指定史跡の指定に至る経緯は以下のとおりである。

年 月 日	事 項
昭和7年3月25日	「奈曾の白瀑谷」(象潟町) 国名勝に指定
昭和9年1月22日	「象潟」(象潟町) 国天然記念物に指定
昭和35年12月17日	「法体の滝および甌穴」(鳥海町) 秋田県名勝及び天然記念物に指定
昭和39年11月17日	「本海番楽」(鳥海町) 秋田県無形民俗文化財に指定 (平8. 11. 28国記録選択)
昭和39年11月17日	「鳥海山日立舞」(象潟町) 秋田県無形民俗文化財に指定
昭和39年11月17日	「冬師番楽」(仁賀保町) 秋田県無形民俗文化財に指定
昭和45年4月2日	「坂ノ下番楽」(矢島町) 秋田県無形民俗文化財に指定
昭和45年4月2日	「木造狛犬」(象潟町) 秋田県有形文化財(彫刻)に指定
昭和46年1月9日	「木造観音菩薩立像」(象潟町) 秋田県有形文化財(彫刻)に指定
昭和46年1月9日	「木造蔵王権現立像」(象潟町) 秋田県有形文化財(彫刻)に指定
昭和46年12月18日	「屋敷番楽」(由利町) 秋田県無形民俗文化財に指定
昭和48年2月23日	「土田家住宅」(矢島町) 国重要文化財(建造物)に指定
昭和48年6月16日	「伊勢居地番楽」(仁賀保町) 秋田県無形民俗文化財に指定
昭和48年6月16日	「釜ヶ台番楽」(仁賀保町) 秋田県無形民俗文化財に指定
昭和50年9月11日	「木境大物忌神社」(矢島町) 町史跡に指定
昭和54年11月22日	「木境周辺の旧登山道と開山神社」(矢島町) 町史跡に指定 (平21. 7. 23指定解除)
昭和55年12月11日	「薬師堂宮殿残闕」(矢島町) 秋田県有形文化財に指定
昭和63年7月13日	「福王寺の二師像」(矢島町) 町有形文化財に指定
昭和63年7月13日	「大杉家(大教院)修験遺物」(矢島町) 町有形文化財に指定
昭和63年11月28日	「水岡野獅子舞」(象潟町) 町無形民俗文化財に指定
平成元年3月17日	「鳥海山小滝番楽」(象潟町) 秋田県無形民俗文化財に指定
平成3年3月19日	「七高神社獅子頭」(仁賀保町) 秋田県有形文化財に指定
平成5年3月11日	「多宝院の明暦獅子頭」(鳥海町) 町有形文化財に指定
平成9年1月31日	「濁川番楽」(矢島町) 町無形民俗文化財に指定
平成9年9月11日	「由利海岸波除石垣」(金浦町・仁賀保町) 国史跡に指定
平成10年12月16日	「上郷の小正月行事」(象潟町) 国重要無形民俗文化財に指定
平成13年1月29日	「鳥海山獅子ヶ鼻湿原植物群落及び新山溶岩流末端崖と湧水群」 (象潟町) 国天然記念物に指定
平成13年3月16日	「木境大物忌神社の虫除け祭り」(矢島町) 秋田県無形民俗文化財に指定
平成13年4月13日	「薬師堂宮殿安置跡」(矢島町) 町史跡に指定

年 月 日	事 項
平成16年2月6日	「小滝のチョウクライロ舞」(象潟町) 国重要無形民俗文化財に指定
平成17年3月22日	一市七町が合併し由利本荘市となる 由利本荘市が指定文化財を引き継ぐ
平成17年8月23日	「堂庭七高神社跡」(仁賀保町) 町史跡に指定
平成17年10月 1日	三町が合併し「にかほ市」となる にかほ市が指定文化財を引き継ぐ
平成19年3月27日	由利本荘市指定史跡「木境大物忌神社」の種別(部門)を変更。有形文化財(建造物)とする
平成19年7月27日	山形県遊佐町、文部科学大臣に指定の意見具申書を提出
平成19年8月28日 ～30日	文化庁文化財部記念物課佐藤正知文化財調査官現地調査 (山形県所在史跡)
平成19年9月27日	鳥海山の文化遺産協議(秋田県・にかほ市・由利本荘市)
平成19年11月16日	国文化審議会答申(山形県所在史跡)
平成20年3月27日	秋田県側の鳥海山文化遺産関係資料を文化庁文化財部に提出
平成20年3月28日	史跡指定[文部科学省告示第34号] 【指定名称「鳥海山大物忌神社境内」】
平成20年9月17日 ～18日	文化庁文化財部記念物課佐藤正知主任文化財調査官現地調査 (秋田県所在史跡)
平成21年1月6日	追加指定意見具申に係る文化庁ヒアリング(於:文化庁)
平成21年1月23日	にかほ市、文部科学大臣に追加指定の意見具申書を提出
平成21年1月23日	由利本荘市、文部科学大臣に追加指定の意見具申書を提出
平成21年1月23日	にかほ市、文化庁長官に管理団体指定の意見具申書を提出
平成21年1月23日	由利本荘市、文化庁長官に管理団体指定の意見具申書を提出
平成21年3月13日	「上郷の温水路群」(にかほ市) 秋田県有形文化財(建造物)に指定
平成21年3月13日	「七高神社の正月年占行事」(にかほ市) 秋田県無形民俗文化財に指定
平成21年5月15日	国文化審議会答申(秋田県所在史跡)
平成21年7月23日	史跡指定[文部科学省告示第116号]【指定名称「鳥海山」 (秋田県にかほ市、由利本荘市所在の関係地を、山形県遊佐町に所在する史跡「鳥海山大物忌神社境内」)に追加指定。同
平成22年4月28日	22年度史跡保存管理計画策定に関する協定締結 (にかほ市・由利本荘市)
平成23年3月9日	「本海獅子舞番楽(13団体)」(由利本荘市) 国重要無形民俗文化財に指定
平成23年3月31日	山形県遊佐町『史跡鳥海山保存管理計画書』発行

年 月 日	事 項
平成23年5月2日	23年度史跡保存管理計画策定に関する協定締結 (にかほ市・由利本荘市)
平成23年7月25日	「森子大物忌神社本殿、拝殿並びに幣殿」(由利本荘市) 国有形文化財に登録
平成24年1月20日	「鳥海山北麓の獅子舞番楽(8団体)」(にかほ市 由利本荘市) 国記録選択答申
平成24年1月25日	「福王寺宝篋印塔」(由利本荘市) 市有形文化財に指定
平成24年3月31日	由利本荘市・にかほ市『史跡鳥海山保存管理計画書』発行
平成26年3月31日	「史跡鳥海山一国指定史跡鳥海山文化財調査報告書」発行
平成26年9月13日	由利本荘市総合文化交流館カダールを会場に第35回日本山岳修験学会が開催される(9月15日まで)
平成28年10月3日	由利本荘市の滝沢口鳥海山登拝道、遊佐町の龍頭寺境内地及び吹浦口登拝道が追加指定となる
平成30年1月	「秋田由利本荘における風力発電事業(仮称)」計画段階環境配慮書に対する意見をSBエナジー社に対して由利本荘市が提出する
平成31年3月27日	「国記録選択無形文化財 鳥海山北麓の獅子舞番楽」発行
令和4年6月	6月1日付けで史跡鳥海山保存活用計画策定委員会設置要綱が定められ、6月22日に第一回保存活用計画策定委員会が開催される。

2. 指定地の状況

(1) 指定説明

史跡「鳥海山」は、平成20年3月、山形県側の史跡が「文化財保護法」(昭和25年法律第214号)第109条第1項の規定により、「鳥海山大物忌神社境内」として国の史跡に指定された後、平成21年7月、秋田県側の関係史跡が追加指定され、同時に史跡名称の変更により「鳥海山」になった。平成28年10月、秋田県側の滝沢口鳥海山登拝道、山形県側の龍頭寺境内地及び吹浦口登拝道が追加指定となった。

指定名称 : 鳥海山(ちょうかいざくさん)

指定の履歴 : 指定の種類: 史跡

(山形県側) 告示年月日: 平成20年3月28日

告示番号: 文部科学省告示34号

(秋田県側) 告示年月日: 平成21年7月23日

告示番号: 文部科学省告示116号

(追加指定) 告示年月日: 平成28年10月3日

告示番号: 文部科学省告示145号

①史跡指定の説明

【文化庁文化財部監修『月刊 文化財 2008.2』より】

「鳥海山大物忌神社境内」

山形県飽海郡遊佐町

鳥海山は山形県の北部^{ゆざまち}遊佐町に山頂を有し、山形県と秋田県との県境にまたがり裾野を日本海に広げる独立峰の火山である。標高 2,236m の大型成層火山で、古代から現代に至る信仰の山である。大物忌神社は境内地に鳥海山の山頂を含み、出羽国の一宮として崇敬されてきた神社である。

大物忌神は承和 5 年(838) 5 月11日に従五位上から正五位下(勲等は勲五等)に神階が昇叙され、以後、元慶 4 年(880) 2 月27日の勲三等従二位まで奉授がくり返される。大物忌神社の祭神は近世以降倉稻魂神(農業神)とされているが、古代の史料からは、祭神は大物忌神であり、鳥海山を神体山とするもので、神名は天変地異に対する^{おそ}畏れ^{つつし}慎みを意味する「物忌」に発すると考えられる。『日本三代実録』貞観13年(871) 5 月16日条には鳥海山の噴火が記述され、その原因にけがれがあげられている。

また、他の史料からは大物忌神の国家守護神(軍神)としての性格をうかがうことができる。(『続日本後紀』承和 7 年(840) 7 月26日条)。それはこの地が古代国家の辺境に位置することとも関わっている。度重なる神階奉授は、兵乱や疫病などの災異を予兆する神として国家の信仰の対象となったことによる。

『延喜式』神名帳の飽海郡の項には、大物忌神社(名神大社)、小物忌神社(小社)、月山神社(名神大社)の 3 社がみえ、同主税式では大物忌神と月山神に合わせて二千束の祭料があてられている。大物忌神社と月山神社が同所にあったことを示す史料があり(『日本紀略』貞観10年(868) 4 月15日条)、また神仏習合の進行の中で、大物忌神社の呼称も、「出羽国両所宮」(承久 2 年(1220))、「出羽国一宮両所大菩薩」(正平13年(1358))、「鳥海大明神」(永正 7 年(1510))と変化し、大物忌神の本地仏は薬師如来、月山神の本地仏は阿弥陀如来として信仰された。南朝の北畠顯信は陸奥・出羽両国の静謐のため「由利郡小石(郷)乙友村」を寄進している(正平13年)。鳥海山の信仰は秋田県由利地方と山形県庄内地方を中心としていた。

中世から近世には鳥海山は修験の活躍する山であった。鳥海山には山形県遊佐町吹浦、^{わらびおか} 蕨岡、秋田県にかほ市小滝、^{こたき} 院内、^{いんない} 由利本荘市滝沢、^{たきざわ} 矢島の各登山口があった。吹浦口

名称	所在地	地	域
鳥海山大物忌神社境内	山形県飽海郡遊佐町吹浦字石倉	一帯一、一帯二、四三番九、四四番四、四六番六	
	吹浦字小長坂	二帯、三五番	
	吹浦字登堂	四九番三	
	吹浦字大黒牧場東	七七番	
	吹浦字七曲塚東	五六番、五六番一、五六番二	
	吹浦字柴登林	九番四〇七	
	吹浦字鳥海山	一帯	
	吹浦字磯ノ原	四四番	
	上郷字松ヶ岡	五一番、六八番	

文部科学省告示第 34 号
(平成 20 年 3 月 28 日)

の神宮寺は両所山神宮寺と称し、衆徒25坊を支配したが、宝永年間に江戸護持院に属して天台宗から真言宗に改宗した。一方、蕨岡口には33坊あり、鳥海山りゅうとうじ龍頭寺が中心となった。醍醐寺三宝院の末寺となるが、のち両宗兼学とした。両者は鳥海山の祭祀権をめぐる対立し、また、矢島衆徒と蕨岡衆徒の間において山頂の領有権をめぐる争論がおこった。宝永元年(1704)、蕨岡衆徒の主張が認められ、山頂部は今日見られるように山形県側に帰属することとなった。

慶応4年(1868)、神仏分離令が発せられると、吹浦では神宮寺以下すべての衆徒が環俗し、大物忌神社に奉仕した。明治4年(1871)、大物忌神社は国幣中社となり、山頂の鳥海山権現堂の祭祀権も獲得した。一方、蕨岡では明治5年の修験道廃止令を受け、龍頭寺を除くすべての衆徒が神道に改宗した。明治13年(1880)、鳥海山山頂の社殿を「本殿」、吹浦・蕨岡に鎮座するふたつの大物忌神社をその「口ノ宮」とし、三社をもって「国幣中社大物忌神社」とすることが決められた。昭和28年、宗教法人大物忌神社が設立され、今日に至っている。

大物忌神社の祭礼には物忌祭(2月・11月)、つつがゆ管粥神事(正月)、おはまで御浜出祭(7月)等がある。管粥神事は農業神としての色彩が強い。また、御浜出祭は大物忌神社から神輿がにしはま西浜に渡御し、とびしま飛島の小物忌神社(かつて大宮神社と呼ばれていた)の祭礼と呼応し、夕刻、吹浦と飛島及び鳥海山七合目のとり鳥ノ海湖畔にうみ篝火を焚いて火合せを行うものである。鳥海山が飛島とともに日本海航路のランドマークとして重要であったことを語るものと考えられている。

古代国家の辺境にあって、古代には国家の守護神として、また古代末から中・近世を通じては出羽国の中心的信仰の山として崇敬され、特に近世以降は農業神として信仰された鳥海山は古代から中・近世の宗教・信仰の実態を知るうえできわめて重要であることから、その信仰の中心を担っている大物忌神社の境内地を史跡に指定し、保護を図ろうとするものである。

②史跡の追加指定および名称変更の説明

【文化庁文化財部監修『月刊 文化財 2009.8』より】

(新名称) 鳥海山 (旧名称) 鳥海山大物忌神社境内

山形県飽海郡遊佐町、秋田県由利本荘市・にかほ市

鳥海山は山形県の北部遊佐町に山頂を有し、山形県と秋田県の県境にまたがり裾野を日本海に広げる独立峰の大型成層火山(標高2,236メートル)で、古代から現在に至る信仰の山である。古代国家の辺境にあって、古代には国家の守護神として、また古代末から中・近世を通じては出羽国の中心的信仰の山として崇敬され、特に近世以降は農業神として信仰され、古代から中・近世の宗教・信仰の実態を知る上で、極めて重要であることから、その中心を担う大物忌神社の境内地を平成20年に史跡に指定した。

鳥海山には山形県遊佐町吹浦・蕨岡、秋田県にはにかほ市小滝・院内、由利本荘市滝沢・矢島の各登拝口があった。既指定地である大物忌神社境内地は、明治13年(1880)、山頂の社殿を「本殿」、吹浦、蕨岡の二つの大物忌神社をその「口ノ宮」として成立した「国

幣中社大物忌神社」の境内地に由来する範囲であった。今回、追加指定するのは、その他の登拝口のうち、秋田県側に所在する小滝、滝沢、矢島に関わる神社境内地、登拝道等である。

小滝口に所在する金峰神社（旧蔵王権現社）は蔵王権現と鳥海大権現を祀る。小滝の宗徒（龍王寺を中心とする）は貞享五年（1688）以降、当山派醍醐寺三宝院末となった。

「中口」「中道」と記す史料があり、順峰、逆峰とは異なる道としての位置づけがされていた。平安時代に遡ると推定される聖観音像、蔵王権現像を有し、重要無形民俗文化財に指定されている「小滝のチョウクライロ舞」が境内の土舞台で演じられる。

霊峰神社跡は小滝口からの登拝道の途中、霊峰山（標高743メートル）に所在する。江戸後期の史料によれば、「一の鳥居」として位置づけられ、最初の拝所であった。風雪除けの石垣や社殿の礎石等が残っている。

滝沢口に所在する森子の大物忌神社は、江戸時代には薬師堂であったもので、八乙女山の山頂には「鳥海山様」と称される鳥海山の山容に似た自然石が祀られている。滝沢の衆徒（滝（竜力）洞寺を中心とする）は近世においては天台宗に属し、羽黒山の末寺であった。滝沢からの登拝道は木境で矢島口のそれと合流する。

木境は矢島口の登拝道の二合目にあたり、行場でもあった。矢島の衆徒（福王寺を中心とする）は当山派醍醐寺三宝院末となり、順峰（表口）の蕨岡に対し、逆峰（裏口）を称した。木境の大物忌神社は近世には薬師堂と呼ばれ、行者堂と呼ばれた開山神社は矢島口登拝道を開いたとされる比良衛、多良衛の兄弟を祀っている。大物忌神社と開山神社の前後には登拝道が比較的良く残されており、今回の追加指定の対象地に含まれる。矢島衆徒は山頂の領有権を蕨岡衆徒との間で争った。

鳥海山を神体山としたと考えられる大物忌神は承和5年（838）の史料に初見し、また、鳥海山そのものは暦応五年（1342）の鰐口銘に初見する。近世になると羽黒山の統制に抵抗する動きも現れ、登拝道ごとの独自性が顕著となった。こうした各登拝道口の動向は鳥海山をめぐる信仰を考える上で欠くことのできないものであることから、追加指定を行い、名称を鳥海山と変更し、保護の万全を期そうとするものである。

③平成28年追加指定の説明

【文化庁文化財部監修『月刊 文化財 2016.9』より】

「鳥海山」

秋田県由利本荘市・にかほ市
山形県飽海郡遊佐町

鳥海山は山形県の北部遊佐町に山頂を有し、山形県と秋田県の県境にまたがり裾野を日本海に広げる独立峰の大型成層火山（標高2,236メートル）で、古代から現在に至る信仰の山である。古代国家の辺境にあって、古代には国家の守護神として、また古代末から中・近世を通じては出羽国の中心的信仰の山として崇敬され、特に近世以降は農業神として信仰された。古代から中・近世の宗教・信仰の実態を知る上で、極めて重要であることから、その中心を担った大物忌神社の境内地について平成20年に史跡指定がなされた。鳥海

山には、山形県遊佐町吹浦・蕨岡、秋田県にはにかほ市小滝・院内、由利本荘市滝沢・矢島の各登拝口があった。鳥海山大物忌神社は、明治時代になって、山頂の社殿を「本殿」、吹浦、蕨岡の二つの大物忌神社をその「口ノ宮」としたことから、平成20年の指定は、鳥海山大物忌神社の社有地を指定したものであった。その後、秋田県側の登拝口のうち、小滝・滝沢・矢島に関わる調査が進んだことから、小滝口に所在する金峰神社境内と、小滝口登拝道の途中に所在する霊峰神社跡（以上、にかほ市）、滝沢口に所在する大忌神社境内、矢島口の二合目にあたる木境大物忌神社境内と矢島口登拝道のうち遺存状況の良好な箇所（以上、由利本荘市）の追加指定がなされ、名称が鳥海山に変更された。

今回追加指定の対象となるのは、遊佐町においては、蕨岡修験の学頭として蕨岡衆徒を率いた寺である龍頭寺の境内地と吹浦口登拝道の一部、由利本荘市においては、既指定地である森子大物忌神社境内から続く滝沢口登拝道の一部である。

蕨岡修験は近世には、醍醐寺三宝院の直末の当山派修験として隆盛を極めた。明治の廃仏毀釈と修験道廃止令により、神社と敷地を分け、存続したもので、山号を鳥海山と称し、現在は真言宗智山派智積院の末寺となっている。神社の敷地となった仁王門にあった一對の仁王像は龍頭寺本堂の向拝下に移され、また、同じく経蔵も龍頭寺境内に移され、観音堂として使用されている。龍頭寺の本堂、開山堂、観音堂はそれぞれ登録有形文化財に登録されている。

吹浦口登拝道の追加指定の対象地は、吹浦口ノ宮から東に延びる登拝道が国道七号線吹浦バイパスによって断ち切れ、その東側に遺存する部分で、町道と重なる部分までの約0.3キロメートルの区間である。幅員は二から四メートルを測り、ほぼ平坦な道である。中央付近に水場が存在する。また、滝沢口登拝道の対象地は、森子大物忌神社境内の社殿の背後の尾根を上り、丘陵頂部の平坦部を横切り、さらに南側から切り込む谷地形の縁辺を進むもので、昭和に整備された市道に合流するまでの延長約1.07キロメートルの道筋である。幅員は約1.5メートルほどで、急峻な坂道も含め、地元保存会の手で維持管理がなされている。途中、鳥海山を望める場所もある。

このように、鳥海山の信仰の実態を知る上で、重要な龍頭寺境内と吹浦口及び滝沢口登拝道の遺存状況の良好な箇所について追加指定し、保護の万全を図るものである。

(2) 指定地の面積（単位：㎡）

	H20.3.28指定	H21.7.23指定	H28.10.3指定	合計
遊佐町	9,172,977.93	0.00	3,138.61	9,176,116.54
にかほ市	0.00	1,390,791.59	0.00	1,390,791.59
由利本荘市	0.00	94,307.66	2,063.86	96,371.52
合計	9,172,977.93	1,485,099.25	5,202.47	10,663,279.65

(3) 指定基準（指定、追加指定ともに）

史跡の部 三（特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準）

我が国の歴史の正しい理解のために欠くことができず、且つ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において学術上価値のあるもの

三 社寺の跡又は旧境内その他祭祀信仰に関する遺跡

(4) 指定地（秋田県側）

にかほ市

所在地	地目	所有者	管理者（占有者）
にかほ市象潟町小滝字奈曾沢1番	境内地	金峰神社	金峰神社
にかほ市象潟町小滝字奈曾沢2番	境内地	金峰神社	金峰神社
にかほ市象潟町小滝字奈曾沢4番1	畑	にかほ市	金峰神社
にかほ市象潟町小滝字奈曾沢8番1	山林	金峰神社	金峰神社
にかほ市象潟町小滝字奈曾沢9番	境内地	金峰神社	金峰神社
にかほ市象潟町小滝字奈曾沢10番1	山林	金峰神社	金峰神社
にかほ市象潟町小滝字奈曾沢1番と8番1に挟まれ、奈曾沢1番と3番に挟まれるまでの道路敷	道路	にかほ市	金峰神社
にかほ市象潟町小滝字奈曾沢1番と10番1に挟まれる道路敷	道路	にかほ市	金峰神社
にかほ市象潟町小滝字上山2番7	原野	にかほ市	にかほ市
にかほ市象潟町小滝字上山2番8	原野	にかほ市	(小滝自治会)
にかほ市象潟町小滝字鉾建4番1	山林	にかほ市	(小滝自治会)

由利本荘市

由利本荘市矢島町城内字木境3番3	境内地	個人	個人
由利本荘市矢島町城内字木境3番7	山林	城内各集落	城内各集落
由利本荘市矢島町城内字木境4番	境内地	大物忌神社	大物忌神社
由利本荘市矢島町城内字木境5番1	山林	荒沢各集落	荒沢各集落
由利本荘市矢島町城内字木境6番1	山林	由利本荘市	由利本荘市
由利本荘市矢島町城内字木境6番2	境内地	個人	個人
由利本荘市矢島町城内字木境6番6	山林	由利本荘市	由利本荘市
由利本荘市矢島町城内字木境6番7	山林	由利本荘市	由利本荘市
由利本荘市矢島町城内字木境15番	境内地	開山神社	開山神社
由利本荘市矢島町城内字木境5番1と同6番7に挟まれた道路敷	道路	由利本荘市	由利本荘市
由利本荘市矢島町城内字木境3番3と同6番2に挟まれ、同3番7と同6番1に挟まれるまでの道路敷	道路	由利本荘市	由利本荘市

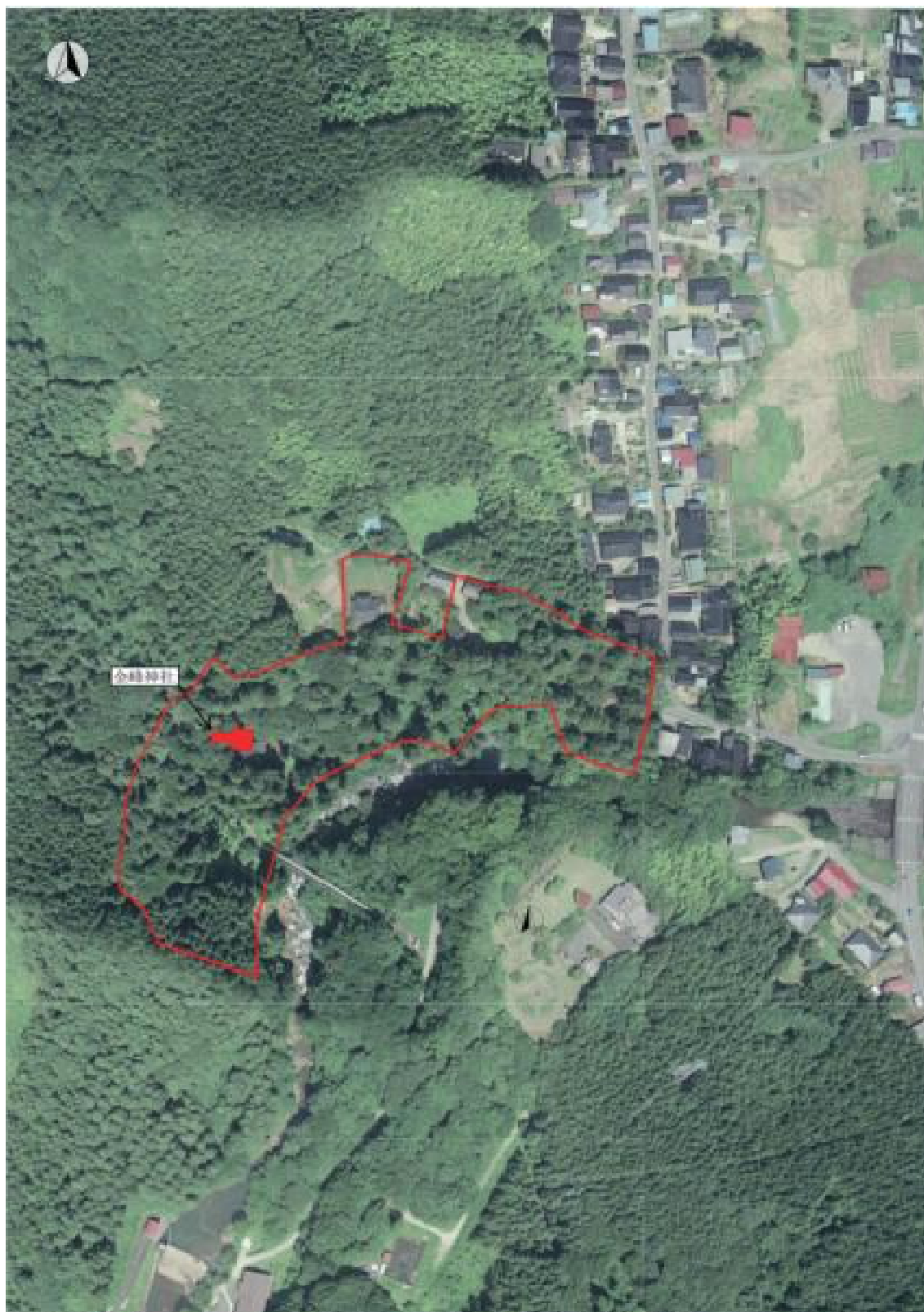
由利本荘市矢島町城内字木境3番1と同6番6に挟まれた道路敷	道路	由利本荘市	由利本荘市
由利本荘市矢島町城内字木境1番1と同1番18に挟まれ同3番6と同6番1に挟まれるまでの道路敷	道路	由利本荘市	由利本荘市
由利本荘市森子字八乙女下98番1	山林	森子集落	森子集落
由利本荘市森子字八乙女下98番2	山林	森子集落	森子集落
由利本荘市森子字八乙女下99番1	境内地	大物忌神社	大物忌神社
由利本荘市森子字堂ヶ沢1番	山林	森子集落	森子集落

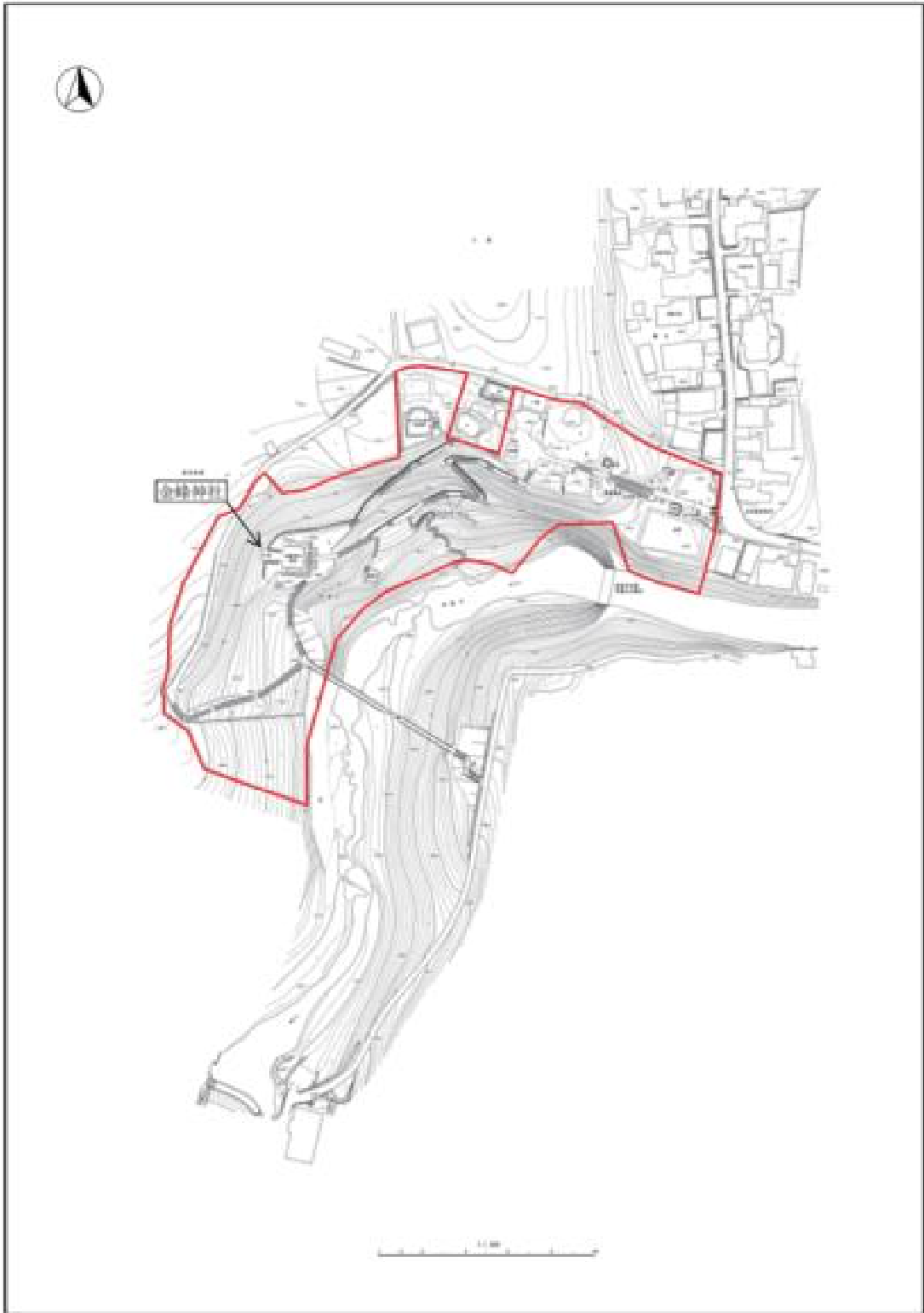
追加指定

由利本荘市森子字栗山15番	山林	個人	個人
由利本荘市森子字栗山18番	山林	個人	個人
由利本荘市森子字栗山20番	山林	個人	個人
由利本荘市森子字栗山21番	山林	個人	個人
由利本荘市森子字堂ヶ沢10番	山林	個人	個人
由利本荘市森子字堂ヶ沢14番	山林	個人	個人
由利本荘市森子字堂ヶ沢15番	山林	個人	個人
由利本荘市森子字堂ヶ沢16番	山林	個人	個人
由利本荘市森子字堂ヶ沢17番2	山林	個人	個人
由利本荘市森子字堂ヶ沢18番1	山林	個人	個人
由利本荘市森子字堂ヶ沢19番2	山林	個人	個人
由利本荘市森子字堂ヶ沢20番1	山林	由利本荘市	由利本荘市
由利本荘市森子字堂ヶ沢20番2	山林	個人	個人
由利本荘市川西字湯ノ沢138番	山林	個人	個人
由利本荘市黒沢字上ノ沢31番2	原野	個人	個人
由利本荘市黒沢字上ノ沢32番1	原野	新山神社	新山神社
由利本荘市黒沢字東由利原6番19	山林	鮎川牧野農業協同組合	鮎川牧野農業協同組合
由利本荘市黒沢字東由利原6番22	山林	由利本荘市	由利本荘市

(5) 指定範囲

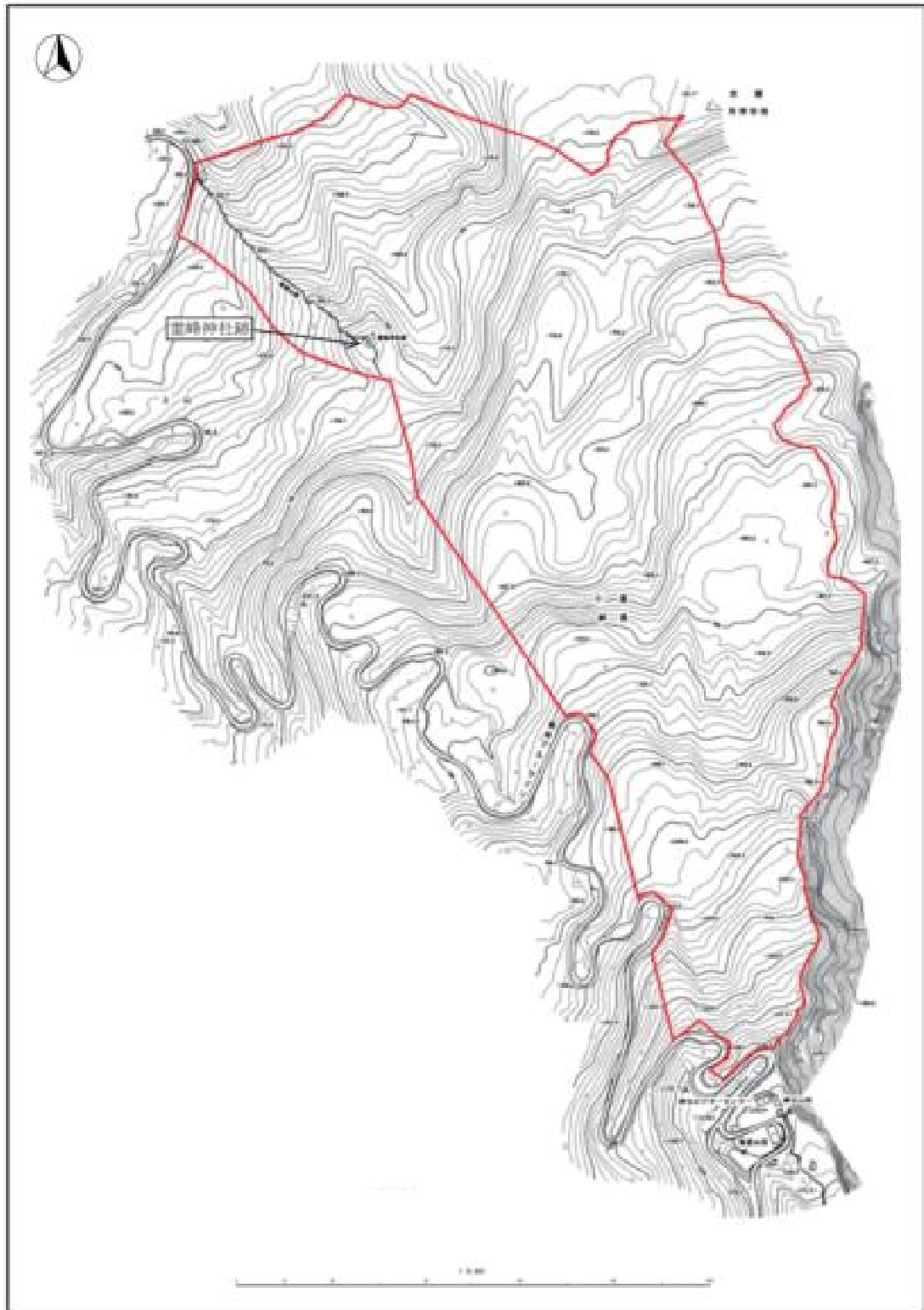
①小滝地区〔金峰神社境内〕





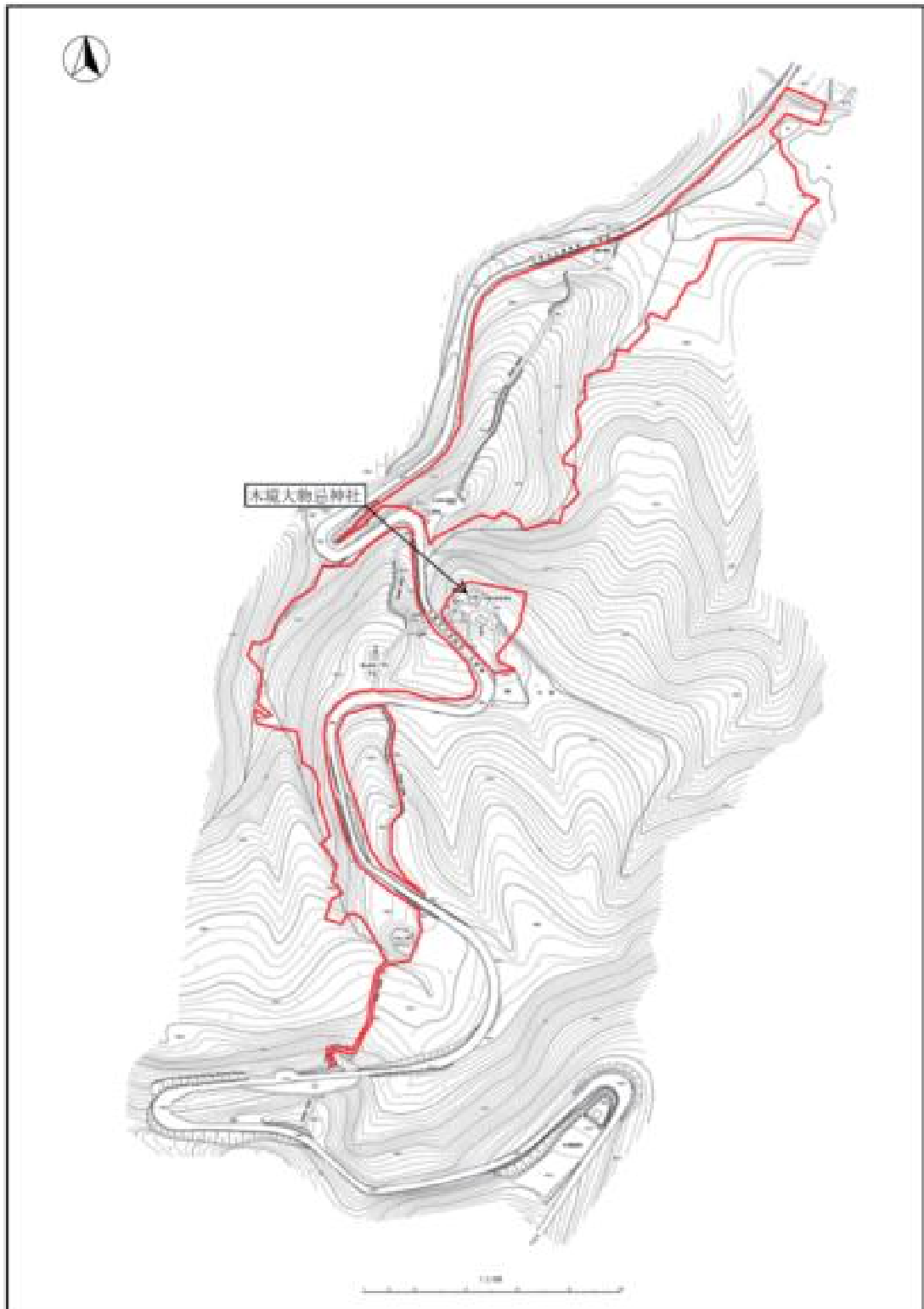
②靈峰地区 [靈峰神社跡]



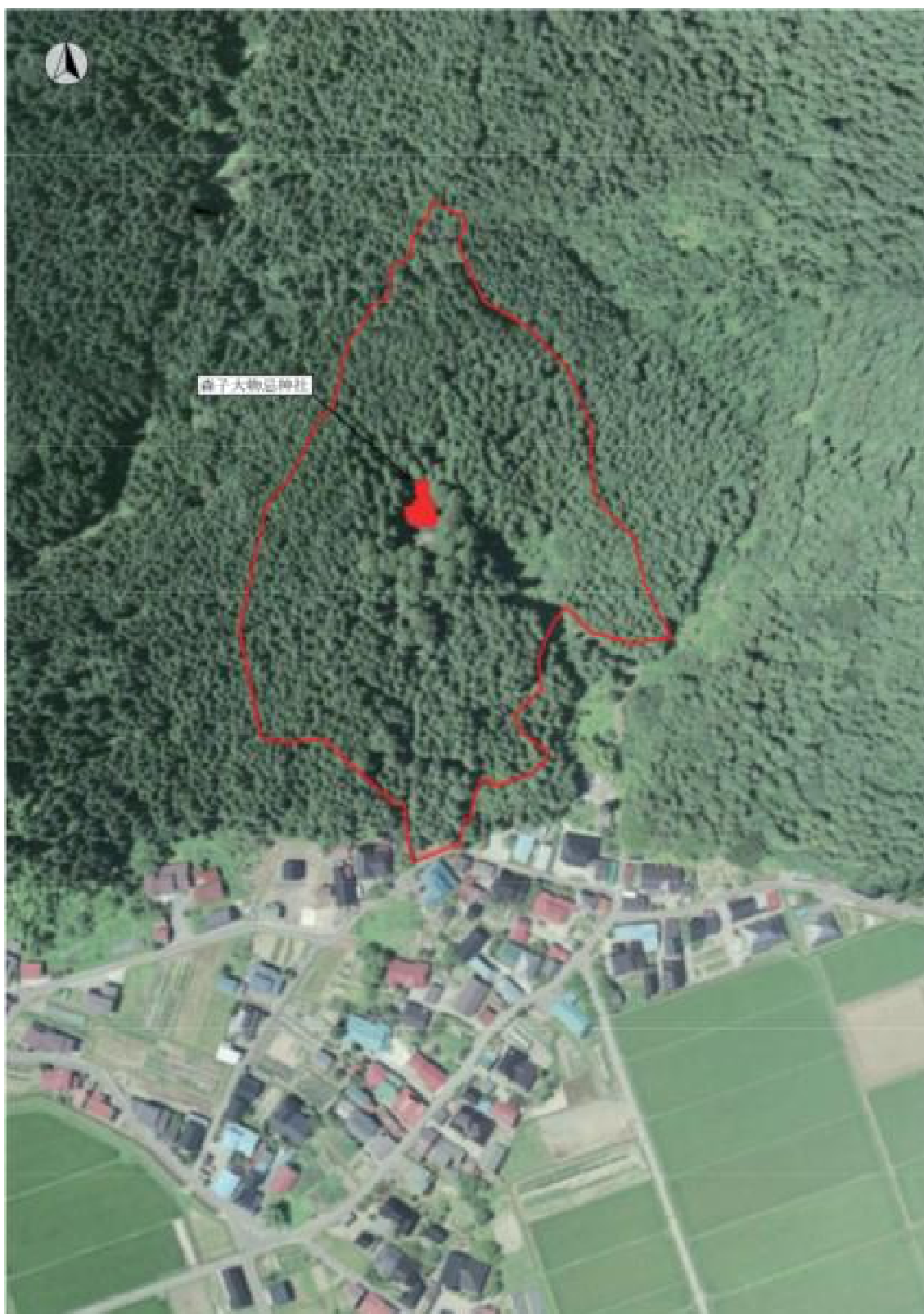


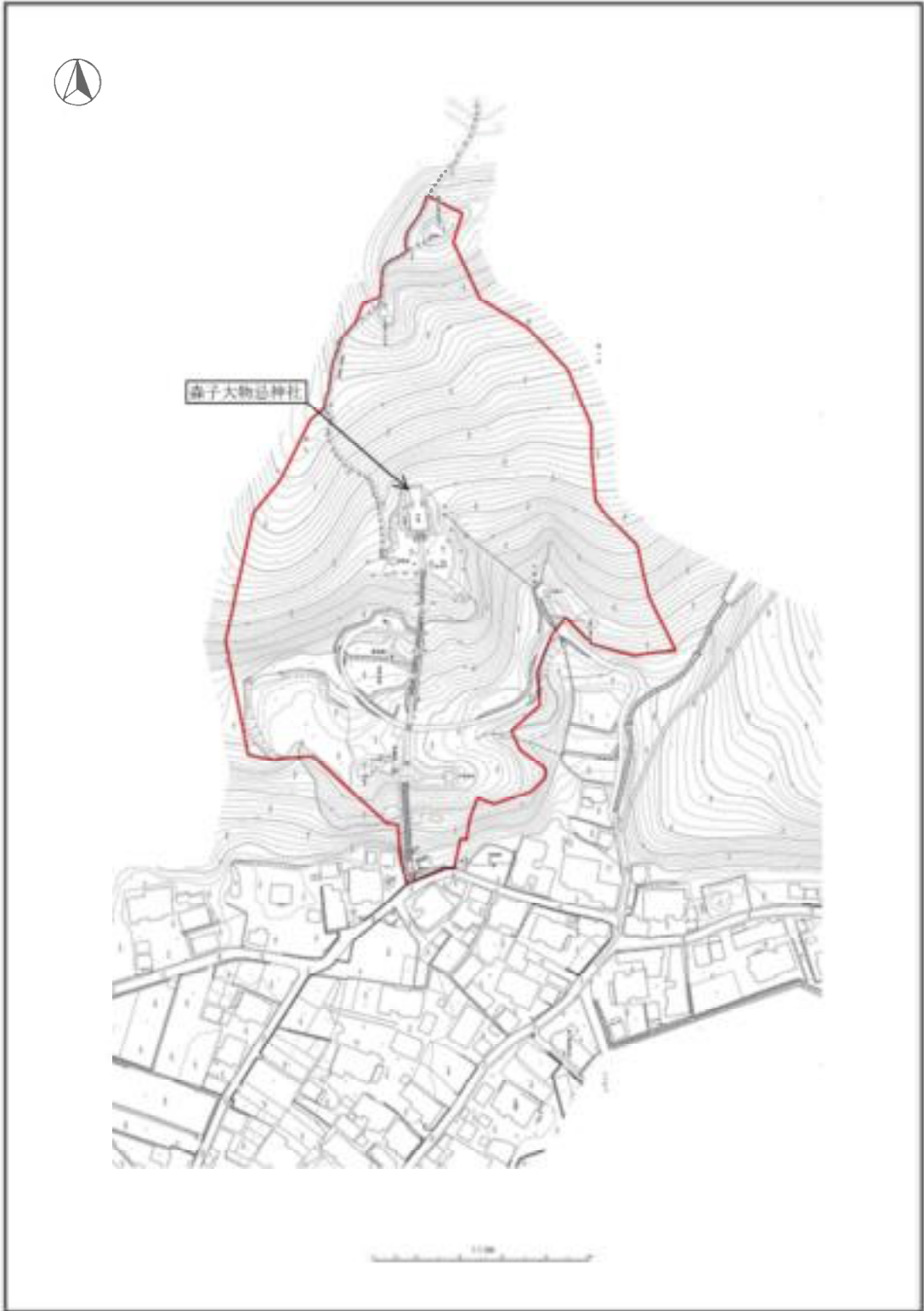
③矢島木境地区 [木境大物忌神社境内と登拝道]





④滝沢地区 [森子大物忌神社境内]



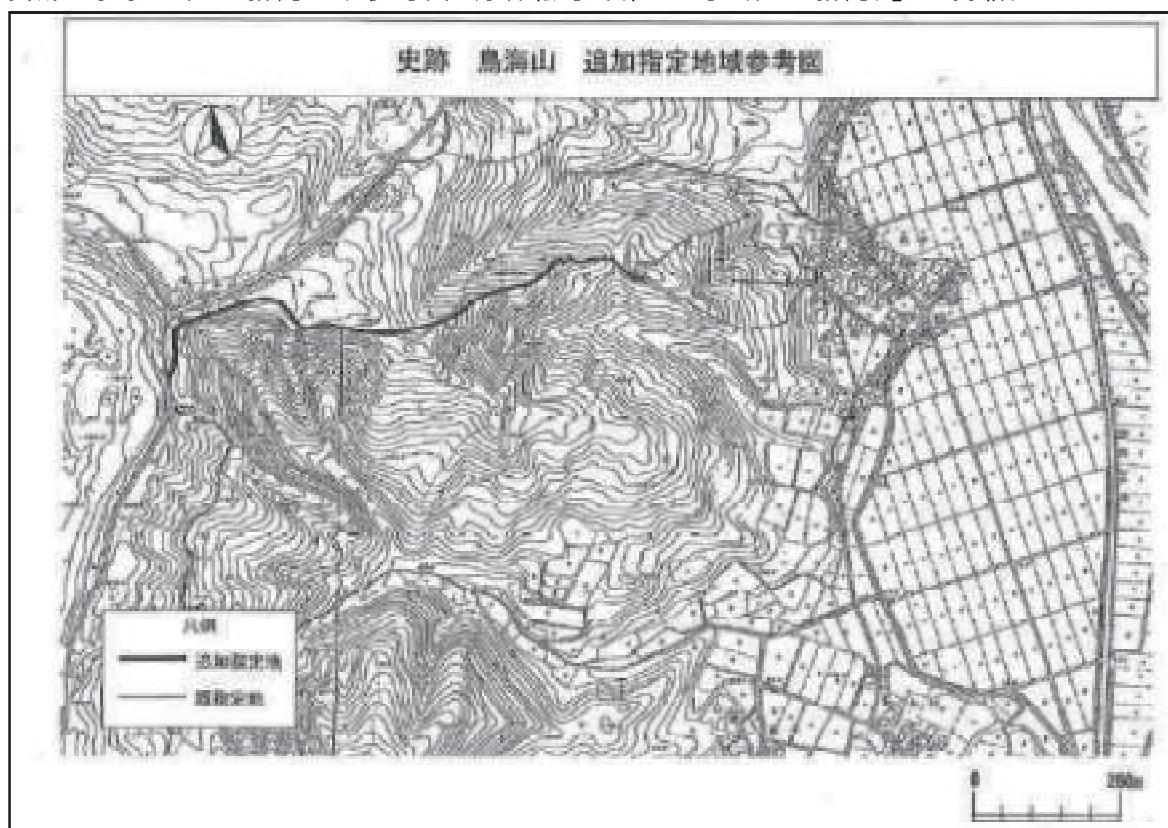


⑤ 滝沢地区追加指定

森子大物忌神社社殿と追加指定地域 景観写真



史跡 鳥海山 追加指定地域参考図（『官報号外第218号（追加指定）』に掲載）



〈追加指定文はP48『官報号外第218号』に掲載〉
〈追加指定説明文はP51、P52に掲載〉

(6) 管理団体

①管理団体の名称

由利本荘市

にかほ市

②管理団体の所在地

秋田県由利本荘市尾崎17番地

秋田県にかほ市象潟町浜ノ田1番地


管理団体指定告示

『官報 第5157号』 平成二十一年九月十六日 水曜日 官 報 第5157号 8

島海山	名 称	上
平成二十年文部科学省告示第三十四号及び平成二十一年文部科学省告示第百十六号	指 定 告 示	欄
由利本荘市(秋田県) にかほ市(秋田県)	地方公共団体名	下 欄

○文化庁告示第二十五号
文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第百三十三条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡の指定地域のうち、秋田県の区域に属する部分を管理すべき地方公共団体として、同表下欄に掲げる地方公共団体を指定する。
平成二十一年九月十六日

文化庁長官 玉井日出夫



第4節 史跡鳥海山の本質的価値

鳥海山は多面的な価値を有する。以下にあげる価値は、それぞれが独立するものではなく、相互に関連し合っその価値を形成するものではあるが、便宜上項目別に鳥海山の価値を記述するが、その総体こそが鳥海山の本質的価値であると考えている。

1. 信仰の山としての価値

鳥海山は古代において「大物忌神」と呼ばれ、宇迦之御魂神（うかのみたまのかみ）若しくは倉稻魂命（うかのみたまのみこと）の鎮座する山として信仰されていた。これは、鳥海山から流れ出る雪解け水が田畑を潤し作物を生長させることに由来すると思われる。現在でも鳥海山から流れ出る伏流水は山の養分を豊富に含み、里山や海にその恵みを与えている。また、同時に当時鬼門とされた丑寅の方角をまもる国家鎮護の山としても信仰が篤く、正二位まで位階をあげた記録が六国史等で確認できる。

中世になると修験道の伝播とともに、その信仰形態も徐々に変化し、修験者の存在も文書から確認できるようになった。また、中世後期には熊野信仰の広がりとともに、三山信仰と神仏習合が東北地方にも広がり、鳥海山は薬師如来を本地仏とする山として、阿弥陀如来を本地仏とする月山、聖観音を本地仏とする羽黒山とともにその信仰が広がってきた。

江戸時代には農業神としての信仰が庶民レベルにも広く浸透し、東北各地から多くの参詣者があ



「宇迦之御魂神」軸装

ったことが参詣者名簿等からうかがえる。中でも岩手県西部からの参詣者が多く、これは鳥海山と出羽三山をかけて参詣する最上講と呼ばれる講中が存在したと関わりがあると考えられる。また、鳥海山麓には各地に当時信仰の拠点とされた宿坊を営んだ家が現在も残っていて、宿泊者名簿や、看板などの貴重な資料が保存されている。

2. 景観における価値

鳥海山の景観における価値は概して三つの価値があると考えている。一つは麓から山頂を眺めた価値である。にかほ市、由利本荘市から眺める鳥海山は、雄大で力強い印象を受け、県南部から眺める鳥海山はなだらかで美しい稜線を見せる。それぞれの地域で、それぞれの美しさを持つ山である。それゆえに、秋田県民歌や各地の学校の校歌に鳥海山は歌われてきた。また、春の時期は山に残る残雪の雪形によって、農作業の開始時期を判断したとも伝えられ、その眺望は生活に密着していたことがうかがえる。

江戸時代にこの地を訪れた備中国岡田藩の地理学者である古川古松軒は、『東遊雑記』

において鳥海山を「鳥海山は世にしる大山、(中略)遠見する風景和国の山と見えぬ。数十里の外より見ても、その雅なる所いわんかたなし。予が思ふところ、當山は富士山につづく名山なるべし。(中略)此節は晴天つづき、日々鳥海山を見るに、峯は雪に包み雪のもよみによって、その詠、筆におよびがたし。」と絶賛している。

もう一つは、山頂から眺める景観の価値である。天氣に恵まれれば北に白神山地や岩手山、南に佐渡島、東に太平洋を臨むことができる。また、日本海に山影が映る影鳥海や御来光などを拝むこともできる。さらに、山頂から眺める雲海や漁火等は、登山の疲れを吹き飛ばすほどの美しい風景である。



影鳥海

最後は、鳥海山の山体崩壊によってできた象潟九十九島の景観の価値である。水田に浮

かぶ島々は、鳥海山が山体崩壊によってきた岩塊（流れ山）であり、潟湖であったころは江戸時代に松尾芭蕉をはじめとした多くの文人墨客によって、その景観が賞賛されてきた。

3. 本質的価値に準ずる価値

(1) 貴重な動植物の生息地としての価値

鳥海山はは種以上の花が咲く魅力的な山として知られ、「高山植物の宝庫」とも称される。なかでも「チョウカイフスマ」と「チョウカイアザミ」は「チョウカイ」の名前を冠する花として知られている。また、鳥海山が「基準標本」産地となった植物は、ヒナザクラ、ウゴアザミ、ミヤマウスユキソウ等が存在する。

鳥海山には、国の天然記念物で絶滅危惧種でもあるイヌワシや準絶滅危惧種のハチクマ、特別天然記念物ニホンカモシカ、国の天然記念物ヤマネ、準絶滅危惧種のおこじょ等の貴重な生物が生息している。

4. 本質的価値を構成する各地区の要素

(1) 小滝地区

小滝地区は鳥海山麓、標高160mから170mにある現在133戸の集落である。古くから小滝口の起点であり、秋田県でも珍しい修験者の宿坊集落であった。

同地区の南端に鳥海山信仰の拠点である「金峰神社」があり、住宅地には現在、院主の龍山寺をはじめ和光院、喜明院、勸行院、清龍院（跡地のみ）などの旧宿坊家が遺っている。また小滝の宗徒は貞享5年（1688）以降、当山派醍醐寺三宝院末となった。

「金峰神社」には、「木造蔵王権現立像」が御神体として安置され、現在も多様な年中行事が執り行われている。境内には、多くの鳥海山信仰の遺物や史跡が遺されており、修験者の行場であった「奈曽の白瀑谷（国指定名勝）」などがある。

「奈曾の白瀑谷（国指定名勝）」は、にかほ市の観光名所の一つであり、また、5月の最終土曜日の例祭では「小滝のチョウクライロ舞（国指定重要無形民俗文化財）」が行われており、同境内には多くの観光客が訪れている。

植生において、「金峰神社」は歴史が古いため、樹高40mを越すスギやモミが大切に保存され、荘厳な雰囲気をかもし出している。金峰神社境内は全域が国定公園第二種特別地域であり、さらにそのほとんどが「奈曾の白瀑谷（国指定名勝）」の指定地となっていることから、自然、景観を一体として保存・管理していく必要がある。

現況と資産状況の分布状況により、同境内は次の三つの区域に細分される。

①金峰神社社殿区域

【にかほ市象潟町小滝字奈曾沢8番1、9番】

鳥海山信仰の拠点である「金峰神社社殿」が建つところである。本殿には平安後期の作とされる「木造蔵王権現立像3軀（県指定有形文化財）」が御神体として安置され、60年に一度ご開帳される。社殿前には記念碑があり、それにより社殿は万延元年（1860）に再建されたことがわかる。神社と対峙して「奈曾の白瀑谷（国指定名勝）」があり、神社前に滝を眺める場所が設定されている。

同神社の例祭は現在5月最終土曜日であるが、毎月のように行事があり、中には1月7日の七日堂祭でおこなわれる「曼陀羅モチ占い」など金峰神社独自のものがある。

社殿はスギを中心とした樹木に囲まれ、聖地としての雰囲気をかもし出しており、同区域は、「奈曾の白瀑谷（国指定名勝）」の指定区域外ではあるが、名勝と同様に景観も保護していく必要がある。

②参道区域

【にかほ市象潟町小滝字奈曾沢1番、10番1】

【にかほ市象潟町小滝字奈曾沢1番と8番1に挟まれ、奈曾沢1番と3番に挟まれるまでの道路敷】

【にかほ市象潟町小滝字奈曾沢1番と10番1に挟まれる道路敷】

スギを中心とした樹木林の中、「宝物殿」の平地から「金峰神社」や「奈曾の白瀑谷（国指定名勝）」へ向かう参道が設定されている区域である。上方の参道は「宝物殿」と「金峰神社」を結ぶ新しい道であるが、下方は「金峰神社」と滝つぼへとどちらにも通じる昔ながらの参道である。古い参道は、禊のため「金峰神社」から滝に下りた道であり、現在は例祭の際に神社から「小滝のチョウクライロ舞（国指定重要無形民俗文化財）」の土舞台まで神輿や氏子らが練り歩いている。いずれの参道も多くの観光客に利用されている。木立によって、参道から「奈曾の白瀑谷（国指定名勝）」はよく見えないため、古い参道に展望台が設置され、そこをビューポイントとしている。

同区域は植生も貴重なものがある。南方系のヤブツバキ群落があり、その中に秋田県では絶滅危惧種に指定されているシロダモの混成が見られるほか、鳥海国定公園で指定されているウスバサイシン、タマガワホトトギスなども見られる。同区域のうち、奈曾沢1番と10番1は、「奈曾の白瀑谷（国指定名勝）」の指定地でもある。

③土舞台・宝物殿区域

【にかほ市象潟町小滝字奈曾沢2番、4番1】

境内の中で、鳥海山信仰を表す芸能が行われ、神社の社宝が公開されている区域である。毎年5月最終土曜日に「小滝のチョウクライロ舞（国指定重要無形民俗文化財）」が披露される土舞台（チョウクライロ山）、「郷土文化保存伝習館」があるほか、「金峰神社」の秘仏を収蔵し、公開している「宝物殿」がある。「宝物殿」には、「小滝のチョウクライロ舞（国指定重要無形民俗文化財）」や「鳥海山小滝番楽（県指定無形民俗文化財）」に使用される面、「丈六仏の木造聖観音菩薩立像（県指定有形文化財）」、「木造狛犬一對（県指定有形文化財）」などが収められている。

そのほか史跡、遺物としては慈覚大師が築いたとされる石段、護摩を焚いて祈祷したという護摩壇跡地、元享2年(1322)建立の板碑などがある。同区域は、土舞台がある奈曾沢2番が「奈曾の白瀑谷（国指定名勝）」の指定地になっている。

④旧宿坊家がある区域（史跡「鳥海山」指定地外）

【秋田県にかほ市象潟町小滝字北田4、字櫃石57、字櫃石58、字櫃石65】

近年まで、小滝地区には院主の龍山寺（遠藤隆家）、和光院（遠藤光胤家）、喜明院（福川家）、観行院（小川家）、清龍院（松野家）の5軒があったが、現在、清龍院は跡地のみとなり、4軒となっている。その4軒には補任状などの古文書、仏像等が遺っているほか龍山寺には庭に寺名の入った石碑がある。

小滝修験衆徒一覧

文政2年（1819）の『小滝村絵図』には次の5軒の修験が見られる。

No.	所在地	地図番号	寺院号	現在
1	象潟 小滝	1	龍山寺（院主）	遠藤家（小滝）
2	象潟 小滝	2	和光院	遠藤家（小滝）
3	象潟 小滝	3	喜明院	福川家（小滝）
4	象潟 小滝	4	観行院	小川家（小滝）
5	象潟 小滝	5	清龍院	松野家（小滝地区内移住のため現在跡地のみ）

また、龍山寺にある「龍山寺過去帖」（文政5年・1822）を見ると、小滝村以外に次のとおり7軒の修験が龍山寺の配下にいた。

No.	所在地	地図番号	寺院号	現在
6	象潟 関	6	重光院	阿部家（関）
7	象潟 大須郷	7	不動院	須藤家（大須郷）
8	象潟 横岡	8	宝性院	（横岡）
9	金浦 大竹	9	金蔵院	（大竹）
10	象潟 本郷	10	威徳院	金家（本郷）
11	仁賀保 中野	11	吉祥院	齋藤家（中野）
12	仁賀保 三十野	12	一明院	小笠原家（立居地）

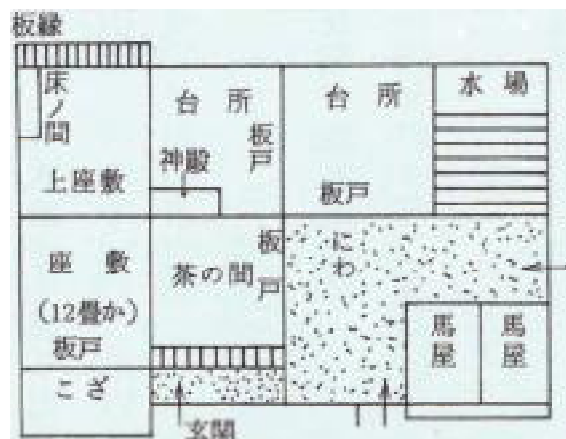
宿坊の間取り

秋田県唯一の宿坊村落である小滝は戊辰戦争の際の兵火により当時の家屋を今に残す家は1軒もない。そのため、導者が宿泊した宿坊の間取りを具体的に知ることはできない。

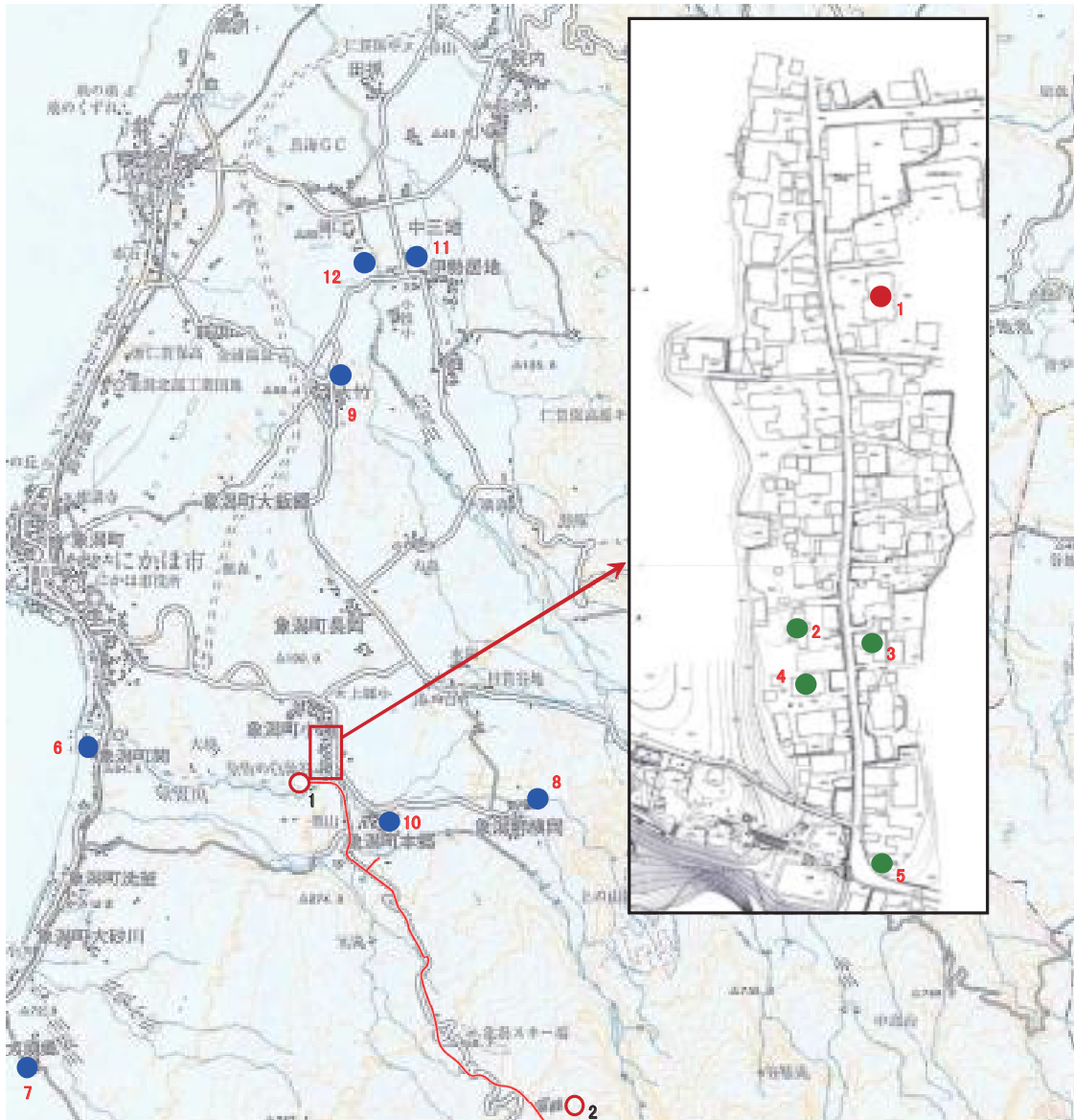
下図は、明治から大正期の和光院の間取り復元図である。導者たちは上座敷、座敷、茶の間の3つの部屋およそ36畳に宿泊したと推定される。



小滝修験 和光院（遠藤家）



小滝修験和光院（遠藤家） 間取り（復元）



凡 例	
● (Red)	小滝修験院主頭「龍山寺」
● (Green)	小滝修験
● (Blue)	龍山寺配下修験
○ 1 (Red)	金峰神社
○ 2 (Red)	霊峰神社跡
— (Red line)	烏海山登拝道

(2) 霊峰地区

霊峰地区は、鳥海山の北西、標高743mの霊峰山を指し、面積は137万㎡に及ぶ。そのほとんどが広大な自然林で、一帯は国定公園第3種特別地域となっている。

昔は頂上に「霊峰神社」があり、鳥海山道者（参詣人）が頂上を目指す際、鉾立とともに必ず参詣した拝所であった。現在、霊峰山頂上に神社社殿はないが、跡地には礎石、石垣、石灯籠が遺り、「霊峰神社」へ向かう登拝道も一部遺っている。そのほか、石仏や供養碑などもあり、霊峰地区の信仰を今に伝えている。近年、霊峰神社跡を鳥海山観光の一つの名所として設定され、参道の整備や下刈りが行われているが、観光客はあまり訪れていない。

霊峰地区は、今後、霊峰神社までのほかの参道、「霊峰神社」から鉾立までの参道を調査し、それに伴う遺構や遺物の発掘が必要であるが、まずは現況によって次の三つに細分される。

①霊峰神社跡地 【にかほ市象潟町小滝字上山2番7と字鉾建4番1の一部】

霊峰山の頂上にあり、およそ300㎡の平地。社殿はないが、風雪避けの石垣が南、東にあり、社殿礎石、石灯籠、手水石等がある。そのほか観音石像が40柱以上、近代と考えられる供養碑が8柱遺っている。

②登拝道 【にかほ市象潟町小滝字上山2番7と2番8の一部】

鳥海ブルーライン沿いに設けられた「霊峰神社」に行くための駐車場を基点に、霊峰神社跡まで幅約2m、延長約500mの道が遺っている。主に「金峰神社」のある小滝地区から鳥海登山をする際に「霊峰神社」を通った道であり、拝所として霊峰山を通るようになったころから既にあった道と考えられる。

霊峰神社跡に行く駐車場が設けられているように、近年、鳥海山観光の一つの名所として設定されており、鳥海国定公園を美しくする会等で下刈り等を行っている。そのため、途中にベンチが2基おかれているが、訪れる人が少ないこともあり、ベンチは老朽化している。

③霊峰神社跡の周辺域 【にかほ市象潟町小滝字上山2番7と2番8、字鉾建4番1のうち上記の①②を除く】

およそ137万㎡の広大な自然林で、霊峰神社跡周辺には亜高山低木群落が形成され、登拝道周辺はブナ群落が広がる。

注目すべき種は、「環境省絶滅危惧種Ⅱ類（VU）」、「秋田県絶滅危惧種ⅠA類（CR）」に該当するユウシュンランで、今後保全に留意すべき種である。そのほか、鳥海国定公園指定である種が広く分布しており、保護していく必要がある。

(3) 矢島木境地区

鳥海山の二合目にあたる標高484mから570mの木境地域にあたる。そこは、藩政期に「薬師堂」や「女人堂」と称された「木境大物忌神社」の境内地と、鳥海山の登拝道を切

り開いたとされる「比良衛・多良衛」の兄弟と薬師如来を祀る「開山神社」の境内地、さらにそれらを結び、鳥海山山頂へと道者(参詣人)を導く登拝道で構成されている。矢島木境地区は、これらの区域に、登拝道と接する林地を含む区域である(第4章参照)。

この地区は、県道によって細かく分断されているものの、幅約2mの登拝道が約800m程良く残されており、隣接する「森子大物忌神社」境内地や「開山神社」境内地と同様、史跡の中心的な構成要素になっている。また地区内には、明治16年(1883)に再建された「開山神社」をはじめ、明治18年(1885)再建の「大物忌神社」など、宗教活動上必要な歴史的建造物及びこれらに付随する社務所などの便益施設が存在している。さらにこの地区には、「鳥海山大権現碑」などの石造物のほか水汲場なども分布しており、大切に管理されている。

矢島木境地区は筆界を基本とし、これら資産の分布状況とそれを取りまく区域の現況により、次の4つの区域に細分される。

①木境大物忌神社境内： 【由利本荘市矢島町城内字木境4番】

標高534mに位置する「木境大物忌神社」社殿を中心とする境内地である。近くには社務所もあり、年間を通じて宗教活動が行われている。藩政期、女性が登拝できるのはこの境内地までとされ、厳格に守られた結界の地である。明治2年に描かれた絵図「鳥海山図解」に、この地は「峯中」として記されており、木境地区の中心を成す地であったことが分かる。

境内地の南側隣接地(未指定地)には便益施設として駐車場が整備されており、社殿に向かう参道も旧来の石段のほか、駐車場や県道から向かう参道も新たに整備されている。県道32号線開通以前(昭和46年以前)は、「開山神社」境内地に向かう手前の登拝道から分岐し、水汲場前を通過して神社の参道石段に通じる道者道があったが、現在は県道により分断されて崖状地形となり、通行困難な状態となっている。参道石段の反対側にあたる境内地東側隣接地(未指定地)は、矢島修験衆徒の「行場」とされ、現在も社殿前から行場に向かって一本の古道が続いている。

②開山神社境内： 【由利本荘市矢島町城内字木境3番3、6番2、15番】

「比良衛・多良衛」の兄弟と薬師如来を祀る「開山神社」を中心とする境内地である。木境大物忌神社境内地とは異なり、登拝道が境内地の中央部を通過していることから、鳥海山参詣者が必ず参拝する場所であり、木境地区の中でも重要な位置を占めてきた域である。

③鳥海山矢島口登拝道：

【由利本荘市矢島町城内字木境5番1と同6番7に挟まれた道路敷】

【由利本荘市矢島町城内字木境3番3と同6番2に挟まれ、同3番7と同6番1に挟まれるまでの道路敷】

【由利本荘市矢島町城内字木境3番1と同6番6に挟まれた道路敷】

【由利本荘市矢島町城内字木境1番1と同1番18に挟まれ、同3番6と同6番1に挟まれるまでの道路敷】

矢島木境地区の南側、標高484mを通る県道32号線と接する地点から、木境地区北側の標高570mを通過する同県道との交差点まで通じる、幅約2m長さ約800mの鳥海山登拝道である。県道32号線が整備される昭和46年まで使用され続けた登山道でもある。一合目「箸の王子」より三合目「駒の王子」に通じる鳥海山登拝道のうち、最も良好な状況で残されている区間であるが、県道32号線と複数箇所で見交差し、それによって4区間に分割されている。

約800mの登拝道沿いには、「道者」と称された参詣人から道銭を徴した「道銭小屋跡」と称される削平地や、それより200m程登った先にある「鳥海山大権現碑」や石燈籠が建立されている「鳥居跡」と称される削平地、元禄10年（1697）に矢島領主生駒氏が建立した「仁乗上人碑」の位置する人工的な丘状地形あり、木境地区の主要な構成要素になっている。登拝道南端部の県道交差点が比高約2mの崖状地形を呈している他、雨天時には雨水が浸水して流れ下る箇所もあるなど、今後保存・活用に向けた取り組みの必要な域である。

④登拝道を取り巻く周辺域：

【由利本荘市矢島町城内字木境3番7、5番1、6番1、6番6、6番7】

登拝道並びに「開山神社」境内地を取り巻く周辺域の林地である。戦後植林したスギが一面広がっており、地区の南端と北端で標高差が86mもある木境地区においては、保水力を高めて地形を維持し、史跡を保全のうえで効果をあげている。また矢島修験衆徒の活動拠点として、また鳥海山遙拝所としての神聖な雰囲気醸し出すうえでも大切な資産である。この周辺域には、先に述べた「道銭小屋跡」や「鳥居跡」と称される削平地と「仁乗上人碑」の位置する丘状地形などが所在しており、木境地区の主要な要素を構成している域でもある。

矢島木境地区の植生は、車道の拡幅や植林の奨励により、自然植生が少なくなっている。しかし、全域にスギ植林が広がる一方で谷地形の急斜面にはミズナラなどの落葉広葉樹の林相が見られ、小規模の沢地形には湿性草本群落が形成されている。地区内には、主要な構成要素が位置している地に、スギやマツが巨木となって生育しているが、松食い虫によるマツの立ち枯れも見受けられる。また地区内では、「秋田県準絶滅危惧種（NT）」に該当するコケイランの生育が確認されており、今後の保全に留意する必要がある。なおこの地区は、自然公園法による第3種特別地域に相当する。

指定地外ではあるが、矢島木境地区の登拝道南端から県道を道づたいに600m程登り詰めた標高593mの国有林地内に「木境展望台」がある。ここは、矢島木境地区を構成する主要な地区の全域が眺望できる景勝地である。

また、この地域には登拝道の周辺に多くの修験寺院があったことが確認され、現在も修験に関わる資料を数多く所蔵している場所が確認できる。中にはかつて宿坊であったことを示す資料も残る寺院もあり、建物は新しくなっているが、その場所は変わっておらず往時の状況をうかがい知ることができる。

(4) 滝沢地区

子吉川左岸の標高15mの森子集落西端部から、西方に約300m離れた八乙女山山頂（標高106m）まで至る、「森子大物忌神社」境内地とそれを取り巻く林地を含む区域である。この地区には、八乙女山中腹まで築かれた約300段の石段を中心とする急峻な参道と、安政2年（1855）に再建され、薬師堂と称された「大物忌神社」拝殿及び幣殿をはじめ、本殿や御輿殿、境内社など、宗教活動上必要な歴史的建造物及びこれらに付随する社務所など複数の便益施設が所在している。このほかにも滝沢地区には、八乙女山山頂に位置する「鳥海山様」や下方に位置する護摩壇、複数の石造物や人為的な複数の削平地が分布している。

滝沢地区は筆界を基本とし、これら資産の分布状況とそれを取りまく区域の現況により、次の三つの区域に細分される。

①一ノ鳥居から森子大物忌神社社殿を中心とする区域：

【由利本荘市森子字八乙女下 99 番 1】

参道入口にあたる一ノ鳥居から、八乙女山中腹に位置する「森子大物忌神社」社殿、さらに八乙女山の標高95mに位置する「小屋掛けの松」を含む、滝沢地区の中樞を成す区域である。区域内には、鳥海山の遙拝所として、神聖な雰囲気醸し出している約300段の急峻な参道石段を中心に、多くの資産が分布しており、その現況は次のとおりである。

A一ノ鳥居を中心とする域：

社号標や石燈籠の他、青麻三光宮など多くの石碑が集中している。

B二ノ鳥居を中心とする域：

参道石段を150段ほど登った所に位置している。境内社である保食神社や唐松神社の他、延享4年（1747）の経塚や、滝沢修験組織の触頭であった龍洞寺の跡地に比定される削平地などが所在している。

C護摩壇を中心とする域：

参道石段を200段ほど登った所に位置している。一間四方の石積みの護摩壇が位置する削平地の他、下方には神楽座跡などさらに二段の削平地が階段状に形成されており、戦後整備された車道によって他の域と区分されている。藩政期、神楽座跡より上方は聖地とされ、戦後女人禁制が解除されるまで、女性がこれより上段に登ることは許されていなかった。この域は、参詣者の行動を明確に区別する、結界にあたる地である。現在護摩壇はその一部に歪みが生じており、下方に崩落した石材もあるなど、今後、保存整備が必要な遺構である。

D大物忌神社本殿を中心とする域：

約300段の参道石段を上りきった、標高60mの八乙女山中腹と、標高95mに位置する「小屋掛けの松」と称する削平地で構成される範囲である。八乙女山中腹は滝沢地区の主要な場所であり、薬師三尊像と十二神将を安置する大物忌神社本殿と拝殿及び幣殿が位置し、御神木や御輿殿、手水舎などが配置されているほか、社務所や便所などの便益施設がある。社殿南側は「道者道」と称される滝沢口登拝道の起点にあたり、道者(参詣人)から道銭を徴した「小屋掛けの松」まで、幅約1.5mの登拝道が続いている。

②不動社並びに鳥海山様を中心とする区域：

【由利本荘市森子字八乙女下98番1、98番2】

【由利本荘市森子字堂ヶ沢1番】

夫婦滝並びにその下方の標高31mに位置する不動社を中心とする域と、神楽座跡南方の標高37mの地に位置する大規模な削平地、そして標高105mの八乙女山山頂の削平地を含む区域である。区域内の大部分は急傾斜地であり、斜面一面に広がる植林したスギが、修験の聖地であった滝沢地区全体の神秘的な雰囲気を高めている。主たる資産の分布は三カ所に集中している、その現況は次のとおりである。

A夫婦滝並びに不動社を中心とする域：

大物忌神社社殿の北側に形成された沢状地形に位置している域である。この沢上地形を流れ落ちる二筋の沢水を「夫婦滝」と称しており、この水を利用して登拝者が禊をしたとされている。禊の場所には、滝に向かって不動社が建立され、さらに不動社の前方北側の一段高い場所には「龍王神社跡」がある。

B大規模な削平地の域：

神楽座跡の南方に位置する大規模な削平地である。「前坂石段」と称する、一ノ鳥居から二ノ鳥居まで続く参道石段の中段付近よりこの削平地まで、幅約1mの古道が続いている。この削平地は、江戸時代初期まであったとされる、滝沢修験組織の触頭であった龍洞寺の跡地と考えられる。

C八乙女山山頂を中心とする域：

標高106mの八乙女山山頂の削平地である。この削平地は、参道と大物忌神社社殿を結ぶラインの延長線上にあり、鳥海山滝沢口にあたる遙拝所の配置を構成する主要な場所のひとつである。山頂の削平地には「鳥海山様」と称される鳥海山山容に似た自然石が祀られている。

③鳥海山様から吹き上げに向かう登拝道

平成22年滝沢地区の登拝道起点から東由利原高原に通じる鳥海山登拝道の経路が現地確認され、刈り払いすると同時に現地測量を行った。この登拝道についても、滝沢地区の保存・管理において大切な構成要素であると考え、平成28年追加指定された。現在も地元の方々によって、登拝道の管理が行われており、同地区の保存・管理において大切な構成要素であり、指定地と一体となった保存・管理が必要である。

滝沢地区の植生は、全域にスギが植林されており、丁寧な管理が行われている。下層には、かつてブナ林であった名残としてオオカメノキやヒメアオキが見られる。また境内地には、「秋田県絶滅危惧種 I B類 (EN)」に該当するヒメフタバランの生育が確認されている。社殿周囲や参道の両側、経塚の周辺域など主要な構成要素が位置している域には、スギやマツが巨木となって生育しているが、松食い虫によるマツの立ち枯れも見受けられる。なお滝沢地区は、自然公園法指定地域外である。

④旧宿坊家がある区域（史跡「鳥海山」指定地外）

【由利本荘市前郷、由利本荘市森子、由利本荘市奉行免等】

滝沢地区にはかつて修験の寺院であったと確認できる場所が登拝道周辺に残っている。鳥海山について信仰の山であるとする本質的な価値を有すると考える際に、参詣者をサポートした宿坊の存在は大きな役割を果たす。その多くは明治になってから復飾して神社になっているが、そこにはかつて修験寺であったことを伝える文書や資料が残っている。建造物は新しくなっているが、その場所は変わっていない場所が多く、当時の信仰の在り方の一端をうかがい知ることができる。

滝沢修験衆徒一覧（P78修験分布図参照）

	No.	所在地		地図番号	寺院号	
滝 沢 修 験	1	由利	米山	●1	大善院	八幡神社
	2	由利	山本	●2	宝蔵院	矢の箒社
	3	由利	奉行免	●3	和合院	白鳥神社
	4	由利	新屋敷	●4	永宝院	八幡神社
	5	由利	森子	●5	文殊院	大物忌神社
	6	由利	森子	●6	亀福院	田神社
	7	由利	町村	●7	大正院	熊野神社
	8	由利	黒沢	●8	大宝院	新山神社
	9	由利	上条	●9	千手院	稻荷神社
	10	由利	五十土	●10	法行院	白鳥神社
	11	由利	平石	●11	大行院	平石神社
	12	由利	曲沢	●12	寛祥院	宮比神社
	13	由利	明法	●13	吉祥院	稻荷神社
	14	由利	久保田	●14	源正院	諏訪神社
	15	由利	小菅野	●15	般若院	柴倉神社
	16	由利	前郷	●16	宝光院	
	17	由利	前郷	●17	土蔵院	土蔵寺
	18	由利	前郷	●18	龍洞院	龍洞寺（触頭）

参考文献 佐藤 久治 「鳥海山信仰と山麓修験」、『秋田の山伏修験』、『秋田の密教寺院』

矢島修験衆徒一覧 (P78修験分布図参照)

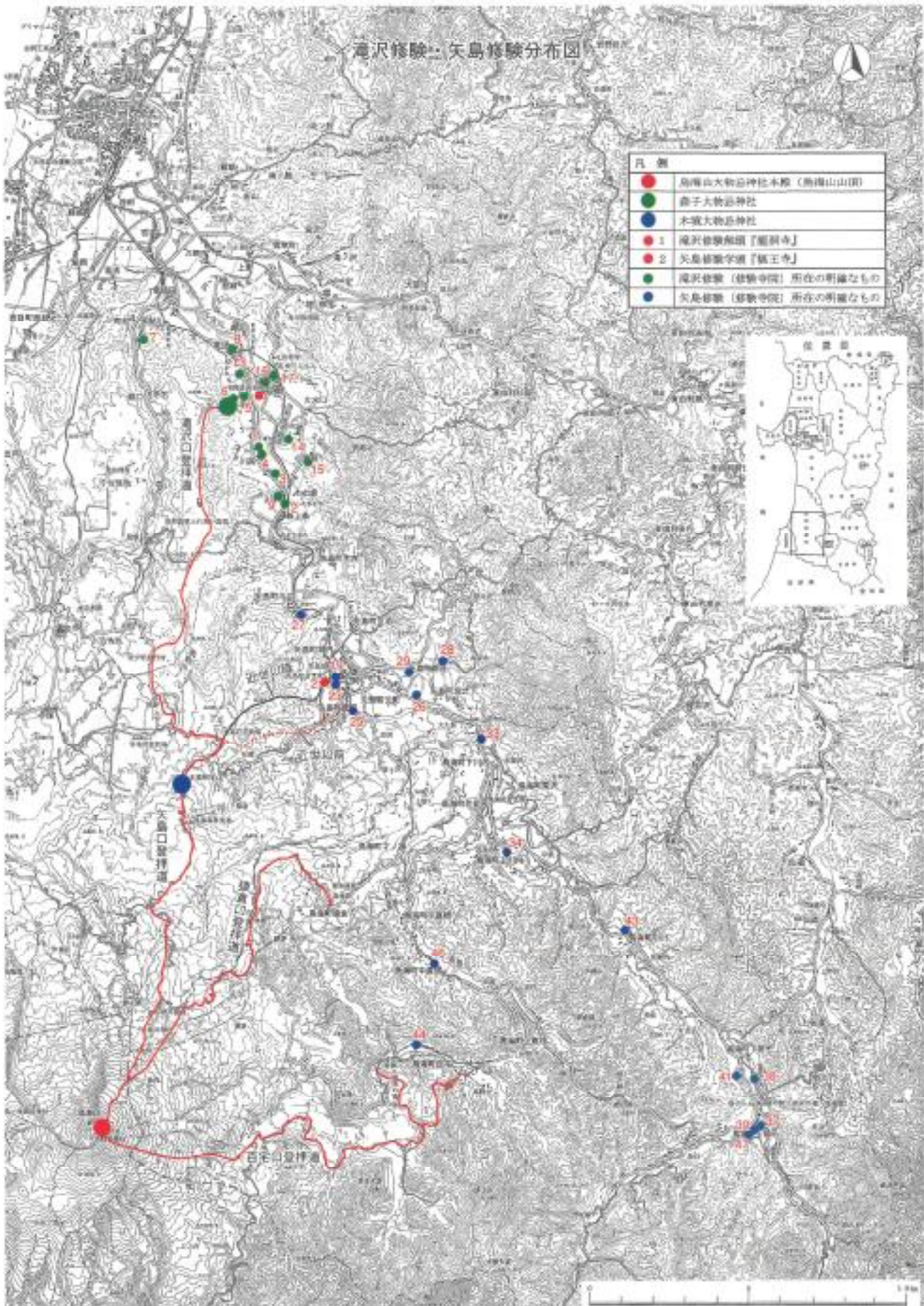
矢 島 修 験	19	矢 島	城 内	●19	実相院	照皇山神宮寺
	20	矢 島	城 内	●20	南光院	熊野山円満寺
	21	矢 島	城 内	●21	金剛院	東栄山西福寺
	22	矢 島	城 内	●22	徳性院	
	23	矢 島	城内水上	●23	千手院	御岳山正覚寺
	24	矢 島	九日町	●24	福性院	永泉寺
	25	矢 島	荒沢矢越	●25	光明院	八幡寺
	26	矢 島	郷 内	●26	大教院	御照山
	27	矢 島	杉 沢	●27	明学院	明学山正福寺
	28	矢 島	新 荘	●28	宝喜院	勝光山弥勒寺
	29	矢 島	新 荘	●29	正蔵院	
	30	矢 島	中 山	●30	常福院	医王山東福寺
	31	矢 島	豊 町	●31	明王院	川代山
	32	矢 島	坂ノ下	●32	重学院	八塩山
	33	矢 島	城 内	●2		福王寺 (学頭)
	34	鳥 海	川内矢本	●33	宝教院	元弘寺
	35	鳥 海	川内提鍋	●34	持福院	金剛山覚王寺
	36	鳥 海	下川内	●35	寿明院	
	37	鳥 海	笹 子	●36	和光院	
	38	鳥 海	笹 子	●37	大福院	
	39	鳥 海	笹 子	●38	多宝院	(のちの吉祥院)
	40	鳥 海	笹 子	●39	玉宝院	流東寺
	41	鳥 海	笹 子	●40	医王院	
	42	鳥 海	笹子下谷地	●41	万性院	幡性院
	43	鳥 海	笹 子	●42	周建院	
	44	鳥 海	小 川	●43	合掌院	合掌寺 (多宝院)
	45	鳥 海	百 宅	●44	宝幢院	
	46	鳥 海	模 渕	●45		琉璃立山常尊寺
	47	鳥 海	直 根	●46	観喜院	南学山観音寺
	48	鳥 海	笹 子	●47	常学院	光明院 秋葉神社
	49	東由利	下 村	●48	西光院	
	50	東由利	玉 米	●49	一乗院	天護山

参考文献 佐藤 久治 「鳥海山信仰と山麓修験」、『秋田の山伏修験』、『秋田の密教寺院』

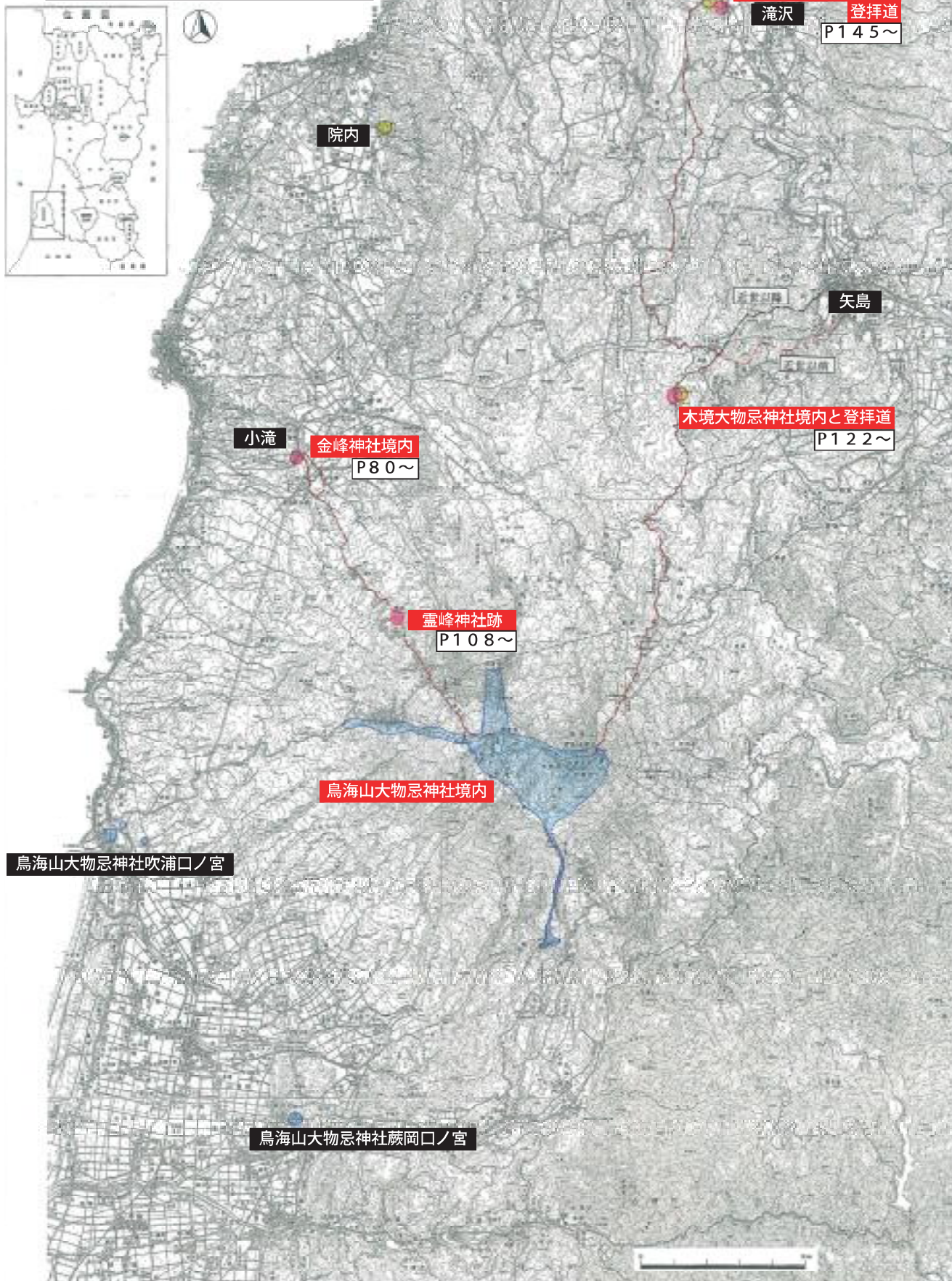
滝沢修験：矢島修験分布図

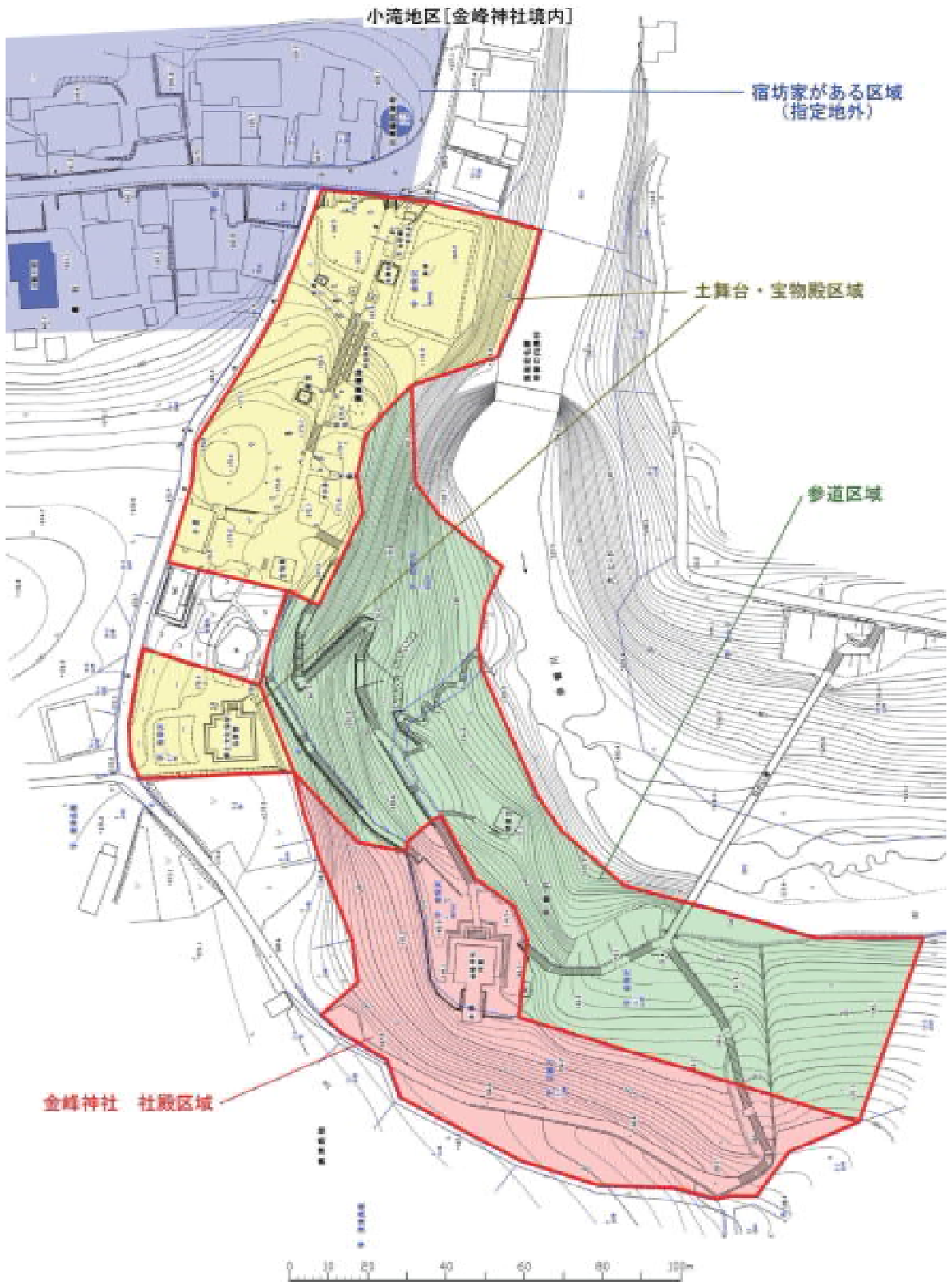


凡 例	
● (Red)	鳥海山大物忌神社本殿（鳥海山山頂）
● (Green)	森子大物忌神社
● (Blue)	木城大物忌神社
● (Red)	1 滝沢修験所洞「龍洞寺」
● (Red)	2 矢島修験字洞「狐王寺」
● (Green)	滝沢修験（修験寺院）所在の町域なもの
● (Blue)	矢島修験（修験寺院）所在の町域なもの



5. 地区ごとの史跡を構成する諸要素





■史跡鳥海山を構成する要素 1【小滝地区】

地区	要素	要素の分類	要素区分	構成区分	構成要素	位置
小滝地区	金峰神社境内	本質的価値を構成する要素	歴史的要素	金峰神社区域	本殿、本殿渡廊	建造物1-1
					拝殿	建造物1-2
					神社社殿取蔵物－御神体（木造歳王権現立像）、什物、神櫃、棟札ほか	
					敬神篤志碑	石造物 1
					記念碑	石造物4
					地下に埋蔵する遺構・遺物（埋蔵文化財）	
				参道区域	観音像	石造物7
					参道（宝物殿、金峰神社、奈曾の白滝を結ぶ参道）	
					滝壺への道	その他2
					地下に埋蔵する遺構・遺物（埋蔵文化財）	
				土舞台・宝物殿区域	宝物殿	建造物4
					宝物殿取蔵物－木造観音菩薩立蔵等の仏像、木造狛犬、チョウクライロ舞面ほか	
					不動社	建造物6
					不動尊手水洗	石造物15
					蛙社	建造物7
					鐘撞堂と鐘	建造物8
					手水舎と手水鉢	建造物9
					鳥居	建造物10
					御開帳記念碑	石造物9
					石燈籠	石像物10、11、19、20、24、35、36、
					観音像	石造物12、13、16～18
					旧参道石段坂	石造物26
					旧石段坂銘碑	石造物27
					石碑	石造物23、28、29、40
		古峰神社碑	石造物14			
		回国供養塔	石造物21			
		庚申塔	石造物22			
		地藏石像	石造物30			
		板碑	石造物32			
		狛犬	石造物38			
		社号碑	石造物39			
		護摩壇跡地	その他3			
		チョウクライロ山（土舞台）	その他4			
		旧熊野神社、神明社旧参道跡	その他8			
		地下に埋蔵する遺構・遺物（埋蔵文化財）				
		自然的要素	境内林と植物	境内の樹木		
				境内の植物		
			指定区域全域	樹高40m以上のスギ、モミ		
				県絶滅危惧種シロダモ 鳥海山国定公園指定種ウスバサイシン、タマガワホトトギス		
		本質的価値に準ずる要素	歴史的要素	石碑	基本金、参道敷石寄進碑	石造物2、3
					詩碑	石造物5
					石碑（不明）	石造物6
従軍者、戦没者慰霊碑	石造物25、33、34、37					
石造物	石坂改築寄付者碑			石造物8		
	五輪塔の残存			石造物31		
祭祀施設	旗立て台			石造物41-1～41-12		
標柱	鳥居居連縄奉納者			その他16		

地区	要素	要素の分類	要素区分	構成区分	構成要素の詳細	位置
小滝地区	金峰神社境内	保存活用に資する要素	社会的要素	便益施設	郷土文化保存伝習館	建造物3
					「小滝のチョウクライロ舞」国指定記念標柱	石造物42
					「奈曽の白瀑谷」国指定記念標柱	石造物43
					「奈曽の白瀑谷」の説明板	その他6
					「土舞台」「板碑」の説明板	その他5、7
					文化財保護啓発標柱	その他11
					「奈曽の白滝」「延年チョウクライロ舞」説明板	その他12
					展望台	その他1
					案内標識	その他10、15
					金峰神社と修験などの説明パネル	その他13
					「史跡鳥海山」等国指定文化財の案内看板	平成24年設置
					便所	建造物2
					手すり	その他14
街灯、避雷針	その他9、17					
その他の要素	社会的要素	便益施設	小屋（元売店）	建造物5		

■指定地外の関連史跡 1【小滝地区】

地区	要素の分類	要素区分	名称	詳細	備考
小滝周辺地区	本質的価値に準ずる要素	歴史的要素	旧宿坊家がある区域	旧龍山寺（現遠藤隆家）	文書、什物、石碑あり
				旧和光院（現遠藤光胤家）	文書、什物あり
				旧喜明院（現福川正則家）	文書あり
				旧喜明院（現小川悦子家）	文書あり
				旧清龍院	宅地のみ

指定地の状況

1 小滝地区

(1) 金峰神社沿革

年号	西暦	歴史事項	確認史料
白鳳 9年	680	役小角が勅を奉じて悪疫退散のため諸国を廻った際、この地で白瀑布を見て霊地を感得し、大和国吉野山より、蔵王権現（木造蔵王権現立像・県文）を勧請する。	『鳥海山大権現縁起』（寛文5年<1665>） 遠藤隆家文書
斉衡 3年	856	慈覚大師が文徳天皇の手長足長の悪鬼退治の勅を奉じて当初に至り、蔵王権現の前で護摩修法を執り行い、悪鬼を退治する。	『鳥海山大権現縁起』（寛文5年<1665>） 「金峰神社の略歴」 龍山寺・遠藤蔵之助記
天安 元年	857	慈覚大師がこの地を護国安民の霊場とし、自ら一丈六尺の立木観音（木造聖観音菩薩立像・県文）刻み、蔵王権現とともに祀る。 また、閻浮堤を築き陵王、納曾利の面を彫刻し、舞楽を奏す。その舞楽がチョウクライロ舞（国重文）である。	『鳥海山大権現縁起』（寛文5年<1665>） 「金峰神社の略歴」 龍山寺・遠藤蔵之助記
永保 3年	1083	後3年の役に、竜頭寺以下衆徒、鳥海弥三郎に味方し絶滅す。時に源義家、瑠璃の玉を鎌倉権五郎に背負わせ持ち帰る。	『鳥海山大権現縁起』（寛文5年<1665>） 「金峰神社の略歴」 龍山寺・遠藤蔵之助記
万治 2年	1659	鳥海山小滝番楽の番楽面が製作される。	番楽面 金浦神社蔵
延宝 8年	1680	徳川四代將軍家綱公より瑠璃の玉が返され金峰神社の宝物として保管される。また、龍頭寺獅子頭破損に付、淵名刑部造立し奉る。この獅子頭と瑠璃の玉は現在、宝物殿に保管されている。	『鳥海山大権現縁起』（寛文5年<1665>） 「金峰神社の略歴」 龍山寺・遠藤蔵之助記
宝永 元年	1704	鳥海山頂は庄内藩の裁定下る。	起こし立て絵図 土門康一家蔵
文化 元年	1804	地震で蔵王堂（金峰神社）は全壊し、同2年上方に社殿を建築す。	金峰神社境内「記念碑」 金峰神社棟札
文化 6年	1809	鳥海山来光仏成る。	龍山寺版木 遠藤隆家蔵
文政 7年	1824	「鳥海山中口学徒龍山寺」と記銘あり。	金峰神社神とく 金峰神社蔵
万延 元年	1860	神意により金峰神社社殿を元の屋敷（現在地）に移築す。	金峰神社境内「記念碑」 金峰神社棟札
明治 2年	1869	神仏混淆を廃し、蔵王権現を金峰神社とし龍山寺以下の衆徒復飾して、神職となる。	「金峰神社の略歴」 龍山寺・遠藤蔵之助記

年号	西暦	歴史事項	確認史料
明治42年	1909	境内社、熊野神社、神明社を合祀する。	「金峰神社の略歴」 龍山寺・遠藤蔵之助記
大正7年	1918	本殿を再建する。	金峰神社棟札
大正9年	1920	第23回御開帳祭を執行する。	金峰神社棟札
昭和33年	1958	萱葺屋根をトタン屋根に葺きかえる。	金峰神社棟札
昭和38年 2月	1963	豪雪で本殿倒壊する。	「金峰神社の略歴」 龍山寺・遠藤蔵之助記
昭和41年	1966	チョウクライロ舞が秋田県重要無形民俗文化財に指定される。	指定書
昭和45年	1970	社務所跡に宝物殿を建設する。	「金峰神社の略歴」 龍山寺・遠藤蔵之助記
昭和45年	1970	狛犬一対が秋田県の有形文化財（彫刻）に指定される。	指定書
昭和53年	1978	本殿を耐火永久建築物に建築する。	金峰神社棟札
昭和54年	1979	御神輿の修理と鐘楼を再建する。	「金峰神社の略歴」 龍山寺・遠藤蔵之助記
昭和55年	1980	第24回御開帳祭を執行する。	「金峰神社の略歴」 龍山寺・遠藤蔵之助記
昭和56年 12月	1981	チョウクライロ舞が国の記録作成等の措置を講ずべき無形の文化財として選択される。	指定書
昭和58年	1983	金峰神社が秋田県一級社に指定される。	「金峰神社の略歴」 龍山寺・遠藤蔵之助記
昭和58年	1983	拝殿、本殿の屋根を銅版に葺きかえる。	金峰神社棟札
平成元年 3月	1985	鳥海山小滝番楽舞が秋田県無形民俗文化財に指定される。	指定書
平成16年 2月	2004	「小滝のチョウクライロ舞」が国の重要無形民俗文化財に指定される。	指定書
平成21年 7月	2009	金峰神社境内が「鳥海山」の名称で国の史跡に指定される。	指定書



社殿正面外観



北側廊下および本殿外観

(2) 金峰神社建造物

番号	枝番	種別	構造形式・銘文等	建立年	備考
1	1	金峰神社 本殿 本殿渡廊	<p>【本殿】 桁行：3間 梁間：2間 木造および鉄筋コンクリート造 切妻造 銅板葺</p> <p>【本殿渡廊】 両下造、銅板葺 桁行：3間 梁間：1間 文化元年（1804）地震で全滅 [記念碑] 文化2年（1805）上方に再建 [記念碑] 万延元年（1860）社殿を現在に移築。 [記念碑・棟札] 大正7年（1918）本殿を再建。 [棟札] 昭和33年（1958）茅葺屋根をトタン屋根に葺き 替え。 [棟札] 昭和38年（1963）豪雪で本殿が倒壊。 [金峰神社・氏子記録] 昭和53年（1978）本殿を永久建築物に建築。 [棟札] 昭和58年（1983）屋根を銅版に葺き替え。 [棟札]</p>	昭和53年 (1978)	
1	2	金峰神社 拝殿 幣殿	<p>桁行：3間 梁間：3間 入母屋造 拝殿正面千鳥破風付 正面1間唐破風造 向拝付 銅板葺 万延元年まで本殿と同じ 昭和58年（1983）屋根を銅板に葺き替え。 [棟札]</p>	万延元年 (1860)	
2		便所	鉄筋コンクリート造、建築面積7.48㎡、平屋建、 陸屋根	不明	
3		郷土文化保存 伝習館	桁行6間、梁間6間、正面中央部分1間×1間張り出 し、入母屋造、妻入、銅板葺	平成6年 (1994)	第3期山村振興 事業（国補助） で建設
4		宝物殿	鉄筋コンクリート造、一部木造、建築面積31.36 ㎡、方形造、銅板葺 【主な収蔵品】木造聖観音菩薩立像（秋田県指定 有形・彫刻）山王権現像（木像4体）、鐘（宝永6 年1709再鑄）、番楽面（万治元年1658）、鏡（2 面）、陵王納曾利面、獅子頭（延宝8年1680）、狛 犬（木造・秋田県指定有形・彫刻）、三升樹（鳥 の海御初漁）、瑠璃の玉	昭和45年 (1970)	
5		小屋 (旧売店)	桁行11.01m、梁面7.60m、切妻造、棧瓦葺、但 し、売店部分片流れ屋根、カラー鉄板葺	不明	
6		不動社	桁行2間、梁間1間、切妻造、妻入、カラー鉄板葺	不明	
7		蛙社	桁行1間、梁間1間、切妻造、カラー鉄板葺 蛙社の中には蛙のかたちの木の瘤が入っている。 この蛙はタニククというもので、昔、鳥海山の太 国主神の命を持って小名彦神をこの地に連れてき たとされている。	不明	
8		鐘撞堂	桁行1間、梁間1間、切妻造、銅板葺 鐘の大きさ直径67cm、高さ1m10cm。 鐘の四方に天下太平、家内安全、五穀豊穰、心身 健固と刻まれ、昭和62年6月15日に氏子が鐘を新鑄 して寄進し、鑄堂も再建した経緯が刻まれている。	昭和62年 (1987)	
9		手水舎	石造柱2本建（右柱に昭和8年5月15日、左柱に須 田長九郎松治之代とあり）、切妻造、カラー鉄板 葺 手水鉢の大きさ縦86cm×横53cm×高さ38.5cm	昭和8年 (1933)	
10		鳥居	石造稻荷鳥居（台輪鳥居）		



1-1 金峰神社
本殿 本殿渡廊



1-2 金峰神社
拝殿 幣殿



2 便所



3 郷土文化保存伝習館



4 宝物殿



5 小屋



6 不動社



不動社の内部



7 蛙社



蛙社の内部



8 鐘撞堂



9 手水舎



10 鳥居

(3) 小滝修験神仏像

地区名	修験寺院名	番号	名称	説明	備考
小滝	金峰神社 本殿	01	蔵王権現立像 (3軀)	①像高181.3cm 両肩なし ②像高130.5cm 右手を頭上にかざす ③像高137.3cm 天冠あり、両肩なし 平安後期の作。役小角の作と伝わる。金峰神社本殿にあり、60年度に一度御開帳される。	秋田県指定 有形(彫刻)
小滝	金峰神社 宝物殿	02	山王権現 1	像高：97.5cm 最大幅：43.0cm 最大奥：23.5cm 頭部：27.5×16.0×22.3cm 21体中慈覚大師の作と伝わる。	
小滝	金峰神社 宝物殿	03	山王権現 2	像高：101.7cm 最大幅：38.5cm 最大奥：26.5cm 頭部：26.0×17.0×20.0cm	
小滝	金峰神社 宝物殿	04	蔵王権現像 1	像高：104.0cm 最大幅：31.0cm 最大奥：12.5cm	
小滝	金峰神社 宝物殿	05	蔵王権現像 2	像高：84.0cm 最大幅：38.0cm 最大奥：18.0cm	
小滝	金峰神社 宝物殿	06	聖観音菩薩立像	像高：364.0cm 最大幅：125.0cm 最大奥：123.0cm 平安時代後期の作。慈覚大師の作とされる。 杉材一木造。両腕増補。足先欠失。	秋田県指定 有形(彫刻)
小滝	龍山寺	07	行者坐像	像高：19.5cm 最大幅：10.8cm 最大奥：10.0cm 木彫塗彩。笈を背負う。頭襟なし。右手欠損。	
小滝	龍山寺	08	前鬼、後鬼のうちの一軀	像高：20.5cm 最大幅：10.8cm 最大奥：7.0cm 角2本あり。木彫塗彩。半跏像。左手と右手の持ち物欠損。	
小滝	龍山寺	09	地藏菩薩立像	総高：25.5cm 最大幅：8.8cm 最大奥：5.3cm 胡粉塗彩。一木造。杉材。両手首の先欠損(寄木)。	
小滝	龍山寺	10	毘楼勒叉像	像高：17.7cm 最大幅：8.2cm 最大奥：5.0cm 彩色塗彩。一木造。右手金剛杖は木彫り。背中に「びるろくしゃ□□」の文字あり。	
小滝	龍山寺	11	不動明王立像	像高：31.0cm 最大幅：14.0cm 最大奥：9.0cm 木彫彩色塗彩。一木造?。岩座あり。台座付。 左右耳欠損(寄木) 右手に剣、左手に縄。 台座付最大：41.0×18.3×16.7cm	
小滝	龍山寺	12	聖法尊師像 1	像高：36.3cm 最大幅：22.0cm 最大奥：13.7cm 一木造。椅座像。独鈷、鉦、錫杖欠損。背面銘「仗尊御作」墨書。	
小滝	龍山寺	13	聖法尊師像 2	像高：52.2cm 最大幅：27.5cm 最大奥：20.0cm 一木造。椅座像。左手独鈷、右手錫杖欠損。	
小滝	龍山寺	14	観音菩薩立像	像高：7.0cm 最大幅：3.1cm 最大奥：2.1cm 土製。背面墨書「明治四十三年田楽森田ヨリ出現」。底部に「遠藤貞三」。田楽森は本郷の北側、横岡と小滝の中間にあり。	
小滝	龍山寺	15	観音菩薩像	像高：52.5cm 最大幅：22.4cm 最大奥：32.4cm 背面に「□□靈観□」の刻字。	

地区名	修験寺院名	番号	名称	説明	備考
小 滝	龍山寺	16	聖観音菩薩立像	像高：34.0cm 最大幅：10.0cm ヒノキの一材で頭体幹部を彫刻。右肩から体測部にかけてと左腕欠損。丈六仏の御形代にあたるものと見られ、護持仏的な意義を有すと考えられる。	
小 滝	和光院	17	不動明王立像	像高：24.5cm 最大幅：9.5cm 最大奥：6.2cm 光背：40.0×14.0×0.8cm 台座：9.3×5.5×8.9cm 左右に脇仏。御室神棚に3軀安置。御室背面に「安永三甲午歳三月日 智光院勇範代」等の墨書あり。	
小 滝	和光院	18	童子立像（丁字像）（左）	像高：17.0cm 最大幅：9.0cm 最大奥：5.2cm 台座：3.3×9.5×6.3cm	不動尊の脇侍
小 滝	和光院	19	童子像（右）	像高：14.0cm 最大幅：6.6cm 最大奥：5.5cm 台座：3.1×7.8×6.5cm	〃
小 滝	和光院	20	懷中仏 観音（左）	像高：4.6cm 最大幅：1.7cm 最大奥：0.8cm 小さい板に仏像が2軀並び、左側が観音。	
小 滝	和光院	21	懷中仏 阿弥陀（右）	像高：5.0cm 最大幅：1.2cm 最大奥：0.6cm 小さい板に仏像が2軀並び、右側が阿弥陀。	
小 滝	和光院	22	不動明立王	像高：52.0cm 最大幅：24.5cm 最大奥：10.5cm 光背：73.5×35.0×14.4cm 台座：14.0×35.5×28.0cm	
小 滝	和光院	23	神像形坐像	像高：15.0cm 最大幅：9.0cm 最大奥：4.5cm	
小 滝	和光院	24	神像形椅坐像	像高：26.0cm 最大幅：12.5cm 最大奥：10.5cm 木造彩色	
小 滝	和光院	25	僧形像	像高：22.0cm 最大幅：13.5cm 最大奥：10.5cm 彩色	
小 滝	和光院	26	聖徳太子立像	像高：61.0cm 最大幅：18.5cm 最大奥：15.2cm 頭部：14.0×8.2×8.5cm 台座：6.8×29.0×21.0cm 頭部差し込み。全体彩色模様付。右手手首先、右耳、靴先欠損。左手の持ち物も無し。	
小 滝	和光院	27	大黒天像三軀（中央）	像高：15.0cm 最大幅：13.5cm 最大奥：10.5cm 木製一木彫。御室神棚に大黒神像が3軀並んで入っており、中央の大黒様が木製で一番大きい。	
小 滝	和光院	28	大黒天像三軀（左）	像高：7.5cm 最大幅：5.5cm 最大奥：4.8cm 土製。御室神棚に入っている3軀の大黒神像の左側。	
小 滝	和光院	29	大黒天像三軀（右）	像高：5.0cm 最大幅：4.0cm 最大奥：3.5cm 土製。御室神棚に入っている3軀の大黒神像の右側。	

地区名	修験寺院名	番号	名称	説明	備考
小 滝	和光院	30	不動明王立像	像高： 5.8cm 最大幅： 2.7cm 最大奥： 1.6cm 土製。	
小 滝	和光院	31	不動明王立像	像高： 19.0cm 最大幅： 6.5cm 最大奥： 6.5cm 光背：24.0×11.5×6.5cm 台座：1.7×13.0×8.4cm 岩座：4.0×11.0×6.5cm 厨子：35.0×15.5×11.0cm 厨子に入っている。像に彩色模様有り。木彫。眼木彫。右手部欠損。光背火炎赤色彩色。厨子金泥内塗り。	
小 滝	和光院	32	大日如来坐像	像高： 55.0cm 最大幅： 34.0cm 最大奥： 22.0cm 台座の下に「主権大僧都阿闍梨□範 本城西棟木休心是作也 干時永禄拾年十月吉日敬白」とある。	



1 蔵王権現立像



2 山王権現像①

3 山王権現像②



4 蔵王権現像①



5 蔵王権現像②



6 聖観音菩薩立像



7 行者坐像



8 前鬼・後鬼のうち一軀



9 地藏菩薩立像



10 毘楼勒叉像



11 不動明王立像



12 聖宝尊師像①



13 聖宝尊師像②



14 千手観音菩薩立像



15 観音菩薩像



16 聖観音菩薩立像



17 不動明王立像 二童子（向かって左18、同右19）



17 不動明王立像



18 童子立像（丁字像）



19 童子像



20（向かって左）・21懐中仏（同右）



20 懐中仏（観音）



21 懐中仏（阿弥陀）



2 2 不動明王立像



2 3 神像形坐像



2 4 神像形椅坐像



2 5 僧形像



2 6 聖徳太子立像



2 7 ~ 2 9 大黒天像 3 軀



2 7 大黒天像 (中央)



2 8 大黒天像 (向かって左)



2 9 大黒天像 (同右)



3 0 不動明王立像



3 1 不動明王立像



3 2 大日如来立像

(4) 金峰神社石造物一覧

番号	枝番	種別	銘文等	建立年	備考
1		石碑	前面：敬神篤志 金峯神社本殿造営拜殿大修繕御坂及鳥居建造費金二十円以上寄附者人名 大正九年三月建之	大正9年 (1920)	最大高：190cm 最大幅：100cm 台座：130cm×70cm 台座高：40cm
2		石碑	前面：基本金参百円 寄附者 長岡 須田長九郎松治代 昭和二年建之	昭和2年 (1924)	最大高：160cm 最大幅：40cm 台座：100cm×80cm 台座高：50cm
3		石碑	前面：奉寄進参道敷石 長岡 須田長九郎 左側面：昭和六年五月吉日	昭和6年 (1931)	最大高：175cm 最大幅：27cm 台座：100cm×70cm 台座高：35cm
4		記念碑	前面：藏王堂万延元年紀建築白鳳九年役小角謹進也貞治元年足利義詮公付社堂額北辰称一宮元和五年楯岡豊前守改築文化元年罹震災同二年遷立徒八位佐藤武友書 棟梁 長岡嘉左衛門 添墨 三之丞・三良兵衛 院主 元範 衆徒 智光院・金剛院 中老 観照院・清龍院 名主 禰三郎 組頭 作兵衛・八良左衛門	万延元年 (1860)	高さ：260cm
5		詩碑 (漢詩)	前面：皆川祐海老人題 明治二年三月由利院内三浦一久建立	明治2年 (1869)	最大高：150cm 最大幅：100cm 台座：100cm×70cm 台座高：45cm
6		石碑	不明	不明	最大高：100cm 最大幅：30cm
7		観音像	三十三観音像のひとつとみられる。	不明	最大高：48cm 最大幅：26cm
8		標柱	前面：石坂改築寄付者碑 山田耕一・山田 清 左側面：昭和十七年五月	昭和17年 (1942)	最大高：100cm 最大幅：23cm
9		御開帳記念碑	前面：鳥海一之宮 二十三回開帳祭余興演劇記念 大正九年旧三月十六七八日	大正9年 (1920)	最大高：150cm 最大幅：90cm 台座：120cm×60cm 台座高：80cm
10		石燈籠	前面：奉納 新田勘十郎	不明	最大高：145cm 最大幅：55cm 台座：75cm×75cm 台座高：28cm
11		石燈籠	前面：奉納 新田勘十郎	不明	最大高：145cm 最大幅：55cm 台座：75cm×75cm 台座高：28cm
12		観音像	前面：願主 石工 増右衛門 嘉永六年十一月二十三日	嘉永6年 (1853)	最大高：50cm 最大幅：32cm 台座：45cm×30cm 台座高：18cm
13		観音像	千手観音	不明	最大高：73cm 最大幅：40cm 台座：40cm×30cm 台座高：10cm
14		古峰神社碑	前面：古峰神社 背面：明治二十二年三月設立 願主講中 村中安全	明治22年 (1889)	最大高：140cm 最大幅：120cm 台座：140cm×70cm 台座高：65cm
15		不動尊手洗	不明	不明	93cm×60cm 高さ35cm
16		観音像	不明	不明	最大高：56cm 最大幅：23cm
17		観音像	不明	不明	最大高：57cm 最大幅：27cm
18		観音像	不明	不明	最大高：56cm 最大幅：26cm
19	1	石燈籠	不明	享保12年 (1727)	最大高：160cm 最大幅：55cm 台座：53cm×53cm 台座高：25cm
19	2	石燈籠	前面：施主小滝村 山田助次郎 左側面：復元 昭和四十三年七月吉日 山田喜一郎	享保12年 (1727)	最大高：160cm 最大幅：55cm 台座：53cm×53cm 台座高：25cm

番号	枝番	種別	銘文等	建立年	備考
20	1	石燈籠	不明	不明	
20	2	石燈籠	不明	不明	
21		回国供養塔	前面：奉納 西国三十三所巡礼供養 享保十六年十一月吉祥日	享保16年 (1731)	最大高：133cm 最大幅：50cm 台座：76cm×76cm 台座高：20cm
22		庚申塔	前面：(梵字)青面金剛塔 左側面：明和元年十一月日	明和元年 (1764)	最大高：140cm 最大幅：36cm
23		石碑	※旧神明神社跡地に建つ。銘、建立年月は不明	不明	最大高：41cm 最大幅：40cm
24	1	石燈籠	前面：奉納 右側面：石工 寺田 佐々木寅造 左側面：小出村 相庭九右衛門 昭和七年五月八日建之	昭和7年 (1932)	最大高：155cm 最大幅：63cm 台座：90cm×90cm 台座高：50cm
24	2	石燈籠	前面：奉納 左側面：石工 寺田 佐々木寅造	昭和7年 (1932)	最大高：155cm 最大幅：63cm 台座：90cm×90cm 台座高：50cm
25		従軍者慰霊碑	前面：明治三十七八季従軍之碑 明治四十年九月	明治40年 (1907)	最大高：290cm 最大幅：170cm 台座：270cm×120cm 台座高：45cm
26		旧参道石段坂	慈覚大師が築いたとされる石段坂	不明	
27		旧石段坂銘碑	前面：慈覚大師御築之石坂	不明	最大高：135cm 最大幅：27cm
28		石碑	年月不詳	不明	最大高：88cm 最大幅：60cm
29		石碑	年月不詳	不明	最大高：60cm 最大幅：56cm
30		地藏石像	前面：子安講供養 施主各敬白 右側面：明治八年 左側面：十月	明治8年 (1875)	最大高：54cm 最大幅：28cm 台座：32cm×22cm 台座高：40cm
31		五輪塔残存	不明	不明	
32		板碑	前面：(梵字)元亨二年六月下旬 道円僧之為逆修敬白 ※板碑は石の塔婆であり、死者供養または生存供養の両方あるが、五輪塔の代わりに建てられたというもの。逆修とあるから生存供養碑であることがわかり、生前に付けられた法名で、それによって死後に往生を願うというものである。	元亨2年 (1322)	最大高：100cm 最大幅：45cm
33		慰霊碑	前面：慰霊碑 背面：昭和二十九年四月二十九日建立	昭和29年 (1954)	最大高：390cm 最大幅：130cm 台座：260cm×160cm 台座高：80cm
34		慰霊碑	前面：明治二十七八忌戦没記念碑 背面：明治三十七年五月建立	明治37 (1904)	最大高：220cm 最大幅：160cm 台座：210cm×150cm 台座高：70cm
35	1	石燈籠	前面：大正十五年十一月奉納	昭和9年 (1934)	最大高：200cm 最大幅：42cm 台座：58cm×58cm 台座高：27cm
35	2	石燈籠	前面：長岡 須田長九郎	昭和9年 (1934)	最大高：200cm 最大幅：42cm 台座：58cm×58cm 台座高：27cm

番号	枝番	種別	銘文等	建立年	建立年
36	1	石燈籠	前面：奉 背面：卯月建立 須田松治之代	昭和9年 (1934)	最大高：275cm 最大幅：51cm 台座：183cm×183cm 台座高：74cm
36	2	石燈籠	前面：納 背面：昭和九年 須田長九郎	昭和9年 (1934)	最大高：275cm 最大幅：51cm 台座：183cm×183cm 台座高：74cm
37		戦没者慰霊碑	前面：平和之礎（戦没者従軍者名） 大東亜戦争 日支事変 戦没者従軍者 背面：平成元年十二月二日建立	平成元年 (1989)	最大高：250cm 最大幅：140cm 台座：250cm×210cm 台座高：95cm
38	1	狛犬	前面：奉 右側面：昭和八年 左側面：松治之代	昭和8年 (1933)	最大高：85cm 最大幅：38cm 台座：90cm×70cm 台座高：113cm
38	2	狛犬	前面：獻 右側面：須田長九郎 左側面：五月十五日	昭和8年 (1933)	最大高：85cm 最大幅：38cm 台座：90cm×70cm 台座高：113cm
39		社号碑	前面：金峰山神社奉納 明治三十九年十月八日 秋田市 倉田嘉一郎	明治39年 (1906)	最大高：140cm 最大幅：75cm 台座：140cm×80cm 台座高：65cm
40		石碑	年月不詳	不明	最大高：60cm 最大幅：35cm
41	1	旗立て台	前面：奉納 右側面：平成九年六月吉日 巴友昭 フクエ 代建立	平成9年 (1997)	
41	2		前面：奉納 左側面：平成九年六月吉日埼玉県浦和 市高柳文雄 志保子 建立	平成9年 (1997)	
41	3		前面：奉納 御宝頭連中 平成十五年六月吉日 背面：松野勝弘 吉川栄一 篠原光義 福川清兼 福川耕 一	平成15年 (2003)	
41	4		前面：奉納 御宝頭連中 平成十五年六月吉日 背面：巴朋之 篠原孝嘉 齋藤正樹 佐藤信夫 齋藤宏樹	平成15年 (2003)	
41	5		前面：奉納 御宝頭連中 平成八年六月吉日 背面：篠原光義 巴朋之 佐藤信夫 齋藤長之	平成8年 (1995)	
41	6		前面：奉納 御宝頭連中 平成八年六月吉日 背面：松野勝弘 福川清兼 吉川栄一 福川耕一	平成8年 (1995)	
41	7		前面：奉納 雅楽連中 平成十五年六月吉日 背面：齋藤正照 兼松薫 齋藤長之 土井剛	平成15年 (2003)	
41	8		前面：奉納 りんどう会 平成七年六月吉日 背面：佐藤利春 富美子 吉川文一郎 恵美子	平成7年 (1995)	
41	9		前面：奉納 りんどう会 平成七年六月吉日 背面：佐藤久芳 郁子 齋藤順一 みどり	平成7年 (1995)	
41	10		前面：奉納 福川掃明院 誠 守子 代建立 平成八年六月吉日	平成8年 (1996)	
41	11		前面：奉納 齋藤市造 平成十五年六月吉日 背面：齋藤長之	平成15年 (2003)	
41	12		前面：奉納 福川治郎左エ門 平成十五年六月吉日 背面：福川治郎作 キサ	平成15年 (2003)	
42		指定記念標柱	前面：金峯神社「小滝のチョウクライロ舞」重要無 形民俗文化財指定記念 平成十六年二月六日国 指定	平成16年 (2004)	
43		指定記念標柱	前面：名勝 奈曾ノ白瀑谷 右側面：史蹟名勝 天然記念物保存法二依り 昭和七年五月内務大臣指定	不明	最大高：275cm 最大幅：35cm 台座：80cm×120cm 台座高：35cm



1 石碑



2 石碑



3 石碑



4 記念碑



5 詩碑



6 石碑



7 観音像



8 標柱



9 御開帳記念碑



10 石燈籠



11 石燈籠



12 観音石像



13 観音像



14 古峰神社碑



15 不動尊手洗



16 観音像



17 観音像



18 観音像



19-1 石燈籠



19-2 石燈籠



20-1 石燈籠



20-2 石燈籠



21 回国供養塔



22 庚申塔



2 3 石碑



2 4 - 1 石燈籠



2 4 - 2 石燈籠



2 5 従軍者慰霊碑



2 6 旧参道石段坂



2 7 旧石段坂銘碑



2 8 石碑



29 石碑



30 地藏石像



31 五輪塔残存



32 板碑



33 慰霊碑



34 慰霊碑



35-1 石燈籠



35-2 石燈籠



36-1 石燈籠



36-2 石燈籠



37 戦没者慰霊碑



38-1 狛犬



38-2 狛犬



39 社号碑



40 石碑



41-1 旗立て台



41-2 旗立て台



41-3 旗立て台



41-4 旗立て台



41-5 旗立て台



41-6 旗立て台



41-7 旗立て台



41-8 旗立て台



41-9 旗立て台



41-10 旗立て台



41-11 旗立て台



41-12 旗立て台



42 指定記念標柱



43 指定記念標柱

(5) 金峰神社その他の工作物一覧

番号	枝番	種別	銘文等	建立年	備考
1		展望台	奈曾の白瀑布を鑑賞のために近代に設置される		
2		滝壺への道	滝壺に至る道		
3		護摩壇跡地	護摩を焚き祈禱をしたという場所		最大幅：350cm
4		チョウクライロ山	「小滝のチョウクライロ舞」（国指定重要無形民俗文化財）が奉奏される土舞台		最大幅：430cm
5		説明板	「土舞台」の説明板	平成20年（2008） 銘板更新	にかほ市教育委員会設置
6		案内板	国名勝「奈曾の白瀑谷」の説明文	平成22年（2010） 銘板更新	にかほ市教育委員会設置
7		説明板	「板碑」の説明板	平成2年（2011）	旧象潟町教育委員会設置
8		旧熊野神社、神明社参道跡	熊野神社があったころの参道		
9	1	街灯			
9	2	街灯			
10		案内標識	「←奈曾の白滝 金峰神社→」		
11		文化財保護啓発標柱	アルミ製 前面：文化財を大切に 右側面：名勝		
12		案内板	「奈曾の白滝」「延年チョウクライロ舞」の国指定説明		旧象潟町教育委員会設置
13		説明パネル	「金峰神社と小滝修験」の説明パネル、金峰神社および境内の奈曾の白瀑谷、小滝のチョウクライロ舞等の写真パネル、「金峰神社年中行事」一覧表	平成23年（2011）	資料館でパネル作成。 小滝集落で設置
14	1	手すり	参詣者の落下防止手すり（木製）	平成23年（2011） 改修	
14	2	手すり	〃		
14	3	手すり	〃（コンクリート製擬木）		
15		標識	「金峰神社・ねがひ橋 L=100m・150m→」		
16		標柱	木製。 前面：奉納 鳥居注連縄 右面：願主 松野勝弘 遠藤鉄郎 背面：平成十七年十月吉日	平成17年（2005）	
17		避雷針			

その他（樹木）

小滝地区

種別	名称	位置	概要
樹木	杉、ヒノキ、カエデなどの大木	境内地内	大きな樹木が神聖な環境をつくりだしている
植物	シロダモ等秋田県指定絶滅危惧種 ウスバサイシン等鳥海国定公園指定種	境内地内	金峰神社境内の自然的な特徴を表わしている



1 展望台



2 滝壺への道



3 護摩壇跡地



4 チョウクライロ山



5 説明板



6 案内板



7 説明板



8 旧熊野神社、神明社参道跡



10 案内標識



11 文化財保護啓発標柱



12 案内板



13 説明パネル



14 手すり



15 標識

(6) 小滝修験の変遷

		(表1)																			
		慶長 17	元禄元	〃 16	正徳 4	享保 6	〃 8	〃 19	延亨 4	寅延 3	明和元	天明元	寛政 12	文政 2	元治元	慶応 2			現在		
小 滝 修 験	龍山寺																		遠藤隆家		
	宝蔵坊	宝蔵院	→	宝蔵院	宝蔵院	宝蔵坊	宝蔵院	宝蔵院	宝蔵院	宝蔵院	宝蔵院	宝蔵院	宝蔵院	(和光院)	宝蔵院	宝蔵院			→	遠藤光胤家	
	常光坊	常光坊																			
	金蔵坊																				
	宝泉坊																				
		金剛院	金剛院	金剛院	金剛院	金剛院	金剛坊	→	金剛院	金剛院	金剛院	金剛院	金剛院	金剛院							
		南照院																			
			喜明院												喜明院	帰命院	帰命院			→	福川家
				観行院	観行院	観行坊	→	観行院	観行院	→	観行院	観行院	観行院	観行院	観行院	(観照院)	(観照院)			→	小川家
							清龍院	→	清龍院	清龍院	→	清龍院	清龍院	清龍院	清龍院	清龍院	(千手院)			→	松野家
	出典	遠藤隆家文書 No. 1	忠兵衛文書 No. 347	〃 No. 29	〃 No. 371	〃 No. 144	〃 No. 282	〃 No. 2	〃 No. 328	〃 No. 339	〃 No. 356	〃 No. 360	遠藤隆家文書	遠藤光胤文書	遠藤隆家文書						

小滝修験名を知り得る最も古い資料は慶長17年(1612)の最上検地帳によってである。これによると小滝村総名請人62名、屋敷数35件中、院主(龍山寺のこと)、常光坊、金蔵坊、宝泉坊、宝蔵坊で龍山寺をのぞき4軒の修験が存在する。この4軒の修験数は以後江戸期を通してかわらない。ただ、年代により修験名に多少変動がある。これは、補任状を受ける際、改名が自由であったことによる。齊藤忠兵衛文書などから修験名のみを抽出し、その変動を追ってみると左図のようなことが考えられる。

- ① 各時期ともほとんど4軒の修験数である。
- ② 寛政12年以降、金剛坊

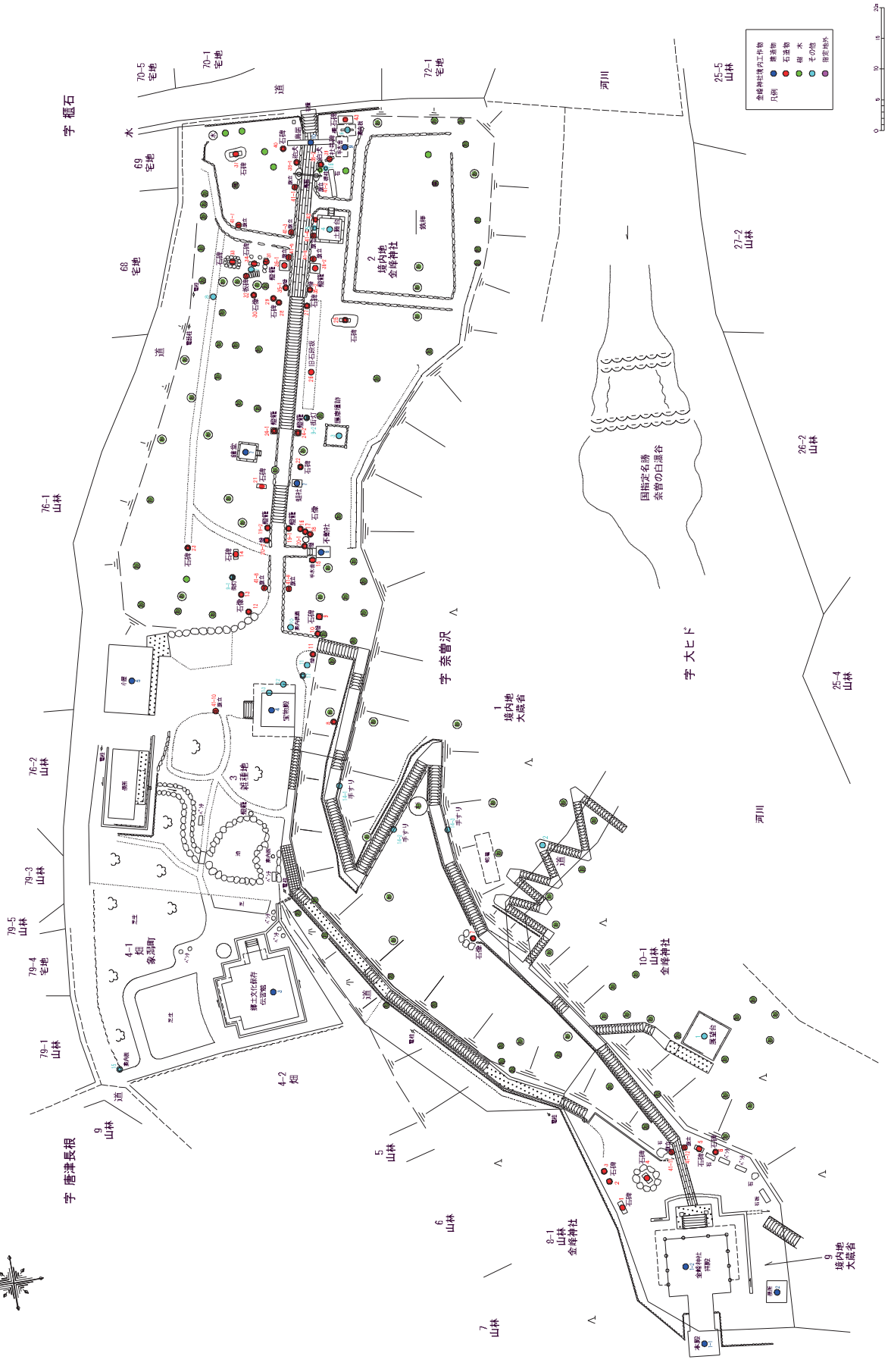
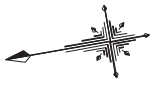
が喜明院とした改名した可能性は大である。③金剛院は慶長17年時の金蔵坊か宝泉坊につながる可能性が大である。④清龍院は元禄元年の何照院につながる可能性が大である。⑤正徳4年の観行院は元禄元年の常光坊につながる可能性が大である。

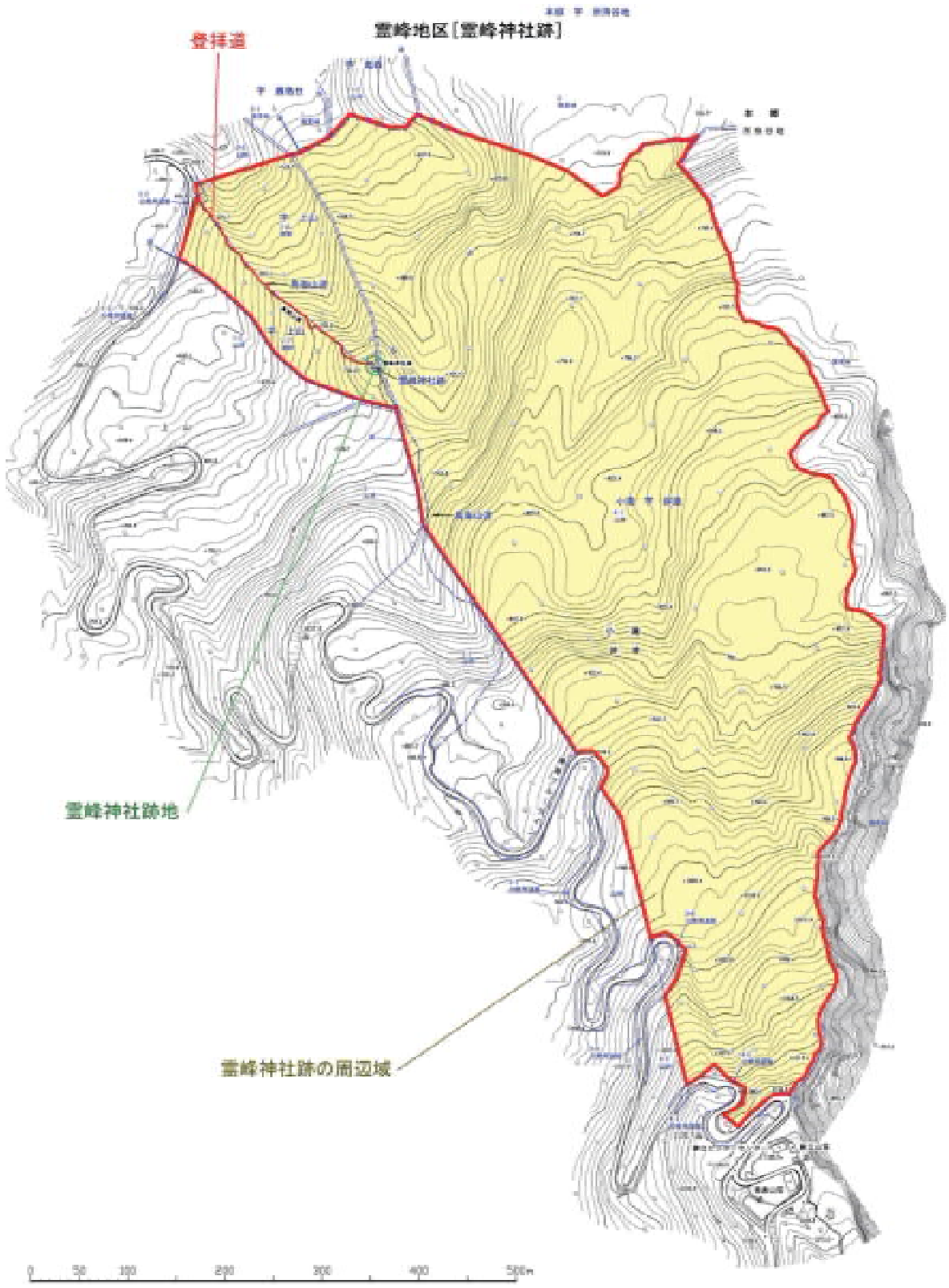
表などから遠藤光胤は宝蔵坊、宝蔵院、智光院、和光院と、福川家は帰命院、帰明院、金剛院(推定)と、小川家は観照院、観行院、常光坊(推定)と、松野家は千手院、清龍院、南照院(推定)とそれぞれ名乗っていたと思われる。

【引用文献】

象潟町教育委員会『延年チョウクライロ舞』
 にかほ市教育委員会『鳥海山信仰文化遺跡調査研究報告書 鳥海山の信仰文化』

金峰神社境内工作物位置図
 (秋田県にかほ市象潟町小滝字奈曾沢 地内)





■史跡鳥海山を構成する要素 2【霊峰地区】

地区	要素	要素の分類	要素区分	構成区分	構成要素の詳細	位置
霊峰地区	霊峰神社跡	本質的価値を構成する要素	歴史的要素	壺峰神社跡地	石垣	建造物1-1~1-3
					石燈籠	石造物1、2
					石仏（地藏）	石造物3、4、20
					石仏（観音石像）	石造物5、14~19、21~32、34、36~51、54
					供養碑（戒名あり）	石造物6~13
					石仏（千手観音）	石造物33、35
					手水鉢	石造物52、53
					礎石	石造物55-1~55-6
					地下に埋蔵する遺物、遺構（埋蔵文化財）	
					緑石群	石造物56-1~56-2
		登拝道	駐車場から壺峰神社跡までの登拝道			
			登拝道周辺の地下に埋蔵する遺物・遺構（埋蔵文化財）			
本質的価値に準ずる要素	自然的要素	指定区域全域	ブナ群落			
			環境省絶滅危惧種Ⅱ類ユウシュンラン			
			秋田県絶滅危惧種ⅠA類ユウシュンラン			
			鳥海山国定公園指定種ウスバサイシン、テリハタチソボスミレ、クルマユリなど			
保存活用に資する要素	歴史的要素	文化財説明板等	文化財標柱	24年度設置		
			文化財説明板	24年度設置		
		便益施設	登拝道のベンチ	その他1-1~1-3		
その他の要素		基準点標柱	地籍図根三角点	その他55-1~55-6		

■指定地外の関連史跡 2【霊峰地区】

地区	要素の分類	要素区分	名称	詳細	備考
霊峰周辺地区	本質的価値に準ずる要素	歴史的要素	録立	壺峰神社の次の拝所	
			本郷神明社	鳥海山登山の際の拝所	
			元滝	小滝修験の道場の一つ	

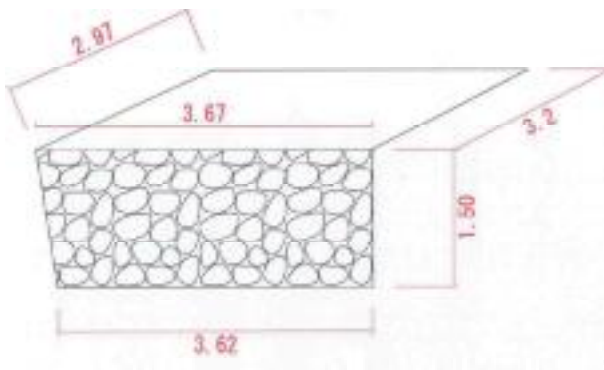
2 霊峰地区

(1) 霊峰神社の沿革

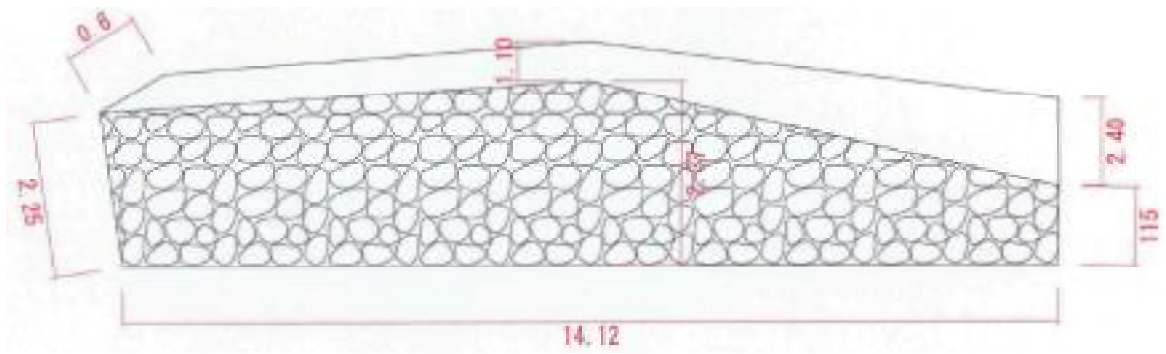
年号	西暦	歴史事項	確認資料	
文政 4年	1821	松ヶ崎神ノ沢（現由利本荘市）の修験宝蔵院（後神沢寺）栄信が道者を先達して小滝から鳥海山を詣でており、8カ所の拝所の一つに霊峰を「一ノ鳥居霊峰観音」として記している。	『栄信雑葉集』	由利本荘市神ノ沢・小松氏蔵
明治 4年	1871	本郷集落にある明治4年の「秣場論所裁許之事」、年月不詳の「第四大区小区羽後国由利郡本郷村村史絵図」には霊峰山に鳥居と鳥海山道（参詣道）が記されている。	「秣場論所裁許之事」	本郷集落蔵
明治 初期		鳥海山大権現（神者大巳貴神、佛者薬師如来）を鳥海山の中腹なる霊峰山に合祀し、社殿を新築して「鳥海山霊峰神社」と尊生し鎮祭する。	『鳥海山霊峰神社由緒』	遠藤隆家文書
大正 7年	1918	霊峰神社の神符を書家の山口彦総から清書していただき、版木に刻す。	〃	〃
大正11年	1922	大正11年から15年までの「鳥海山金峰山霊峰山参詣講」に「元中口別当龍山寺小滝院主」とあり、少なくとも近代は龍山寺が霊峰神社の祀職を務めていたことがわかる。 また、同記録から、霊峰詣りは近隣の町村だけでなく、岩手などの他県からもあり、主に田植え後の虫除け五穀豊穰祈願が多かったこと、古くは霊峰を女性の鳥海山拝所としていたことから女性の参詣者が多いこと、祈祷料、先達料、馬料などの経費がわかる。	「鳥海山金峰山霊峰山参詣講」	〃
昭和 7年	1932	彫刻の大家相川善一朗から獅子頭を製作していただいて奉る。	『鳥海山霊峰神社由緒』	〃
昭和30年	1955	風害にて社殿が破損。	〃	〃

昭和33年	1958	<p>破損した社殿を鳥海山霊峰神社として再建しようと、宮司阿部貞臣などの名前で『鳥海山霊峰神社由緒』を書き記す。また、新しい霊峰神社を次のように計画する。</p> <p>「間口7間、奥行3間、ブロック造りで下坪21坪、土間4坪半、板ノ間16坪半、軒端高さ6尺、屋根はトタン」※この大きさの社殿の再建は実現されなかったと考えられる。</p>	〃	〃
昭和30年代以降		<p>霊峰神社は小滝の龍山寺（現遠藤隆家）に遷座され、邸内には石碑が祀られる。</p>	『鳥海山信仰文化遺跡調査報告書 鳥海山の信仰文化』（平成21年3月・にかほ市教育委員会発行）	平成21年3月・にかほ市教育委員会発行
平成21年7月	2009	<p>霊峰神社跡が「鳥海山」の名称で国の史跡に指定される。</p>	指定書	

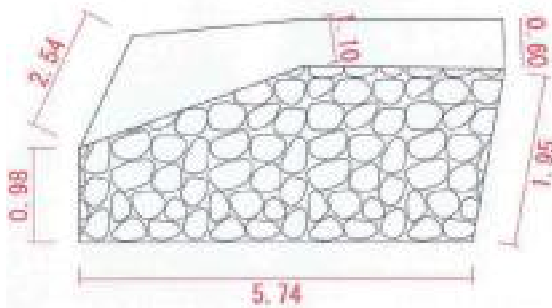
(2) 霊峰地区「霊峰神社跡」の建造物



1-1 石垣(1)



1-2 石垣(2)



1-3 石垣(3)

(3) 霊峰地区の石造物

番号	枝番	種別	銘文等	建立年	備考
1		石燈籠		不明	最大高：190cm 最大幅：60cm
2		石燈籠		不明	最大高：190cm 最大幅：60cm
3		石仏	地藏石祀	不明	最大高：43cm 最大幅：49cm
4		石仏	地藏	不明	最大高：33cm 最大幅：25cm
5		石仏	観音石像	不明	最大高：70cm 最大幅：38cm
6		供養碑	釋仁海	不明	最大高：25cm 最大幅：20cm
7		供養碑	釋幸海	不明	最大高：27cm 最大幅：12cm
8		供養碑	釋由海	不明	最大高：20cm 最大幅：14cm
9		供養碑	釋順海	不明	最大高：27cm 最大幅：13cm
10		供養碑	釋能海	不明	最大高：23cm 最大幅：16cm
11		供養碑	観治□□居士	不明	最大高：14cm 最大幅：16cm
12		供養碑	順浄院釋友海	不明	最大高：31cm 最大幅：20cm
13		供養碑	海寂浄道居士	不明	最大高：20cm 最大幅：14cm
14		石仏	観音石像（上部分離）	不明	最大高：28cm 最大幅：14cm
15		石仏	観音石像（土門吉佐工門）	不明	最大高：38cm 最大幅：25cm
16		石仏	観音石像	不明	最大高：43cm 最大幅：25cm
17		石仏	観音石像	不明	最大高：43cm 最大幅：23cm
18		石仏	観音石像	不明	最大高：49cm 最大幅：27cm
19		石仏	観音石像	不明	最大高：52cm 最大幅：27cm
20		石仏	地藏	不明	最大高：27cm 最大幅：15cm
21		石仏	観音石像	不明	最大高：40cm 最大幅：23cm
22		石仏	観音石像（上部欠損）	不明	最大高：34cm 最大幅：19cm
23		石仏	観音石像（二つにわかれてる）	不明	最大高：75cm 最大幅：35cm
24		石仏	観音石像	不明	最大高：48cm 最大幅：28cm
25		石仏	観音石像	不明	最大高：35cm 最大幅：23cm
26		石仏	観音石像	不明	最大高：62cm 最大幅：33cm 台座：26cm×38cm
27		石仏	観音石像	不明	最大高：40cm 最大幅：27cm
28		石仏	観音石像	不明	最大高：47cm 最大幅：29cm
29		石仏	観音石像	不明	最大高：50cm 最大幅：33cm
30		石仏	観音石像	不明	最大高：40cm 最大幅：30cm
31		石仏	観音石像	不明	最大高：50cm 最大幅：23cm

32		石仏	観音石像	不明	最大高：3.9cm 最大幅：2.6cm
33		石仏	千手観音	不明	最大高：4.0cm 最大幅：2.9cm
34		石仏	観音石像	不明	最大高：4.0cm 最大幅：2.3cm
35		石仏	千手観音	不明	最大高：3.8cm 最大幅：2.6cm
36		石仏	観音石像	不明	最大高：3.9cm 最大幅：2.8cm
37		石仏	観音石像	不明	最大高：4.5cm 最大幅：2.6cm
38		石仏	観音石像	不明	最大高：4.6cm 最大幅：2.7cm
39		石仏	観音石像（上部欠損）	不明	最大高：3.3cm 最大幅：2.5cm
40		石仏	観音石像	不明	最大高：4.7cm 最大幅：3.0cm
41		石仏	観音石像	不明	最大高：4.0cm 最大幅：3.0cm
42		石仏	観音石像	不明	最大高：4.0cm 最大幅：2.6cm
43		石仏	観音石像	不明	最大高：5.3cm 最大幅：2.3cm
44		石仏	観音石像	不明	最大高：5.3cm 最大幅：2.7cm
45		石仏	観音石像	不明	最大高：5.0cm 最大幅：2.5cm
46		石仏	観音石像	不明	最大高：6.0cm 最大幅：3.0cm
47		石仏	観音石像	不明	最大高：5.5cm 最大幅：3.0cm
48		石仏	観音石像	不明	最大高：4.3cm 最大幅：2.5cm
49		石仏	観音石像	不明	最大高：4.2cm 最大幅：2.2cm
50		石仏	観音石像	不明	最大高：9.5cm 最大幅：4.5cm 台座：4.6cm×4.6cm
51		石仏	観音石像	不明	最大高：5.2cm 最大幅：2.5cm
52		手水鉢		不明	最大高：2.3cm 最大幅：4.3cm
53		手水鉢		不明	最大高：3.5cm 最大幅：8.0cm
54		石仏	観音石像(二つにわかれてる)	不明	最大高：2.9cm 最大幅：1.5cm
55	1	礎石		不明	
	2	礎石		不明	
	3	礎石		不明	
	4	礎石		不明	
	5	礎石		不明	
	6	礎石		不明	
56	1	緑石		不明	
	2	緑石		不明	



1 石燈籠



2 石燈籠



3 石仏



4 石仏



5 石仏



6 供養碑



7 供養碑



8 供養碑



9 供養碑



10 供養碑



11 供養碑



12 供養碑



13 供養碑



14 石仏



15 石仏



16 石仏



17 石仏



18 石仏



19 石仏



20 石仏



21 石仏



22 石仏



23 石仏



24 石仏



25 石仏



26 石仏



27 石仏



28 石仏



29 石仏



30 石仏



31 石仏



32 石仏



33 石仏



34 石仏



35 石仏



36 石仏



37 石仏



38 石仏



39 石仏



40 石仏



41 石仏



42 石仏



43 石仏



44 石仏



45 石仏



46 石仏



47 石仏



48 石仏



49 石仏



50 石仏



51 石仏



52 手水鉢



53 手水鉢



54 石仏



55-1 礎石



55-2 礎石



55-3 礎石



55-4 礎石



55-5 礎石



55-6 礎石



56-1 縁石群



56-2 縁石群

(4) 霊峰地区 その他の工作物

番号	枝番	種別	銘文等	建立年	備考
1	1	ベンチ	背無し木製ベンチ	不明	
1	2		背無し木製ベンチ	不明	
1	3		背無し木製ベンチ	不明	
1	4		背無し木製ベンチ	不明	
2		基準点	地籍図根三角点	不明	



1-1 木製ベンチ



1-2 木製ベンチ



1-3 木製ベンチ



1-4 木製ベンチ

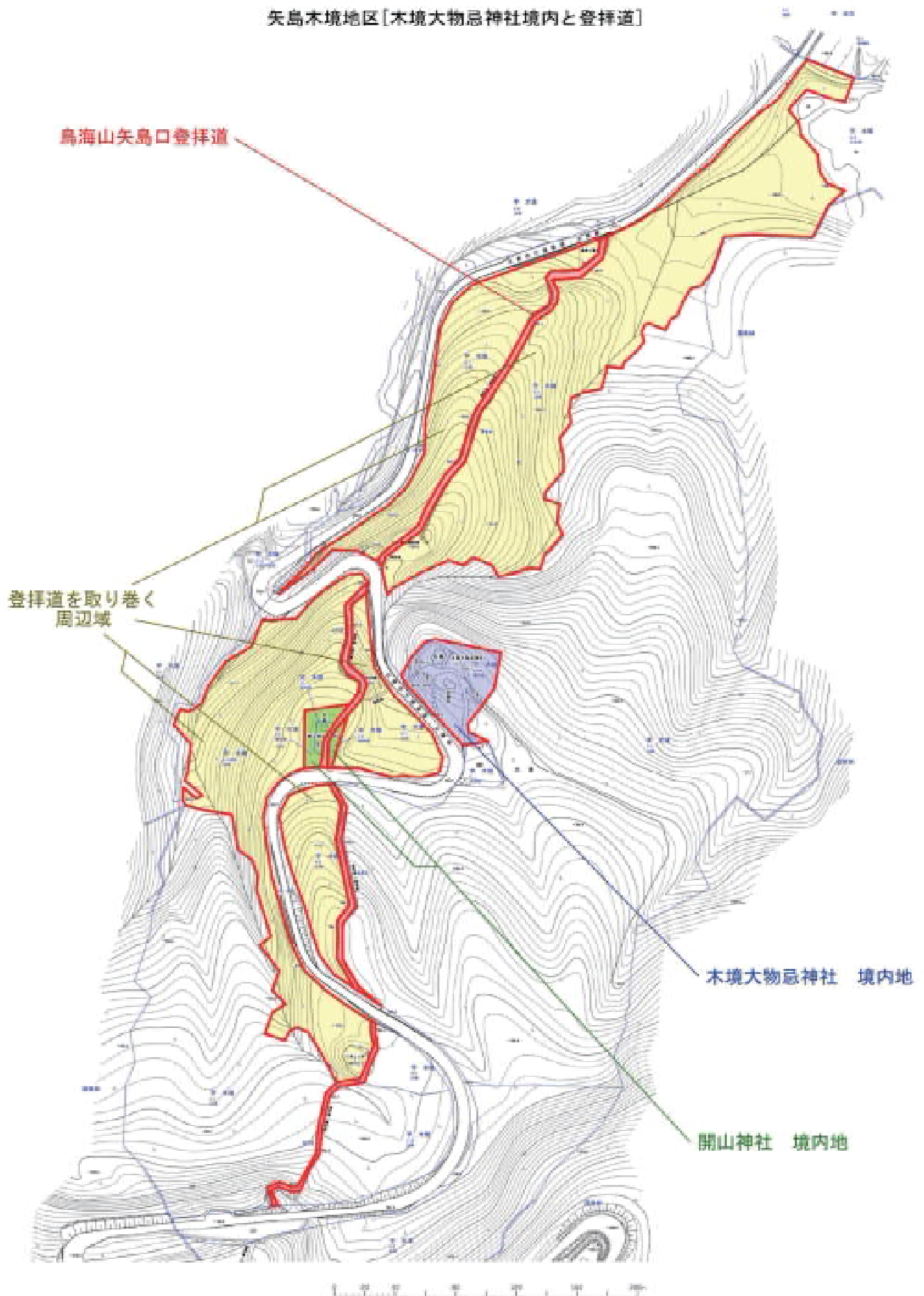


2 基準点標柱

その他(樹木)

	種別	名称	位置	概要
	樹木	ブナ	指定地全般	霊峰地区の自然の特徴を表している。
	植物	ヨウシュンラン等の環境省絶滅危惧種、秋田県絶滅危惧種の指定種や鳥海公園指定種	〃	〃

矢島木境地区[木境大物忌神社境内と登拝道]



■史跡鳥海山を構成する要素 3【矢島木境地区】

地区	要素	要素の分類	要素区分	構成区分	構成要素の詳細	位置	
矢島木境地区	木境大物忌神社境内と登拝道	本質的価値を構成する要素	歴史的要素	木境大物忌神社境内	木境大物忌神社及び収蔵物（神像・什物・棟札等）	建造物 1	
					古道（境内から行場へ向かう徒道）	その他 6	
					参道（石段）	その他 7-1	
					参道（元土坂、現コンクリート坂）	その他 7-2	
					参道（土坂）	その他 7-3	
				地下に埋蔵する遺構・遺物（埋蔵文化財）			
				開山神社境内	開山神社及び収蔵物（神像・什物・棟札等）	建造物 3	
					地下に埋蔵する遺構・遺物（埋蔵文化財）		
					登拝道を取り巻く周辺域	道銭小屋周辺域 [矢島町城内字木境5-1.6-7]	
						削平地「道銭小屋跡」	その他 5-1
			地下に埋蔵する遺構・遺物（埋蔵文化財）				
			歴史的要素	鳥居跡周辺域 [矢島町城内字木境5-1.6-7]	石燈籠	石造物 1	
					鳥海山大権現碑	石造物 2	
					削平地「鳥居跡」	その他 5-2	
					地下に埋蔵する遺構・遺物（埋蔵文化財）		
					水汲場周辺域 [矢島町城内字木境3-7]		
				鳥海山矢島口登拝道	水汲場	その他 8	
					旧登拝道（大物忌神社参道）	その他 4-3	
					地下に埋蔵する遺構・遺物（埋蔵文化財）		
					仁乗上人碑周辺域 [矢島町城内字木境6-1]		
					仁乗上人碑	石造物 4	
			山之神碑	石造物 5			
			地下に埋蔵する遺構・遺物（埋蔵文化財）				
自然的要素	地形	旧登拝道	その他 4				
		地下に埋蔵する遺構・遺物（埋蔵文化財）					
		御神木（杉）	樹木 1				
		大物忌神社境内林	樹木 2				
		開山神社境内林	樹木 3				
本質的価値に準ずる要素	歴史的要素	木境大物忌神社関連施設	社務所（籠舎）	建造物 2			
			手水舎	その他 9			
			境内地周辺域の樹木				
自然的要素		稀少植物	湿性草木群落				
			秋田県準絶滅危惧種コケイラン				
保存活用に資する要素		文化財説明板等	文化財標柱	その他 2			
			文化財説明板	その他 3			
その他の要素		道路関連施設	カーブミラー	その他 1			
			その他人工物	石造物「遭難碑」	石造物 3		
			樹木	植栽樹木			

■指定地外の関連史跡 3【矢島木境地区】

地区	要素の分類	要素区分	名称	史跡の詳細	備考
三合目～山頂地区	本質的価値を構成する要素	歴史的要素	拝所・鳥海山矢島口登拝道	「駒ノ王子」「善神」「祓川」等の拝所と登拝道 五合目「禊ぎの池と祓川神社境内」	
矢島木境周辺地区	本質的価値に準ずる要素	歴史的要素	鳥海山矢島口登拝道	木境1番1と同1番18に挟まれ、同3番6と同6番1に挟まれる登拝道から県道を挟んで続く道	平成22年確認測量図作成
	本質的価値を構成する要素	歴史的要素	行場	矢島修験衆徒が修行した地とされる。	
法体の滝周辺地区	本質的価値に準ずる要素	歴史的要素	法体の滝	矢島修験衆徒が修行した地とされる。	県指定名勝及び天然記念物
	本質的価値に準ずる要素	歴史的要素	弘法平	弘法大師が修行した地として伝承されている。 地元修験者が修行したともされる。	

3. 矢島木境地区

(1) ①開山神社沿革

年号	西暦	歴史事項	確認資料
嘉祥 3年	850	比良衛・多良衛、美濃国より出羽国荒澤に移住。 鳥海山麓東北の小径を開く。	「鳥海山大権現碑」 『開山神社縁起』 『鳥海山史』 土田八圓家資料
明德 2年	1391	『鳥海山大権現縁起』に、山伏長根（木境）に 本山新山火宿の三字造立の記載あり。	『鳥海山大権現縁起』 佐藤良平家資料
元禄 3年	1690	『元禄3年御裁許絵図』の「木境なびき」に「本 山堂」「新山堂」「火宿」の記載あり。 (本山堂＝開山神社)	『元禄3年御裁許絵図』 矢島郷土資料館
宝永 3年	1706	『宝永3年御裁許絵図』に「本山堂」「新山堂」 「火宿」の記載あり。(本山堂＝開山神社)	『宝永3年御裁許絵図』 矢島郷土資料館
明治 2年	1869	『鳥海山図解』に「木栄行者堂」として記載あ り	『鳥海山図解』 土田八圓家資料
明治14年	1881	5月社殿焼失	『開山神社行宮所札』 土田八圓家資料
明治16年	1883	開山神社再建 大物忌神社修繕のため、明治16年7月5日よ り7月12日まで開山神社を仮宮とした	『開山神社屋根改造記録』 『行在所札』 開山神社掲額 土田八圓家資料
昭和初期		「比良衛・多良衛」修理	伝承
昭和54年	1979	11月22日 境内と旧登拝道が、「木境周辺の旧登山道と開山 神社」として、矢島町の史跡に指定される。	『指定通知』 矢島教育学習課
昭和58年	1983	開山神社屋根葺替工事（茅葺屋根→茅葺屋根）	『開山神社屋根葺替工事』 開山神社掲額
平成 2年	1990	開山神社屋根葺替工事（茅葺屋根→銅板葺屋根） 7月17日遷宮式	『開山神社屋根改造記録』 『開山神社屋根改造札』 開山神社掲額
平成21年	2009	7月23日 境内が国史跡に指定される【国指定史跡鳥海山】	『指定通知』『官報』



比良衛・多良衛像



開山神社

②木境大物忌神社沿革

年号	西暦	歴史事項	確認資料
建長 6年	1254	大物忌神社創祀	『秋田県神社名鑑』 神社庁
明德 2年	1391	『鳥海山大権現縁起』に、山伏長根（木境）に本山新山火宿の三字造立の記載あり。	『鳥海山大権現縁起』 佐藤良平家文書
元禄 3年	1690	『元禄3年御裁許絵図』の「木境なびき」に「本山堂」「新山堂」「火宿」の記載あり。 (新山堂=大物忌神社)	『元禄3年御裁許絵図』 矢島郷土資料館
宝永 3年	1706	『宝永3年御裁許絵図』に「本山堂」「新山堂」「火宿」の記載あり。 (新山堂=大物忌神社)	『宝永3年御裁許絵図』 矢島郷土資料館
享和 元年	1801	矢島藩主生駒親章「社号額」奉納「菓師堂」と記載。裏に「新山御宝前額奉納」と記載あり。	『社号額』
文化10年	1813	大物忌神社再建 「新山大権現御堂」と記載	『文化10年棟札』
明治 2年	1869	『鳥海山図解』の「峯中」に「木榮行者堂」「火宿」「長床」と記載あり	『鳥海山図解』 土田八圓家資料
明治16年	1883	大物忌神社修繕（明治16年7月5日より7月12日まで開山神社を仮宮とした）	『大物忌神社行宮所札』
明治17年	1884	旧5月8日大物忌神社焼失。旧6月8日宮室建築し、開山神社へ遷す。	『行在所札』
明治18年	1885	大物忌神社再建。旧6月15日遷宮式。	『明治18年再建棟札』 『行在所札』 『神社掲額』
昭和50年	1975	9月11日、木境大物忌神社が矢島町史跡に指定される。	『指定書』
昭和51年	1976	大物忌神社水道工事	掲額『工事記録』
昭和55年	1980	大物忌神社修復 参道整備 社務所新築	掲額『修復記録』
平成13年	2001	3月16日、虫除け祭りが「木境大物忌神社の虫除け祭り」として、県無形民俗文化財に指定される。	『指定書』
平成19年	2007	3月27日由利本荘市指定史跡「木境大物忌神社」の種別（部門）を変更。有形文化財とする。	由利本荘市教育委員会告示
平成21年	2009	7月23日 境内が国史跡に指定される【国指定史跡鳥海山】	『指定通知』『官報』
平成22年	2010	屋根全面葺替工事	由利本荘市市補助金記録

元禄3（1690）年「御裁許絵図」に見る「本山堂・新山堂・火宿」



(2) 矢島木境地区の建築物

番号	枝番	名称	概要	現建造物 建築年	指定等	備考
1		木境大物忌神社	<p>桁行5間 梁間7間 (但し、背面中央部のみ後方1間張出し) 寄棟造 正面向拝1間付 茅葺</p> <p>明治18年(1885)再建 昭和55年(1980)改修 平成18年(2006)屋根修理 平成22年(2010)屋根葺替え</p> <p>沿革 元禄3年(1690)絵図「新山堂」と記載あり 宝永3年(1706)絵図「新山堂」と記載あり 享和元年(1801)矢島藩主生駒親章社額奉納 [社額「薬師堂」の裏に「新山御宝前額奉納」 と墨書あり] (矢島郷土資料館所蔵) 文化10年(1813)再建 [棟札] [棟札に「新山大権現」とあり] 明治16年(1883)焼失</p>	明治18年 (1885)	市指定 有形文 化財	H19. 3.27 指定
2		社務所	木造平屋建 鉄板葺	昭和55年 (1980)		
3		開山神社	<p>桁行3間 梁間2間 入母屋造 鉄板葺 (当初茅葺) 正面向拝1間付</p> <p>明治16年(1883)再建 [掲額] 昭和58年(1983)屋根葺替え [掲額] 平成2年(1990)屋根修理 (鉄板に葺き替え) [掲額]</p> <p>沿革 元禄3年(1690)絵図「本山堂」と記載あり 宝永3年(1706)絵図「本山堂」と記載あり</p>	明治16年 (1883)		

(3) 矢島修験神仏像一覧

地区名	修験寺院名	番号	名称	説明	備考
矢島	大教院	33	十二神将 額彌羅大将立像 [未神] 本地如意輪観音	総高：41.0cm 像高：30.0cm 最大幅：15.8cm 最大奥：10.3cm 青銅製カ？ 内部中空 右手持物欠損	矢島町郷内 大杉家
矢島	大教院	34	虚空蔵菩薩立像	総高：27.0cm 最大幅：11.5cm 最大奥：7.5cm 両手欠損 銘：なし 厨子：幅11.5cm 奥7.5cm 高さ33.0cm	大教院地内 「虚空蔵神社」に安置
矢島	大教院	35	石仏小像	総高(像高)：5.0cm 最大幅：3.2cm 最大奥：1.2cm 懐中仏カ？ 石製	矢島郷土資料館蔵
矢島	福王寺	36	二師像 役行者坐像	総高：54.5cm 像高：47.6cm 最大幅：21.7cm 最大奥：16.5cm 銘：なし No.37の「聖宝尊師座像」と共に、 一対の像として福王寺に保存されてきた。	矢島郷土資料館蔵
矢島	福王寺	37	二師像 聖宝尊坐像	総高：50.0cm 像高：42.5cm 最大幅：20.3cm 最大奥：15.4cm 銘：なし No.36の「役行者座像」と共に、一 対の像として福王寺に保存されてきた。	矢島郷土資料館蔵
矢島	福王寺	38	二師像 役行者坐像	像高：87.5cm 座高：59.0cm 玉眼 銘なし No.39の「聖宝尊師座像」と共に、一対の像 として福王寺に保存されてきた。	市指定有形文化財
矢島	福王寺	39	二師像 聖宝尊師坐像	像高：64.5cm 座高：45.0cm 玉眼 銘なし No.38の「役行者座像」と共に、一対の像と して福王寺に保存されてきた。	市指定有形文化財
矢島	福王寺	40	大日如来坐像	木造 寄木造り 頭上に宝冠を戴く菩薩形 像内：内刳 両前腕部及び膝前部欠損 印相は法界定印カ？ 着衣：通肩の衲衣 弥勒菩薩像の像容	福王寺本尊
矢島	福王寺	41	不動明王立像	木造 寄木造 玉眼 右手持物欠損	
矢島	福王寺	42	不動明王坐像	木造 寄木造 玉眼 両手欠損 厨子扉に生駒家の紋あり 生駒氏奉納と伝える	
矢島	木境 大物忌神社	43	神像	像高：22.0cm(現存部) 最大幅：13.0cm 最大奥：6.5cm 頭長：8.5cm 顔幅：5.0cm 木造一木造 下部欠損 顎髭あり 銘：なし	
矢島	木境 大物忌神社	44	神像	像高：22.0cm 頭長：6.0cm 最大幅：8.0cm 最大奥：5.5cm 木造一木造 銘：なし	
矢島	開山神社	45	比良衛像 [前鬼(善鬼)]	像高：29.0cm 頭長：10.5cm 最大幅：19.5cm 最大奥：18.0cm 木造一木造 漆塗 玉眼 背部欠損 銘：なし 昭和初期に修理 No.46の多良衛像と共に、一対の像として開 山神社に祀られてきた。	
矢島	開山神社	46	多良衛像 [後鬼]	像高：28.0cm 頭長：9.5cm 最大幅：22.5cm 最大奥：15.0cm 木造一木造 漆塗 玉眼 背部欠損 銘：なし 昭和初期に修理 No.45の比良衛像と共に、一対の像として開 山神社に祀られてきた。	

地区名	修験寺院名	番号	名称	説明	備考
矢 島	元弘寺	47	御正体 十一面観世音菩薩像(残欠)	懸仏(鏡板欠損力?) 青銅製 総高: 11.0cm 最大幅6.3cm 最大奥: 2.3cm	鳥海町矢ノ本 三森家
矢 島	八幡寺	48	不動明王立像	総高: 101.0cm 像高: 59.7cm 最大幅: 24.6cm 最大奥: 20.0cm 木造寄木造 光背上部欠損	矢島町矢越矢越家
矢 島	八幡寺	49	御正躰 懸 仏	径: 12.5cm 鋳物 薬師如来座像 総高: 5.7cm 最大幅3.8cm 銘: なし	
矢 島	八幡寺	50	御正躰 懸 仏	径: 12.5cm 鋳物 薬師如来座像 総高: 5.7cm 最大幅3.8cm 鏡板一部欠損 銘: なし	
矢 島	土田八圓家	51	明王形坐像	総高: 31.5cm 最大幅: 22.5cm 軍荼利明王カ?	
矢 島	土田八圓家	52	不動明王坐像	総高: 96.0cm 像高: 46.5cm 最大幅: 35.8cm 最大奥: 25.2cm 木造寄木造 玉眼 光背: 杉材カ? 銘: 光背裏面墨書 「寄進 干時 慶應元乙丑年 無動代 家運永久二世安楽」	矢島町荒沢土田家
矢 島	土田八圓家	53	童子立像(右脇侍)	総高: 48.0cm 像高: 32.8cm 最大幅: 23.0cm 最大奥: 18.0cm 木造寄木造 No.51脇侍	
矢 島	土田八圓家	54	童子立像(左脇侍)	総高: 48.0cm 像高: 32.2cm 最大幅: 22.5cm 最大奥: 17.2cm 木造寄木造 No.51脇侍	
矢 島	歓喜院	55	木造観世音菩薩坐像	総高: 49.5cm 肩張: 26.5cm 最大幅: 35.5cm 最大奥: 27.0cm 木造寄木造 左手持物欠損 左手首より先も寄木 全体に虫欠痕あり 銘: 底部に墨書あり	鳥海町直根藤山家
矢 島	歓喜院	56	大日如来坐像	総高: 24.5cm 像高: 14.5cm 最大幅: 9.5cm 最大奥: 7.0cm No.56・57と共に大日三尊像として厨子に納められている。 厨子: 幅22.5cm 奥17.5cm 高さ28.0cm 銘: 厨子背面朱漆書 「京寺町二条下町 大佛師 市左衛門(花押)」	
矢 島	歓喜院	57	愛染明王像	総高: 13.0cm 像高: 8.0cm 最大幅: 7.0cm 最大奥: 5.0cm No.55・57と共に大日三尊像として厨子に納められている。 厨子: 幅22.5cm 奥17.5cm 高さ28.0cm	
矢 島	歓喜院	58	不動明王像	総高: 11.0cm 像高: cm 最大幅: 5.0cm 最大奥: 5.0cm No.55・56と共に大日三尊像として厨子に納められている。 厨子: 幅22.5cm 奥17.5cm 高さ28.0cm	
矢 島	歓喜院	59	御正体 懸 仏	幅: 7.0cm 奥: 3.0cm 高さ: 8.0cm 厨子: 幅10.0cm 奥7.5cm 高さ24.0cm	

地区名	修験寺院名	番号	名称	説明	備考
矢 島	明学院	6 0	金銅製 騎馬王子像 (駒の王子像)	総 高：90.0cm 最大幅：37.5cm 最大奥：55.0cm 馬像 最大高：71.0cm 最大奥55.0cm 最大幅：16.7cm 人像 最大高(像高)：57.0cm 最大奥17.8cm 最大幅：37.5cm 持物 右手；持物あるも欠損 左手；巻物 馬像と人像は門で身に固定。両前足本体よりはずれ。右後ろ足、下足より破損。 背面及び左右足部に刻字あり(P31に掲載)	矢島町川辺 松田家 明学院地内 「金保陀羅 神社」に安 置
矢 島	明学院	6 1	不動明王立像	総 高：61.5cm 像 高：40.0cm 最大幅：16.0cm 最大奥：10.5cm 一木造 玉眼 銘：なし	明学院地内 「観音堂」 に安置
矢 島	明学院	6 2	如意輪観音座像	総 高：57.0cm 像 高：21.2cm 最大幅：11.0cm 最大奥：14.0cm 寄木造 銘：なし 底部に朱漆を施す 頭部は胴体と同一材。膝前部が別材。	明学院地内 「観音堂」 に安置
矢 島	明学院	6 3	聖観世音菩薩立 像	総 高：38.0cm 最大幅：10.0cm 最大奥：9.5cm 背面に「十一」の墨書あり 顔面欠損、左右肘より先欠損、左肩の一部欠損	明学院地内 「観音堂」 に安置
矢 島	明学院	6 4	十一面観音菩薩 立像	総 高：28.0cm 最大幅：8.0cm 最大奥：5.5cm 右肘より先欠損、左肩より先欠損 後頭部一部欠損 銘：なし	明学院地内 「観音堂」 に安置
矢 島	明学院	6 5	聖観世音菩薩立 像	総 高：34.0cm 最大幅：11.5cm 最大奥：6.0cm 背面に「廿」の墨書あり 両手首より先欠損、右衣欠損	明学院地内 「観音堂」 に安置
矢 島	明学院	6 6	十一面観音菩薩 立像	総 高：36.5cm 最大幅：8.0cm 最大奥：6.5cm 背面に「十七」の墨書あり 右肘より先欠損、左肩より先欠損	明学院地内 「観音堂」 に安置
矢 島	明学院	6 7	十一面観音菩薩 立像	総 高：38.0cm 最大幅：11.7cm 最大奥：8.5cm 背面に「廿二」の墨書あり 両手首より先欠損、両足先欠損、両肩一部欠損	明学院地内 「観音堂」 に安置
矢 島	明学院	6 8	聖観世音菩薩座 像カ?	総 高：18.0cm 最大幅：15.5cm 最大奥：11.0cm 背面に「廿一」の墨書あり 顔面欠損、両肘より先欠損 厨子：高さ42.0cm 横25.7cm 奥24.0cm 裏面墨書：「宝曆十二年吉祥日 奉納 出羽国 由利郡矢嶋松澤村 佐々木半左衛門右紀(花押)」	明学院地内 「観音堂」 に安置
矢 島	明学院	6 9	十一面観音菩薩 立像	総 高：30.5cm 最大幅：9.0cm 最大奥：6.0cm 背面に「八番」の墨書あり 両肘より先欠損 顔面部剥落	明学院地内 「観音堂」 に安置
矢 島	明学院	7 0	大日如来座像	総 高：25.0cm 像 高：13.0cm 最大幅：10.2cm 最大奥：9.5cm 寄木造り 光背欠損	明学院地内 「観音堂」 に安置
矢 島	明学院	7 1	十一面観音菩薩 立像	総 高：36.0cm 最大幅：11.0cm 最大奥：8.5cm 背面に「廿四」の墨書あり 顔面欠損、両手首より先欠損、左衣一部欠損、 両足先欠損	明学院地内 「観音堂」 に安置



3. 頗儼羅大将立像



34. 虚空蔵菩薩立像



35. 石仏小像



35. 同 (背面)



36. 役行者坐像



37. 聖宝尊師坐像



40. 大日如来坐像



41. 不動明王立像



42. 不動明王坐像



43. 神像



44. 神像



45. 比良衛像（向かって左） 46. 多良衛像（同右）



47. 懸仏（残欠）



48. 不動明王立像



49. 懸仏

50. 懸仏



51. 明王形坐像
（軍荼利明王力）



53. 童子立像



52. 不動明王坐像



54. 童子立像



55. 観音菩薩坐像



56. 57. 58. 大日三尊像



56. 大日如来像



57. 愛染明王像



58. 不動明王像



59. 懸仏（現状は厨子入り）



61. 不動明王立像



60. 駒の王子像（正面）



同側面



同背面銘文



62. 如意輪觀音座像



63. 聖觀世音菩薩立像



64. 十一面觀世音菩薩立像



65. 聖觀世音菩薩立像



66. 十一面觀世立像



67. 十一面觀世音菩薩立像



68. 聖觀世音菩薩座像



69. 十一面觀世音菩薩立像



70. 大日如來坐像



71. 十一面觀音菩薩立像



72. 十一面觀音菩薩立像



73. 聖觀世音菩薩立像



1-1・1-2 石燈籠 [鳥居跡]



2 「鳥海山大権現碑」



1-1 石燈籠



1-2 石燈籠



2 「鳥海山大権現碑」(詳細)



4 「仁乗上人碑」



4 「仁乗上人碑」(正面)



3 「遭難碑」



4 「仁乗上人碑」(詳細)



3 「遭難碑」(詳細)



5 「山之神」

(5) 矢島木境地区 その他の工作物一覧

番号	枝番	種別	名称	位置	概要
1		道路構造物	カーブミラー	遭難碑西方	隣接する県道用
2	—1	標柱	文化財標柱 (道銭小屋跡)	道銭小屋跡付近「登拝道」	アルミ製(旧矢島町設置)
2	—2	標柱	文化財標柱 (遭難碑)	遭難碑東側隣接	アルミ製(旧矢島町設置)
2	—3	標柱	文化財標柱 (大物忌神社)	大物忌神社社殿前西側	アルミ製(旧矢島町設置)
2	—4	標柱	文化財標柱 (開山神社)	開山神社境内南側	アルミ製(旧矢島町設置)
2	—5	標柱	文化財標柱 (登拝道)	「仁乗上人説明板」の 県道を挟んだ反対側登 拝道	アルミ製(旧矢島町設置)
2	—6	標柱	文化財標柱 (仁乗上人碑)	「仁乗上人碑」前方南 西側	アルミ製(旧矢島町設置)
3	—1	標示板	文化財説明板 (大物忌神社)	大物忌神社西側参道石 段脇	アルミ製(旧矢島町設置) ※他にも駐車場北側(指定地外)に あり
3	—2	標示板	文化財説明板 (開山神社)	開山神社南(県道)側 登拝道脇	アルミ製(旧矢島町設置)
3	—3	標示板	文化財説明板 (仁乗上人碑)	「仁乗上人碑」北(県 道)側登拝道	アルミ製(旧矢島町設置)
4	—1	登拝道	矢島口登拝道	「道銭小屋跡」から「鳥 海山大権現碑」の削平 地まで	幅約3mの古道。指定地内で最も 好まれる区間。一方雨天時雨水の 流路となり、深く抉られた箇所あり (A:地表面露出)。
4	—2	登拝道	矢島口登拝道	鳥居跡前県道より開山 神社境内まで	斜面に構築された古道。途中より 大物忌神社へ向かう参道と分岐す る。
4	—3	登拝道	矢島口登拝道 (大物忌神社参道)	開山神社境内北側手前 より分岐し、東方「大 物忌神社」へ向かう急 峻な小道。県道法面(崖 状地形)上まで	道型不明瞭 急峻 湿地(B) 県道により分断され、崖状地形に なっている。
4	—4	登拝道	矢島口登拝道	開山神社境内前県道よ り「仁乗上人碑」手前 県道まで	緩やかに傾斜した古道 4-1同様歩きやすい道
4	—5	登拝道	矢島口登拝道	仁乗上人碑手前の県道 より指定地南端の県道 法面(崖状地形)上ま で	一部湿地を通る(C)。急な道を 登り切ると崖状地形(県道法面) に至る。県道との比高約2m(D)。 散策者が戸惑う場所。県道反対側 には、さらに登拝道が続く(未指 定地)。

番号	枝番	種別	名称	位置	概要
5	—1	削平地	道銭小屋跡	旧登拝道隣接地	道銭を徴した場所
5	—2	削平地	鳥居跡	「鳥海山大権現碑」や石燈籠が建つ削平地	石燈籠側には木製の鳥居があった(雪により倒壊)。現在柱が1本残存している。地表面が露出しており、雨天時はぬかるむ。
6		道	徒道	御神木から社殿東方の山中(行場)み向かう古道	古道 境内より約400m程続く古道。行場に向かう道とされる。約30m程までは幅約1m程の道が続くが、以降狭くなる。
7	—1	参道	大物忌神社参道	4-3登拝道の延長にあたる道(石段)	矢島口登拝道から分岐して神社社殿に至る参道。藩政期の主たる参道。坂道であったが、石段が埋没していることが分かったことから、現在は石段を露出させている。
7	—2	参道	大物忌神社参道	7-1と7-3の間に位置する参道	7-1より後に形成された参道 コンクリート舗装されている。
7	—3	参道	大物忌神社参道	境内につくられた駐車場から社殿に続く道	現駐車場(未指定地)と社殿とを結ぶ。東西に延びる湿地に、盛土して造られた様相を呈する。社殿側の道が地表面露出のため、雨天時ぬかるむ(E)。
8		水汲場	大物忌神社水汲場	4-3登拝道と県道が交差する地点。県道に隣接。	修行や祭礼等において重要な場所。天候により水量が変化する。県道に隣接。
9		手水施設	大物忌神社手水舎	大物忌神社社殿東隣	境内東方から沢水を引いて使用。塩化ビニルの水道管を一部露出配管している。



2-1 文化財標柱



2-2 文化財標柱



2-3 文化財標柱



2-4 文化財標柱



2-5 文化財標柱



2-6 文化財標柱



3-1 文化財説明板



3-2 文化財説明板



3-3 文化財説明板



4-1 矢島口登拝道



4-2 矢島口登拝道



4-3
矢島口登拝道
(大物忌神社参道)



5-1 道銭小屋跡



5-2 鳥居跡



6 徒 道



7-1 大物忌神社参道



7-1 大物忌神社参道



7-2 大物忌神社参道



7-3 大物忌神社参道



8 水汲場

その他

番号	枝番	種 別	名 称	位 置	概 要
1		御神木	杉	大物忌神社境内（境内東側端部）	雷等により折れ、立ち枯れ。側に二代目のスギが生育している。
2		樹 木	杉	大物忌神社境内（社殿西側7-1参道周辺）	御神木に次ぐ聖域。大きい杉が複数本生育。最大の大木が枯死。
3		樹 木	杉・松	開山神社境内	複数の大木が生育
4		樹 木	杉・松・ブナ	「仁乗上人碑」周辺	複数の大木が生育
5		樹 木	杉	旧登拝道両側	樹木が多く生い茂り、神聖な環境を作り出している。
6		植 物	コケイラン	大物忌神社周辺域	秋田県準絶滅危惧種（NT）



1 杉 (御神木)



2 杉



3 杉



2 杉



4 杉・松

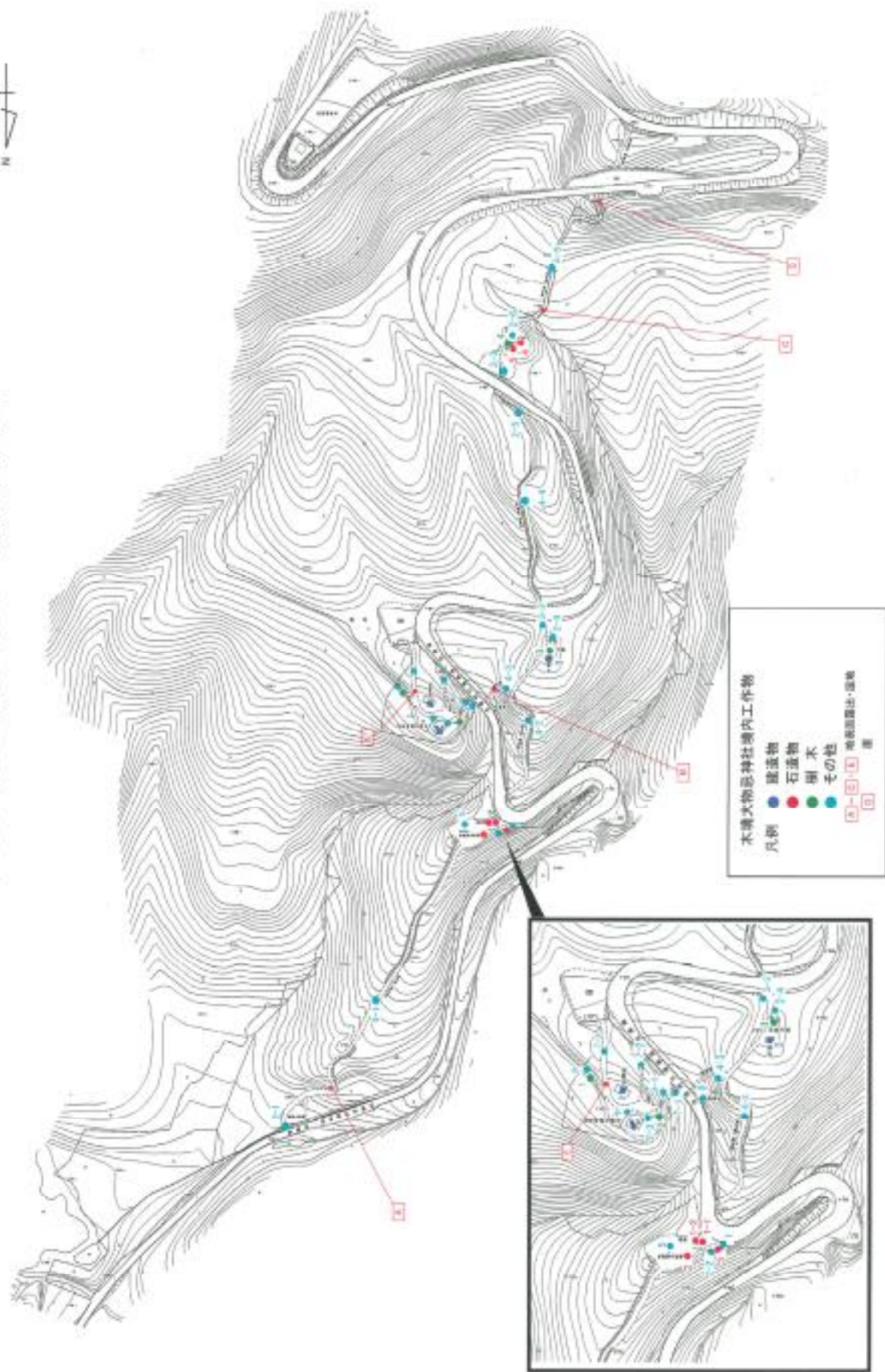


5 杉

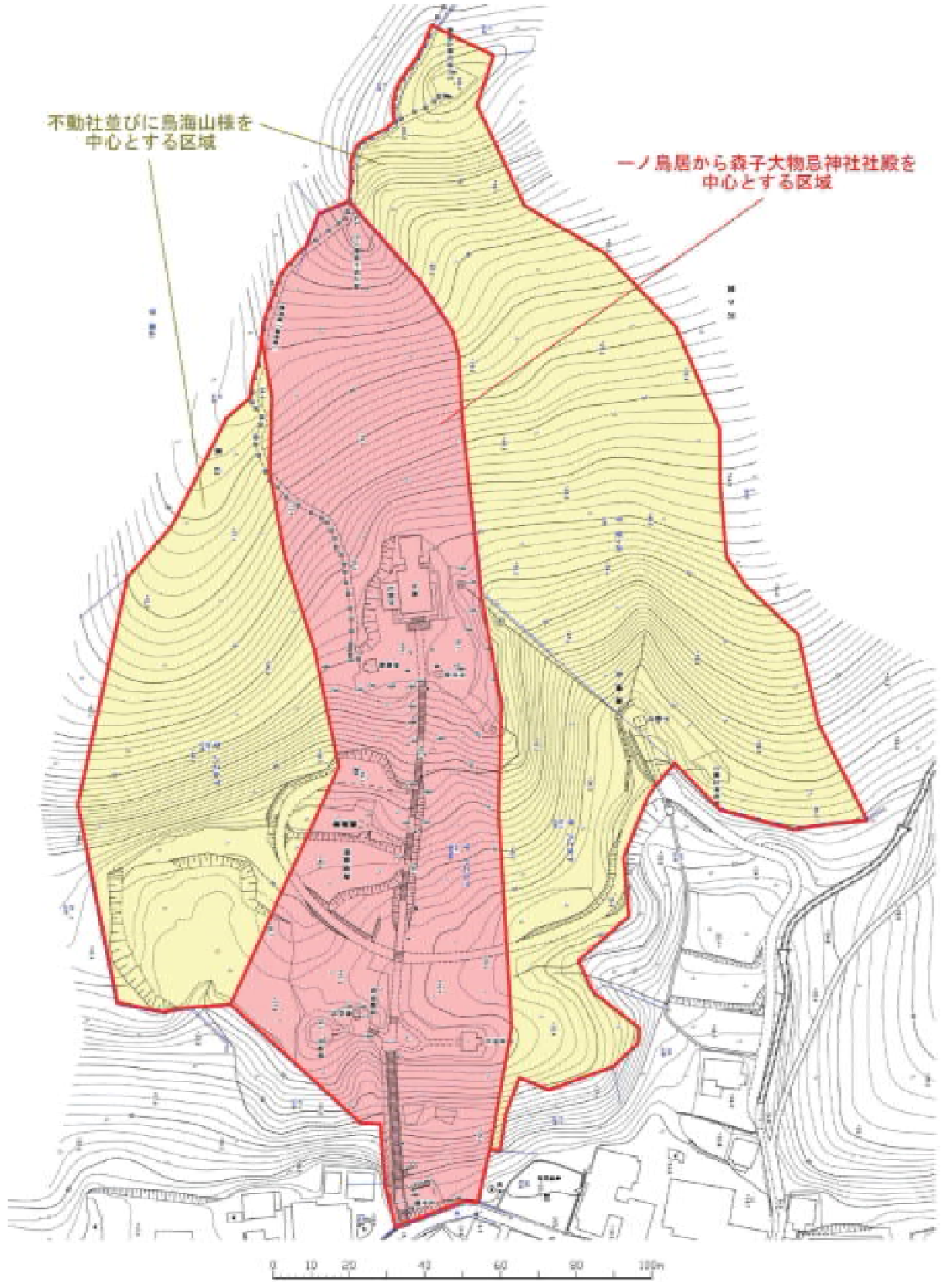


6 コケイラン

木境大物忌神社境内工作物位置図



滝沢地区[森子大物忌神社境内]



■史跡鳥海山を構成する要素 4【滝沢地区】

地区	要素	要素の分類	要素区分	構成区分	構成要素の詳細	位置
滝沢地区	森子大物忌神社境内	本質的価値を構成する要素	歴史的要素	一ノ鳥居から森子大物忌神社社殿を中心とする区域	一ノ鳥居を中心とする域	
					石垣	石造物 2 6
					記念碑	石造物 1
					社号標	石造物 2
					記念碑	石造物 3
					石燈籠	石造物 4
					石鳥居（一ノ鳥居）	石造物 5
					石碑群	石造物 6～1 3
					削平地〔参道北側隣接地（前坂石段北側）〕	その他 1 0 - 1
					地下に埋蔵する遺構・遺物（埋蔵文化財）	
					二ノ鳥居を中心とする域	
					石鳥居（二ノ鳥居）	石造物 1 4
					参道（前坂石段～上坂石段）	石造物24 その他9-5
					境内社「保食神社」	建造物 2
					保食神社収蔵物（神像・什物・棟札等）	
					馬頭観世音碑	石造物 1 5
					境内社「唐松神社」	建造物 3 石造物 1 6
					経塚（経碑、地下に埋蔵する遺構・遺物）	石造物 1 7
					地下に埋蔵する遺構・遺物（埋蔵文化財）	
					護摩壇を中心とする域	
					護摩壇	石造物 1 8
				神楽座跡・茶屋場跡	その他 1 0 - 4	
				地下に埋蔵する遺構・遺物（埋蔵文化財）		
				大物忌神社本殿を中心とする域		
				森子大物忌神社本殿	建造物 1 - 1	
				森子大物忌神社拝殿及び幣殿	建造物 1 - 2	
				大物忌神社収蔵物（神像・什物・棟札等）		
				御輿殿	建造物 6	
				御輿殿収蔵物（祭祀関係・棟札等）		
				狛犬	石造物 1 9	
				石仏	石造物 2 0	
				石燈籠	石造物 2 1	
				登拝道	その他 1 2	
				削平地「小屋掛けの松」	その他 1 0 - 7	
				古道（ばばこ道）	その他 9 - 3	
				地下に埋蔵する遺構・遺物（埋蔵文化財）		
				夫婦滝並びに不動社を中心とする域		
				不動社参道	その他 9 - 2	
				龍王神社参道	その他 9 - 4	
				不動社	建造物 4	
				不動社収蔵物（神像・什物・棟札等）		
				鳥居（木製）	建造物 5	
龍王神社跡	その他 1 0 - 6					
削平地〔車道西側隣接地〕	その他 1 0 - 3					
地下に埋蔵する遺構・遺物（埋蔵文化財）						
大規模な削平地の域						
削平地「龍洞寺跡」	その他 1 0 - 2					
龍洞寺参道	その他 9 - 1					
地下に埋蔵する遺構・遺物（埋蔵文化財）						
八乙女山山頂を中心とする域						
鳥海山碑	石造物 2 3					
鳥海山碑を中心とする削平地	その他 1 0 - 8					
地下に埋蔵する遺構・遺物（埋蔵文化財）						
不動社並びに鳥海山様を中心とする区域						

地区	要素	要素の分類	要素区分	構成区分	構成要素の詳細	位置
滝沢地区	森子大物忌神社境内	本質的価値を構成する要素	自然的要素	境内地及び境内地周辺域の樹木	御神木（杉）	樹木 1
					本殿、拝殿及び幣殿周囲の境内林	樹木 2
					御奥殿周囲の境内林	樹木 3
					参道（上坂石段・前坂石段）周囲の並木	樹木 4
					「小屋掛けの松」周囲の樹木（杉、松）	樹木 5
					鳥海山碑周囲の樹木（杉の巨木、松）	樹木 6
					保食神社周囲の樹木（杉）	樹木 7
					塚経周囲の樹木（杉）	樹木 8
					唐松神社周囲の樹木（杉）	樹木 9
					本質的価値に準ずる要素	歴史的要素
	手水舎	建造物 7 石造物 2 2				
	自然的要素	指定地域全域	旧登拝道両側の集落林	樹木 1 0		
			その他の集落林			
	保存活用に資する要素	社会的要素	文化財説明板等	滝	夫婦滝	その他 1 3
				稀少植物	秋田県絶滅危惧種 1 B 類 ヒメフタバラン	
				文化財標柱	その他 2	
				文化財説明板	その他 3	
				標示碑（石製）	石造物 2 5	
				車道	その他 8	
				駐車場	その他 1 0-5	
上水道揚水機				その他 7		
井戸跡				その他 6		
便所				建造物 8		
便所板塀	その他 1 1					
その他の要素	社会的要素	便益施設	外灯（鉄柱・木柱）	その他 5		
			擁壁			
		道路関連施設	水道管・ポンプ	その他 1 6		
			カーブミラー	その他 1		
		その他の人工物	電柱（木柱・コンクリート）	その他 4		
			T V アンテナ塔	その他 1 4		
樹木	植栽樹木・草地					

■指定地外の関連史跡 4【滝沢地区】

地区	要素の分類	要素区分	名称	史跡の詳細	備考
滝沢周辺地区	本質的価値を構成する要素	歴史的要素	鳥海山滝沢口登拝道	「鳥海山様」から東由利原高原まで続く鳥海山登拝道。途中「大月」と称する拝所がある。	平成 2 2 年確認 2 2 ・ 2 3 年測量図作成
	本質的価値に準ずる要素	歴史的要素	鉱泉跡 [田の神の湯]	修験者「丁行者」が発見したと伝えられる鉱泉	調査報告書『むかしの湯治場』による
	本質的価値に準ずる要素	歴史的要素	森子集落跡	森子集落が現在地に移転形成される前の跡地。複数の削平地が整然と配置されている。	現状：山林

4 滝沢地区

(1) 森子大物忌神社沿革

年号	西暦	歴史事項	確認資料
養老年中	717~723	鳥海山大物忌神を勧請し、遙拝所となる	『神社昇格願』 文殊院文書
貞観 3年	861	社殿建立	『神社昇格願』 文殊院文書
慶長年中	1596~1614	滝沢修験触頭「龍洞寺」城下町前郷に移る	『西滝澤村史』『由利町史』
正徳 3年	1713	本荘藩六郷長之助「金幣束」奉納	金幣束銘
正徳 3年	1713	本荘藩六郷長之助絵馬「鷹」奉納	絵馬墨書
正徳 5年	1715	六郷氏(女)絵馬「狸々」奉納	絵馬墨書
正徳 6年	1716	三浦季利「金幣束」	金幣束銘
享保 3年	1718	薬師佛本堂建立	森子大物忌神社棟札
享保 3年	1718	本荘藩4代藩主六郷政晴「御神鏡」奉納	『神社昇格願』 文殊院文書
享保 3年	1718	本荘藩4代藩主六郷政晴「梵鐘」奉納	『神社昇格願』 文殊院文書
享保17年	1732	不動御堂造立	森子大物忌神社棟札
元文 3年	1738	政長公御武運長久八乙女山御輿造立	御輿殿棟札
延享 元年	1744	石川氏絵馬「大筒」奉納	絵馬墨書
延享 4年	1747	経塚「書写法華経」建立	碑文
延享 4年	1748	本荘藩5代藩主六郷政長絵馬「布袋」奉納	絵馬墨書
寛政 3年	1791	政武公御武運長久八乙女山神輿造立	森子大物忌神社棟札
文化 7年	1810	社殿前石灯籠一対奉納	石燈籠銘
天保 2年	1831	薬師仏遷座一千年大供養祭	『神社昇格願』 文殊院文書
天保13年	1842	「青麻三光宮」碑建立	碑文
天保14年	1843	「牛頭天王」碑建立	碑文
弘化 2年	1845	「秋葉大権現」碑建立	碑文
安政 2年	1855	薬師佛御堂再建(現拝殿及び幣殿)	森子大物忌神社棟札
安政 3年	1856	金比羅大権現御堂再建	森子大物忌神社棟札
嘉永 6年	1853	柴田久左衛門絵馬「高砂」奉納	絵馬墨書
元治 2年	1865	仁平衛絵馬「繫馬」奉納(画人:谷川丹山)	絵馬墨書
慶応 4年	1868	田之神神社再建	『御田之神勸化帳』 神社文書 『御田之神大工木挽日用帳』 神社文書
明治 6年	1873	森子大物忌神社「無格社」に列格	『神社昇格願』 文殊院文書
明治 8年	1875	日本武命御堂造立	森子大物忌神社棟札
明治13年	1880	稲荷神社宮殿建立	森子大物忌神社棟札
明治14年	1881	上坂 石段(二ノ鳥居より上方の石段)新築	『石坂寄進帳』 神社文書
明治14年	1881	「村社御改正願」秋田県令へ提出	『村社御改正願』 文殊院文書
明治14年	1881	御輿修復	御輿殿棟札
明治15年	1882	村社御改正難しいとの返書あり(秋田県令より)	『村社御改正願』 文殊院文書
明治15年	1882	9月20日田之神神社祭典にあたり、「放楽獅子舞」奉舞願いを森子村役場戸長へ提出	『放楽獅子舞奉舞願』 神社文書
明治16年	1883	絵馬「船(北前船)」奉納	絵馬墨書
明治19年	1886	経光海(寺嶋平廣道)絵馬「木食」奉納	絵馬墨書
明治20年	1887	豊受神社御寶前石鳥居建立(二ノ鳥居)	鳥居銘・棟札
明治20年	1887	大物忌神社廣前石鳥居建立(一ノ鳥居) [建立棟札には明治21年とあり]	鳥居銘・棟札
明治21年	1888	大物忌神社寶殿再建	森子大物忌神社棟札
明治21年	1888	「唐松神社」碑建立	碑文
明治26年	1893	境内社木調べ報告(秋田県知事へ)	「樹木総数報告書」(控) 神社文書
明治29年	1896	境内社木調べ報告(秋田県知事へ)	「樹木総数報告書」(控) 神社文書
明治31年	1898	龍王神社寶殿建立(現御輿殿)	森子大物忌神社棟札・寄附掲額
明治34年	1901	豊受神社(保食神社)屋根葺き替え	『豊受神社屋根葺替寄附金簿』 神社文書
明治34年	1901	日本武命宝殿遷宮	不動社棟札
明治35年	1902	境内社木調べ報告(秋田県知事へ)	「樹木総数報告書」(控) 神社文書

年号	西暦	歴史事項	確認資料
明治36年	1903	八反三畝29歩の境内地編入	『神社昇格願』 文殊院文書
明治36年	1903	「神社昇格願」内務大臣へ提出	『神社昇格願』 文殊院文書
明治38年	1905	境内社木調べ報告(秋田県知事へ)	「樹木総数報告書」(控) 神社文書
明治39年	1906	境内社木調べ報告(秋田県知事へ)	「樹木総数報告書」(控) 神社文書
明治42年	1909	佐々木五郎八絵馬「馬(裸馬)」奉納	絵馬墨書
明治43年	1910	田之神神社(森子字大平沢)合祀	『神社昇格願』 文殊院文書
明治43年	1910	明法稲荷神社合祀(昭和年間に合祀解く)	『神社昇格願』 文殊院文書
明治44年	1911	神社改築許可受ける	『神社昇格願』 文殊院文書
大正4年	1915	大物忌神社本殿・渡廊建立(新築)(現本殿)	森子大物忌神社棟札
大正4年	1915	手水舎「水盤」奉納	水盤銘
大正8年	1919	社殿前狛犬一對奉納	狛犬銘
大正14年	1925	不動社修築	不動社掲額「寄附者名」
昭和3年	1928	「神社昇格願」内務大臣へ提出	『神社昇格願』 文殊院文書
昭和8年	1933	神社玉垣建設	『玉垣建設寄附帳』 文殊院文書
昭和10年	1935	「神社昇格願」内務大臣へ提出	『神社昇格願』 文殊院文書
昭和10年	1935	御輿修復	御輿殿棟札
昭和15年	1940	前坂石段(120段)改築	碑文
昭和15年	1940	前坂石段改築記念碑建立	碑文
昭和19年	1944	「神社昇格願」内務大臣へ提出	『神社昇格願』 文殊院文書
昭和25年	1950	本殿・拝・幣殿銅板葺き替え	大物忌神社棟札・凶面 文殊院文書
昭和25年	1950	神社内部一部改造	森子大物忌神社棟札
昭和25年	1950	境内社「保食神社」再建	森子大物忌神社棟札 保食神社棟札
昭和25年	1950	神輿殿(旧龍王神社社殿)屋根改造	森子大物忌神社棟札
昭和25年	1950	手水舎建立	森子大物忌神社棟札
昭和25年	1950	最上石段改造参道舗装	森子大物忌神社棟札
昭和34年	1959	「馬頭観世音」碑建立	碑文
昭和36年	1961	十二神将修理・懸魚彫刻・社標建立	『同名 諸綴り』 文殊院文書
昭和37年	1962	十二神将修理・懸魚彫刻・社標建立	『同名 諸綴り』 文殊院文書
昭和48年	1973	長床建立(現長床)	森子大物忌神社棟札
昭和50年	1975	観音堂奥殿(保食神社)へ旧御輿奉遷	保食神社棟札
昭和50年	1975	御輿殿屋根一部葺替・改築 (龍王神社移築転用?)	御輿殿棟札
昭和50年	1975	唐松神社御堂再建	唐松神社棟札
昭和52年	1977	標示碑建立(神楽座跡・護摩壇跡・龍王神社跡・小屋掛之松)	碑文
昭和60年	1985	不動明堂宇改築	不動社棟札
平成9年	1997	石燈籠建立(神社役員一同奉納)	石燈籠銘
平成21年	2009	7月23日 森子大物忌神社境内国史跡指定「史跡鳥海山」	文部科学省告示116号
平成22年	2010	森子大物忌神社駐車場整備	森子大物忌神社保存会
平成22年	2010	森子大物忌神社拝殿及び幣殿国有有形文化財登録 意見具申	由利本荘市教育委員会
平成23年	2011	7月25日 森子大物忌神社拝殿及び幣殿国有有形文化財登録	文部科学省告示123号
平成28年	2018	10月3日 鳥海山滝沢口登拝道が国の史跡として追加指定される	文部科学省告示145号
令和3年	2021	令和3年2月の雪害及び暴風被害等に伴う手水舎倒壊、本殿覆屋外壁及び社務所屋根破損箇所の復旧(令和3年4月12日付毀損届)	森子大物忌神社保存会 4月12日付毀損届、9月16日付現状変更許可申請書、11月19日付現状変更許可、12月15日付現状変更終了報告書

(2) 森子大物忌神社建造物一覧

番号	枝番	名称	概要	現建造物 建築年	指定等	備考
1	—1	森子大物忌神社 本殿	三間社流造 銅板葺 鞘付 大正4年(1915)新築 [棟札] 昭和25年(1950)屋根改修 [棟札]	大正4年 (1915)	国登録 有形文 化財	H23. 7.25 登録
		森子大物忌神社 渡廊	桁行1間 梁間2間 両下造 銅板葺 本殿新築時に整備	大正4年 (1915) [推定]	国登録 有形文 化財	H23. 7.25 登録
1	—2	森子大物忌神社 拝殿及び幣殿	桁行3間 梁間5間(但し、背面2間は後補) 入母屋造 拝殿正面千鳥破風付、正面1間唐 破風造向拝付 銅板葺 神仏判然令以前は「薬師堂」と呼ばれた。 再建：安政2年(1855) [棟札] 背面増築：大正4年(1915) [棟札] 屋根改修：昭和25年(1950) [棟札] 長床増築：昭和48年(1973) [棟札]	安政2年 (1855)	国登録 有形文 化財	H23. 7.25 登録
1	—3	森子大物忌神社 社務所(長床)	桁行2間 梁間3間 木造平屋建 切妻造 鉄板葺 拝殿及び幣殿の南側に増築 昭和48年(1973) [棟札]	昭和48年 (1973)		
2		境内社 「保食神社」	桁行3間、梁間2間 (但し、背面桁行1間、梁間2間張り出し) 切妻造 正面向拝1間付、棧瓦型鉄板葺 「観音様」と呼んでいる。 再建：昭和25年(1950) [棟札] 旧社殿の板材を再利用している(登拝者の落 書あり)。	昭和25年 (1950)		
3		境内社 「唐松神社」	三間社流造、鉄板葺 内部に明治21年建立の「唐松神社碑」あり 再建：昭和50年(1975) [棟札]	昭和50年 (1975)		
4		「不動社」	桁行3間、梁間2間 (但し、背面桁行1間、梁間1間張り出し) 切妻造 正面向拝1間付 鉄板葺 再建：昭和60年(1985) [棟札]	昭和60年 (1985)		
5		鳥居 (不動社鳥居)	木造 建立：(不明)	不 明		
6		御輿殿	桁行3間 梁間2間 (但し、背面桁行1間、梁間1間張り出し) 寄棟造 銅板葺 旧龍王神社社殿を移築 [由来書] 建立：明治31年(1898) [棟札] 屋根改造：昭和25年(1950) [棟札]	明治31年 (1898)		
7		手水舎	桁行1間、梁間1間 切妻造 銅板葺 建立：昭和25年(1950) [棟札] 内部に大正4年奉納の「水盤」あり 修理：令和3年(2021)	昭和25年 (1950)		
8		便 所	(基礎なし)緊急簡易便所(便槽なし)	不 明		
石 5		鳥居 (一ノ鳥居)	石造稲荷鳥居 建立：明治20年(1887) [柱刻銘]	明治20年 (1887)		
石 14		鳥居 (二ノ鳥居)	石造稲荷鳥居 建立：明治20年(1887) [柱刻銘]	明治20年 (1887)		

(3) 滝沢地区神仏像一覧

地区名	修験寺院名	番号	名称	説明	備考
滝沢	森子大物忌神社	74	薬師如来坐像	総高：115.0cm 像高：93.0cm 最大幅：74.0cm 最大奥：35.0cm 寄木造り 首差し込み 印相：定印 薬壺は後補カ？ 蓮台の下に台座あり 背面に「八乙女山」「養老二年」「完」と陰刻	「薬師堂」の本尊
滝沢	森子大物忌神社	75	日光菩薩立像	総高：86.5cm 像高：63.0cm 最大幅：21.0cm 最大奥：13.0cm 一木造 内ぐりなし 玉眼 白毫あり 光背は雲台に差し込み 銘：なし	No.73 薬師如来座像脇侍
滝沢	森子大物忌神社	76	月光菩薩立像	総高：85.0cm 像高：61.5cm 最大幅：20.5cm 最大奥：11.8cm 一木造 内ぐりなし 玉眼 白毫あり 光背は雲台に差し込み 銘：なし	No.73 薬師如来座像脇侍
滝沢	森子大物忌神社	77	十二神将 毘羯羅大将 〔子神〕 本地釈迦如来	総高：57.5cm 像高：42.0cm 最大幅：24.5cm 最大奥：12.0cm 寄木造 玉眼 光背は背面差し込み（後補） 両脇「裳紐」鉾止め（後補） 銘：なし	昭和36・37年一部補修
滝沢	森子大物忌神社	78	十二神将 招杜羅大将 〔丑神〕 本地大日如来	総高：56.5cm 像高：40.5cm 最大幅：24.5cm 最大奥：19.0cm 寄木造 玉眼 光背は背面差し込み（後補） 両脇「裳紐」鉾止め（後補） 銘：なし	昭和36・37年一部補修
滝沢	森子大物忌神社	79	十二神将 真達羅大将 〔寅神〕 本地普賢菩薩	総高：57.5cm 像高：40.5cm 最大幅：27.5cm 最大奥：16.0cm 寄木造 玉眼 光背は背面差し込み（後補） 両脇「裳紐」鉾止め（後補） 銘：岩座内部に「三」、台座に「九」と墨書あり	昭和36・37年一部補修
滝沢	森子大物忌神社	80	十二神将 摩虎羅大将 〔卯神〕 本地大威徳明王	総高：58.0cm 像高：41.2cm 最大幅：28.0cm 最大奥：14.7cm 寄木造 玉眼 光背は背面差し込み（後補） 左肩に補修痕あり 右側「裳紐」後補 銘：岩座内部と台座にそれぞれ「十一」と墨書	昭和36・37年一部補修
滝沢	森子大物忌神社	81	十二神将 波夷羅大将 〔辰神〕 本地文殊菩薩	総高：56.8cm 像高：40.5cm 最大幅：23.6cm 最大奥：16.5cm 寄木造 玉眼 光背は背面差し込み（後補） 頭頂部「辰」に補修痕あり 右裾に補修痕あり 銘：台座に墨書絵あり 岩座・台座内部にそれぞれ「五」の墨書あり	昭和36・37年一部補修
滝沢	森子大物忌神社	82	十二神将 因達羅大将 〔巳神〕 本地地藏菩薩	総高：57.0cm 像高：40.0cm 最大幅：27.3cm 最大奥：21.0cm 寄木造 玉眼 光背は背面差し込み（後補） 顔面右頬に補修痕あり 右袖欠損 左側「裳紐」後補 銘：岩座・台座内部にそれぞれ「六」の墨書	昭和36・37年一部補修
滝沢	森子大物忌神社	83	十二神将 珊底羅大将 〔午神〕 本地虚空蔵菩薩	総高：57.5cm 像高：39.5cm 最大幅：26.8cm 最大奥：11.2cm 寄木造 玉眼 光背は背面差し込み（後補） 左手首崩落 右部頭髮欠損 「裳紐」鉾止め 銘：岩座・台座内部にそれぞれ「七」の墨書	昭和36・37年一部補修
滝沢	森子大物忌神社	84	十二神将 頰儺羅大将 〔未神〕 本地如意輪観音	総高：56.0cm 像高：41.0cm 最大幅：22.0cm 最大奥：17.0cm 寄木造 玉眼 光背は背面差し込み（後補） 「裳紐」鉾止め 正面腰飾り剥離 銘：首差し込み部に「八」の墨書	昭和36・37年一部補修

地区名	修験寺院名	番号	名称	説明	備考
滝沢	森子大物忌神社	85	十二神将 安底羅大将 [申神] 本地観音菩薩	総高：57.8cm 像高：40.5cm 最大幅：26.7cm 最大奥：24.0cm 寄木造 玉眼 光背は背面差し込み(後補) 宝冠欠損 右肘部破損 修理痕あり(左肘も同) 銘：首差し込み部に「九」の墨書あり 岩座、 台座に墨書なし	昭和36・37年 一部補修
滝沢	森子大物忌神社	86	十二神将 迷企羅大将 [酉神] 本地阿弥陀如来	総高：58.5cm 像高：41.5cm 最大幅：23.0cm 最大奥：14.0cm 寄木造 玉眼 光背は背面差し込み(後補) 右腕肩より剥落 右肩と右肘に補修痕あり 左肘に補修痕あり 両側「裳紐」後補 銘：岩座、台座にそれぞれ「十」の墨書	昭和36・37年 一部補修
滝沢	森子大物忌神社	87	十二神将 伐折羅大将 [戌神] 本地勢至菩薩	総高：57.0cm 像高：40.5cm 最大幅：25.0cm 最大奥：15.8cm 寄木造 玉眼 光背は背面差し込み(後補) 宝冠なし 左側「裳紐」紙止め(後補) 台座：後補カ 銘：岩座、台座にそれぞれ「四」 の墨書	昭和36・37年 一部補修
滝沢	森子大物忌神社	88	十二神将 宮毘羅大将 [亥神] 本地弥勒菩薩	総高：57.0cm 像高：40.0cm 最大幅：26.5cm 最大奥：14.5cm 寄木造 玉眼 光背は背面差し込み(後補) 左肩補修痕あり 右側「裳紐」後補 岩座・台座：後補カ？ 銘：なし	昭和36・37年 一部補修
滝沢	森子大物忌神社	89	御正躰 懸仏	薬師如来坐像 青銅製 鏡板欠損 総高：13.5cm 最大幅：4.5cm 最大奥：2.5cm 左手首欠損 首上破損 印相：施無畏・与願印カ？	
滝沢	森子保食神社	90	観音菩薩立像	総高：40.0cm 像高：23.5cm 最大幅：8.5cm 最大奥：4.5cm 頭頂部・両手欠損 光背一部欠損 銘：なし 馬頭観世音カ？	森子大物忌 神社の境内 社
滝沢	土蔵寺	91	権現様	総高：16.2cm 像高：9.3cm 像幅：9.3cm 像奥：1.5cm 台座幅：12.0cm 台座奥：7.5cm 厨子：幅13.0cm 奥8.5cm 高さ21.5cm	土倉家
滝沢	土蔵寺	92	不動明王坐像	総高：55.4cm 像高：39.0cm 最大幅：48.0cm 最大奥：26.8cm 木造寄木造 持物欠損 左指2本欠損 玉眼 光背損傷 銘：台座墨書「延喜二年三月二十六日」	土蔵寺本尊 土倉家



75. 日光菩薩立像



76. 月光菩薩立像



77. 毘羯羅大将 [子神]



78. 招杜羅大将 [丑神]



79. 真達羅大将 [寅神]



80. 摩虎羅大将 [卯神]



81. 波夷羅大将 [辰神]



82. 因達羅大将 [巳神]



83. 珊底羅大将 [午神]



84. 頰囉羅大将 [未神]



85. 安底囉大将 [申神]



86. 迷企囉大将 [酉神]



87. 伐折囉大将 [戌神]



88. 宮毘囉大将 [亥神]



89. 懸仏



90. 観音菩薩立像



91. 権現様



92. 不動明王坐像

(4) 滝沢地区の石造物

番号	枝番	種別	銘文等	建立年	備考
1		記念碑	前面：【奉納田九畝歩 願主 熊谷久治郎】 側面・背面：なし	不明	高さ：188cm
2		社標	前面：【八乙女山 大物忌神社】 側面：【寄付者芳名 (略) 此の石材は鮎川大森台より氏子全 員運搬・奉仕した 石工 宮内甚太郎 東仙 三浦繁藏謹書 昭和三十七年四月十五日】 背面：なし	昭和37年 (1962)	高さ：316cm 四角柱
3		記念碑	前面： 【皇紀二千六百年碑 前坂百二十段改築】 側面・背面：なし	昭和15年 (1940)	高さ：290cm
4	一1	石燈籠	前面：【御神燈】 側面・背面：なし	平成9年 (1997)	総高：200cm 火袋部：四角 神社役員一同奉納
4	一2	石燈籠	前面：【御神燈】 側面・背面：なし	平成9年 (1997)	総高：200cm 火袋部：四角 神社役員一同奉納
5		鳥居	額東部社額：【大物忌神社】 左柱：【明治二十年十一月吉日】	明治20年 (1887)	一ノ鳥居 石造 種類：稻荷鳥居
6		石碑 「庚申塔」	前面：【奉修 庚申】 背面：なし	不明	最大高：66cm 最大幅：46cm
7		石碑 「牛頭天王」	前面：【天保十四癸卯 四月吉日 牛頭天王 村中安全】 背面：なし	天保14年 (1843)	最大高：134cm 最大幅：91cm
8		石碑 「青麻三光宮」	前面：【天保十三壬寅年 七月吉日】 背面：なし	天保13年 (1842)	最大高：149cm 最大幅：73cm
9		石碑 (不明)	前面：不明 (摩滅) 背面：不明	不明	最大高：91cm 最大幅：52cm
10		石碑 (不明)	前面：不明 (摩滅) 背面：不明	不明	最大高：62cm 最大幅：63cm
11		石碑 (不明)	前面：不明 (摩滅) 背面：不明	不明	最大高：92cm 最大幅：73cm
12		石碑 「秋葉大権現」	前面：【弘化二乙巳年 八月吉祥日 秋葉大権現 願主 村中】 背面：なし	弘化2年 (1845)	最大高：121cm 最大幅：100cm
13		石碑 「山神」	前面：【山神】 背面：なし	不明	最大高：82cm 最大幅：48cm
14		鳥居	額東：紋【三つ盛亀甲に七曜紋】 左柱：【明治二十年四月八日 願主 村中】	明治20年 (1887)	紋：本荘藩主六郷氏定紋 二ノ鳥居 石造 種類：稻荷鳥居
15		石碑 「馬頭観世音」	前面：【馬頭観世音 村中安全】 側面：【昭和三四年六月十七日】	昭和34年 (1959)	最大高：52cm 最大幅：52cm

番号	枝番	種別	銘文等	建立年	備考
16		石碑 「唐松神社」	前面：【明治廿一年十一月 唐松神社 村中安全】	明治21年 (1888)	鞆堂入り 最大高：79cm 最大幅：65cm
17		経塚	前面：【書寫法華經】 右側面：【延享四年】 左側面：【丁卯八月日】	延享4年 (1747)	二重基壇 総高：72cm 最大幅：基壇43cm 最大奥：基壇35cm 経碑部：高さ52cm 幅20cm 奥行16cm 頂部：尖頭
18		護摩壇	石材を組み合わせて構築（一部崩落） 護摩壇周囲に修験衆徒が座したとされる 上部平坦な石配置	不明	護摩壇規模： 南北：約250cm 東西：約200cm
19	—1	狛犬 (阿形狛犬)	台座上部：【奉】 台座下部：【三浦口治 三浦八口 大正八年五月】	大正8年 (1919)	正面右側 総高：141.5cm 像高：78cm
19	—2	狛犬 (吽形狛犬)	台座上部：【獻】 台座下部：【三浦口治 三浦八口 大正八年五月】	大正8年 (1919)	正面左側 総高：141.5cm 像高：78cm
20		石仏	銘：なし	(不明)	御神木の根元に鎮座 総高：100cm 像高：64cm 最大幅：台座53cm 最大奥：台座15cm
21	—1	石燈籠	【文化七庚午歳 八月八日 □□ 十三人】	文化7年 (1810)	総高：186cm 火袋部：円形
21	—2	石燈籠	【文化七庚午歳 八月八日 五良七 仁兵エ 五郎兵エ 七右エ門 三九郎 三右エ門 孫助 治左エ門 甚三郎 久三エ門 孫右エ門 想左エ 門 市助】	文化7年 (1810)	総高：186cm 火袋部：円形
22		水盤 (手水舎)	前面：【奉納】 背面：【大正四年五月二十日 森子 熊谷善口】	大正4年 (1915)	手水舎内 手水舎：木造四本柱 切妻銅板葺 水盤規模：107× 91×H60cm
23		鳥海山碑 (鳥海山様)	銘：なし 鳥海山より飛んできたとの伝承あり	不明	鳥海山山容自然石 最大高：120cm 最大幅：120cm
24	—1	前坂石段	前坂部石段（200段）： 昭和15年改築	昭和15年 (1940)	二ノ鳥居より上段 は、明治14年に新 たに構築したもの。 それ以前は、前坂部 のみ石段が構築され ていた。
24	—2	上坂石段	二ノ鳥居より上段： 明治14年新築 昭和25年最上段改造・参道舗装【棟札】	明治14年 (1881)	
25	—1	標示碑	「神楽座跡」	昭和52年 (1977)	氏子奉納
25	—2	標示碑	「護摩壇跡」	昭和52年 (1977)	氏子奉納
25	—3	標示碑	「龍王神社跡」	昭和52年 (1977)	氏子奉納
25	—4	標示碑	「小屋掛之松」	昭和52年 (1977)	氏子奉納
26		石垣 (玉垣)		昭和8年 (1933)	「建設寄附帳」あり



1 記念碑



2 社標 3 記念碑



4-1・4-2 石燈籠



5 鳥居 [一ノ鳥居]



6~10 石碑



11・12 石碑



12・13 石碑



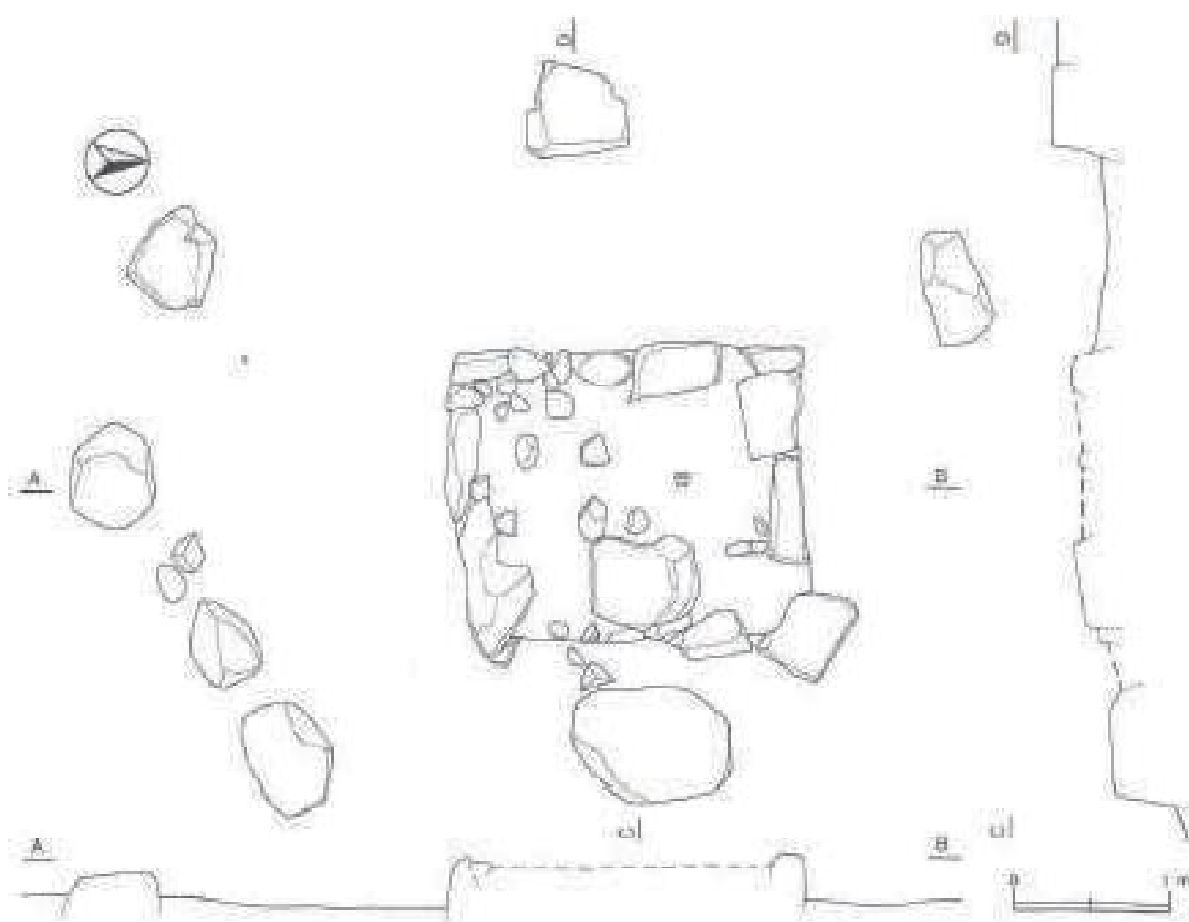
14 鳥居 [二ノ鳥居]



15・16 石碑



18 護摩壇



18 森子大物忌神社護摩壇実測図



17 経塚



19-1 狛犬



19-2 狛犬



20 石仏



21-1 石燈籠



21-2 石燈籠



24-1 前坂石段



25-2 標示碑



22 水盤



23 鳥海山様



24-2 上坂石段



25-1 標示碑



25-4 標示碑



26 石垣 (玉垣)

(5) 滝沢地区その他の工作物

番号	枝番	種別	名称	位置	概要
1		道路構造物	カーブミラー	社標北方	隣接する市道用
2	—1	標柱	文化財標柱	一の鳥居の南隣	木製 基礎部なし(仮設置)
2	—2	標柱	文化財標柱	護摩壇跡	アルミ製
2	—3	標柱	文化財標柱	登拝道起点	木製 基礎部なし(仮設置)
3		標示板	文化財説明板	社標北方	木製 基礎部なし(仮設置)
4	—1	電柱	電柱	「青麻三光宮」碑北方	木柱 境内外灯への送電する配電盤設置
4	—2	電柱	電柱	文化財説明版北側	旧社務所送電用電柱 現在未配線
4	—3	電柱	電柱(兼外灯)	カーブミラー(No.1) に隣接	電柱No.4-1へ送電 外灯を兼ねる
5	—1	外灯	外灯	前坂石段(中段)	木柱
5	—2	外灯	外灯	前坂石段(上段)	木柱
5	—3	外灯	外灯	上坂石段(下段)	木柱
5	—4	外灯	外灯	上坂石段(中段)	鉄柱
5	—5	外灯	外灯	上坂石段(中段)	鉄柱
5	—6	外灯	外灯	上坂石段(手水舎隣接)	木柱
6		井戸	井戸跡	外灯(5-3)付近	使用不可 蓋:コンクリート
7		揚水機	揚水機	外灯(5-5)隣接	手水舎への水ポンプアップ設備 木製鞆付
8	—1	道	車道	「不動社」より大物忌 神社参道(外灯5-3) まで	不動社から大物忌神社参道へ向かう道。道幅約2.5m 現在車道として利用
8	—2	道	車道	大物忌神社参道(外灯 5-3)から護摩壇上 部の車止めまで	境内南側へ向かう道 一部古道と重複する可能性あり。 道幅約2.5m
9	—1	道	徒道	前坂石段の中段付近より 南方へ延び、境内南 側の削平地(10-1) へ通じる古道	古道 現在使用されていない。
9	—2	道	徒道	保食神社西側沢づたい に北方へ延び、不動社 下方に通じる古道	古道 現在使用されていない。
9	—3	道	徒道 (ばばこ道)	車止め付近石段より北 方へ延び、御神木隣を 通って社殿に至る道	形跡が不明瞭 「ばばこ道」と呼ばれている。
9	—4	道	参道	不動社参道より龍王神 社に至る道	急峻な参道
9	—5	道	参道(コンクリート 舗装部)	一の鳥居から上坂石段 の起点まで及び保食神 社前庭部	幅約2mのコンクリート舗装道路
10	—1	削平地	不明	前坂石段南側の徒道 (9-1)の反対北側	使途不明

番号	枝番	種別	名称	位置	概要
10	—2	削平地	龍洞寺跡(比定地)	参道南側の削平地	・滝沢修験組織の触頭を務めた「龍洞寺」が城下町「前郷」の建設に伴い、江戸時代初期に森子大物忌神社より分かれ、子吉川対岸の前郷に移ったとされる。前郷に龍洞寺寺跡が残る。
10	—3	削平地	不明	不動社から大物忌神社参道までの車道西側隣接地	使途不明
10	—4	削平地	神楽座跡 茶屋場跡	護摩段の下段	・天保2年(1831)薬師仏遷座一千年大供養の時、神楽座を設けた場所〔神社昇格願(文殊院文書)〕 ・女人禁制の頃、女性はここまで登拝できるとされ、茶屋場が設けられた〔神社昇格願(文殊院文書)〕 ・昭和52年建立の標示碑あり
10	—5	削平地	駐車場	8-2車道突き当たり(護摩壇西側上部)	祭式時、神社関係者が駐車。
10	—6	削平地	龍王神社跡	不動社参道の北側上方	建造物なし 社殿は現在神輿殿として利用 昭和52年建立の標示碑あり
10	—7	削平地	小屋掛けの松	鳥海山様下方の登拝道隣接地	登拝者から道銭を徴した場所
10	—8	削平地	鳥海山様	鳥海山碑を中心とする地	鳥海山碑を祀る祭式の場
11		板塀	便所板塀	便所手前	目隠し塀 掘立
12		登拝道	滝沢口登拝道	神輿殿隣を起点とし、境内最上部の「鳥海山様」に至る古道	幅約1.5m程の急峻な古道 登拝道(古道は「鳥海山様」下を回り東由利原高原「吹上」まで確認 A:急峻なすべりやすい箇所
13		滝	夫婦滝	大物忌神社社殿北側より沢づたいに下方の不動社へ通じる	「禊ぎ」をしたと伝える 現在雨水等の流路となる 下方(不動社裏手)には崩落防止の擁壁が構築されている
14		アンテナ塔	アンテナ塔	鳥海山様の東下方の山林	テレビ電波受信用の共同アンテナ 現在使用されていない
15		側溝	排水路	夫婦滝下排水路	夫婦滝の排水路
16		擁壁	擁壁	夫婦滝下方	平成9年環境防災整備事業として 秋田県が工事実施(崩落防止)



1-1カブミラー



2-1文化財標柱



2-2文化財標柱



2-3 文化財標柱 (写真右)



3 文化財説明板



4-1 ~ 4-3 電 柱



5-1 外灯



5-2 外灯



5-3 外灯



5-3 ~ 5-6 外灯



5-4 外灯



5-5 外灯
7 揚水機



5-6 外灯



6 井戸跡



7 揚水機



8-1 車道



8-2 車道



9-2 徒道



9-4 龍王神社参道



9-5 参道



9-5 参道 (保食神社前)



10-1 削平地 (前坂石段南側)



10-2 削平地 (龍洞寺跡)



10-3 削平地 (使途不明)



10-4 削平地 (神楽座跡・茶屋場跡)



10-5 削平地 (駐車場)



10-7 削平地 (小屋掛けの松)



10-8 削平地 (鳥海山様)



11 板 塀



12 滝沢口登拝道



13 夫婦滝 15 側溝



16 擁壁

その他

番号	枝番	種別	名称	位置	概要
1		御神木	杉	大物忌神社社殿北東	樹齢500年と伝える杉の大木 二代目の御神木と伝える 根本に石仏を祀る 〔神社昇格願（文殊院文書）〕
2		境内林	杉	大物忌神社社殿周辺域	比較的大きな樹木が生育し、神聖な環境をつくりだしている。
3		境内林	杉	御奥殿周辺域	比較的大きな樹木が生育し、神聖な環境をつくりだしている。
4		参道並木	杉	参道石段両側 (特に上坂石段)	比較的大きな樹木が生育し、神聖な環境をつくりだしている。
5		樹木	杉	「小屋掛けの松」周辺域	比較的大きな樹木が生育し、神聖な環境をつくりだしている。
6		樹木	杉・松	「鳥海山様」周辺域	比較的大きな樹木が生育し、神聖な環境をつくりだしている。 枯死した松・杉の大木有り
7		境内林	杉	「保食神社」周辺域	比較的大きな樹木が生育し、神聖な環境をつくりだしている。
8		境内林	杉	「経塚」周辺域	比較的大きな樹木が生育し、神聖な環境をつくりだしている。
9		境内林	杉	「唐松神社」周辺域	比較的大きな樹木が生育し、神聖な環境をつくりだしている。
10		樹木	杉・雑木	滝沢口登拝道両側	樹木が多く生い茂り、神聖な環境をつくりだしている。
11		植物	ヒメフタバラン	大物忌神社社殿周辺域	秋田県絶滅危惧種ⅠB類（EN）



1 杉（御神木）



2 杉（社殿周辺域）



3 杉（御奥殿周辺域）



4 杉（参道並木）



6 杉・松（鳥海山様周辺域）



7 杉（保食神社周辺域）



8 杉（経塚周辺域）



9 杉（唐松神社周辺域）

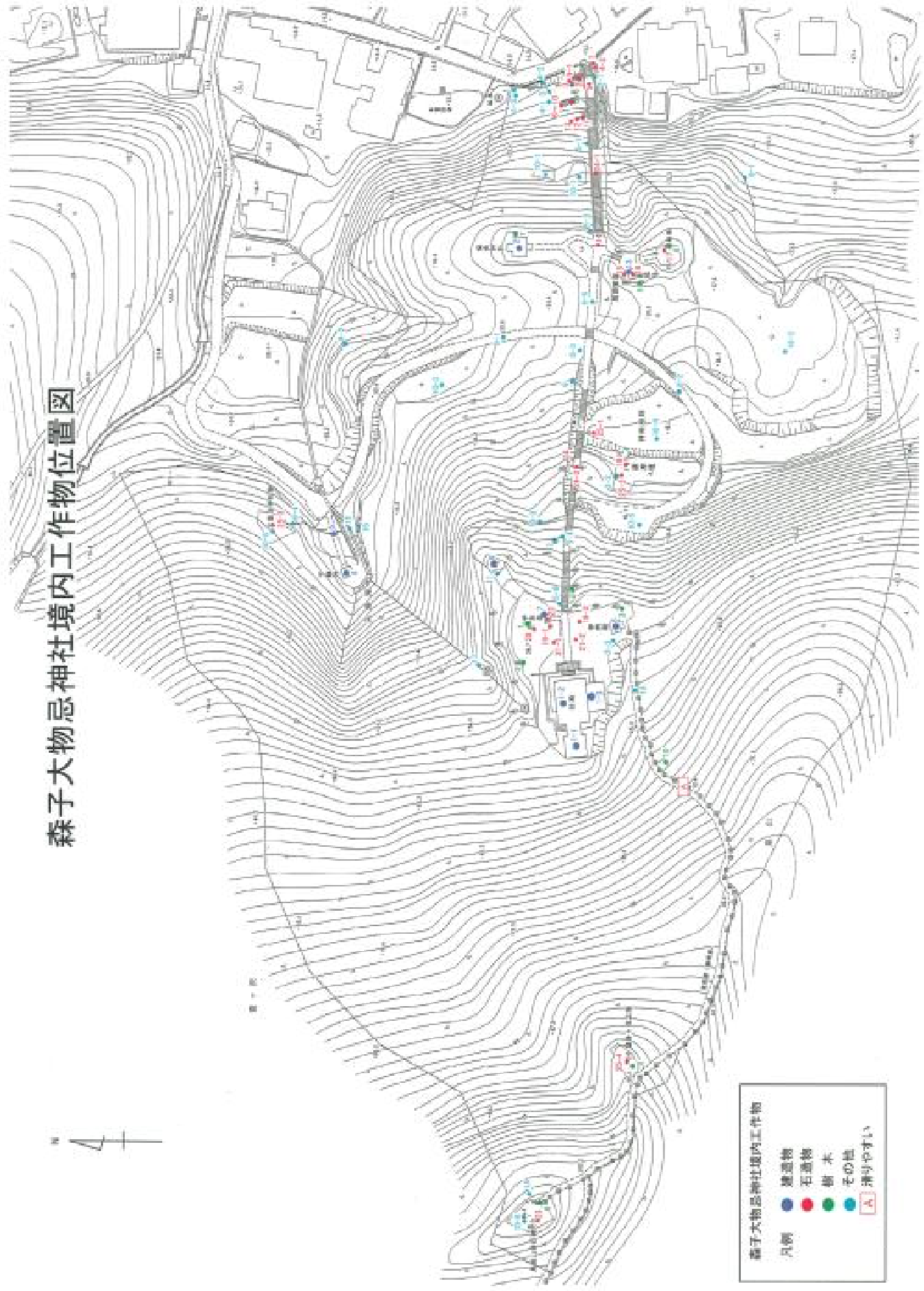


10 杉・雑木（滝沢口登拝道両側）

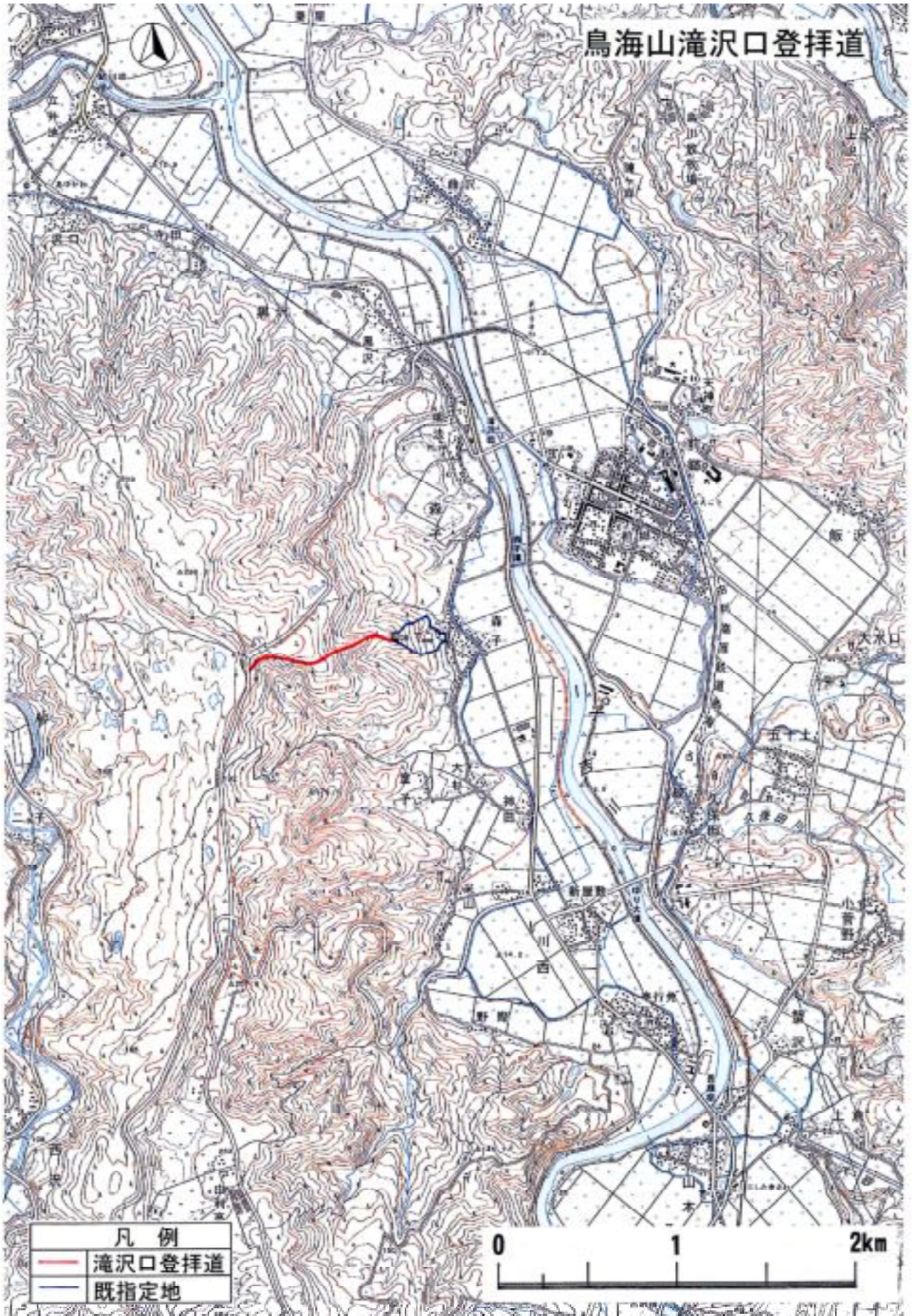


11 ヒメフタバラン

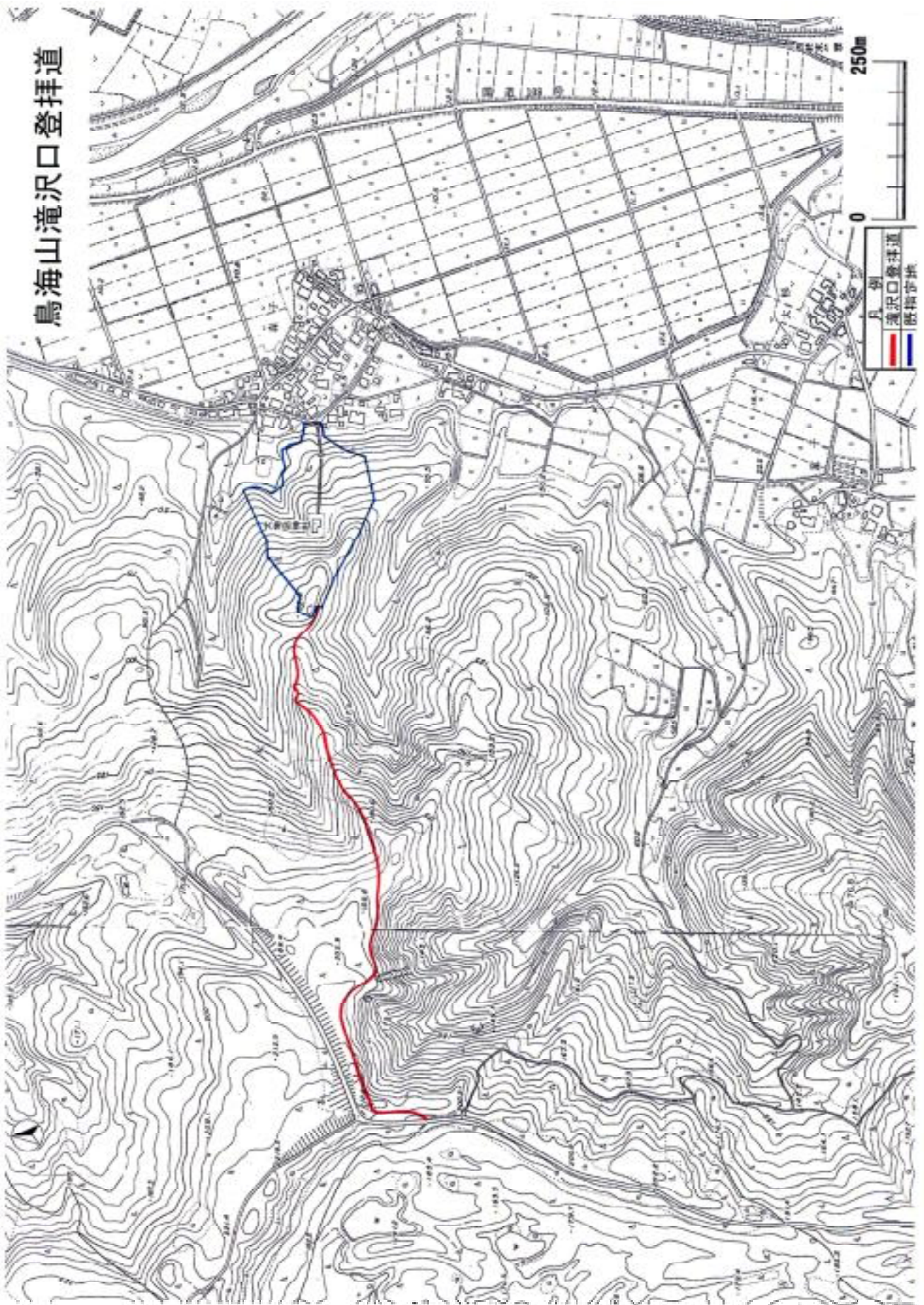
森子大物忌神社境内工作物位置図



鳥海山滝沢口登拝道



鳥海山滝沢口登拝道



第5章 保存活用の現状と課題

第1節 史跡鳥海山全体の現状と課題

史跡鳥海山は山形県遊佐町と秋田県にかほ市、由利本荘市の2市1町から構成されている。平成21（2009）年に秋田県側が追加指定され、指定名称が「鳥海山」に変更されてから連携して事業を行ってきた。その一つが平成26（2014）年9月に実施された第35回日本山岳修験学会鳥海山学術大会である。この学会では2市1町が共催の上、実行委員会を組んで企画運営にあたった。初日の公開講演、基調講話、芸能上演や二日目の研究発表、三日目の巡検など、2市1町の協力の下で、多くの参観者があり成功裏に学会が終了した。



日本山岳修験学会公開講演

その後も2市1町が協力して鳥海山の概要を伝えるリーフレットを作成するなど、連携した事業が行われてきた。しかしながら、近年コロナ禍の影響もあって連携した事業を行うことが難しくなっている。史跡の管理における情報交換や、普及事業等を連携して行うことなど、本来継続して行うべき事業について十分な成果を上げることができていない感は否めない。



日本山岳修験学会巡検

指定時の調査や保存管理計画の策定、および日本山岳修験学会に関わってきた担当者が世代交代してくる現状にあって、2市1町の連携事業を今後どのような形で行っていくべきかを再考する時期に来ている。そのためにも現状の課題を洗い出して、今後実践すべき事業について検討していくことが必要になっていると考える。

さらに当史跡に限ったことではないが、近年、熊による被害が各地で報告されている。秋田県においても令和5年度は70件の被害があり、過去最高を更新した。今後も熊被害の拡大が懸念される中、史跡を活用していく上で安全をどのように確保していくのかは大きな課題である。

また、秋田県は3年連続で夏場の大雨被害の影響を受けている。とりわけ令和6年7月の集中豪雨では滝沢地区が甚大な被害を受け、森子大物忌神社の登拝道周辺でも、土砂崩れが発生した。こうした災害に対する備えや、災害の影響を最小限に食い止めるための整備も課題である。

現在、秋田県は少子高齢化が進んでおり、これは全県的に大きな課題であるが、本史跡に関わる地域においてもその傾向は著しい。史跡の保存管理や環境整備等に関わることのできる人材の確保や、整備事業や活用事業における財政面での負担においても深刻な影響を及ぼしている。

第2節 秋田県側の各地区における現状と課題

秋田県側の指定地は四カ所あり、にかほ市・由利本荘市にそれぞれ二カ所ずつ所在している。指定地の現状及び課題は次のとおりである。



法面の岩が露出

1. 小滝地区【金峰神社境内】

(1) 保存上の整備に係る現状と課題

金峰神社社殿については、背後の斜面の岩や樹木を支えている地盤が風雨で弱くなり、落石や法面が崩れ、社殿本体を損壊する可能性がある。また史跡とともに国指定名勝「奈曽の白瀑谷」があり、多くの人を訪れているが、参道あるいは遊歩道わきの法面の岩が露出し、落石のおそれがあるほか、さらに樹木も老朽化し危険な状態にある。さらに参道の階段が滑りやすく、史跡や名勝の保存と同時に見学者の安全確保のためにも対策が必要である。また、貴重な文化財が保存されている宝物殿が老朽化しており、建替えが必要になっている。これらについて所有者と協議し、対策を講ずる必要がある。



本殿に隣接する樹木

(2) 活用上の現状と課題

金峰神社境内には、各祭礼や行事、国指定名勝「奈曽の白瀑谷」等の見学に地元の人々をはじめ多くの観光客が訪れている。そのため、現況を損なわないよう、説明板や誘導標等を設置し、史跡の周知に努める必要がある。また、散策路の安全管理もあわせて検討が必要である。

これまで、毎年9月に境内の伝統文化保存伝習館で、市内外の民俗芸能が一堂に会する「鳥海山伝承芸能祭」が行われ、多くの観客が訪れていた。しかしながら、会場までの石段が多く高齢者の来場が難しい状況にあった。そのため、令和5年からは仁賀保地区の勤労青少年ホームで開催したが、史跡の周知と活用の一環として、金峰神社内で芸能を奉納するという趣旨から、伝習館前で高齢者も参加できるような方策をあわせて検討する必要がある。また、金峰神社脇のトイレが老朽化しており、史跡内であるが今後どのような形で整備していくのかを検討する必要がある。



鳥海山伝承芸能祭

(3) 調査における現状と課題

指定地外にある旧修験宿坊家や金峰神社から霊峰神社跡までの登拝道、周辺遺跡についての継続した調査が必要であると同時に、関連ある遺構や遺物は史跡と一体的な保存活用を図る必要がある。

2. 霊峰地区〔霊峰神社跡〕

(1) 保存上の整備に係る現状と課題

霊峰神社跡地に遺る石仏等は観光客等によって盗難あるいは破壊される可能性があることから、史跡の説明板に持ち出し等の禁止事項を明記するとともに、定期的に史跡を見回るなどの対策を講ずる必要がある。

霊峰神社が無住であり神社もない状態なので、今後の管理方法についての検討が必要である。史跡を守っていくためにも、神社の所有権などについての情報を整理したうえで、所有者との協議や事実関係を記録保存し、史跡内の石造物や石垣などの管理方法を検討していく必要がある。今後の管理方法の検討については、それが史跡の保存に影響を及ぼさないよう、協議を継続していきたい。



霊峰神社跡の石仏

(2) 活用上の現状と課題

霊峰地区は五合目の鉾立に至る鳥海山の中腹に位置し、冬期間は雪による通行止めがあるなど、容易に見学できる場所ではない。そのためこの地区における活用事業は、指定当初を除いては、ほとんど行われなかった。霊峰神社跡には石垣と石仏群について個別の説明がないので、その価値についての普及するための方策の検討が求められる。

(3) 調査における現状と課題

霊峰神社は鳥海登山の際の拝所の一つであったが、小滝地区をはじめ各集落から霊峰神社までのルート、霊峰神社からもう一つの拝所であった鉾立へのルートなどが不明であり、周辺の遺跡、遺物と共に調査を行う必要がある。

3. 矢島木境地区〔木境大物忌神社境内と登拝道〕

(1) 保存上の整備に係る現状と課題

史跡内の登拝道について、雨天時に雨水の流路になり、深く溝状に抉られている箇所やぬかるむ箇所も見受けられ、遺構保存と活用の両面を視野にいれた取り組みが必要である。

史跡が県道によって複数箇所で見失われており、県道隣接地が崖状地形を呈している箇所もあることから、今後は史跡保存を最優先しながら、史跡の活用の便も視野に入れた県道維持の取り組みが必要である。

令和7年度より開始される鳥海ダム建設により、行場であった「弘法平」がダムに水没することが決まっている。ご神体の石仏等は移動し保存する予定であるが、詳細な写真記録と映像記録を残す必要がある。可能であれば3D撮影も検討する必要がある。



弘法平の現状

(2) 活用上の課題

史跡を活用する人への便益施設を視野に入れた活用策の検討が必要である。例えば花立クリーンハイツをガイダンス施設として整備することや、木境駐車場周辺に休憩ベンチやトイレなどを設置し、来訪者が快適に見学できるような活用方法を検討する必要がある。

また、史跡の指定地外ではあるが、木境展望台は樹木などでほとんど眺望がきかず周辺の樹木の伐採など整備の必要性がある。

(3) 調査における課題

次に掲げる調査が必要である。

- ①宿坊となった旧修験家と登拝ルートに関する関係についての調査
- ②旧修験家の敷地内の植物、建造物、石造物を含めた調査
- ③山頂までの各拝所、特に五合目の祓川神社を中心とした地区、及び五合目から山頂に至る登拝道の調査
- ④法体の滝や弘法平に関する調査
- ⑤百宅口や猿倉口などの登拝道についての調査

4. 滝沢地区 [森子大物忌神社境内と登拝道]

(1) 保存上の整備に係る現状と課題

森子大物忌神社社殿の下方、参道の南側に位置する、一間四方の石造りの護摩壇に歪みが生じており、一部下方に崩落した石材もある。また、「小屋掛けの松」に至る登拝道においても、一部土砂の崩落によって覆われた箇所や滑りやすい箇所もあるなど、保存に向けた整備の必要な遺構が見受けられる。今後はこうした遺構について説明板の設置等を含めた整備が必要である。



護摩壇の状況



小屋掛けの松に至る登拝道

史跡内の樹木については、松食い虫により立ち枯れした巨木もあることから、今後史跡の保存・活用に向けた全体的な計画の立案と整備が必要である。

史跡内の参道の石段について、前後左右にゆがみが散見される。来訪者の安全を考えると、今後ゆがみを修理する必要がある。特に前後のゆがみについては、石段を降りる際、前のめりになって危険であるため、緊急の修理が必要である。

神社境内や追加指定された登拝道は、地元の人びとによって草刈りが行われていて、来訪者が見学や散策をしやすいよう整備されている。これは、地域の方々の善意によって支えられている部分が多いが、今後こうした活動を継続していくための組織化などが課題になると思われる。

森子大物忌神社周辺は、令和6年7月の集中豪雨において土砂崩れが発生するなど、甚大な被害が生じた。周辺の道路が通行止めになった箇所もあり、被害の全体把握にも時間がかかった。現在土砂の撤去等を進めて、従前通りの見学が可能になるよう復旧を進めている。

(2) 活用上の現状と課題

活用を図るうえで不可欠なトイレや休憩ベンチなど、便益施設の設置についても検討する必要がある。とりわけ本殿までは長い石段があるため神社下に駐車場と便益施設やベンチの設置が必要である。

また、平成28年に追加指定された鳥海山様の石仏から吹上に至る約1.5kmの登拝道について説明板やベンチ等を設置する必要がある。

さらに、案内ガイドの要請とガイドを気軽に依頼できる環境の構築が重要な課題である。



森子大物忌神社の本殿に向かう長い石段

(3) 調査における課題

森子大物忌神社の本殿の周辺調査が必要である。例えば保食神社（田の神社）や石造物なども含めた再調査が必要である。

隣接した森子地区、明法地区の形成時期を視野に入れた歴史調査や、由利地域から本荘地域にかけて点在する旧修験家の総合的な調査が必要である。

5. その他

にかほ市院内地区の更なる資料調査が必要である。とりわけ院内修験についての総合調査、具体的には、古文書や修験関係の什物、院内口の登拝道の調査など課題は多い。にかほ市院内地区は、近年住宅地や商業施設などが国道7号線周辺を中心に広がっており、開発が進んでいる地域でもある。七高神社周辺域を含めて登拝道について確認していく作業が喫緊の課題である。

第6章 保存・管理

第1節 保存・管理の基本方針

史跡鳥海山は信仰の山であるとともに、自然豊かな動植物が生息、自生し、豊かな自然の姿を伝える山でもある。またその地質は安山岩溶岩流を主体としており、雨や雪解け水を大量にため込むとともに、山の恵みを海に伝える役割をも果たしている。このような鳥海山の価値を確実に保存し後世に伝えていくために、個々の構成要素の適切な保存・管理を目指す。

また登拝道など、古来より受け継がれてきた信仰領域をベースとして、計画対象範囲を区域区分し、区域別に適切な保存・管理を目指していく。その際には、地域住民や地権者、登山の利用者などが現在行っている活動を尊重しながら、史跡の保存・管理について協議・調整等を継続的に行い、理解と協力を得るよう努める。

保護を要する範囲とともに、指定地周辺においても今後の調査によっては指定地の拡大（追加指定）も考えられるため、指定地周辺の土地利用や開発行為の動向についても注意を払う。

なお、対象とする史跡の範囲及びその周辺には、鳥海国定公園区域と重複する区域があるため、各構成資産を構成する諸要素については、鳥海国定公園の公園計画との整合性を図り、自然公園法や森林法など、各種環境保全のための法令に基づいて保全措置を講ずるものとする。

計画の策定にあたっては、平成24年刊行の史跡鳥海山保存管理計画書や平成26年刊行の国指定史跡鳥海山文化財調査報告書と同様に、にかほ市、由利本荘市、遊佐町の二市一町が連携協力して策定することを基本方針とする。

第2節 保存・管理の方法

- (1) 構成資産の要素の特性を把握し、その位置づけに応じた保存・管理方法を定める。
- (2) 構成する要素の分類にしたがって、適切な現状変更および保存に影響を及ぼす行為（以下、「現状変更等」と表記する）等の具体的な取扱方針およびその基準を定める。
- (3) 史跡鳥海山はその場所により史跡の様相が異なるとともに、その価値においても差異が見られる。各地域に応じた保存・管理の方法を定める。
- (4) 史跡鳥海山の中には、本質的価値を構成する諸要素が指定地外に及んでいる地域もある。今後も継続して調査を行い、必要に応じて追加指定について検討する。

第3節 地区区分とその特性

本保存管理計画における対象地は、構成要素の性質及び分布状況を踏まえ、さらに土地利用の現況及び鳥海国定公園計画・森林法等による行為規制の状況を勘案し、その特性に応じた地区区分を行う。このことから、本保存管理計画における指定地の地区区分は、以下のとおり4地区とする。

(1) 小滝地区 金峰神社境内（面積 20,356.59㎡）

所在地	秋田県にかほ市象潟町小滝字奈曾沢1番	地目	境内地
	秋田県にかほ市象潟町小滝字奈曾沢2番		境内地

秋田県にかほ市象潟町小滝字奈曾沢 4 番 1	畑
秋田県にかほ市象潟町小滝字奈曾沢 8 番 1	山 林
秋田県にかほ市象潟町小滝字奈曾沢 9 番	境内地
秋田県にかほ市象潟町小滝字奈曾沢 10 番 1	山 林
秋田県にかほ市象潟町小滝字奈曾沢 1 番と 8 番 1 に挟まれ、奈曾沢 1 番と 3 番に挟まれ るまでの道路敷	道 路
秋田県にかほ市象潟町小滝字奈曾沢 1 番と 10 番 1 に挟まれる道路敷	道 路

(2) 霊峰地区 霊峰神社跡 (面積 1,370,435.00㎡)

所在地 秋田県にかほ市象潟町小滝字上山 2 番 7	地目 原 野
秋田県にかほ市象潟町小滝字上山 2 番 8	原 野
秋田県にかほ市象潟町小滝字鉾建 4 番 1	山 林

(3) 矢島木境地区 木境大物忌神社と登拝道 (面積 59962.66㎡)

所在地 秋田県由利本荘市矢島町城内字木境 3 番 3	地目 境内地
秋田県由利本荘市矢島町城内字木境 3 番 7	山 林
秋田県由利本荘市矢島町城内字木境 4 番	境内地
秋田県由利本荘市矢島町城内字木境 5 番 1	山 林
秋田県由利本荘市矢島町城内字木境 6 番 1	山 林
秋田県由利本荘市矢島町城内字木境 6 番 2	境内地
秋田県由利本荘市矢島町城内字木境 6 番 6	山 林
秋田県由利本荘市矢島町城内字木境 6 番 7	山 林
秋田県由利本荘市矢島町城内字木境 15 番	境内地
秋田県由利本荘市矢島町城内字木境 5 番 1 と同 6 番 7 に挟まれた道路敷	道 路
秋田県由利本荘市矢島町城内字木境 3 番 3 と同 6 番 2 に挟まれ、同 3 番 7 と同 6 番 1 に挟まれるまでの道路敷	道 路
秋田県由利本荘市矢島町城内字木境 3 番 1 と同 6 番 6 に挟まれた道路敷	道 路
秋田県由利本荘市矢島町城内字木境 1 番 1 と同 1 番 18 に挟まれ、同 3 番 6 と同 6 番 1 に挟まれるまでの道路敷	道 路

(4) 滝沢地区 森子大物忌神社境内と登拝道 (面積 36,408.86㎡)

所在地 秋田県由利本荘市森子字八乙女下 98 番 1	地目 山 林
秋田県由利本荘市森子字八乙女下 98 番 2	山 林
秋田県由利本荘市森子字八乙女下 99 番 1	境内地

秋田県由利本荘市森子字堂ヶ沢 1 番	山 林
秋田県由利本荘市森子字栗山15番	山 林
秋田県由利本荘市森子字栗山18番	山 林
秋田県由利本荘市森子字栗山20番	山 林
秋田県由利本荘市森子字栗山21番	山 林
秋田県由利本荘市森子字堂ヶ沢10番	山 林
秋田県由利本荘市森子字堂ヶ沢14番	山 林
秋田県由利本荘市森子字堂ヶ沢15番	山 林
秋田県由利本荘市森子字堂ヶ沢16番	山 林
秋田県由利本荘市森子字堂ヶ沢17番 2	山 林
秋田県由利本荘市森子字堂ヶ沢18番 1	山 林
秋田県由利本荘市森子字堂ヶ沢19番 2	山 林
秋田県由利本荘市森子字堂ヶ沢20番 1	山 林
秋田県由利本荘市森子字堂ヶ沢20番 2	山 林
秋田県由利本荘市川西字湯ノ沢138番	山 林
秋田県由利本荘市黒沢字上ノ沢31番 2	山 林
秋田県由利本荘市黒沢字上ノ沢32番 1	原 野
秋田県由利本荘市黒沢字東由利原 6 番19	山 林
秋田県由利本荘市黒沢字東由利原 6 番22	山 林

第4節 各地区における保存の基本方針

これまで記した基本方針に基づき、4つの地区について、それぞれの特性に応じて地区ごとに含まれている構成要素を特定し、その本質的価値を明確に把握する必要がある。その上で特定された構成要素について、適切に保存・管理するための方法を明示する。またその際、指定地の総合的な保存・管理を目指すものとする。さらに、指定地の保存・管理を適切に行うためには、周辺地域における景観保全についても留意する必要があることから、史跡の周辺環境を含め、一体的な保護についても検討することとする。

史跡を構成する諸要素の特定については、各地区の特性に応じて「史跡の本質的価値を構成する要素」、「史跡の本質的価値に準ずる要素」「史跡の保存活用に資する要素」、「その他の要素」の4種類に分類して把握することを基本とする（P79「地区ごとの史跡を構成する諸要素」参照）。

また、本保存活用計画は、かつて遊佐町が策定した『史跡鳥海山保存管理計画』との整合を図りながら、遊佐町・由利本荘市・にかほ市の二市一町が連携して保存・管理をしていくことが重要であると考え。また鳥海山の史跡地の保護が重要なのはもちろんであるが、指定地周辺の環境を守ることに配慮すべきである。こうした立場から第6節には「指定地外の周辺環境における保存・管理の方針」という節を設けることとした。

なお、史跡の構成要素における特定基準については、次のとおり定めるものとする。

1. 史跡の構成要素の特定基準

(1) 史跡の本質的価値を構成する要素

「史跡鳥海山」として将来にわたり確実に保存すべきものであり、主に地形及び神社境内地並びに、地上に露出する遺構・遺物や貴重な歴史的建造物等に加え、地下に埋蔵する遺構・遺物等の歴史的要素等からなる。

(2) 史跡の本質的価値に準ずる要素

本質的価値を構成する要素と一体となって保存活用を図る必要がある社等の歴史的要素や自然地形・地質等の自然的要素からなる。

(3) 史跡の保存活用に資する要素

史跡の価値を顕在化するために必要となる保存・管理と公開活用の為の諸施設からなる。文化財標柱や文化財説明板、宝物殿といった公開施設の整備を進め、市民が訪れ、学び親しみやすい空間を創出する。また、各種団体との連携を図りながら、観察会や学習会などの活用場面を設定する。これらをとおして、市民の文化財保存活用と文化財の継承意識の醸成を図るとともに、地域一体となった史跡の保存と活用に務める。ひいては、史跡鳥海山を核とする地域の活性化、まちづくりに寄与する。

(4) その他の要素

今日まで長い時間的経過の中で、生業や生活等を営む上で付加されたもので、鳥海山の信仰や宗教に直接関わらない、またはそぐわないもののほか、上水道施設等の現代的な建物や工作物、交通関連施設、防災関連施設、樹木等が該当する。

本節では、史跡の本質的価値を保存するための基本的な考え方を、地区ごとに明示するとともに、「史跡の本質的価値を構成する要素」と「本質的価値に準ずる要素・保存活用に資する要素・その他の要素」について、その保存・管理の考え方を明示する。また地区により必要に応じて、史跡周辺の環境と一体となった保全についても明示することとする。

なお、共通して、史跡の環境の維持に努めることとし、軽微な変更等については、史跡に影響の無いよう十分に配慮するとともに、積極的に史跡の保護と景観の調和に配慮することとする。

以上の史跡を構成する諸要素の具体については、P79「5. 地区ごとの史跡を構成する諸要素」に掲げるとおりである。

2. 地区ごとの史跡を構成する諸要素について

(1) 小滝地区（金峰神社境内）

①基本的な考え方

小滝地区は、秋田県小滝口の鳥海山信仰の拠点である。「金峰神社」には鳥海山信仰を表す数々の史跡や建造物、石造物等が遺り、神社では往時を伝える多くの年中行事が行われている。また、同地区は少なくとも近世において秋田県唯一の修験者の宿坊集落で

あり、今なお旧宿坊家が遺っている。

「金峰神社境内」は国の史跡に指定されているほか、鳥海国定公園第2種特別地域でもある。また、境内に「奈曽の白瀑谷（国指定名勝）」があり、そのほとんどが名勝指定と重なっている。同史跡はスギを中心とした樹木林と相まって価値が高められていることから、単なる史跡だけでなく、自然と景観を一体として保存していくことを基本とする。

特に、鳥海山信仰を今に伝える各行事の神事が行われる社殿や「小滝のチョウクライロ舞（国指定重要無形民俗文化財）」が行われる土舞台、慈覚大師が築いたとされる石段、護摩を焚いて祈祷したという護摩壇跡地、元亨2年(1322)建立の板碑などの史跡や遺構、そしてかつて禊の道として利用され、今なお神輿が通る参道などは、史跡の本質的価値を有しており、厳格な保存・管理を行う必要がある。

そのほか、同神社や宝物殿に保管されている「木造蔵王権現立像3軀（県指定有形文化財）」や「木造聖観音菩薩立像（県指定有形文化財）」、「木造狛犬一對（県指定有形文化財）」、「小滝のチョウクライロ舞（国指定重要無形民俗文化財）」や鳥海山小滝番楽（県指定無形民俗文化財）」に使用される面なども史跡の本質的価値を伝えるものとして、適切な保存・管理が必要である。

これらから、建築物・工作物、土地の形状、植生については、現状維持に努め、神社や宝物殿に保管されている仏像、什物については損壊や散逸しないよう十分に管理し、これらが毀損した場合は適切に復旧・整備することとする。

なお、境内にある「奈曽の白瀑谷（国指定名勝）」、同境内で行われる「小滝のチョウクライロ舞（国指定重要無形民俗文化財）」に多くの観光客が訪れており、来訪者へ史跡を周知するために案内板や標識の設置、安全のための環境整備は必要である。その際は、同境内が国定公園第2種特別地域であり、また、一部、国指定名勝と重なることを勘案し、それぞれの法を遵守しながら景観調和に配慮するものとする。

現在、小滝地区には5軒の旧宿坊家が遺っている。院主の龍山寺（遠藤隆家）、和光院（遠藤光胤家）、喜明院（福川家）、観行院（小川家）、清龍院（跡地のみ）で、これらは史跡の本質的価値を伝えるものであり、指定地外ではあるが、同様に保存・管理していく必要がある。

②「本質的価値を構成する要素」の考え方

A歴史的要素

- ・金峰神社造営のための人為的地形である金峰神社神社境内地の建造物や石造物などの遺構・遺物は、史跡の本質的価値を構成する重要な要素であり、厳格な保存と管理を行う。
- ・社殿の背後の切り立った斜面の土砂崩れや落石で、社殿が損壊する可能性があると同時に来訪者の安全を確保するためにも、早急に対策を講ずるものとする。
- ・指定地内の宝物殿と社殿、奈曽の白瀑谷を結ぶ参道および遊歩道は、現状維持を基本とし、災害等で毀損した場合は復旧するものとする。特に参道の法面における落石、倒木の可能性がある危険箇所については、今後の整備対象とする。その際は

必要に応じて発掘調査などを行う。

- ・社殿および宝物殿に納められている仏像、什物は、同史跡の本質的価値を説明する上で重要な要素であり、厳格な保存・管理を行う。

B 自然的要素

- ・金峰神社境内の樹木については、境内の厳粛な雰囲気醸し出す重要な構成要素になっており、現在の景観を維持することが望ましい。
- ・秋田県の絶滅危惧種、鳥海国定公園で指定されている稀少植物が生育しており、指定地内の生育環境の保全には十分努めるものとする。

③「本質的価値に準ずる要素・保存活用に資する要素・その他の要素」の考え方

A 歴史的要素に関わるもの

- ・宝物殿には県指定の貴重な仏像、狛犬などが収蔵され、一般に公開されていることから、これらの収蔵物の保存、管理、観光客の利便に必要な補修、改築は認めるものとする。なお、宝物殿は昭和45年に建設されたもので、老朽化が進んでいるほか空調や耐火の設備がないため、新築、移転等について検討するものとする。その際には必要に応じて発掘調査などを行う。

B 社会的要素に関わるもの

- ・境内にある郷土文化保存伝習館は毎年9月に行われる鳥海山伝承芸能祭の会場となっていたが、会場までの石段が多く高齢者等が観覧できないため、令和5年度から仁賀保地区の勤労青少年ホームに会場を移して開催している。同芸能祭は同史跡の周知と活用、さらに金峰神社に芸能を奉納するという趣旨もあり、今後は伝習館で高齢者を含む多くの方が観覧できるよう方策を検討する。
- ・史跡説明板や構成要素を標示する便益施設は、その管理に努めるとともに、更新時には、来訪者の視点にたち、史跡の保護と景観の調和に配慮して整備する。

C 自然的要素に関わるもの

- ・神社境内地や登拝道等周辺の樹木については、境内の厳粛な雰囲気醸し出す大切な構成要素となっており、現在の景観を維持することが望ましい。特に、御神木や登拝道周囲の並木をはじめ、社殿等の建造物や石造物周囲の巨木は、宗教活動のほか歴史的景観を司る主要な構成要素であることから、保存・管理に努めることとする。

④指定地外の考え方

- ・小滝地区に遺る旧宿坊家については、いずれも建物は往時の痕跡をとどめていないため、それぞれが所蔵する古文書、什物の資料を保存・管理していくものとし、文化財保護課で各家へ保存・保護の依頼、指導を行うほか、散逸を防ぐためににかほ市象潟郷土資料館への寄託を推進するものとする。なお、龍山寺には寺名の入った石碑があり、現状のまま保存するよう依頼する。

(2) 霊峰地区（霊峰神社跡地）

①基本的な考え方

指定地137万㎡のほとんどが自然林であり、同地区は国定公園第3種特別地域となっていることから、自然公園法および自然公園法施行規則等を尊重しながらこのままの自然を維持していく必要がある。

霊峰山の頂上のおよそ300㎡の平地に霊峰神社の跡があり、石垣や社殿礎石、石灯籠、観音像、供養碑などが遺っており、これらは史跡の本質的価値を有している。また、ブルーライン沿いの霊峰神社駐車場から神社跡まで旧参道（登拝道）が遺っており、史跡の本質的価値を伝えるものである。これらについては、現状把握に務めながら市民と連携を図りながら保存・管理を進める。

同地区は、近年、鳥海山観光の名所の一つとして設定されており、毎年参道の下刈り等を行っている。

②「本質的価値を構成する要素」の考え方

A歴史的要素

- ・神社跡、並びに同敷地全般の地下に埋蔵されている遺構・遺物は、史跡の本質的価値を構成する重要な要素であり、厳格な保存・管理を行う。
- ・霊峰神社の痕跡である礎石や石垣、石灯籠及び霊峰地区の信仰を伝える供養碑、観音像並びに登拝道は現状維持を基本として保存・管理を行う。

③「本質的価値に準ずる要素・保存活用に資する要素・その他の要素」の考え方

A歴史的要素に関わるもの

- ・指定地内外の金峰神社あるいはその他の集落から霊峰神社までの登拝道や霊峰神社から鉾立までの登拝道とともに遺構、遺物の調査を行う。

B社会的要素に関わるもの

- ・指定地には、史跡説明板や構成要素を標示する便益施設がないため設置を進める。設置の際は、来訪者の視点に立ち史跡の保護と景観の調和に配慮して整備する。
- ・指定地外になるが、霊峰神社跡に行くための駐車場については、跡地と同様に適切に維持管理していくものとする。

C自然的要素に関わるもの

- ・環境省絶滅危惧種、秋田県の絶滅危惧種、鳥海国定公園で指定されている稀少植物が生育しており、指定地内の生育環境の保全には十分努めるものとする。

(3) 矢島木境地区（木境大物忌神社境内と登拝道）

①基本的な考え方

この地区は、「鳥海高原花立牧場公園」から南方に600m離れた、鳥海山二合目「木境」の山林内に位置している。現在の鳥海山登山道（県道32号線）が、指定地内を区切るように複数回交差している。日常の生活活動圏域からは離れているものの、指定地は、鳥海山の麓に住する多くの信仰者や神社氏子によって、大切に守られている地である。矢島修験

島修験衆徒の春の入峰と密接な関係を保ちながら、今日まで伝えられてきた「虫除け祭り」は、県の無形民俗文化財に指定されており、他にも「秋峰祭り」とも称される秋の祭礼など、年間を通じて、氏子により宗教活動が活発に行なわれている地である。

鳥海山を祀る場して、また矢島修験の活動拠点として重要な位置を占めてきた木境地区は、木境大物忌神社境内地と開山神社境内地を中核とする地区であり、その境内地を結ぶ矢島口登拝道とともに、一体となった保存・管理に努める必要がある。また登拝道の保存・管理においては、登拝道に隣接する「道銭小屋跡」や「鳥居跡」「仁乗上人碑」周辺域とが一体となった保存・管理に努めるとともに、構成要素の保存を図りながら、活用を視野に入れた復旧・整備についても検討していく必要がある。

さらに、これら歴史的建造物や登拝道など、木境地区の重要な構成要素は、周囲の社叢と相まって風格のある景観を形成していることから、巨木など自然的要素との調和を考慮し、構成要素の確実な保存・管理を行っていく必要がある。

なお指定地外ではあるが、大物忌神社駐車場の他、平成22年度新たに確認された登拝道（城内字木境1番2）や大物忌神社境内地の東側に広がる「行場」と称される範囲（城内字木境3番1）などについても、史跡と一体となった保存活用をすすめる必要がある。

②「本質的価値を構成する要素」の考え方

A歴史的要素

- ・木境大物忌神社の境内地及び開山神社境内地並びに指定地の地下に埋蔵する遺構や遺物は、史跡の本質的価値を構成する重要な要素であることから厳格な保存・管理を行う。
- ・指定地内の登拝道もまた、史跡の重要な構成要素であることから、厳格な保存・管理を行うとともに、活用を視野に入れた復旧・整備についての取り組みを行う。
- ・登拝道に隣接する「道銭小屋跡」や「鳥居跡」についても、登拝道と一体となった保存・管理に努めるとともに、構成資産の保存を図りながら、復旧・整備についても検討していく必要がある。
- ・水汲場周辺域は、現在も宗教活動において重要な場所であり、史跡の重要な構成要素であるが、県道32号線と接していることから、県道維持所管部署との連携を強化し、構成資産の保存に最大限の配慮をしつつ保存・管理を行う。
- ・仁乗上人碑周辺の土地の形状や、地上に露出する社殿などの歴史的建造物、さらに鳥海山大権現碑など石造物については、現状維持を基本として、適切な維持管理を行い、毀損した場合は適切に復旧する。
- ・指定地内は、歴史的景観を守るため全体的に現状維持を基本としつつ、多くの参拝者や鳥海山登山者が訪れる場所であることにも配慮し、保存・管理を行う。

B自然的要素

- ・神社境内地や登拝道等周辺の樹木については、境内の厳粛な雰囲気醸し出す大切な構成要素となっており、現在の景観を維持することが望ましい。特に御神木や登拝道周囲の並木をはじめ、社殿等の建造物や石造物周囲の巨木は、宗教活動のほか歴史的景観を司る主要な構成要素であることから、保存・管理に努めることとする。

③「本質的価値に準ずる要素・保存活用に資する要素・その他の要素」の考え方

A歴史的要素に関わるもの

- ・社務所、手水舎などの宗教活動を支える施設の改修等については、歴史的景観を保護するため、慎重に対処することとする。
- ・工作物については、現状維持を基本として適切な維持管理を行うが、整備等においては、構成資産の保存に最大限の配慮をしつつ整備、維持を行う。
- ・史跡指定地外ではあるが、城内字木境1番2で平成22年に確認され、現地測量した登拝道は、指定地の本質的価値を構成する登拝道と県道を挟んでその延長にあたることから、一体となった保存・管理に努めることとする。
- ・木境大物忌神社境内地の東側に隣接する城内字木境3番1は、史跡指定地外ではあるが、矢島修験衆徒の「行場」と伝えられている地であり、地下に埋蔵する遺構や遺物の取り扱いを含め、指定地と同様の保存・管理に努めることとする。

B社会的要素に関わるもの

- ・指定地の工作物等については、厳粛な景観に十分配慮するとともに、構成資産の保存を図りつつ適切に維持管理する。
- ・史跡説明板や構成要素を標示する文化財標柱等の便益施設は、その管理に努めるとともに、更新時には、地下に埋蔵する遺構・遺物の状況や、構成要素の保存、来訪者の視点にたち、最大限配慮して整備する。
- ・史跡指定地外ではあるが、木境大物忌神社境内地に隣接する駐車場についても、境内地とともに適切に維持管理していく。

C自然的要素に関わるもの

- ・指定地内の樹木については、主要な樹木を除いてスギ植林であるが、厳粛な雰囲気醸し出す構成要素となっており、現在の景観を維持することが望ましい。そのため、樹木を管理するうえで必要となる枝払いや間伐、危険木やその他の伐採などにおいては、構成資産の保存に配慮しつつ実施することとする。
- ・登拝道沿いの樹木については、現在の景観を維持するため、出来る限り保存することが望ましい。
- ・絶滅危惧種など稀少植物が生育していることから、指定地内の生育環境の保全には十分努めることとする。

(4) 滝沢地区（森子大物忌神社境内）

①基本的な考え方

この地区は、複数の民家が建ち並ぶ森子集落西端部と接しており、「鳥海山様」の遷座する八乙女山山頂部を除いて、その大部分が地域住民の生活活動圏域に含まれている。神職は境内に常駐していないものの森子集落内に住し、神社役員とともに常に境内の管理に務めている。大物忌神社の例大祭では、米俵10俵分の重さと言われる御輿の渡御が古式に則って行われ、還御の際は多くの住民が見守る中、石段を一気に駆け上がるほか「乱声」や「土盛」などの伝統的なしきたりを厳格に守って実施するなど、指定地内は年間を通じ

て住民と一体となった宗教活動が活発に営なわれている地である。

鳥海山を祀る場として重要な位置を占めてきた森子大物忌神社境内は、八乙女山を中心とする修験衆徒の活動域であった。中でも山頂に遷座する「鳥海山様」が、参道石段と中腹に所在する社殿の延長線上に位置するなど、山頂と中腹は、信仰上密接な関係保ちながら、滝沢修験の中核を成していた。このことから、山頂と中腹を一体のものとして保存・管理していく必要がある。

また、滝沢口登拝道の他、「道者（参詣人）」が登拝前に禊をした夫婦滝下方の不動社周辺域や、道銭を徴した「小屋掛けの松」との関係をも重視して保存・管理に努めるとともに、近世以降、鳥海山が豊穰の神として崇敬される中で境内社として遷座した「保食神社」と、薬師堂と称していた「森子大物忌神社拝殿及び幣殿（国登録有形文化財）」との関係も重視し、一体となった保存・管理が必要である。さらに、これら歴史的建造物や参道石段、石積みの護摩壇等は、周囲の社叢と相まって風格のある景観を形成していることから、巨木など自然的要素との調和を考慮し、構成資産の確実な保存・管理を行っていく必要がある。

平成28年追加指定となった八乙女山山頂の「鳥海山様」から東由利原高原「吹上」に通じる約1kmの登拝道についても、更なる整備を進めた上で保存・管理を行っていく必要がある。

なお、指定地外ではあるが、指定後増加した参拝者に対応するため、平成22年に境内隣接地に設置した駐車場や裏参道、多くの遺構が残る旧森子集落跡と称される丘陵地などについても史跡と一体となった保存・管理についてその取り組みをすすめる必要がある。

②「本質的価値を構成する要素」の考え方

A歴史的要素

- ・ 森子大物忌神社の境内地（八乙女下99番1）並びに地下に埋蔵する遺構・遺物は、史跡の本質的価値を構成する重要な要素であることから、厳格な保存・管理を行う。
- ・ 指定地内の登拝道もまた、史跡の重要な構成要素であることから、厳格な保存・管理を行う。
- ・ 八乙女山山頂の「鳥海山様」を中心とする削平地（堂ヶ沢1番）は、大物忌神社社殿の位置する中腹の削平地と、密接な関係をもつ史跡の重要な構成要素であることから、境内地と同様に厳格な保存・管理を行う。
- ・ 夫婦滝下方の不動社周辺域（堂ヶ沢1番 八乙女下98番2）は、登拝道や「小屋掛けの松」と同様、鳥海山滝沢口に係る主要な要素であることから、厳格な保存・管理を行う。
- ・ 指定地内の複数の削平地は、その全てについて目的や用途が明確ではないが、中には龍洞寺跡や神楽座跡など、宗教活動と密接な関係をもつ貴重な遺構が含まれていると考えられることから、厳格な保存・管理を行いながら、必要に応じて発掘調査を行うなど学術調査の必要性についても今後検討する。
- ・ 経塚周辺の土地の形状や、地上に露出する本殿・拝殿などの歴史的建造物、さらに護摩壇など石造物等の工作物については、現状維持を基本として適切な維持管理を

行い、毀損した場合は適切に復旧する。

- ・指定地内は、歴史的景観を守るため全体的に現状維持を基本としつつ、多くの参拝者が訪れる場所であることにも配慮し、保存・管理を行う。
- ・平成28年に追加指定された鳥海山様から東由利原高原へ通じる滝沢口登拝道は、境内の本質的価値を構成する登拝道の延長にあたることから、一体となった保存・管理に努めることとする。

B 自然的要素

- ・指定地内の樹木については、スギ植林も多く見られるが、境内の厳粛な雰囲気醸し出す重要な構成要素となっており、現在の景観を維持することが望ましい。特に御神木や参道石段周囲の並木をはじめ、社殿等の建造物や経塚等の石造物周囲の巨木は、宗教活動のほか歴史的景観を司る主要な構成要素であることから、保存・管理に努めることとする。

③「本質的価値に準ずる要素・保存活用に資する要素・その他の要素」の考え方

A 歴史的要素に関わるもの

- ・社務所、手水舎、便所などの宗教活動を支える施設の改修等については、歴史的景観を保護するため、慎重に対処することとする。
- ・石垣などの工作物については、現状維持を基本として適切な維持管理を行うが、整備等においては、構成資産の保存に最大限の配慮をしつつ整備、維持を行う。

B 社会的要素に関わるもの

- ・境内の車道や駐車場、上水道の揚水機等については、境内の厳粛な景観に十分配慮するとともに、構成資産の保存を図りつつ適切に維持管理する。
- ・史跡説明板や構成要素を標示する文化財標柱等の便益施設は、その管理に努めるとともに、更新時には、地下に埋蔵する遺構・遺物の状況や、構成要素の保存、来訪者の視点にたち、最大限配慮して整備する。
- ・史跡指定地外ではあるが、不動社に至る裏参道や、平成22年、境内隣接地に新設した駐車場及び「田の神の湯」と称された鉱泉跡についても、境内地とともに適切に維持管理していく。

C 自然的要素に関わるもの

- ・指定地内の樹木については、主要な樹木を除いてスギ植林であるが、厳粛な雰囲気を醸し出す構成要素となっており、現在の景観を維持することが望ましい。そのため、樹木を管理するうえで必要となる枝払いや間伐、危険木やその他の伐採などにおいては、構成資産の保存に配慮しつつ実施することとする。
- ・夫婦滝については、崩落防止等の防災事業との連携を強化し、構成資産の保存に最大限の配慮をしつつ整備、維持を行う。
- ・絶滅危惧種など稀少植物が生育していることから、指定地内の生育環境の保全には十分努めることとする。

第5節 現状変更の取扱方針と取扱基準

1. 現状変更について

史跡鳥海山の指定地内において、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合は、文化財保護法第125条第1項の規定に基づき、文化庁長官の現状変更等の許可が必要である。現状変更等を行う者が国の機関である場合には、第168条に基づき文化庁長官の同意が必要である。また、史跡鳥海山の指定地のうち、自然公園法や森林法による行為規制のある地区においては、それぞれの状況に応じて法令に基づいた手続きが必要である。

史跡鳥海山のうち、本計画書で対象とする4地区の行為規制について、規定する法令は次のとおりである。

■ 史跡鳥海山地区別行為規制一覧

地区	区 域	文化財保護法		自然公園法		森林法
		史跡	名勝	第2種 特別地域	第3種 特別地域	
小滝地区	金峰神社境内を中心とする地区	○	○ ※1	○ ※2		○ 奈曾沢9と道路敷を除く
霊峰地区	霊峰神社跡を中心とする地区	○		○	○	○ 鉾建(立)4-1は保安林
矢島木境地区	木境大物忌神社境内と登拝道を地区中心とする地区	○			○	○ (森林と人との共生林)
滝沢地区	森子大物忌神社境内を中心とする地区	○				

※1 奈曾沢1、2、10-1のみ

※2 奈曾沢4-1、8-1を除く

2. 想定される現状変更の行為

現状を変更する行為とは、指定された史跡を構成する諸要素の現状に対して、形態上又は質的に何らかの改変をもたらす全ての行為である。史跡鳥海山の構成資産においては、主として以下に示す10の現状変更等の行為が想定される。

- (1) 建築物の新築・増築・改築・除却
- (2) 工作物の設置・改修・除却
- (3) 埋設されている電線、ガス管、水管又は下水道管の改修
- (4) 地形の変更(土地の掘削、盛土、切土等)
- (5) 土壌・岩石の採取
- (6) 木竹の伐採・植栽、植物の採取
- (7) 史跡整備(境内・登拝道等)
- (8) 砂防・治山・防災工事
- (9) 埋蔵文化財発掘調査
- (10) 宗教活動

3. 現状変更の取扱方針と取扱基準

史跡内の現状変更について現状変更許可申請がなされた際は、本章第3節の「地区区分とその特性」で区分した4つの地区ごとに、以下の取扱方針に従って次表のとおり基準を定める。

(1) 建築物や工作物の現状変更については、風致および構成資産の保存に悪影響を及ぼすものは不許可。また、地下に埋蔵する遺構・遺物に影響を与えるものも不許可。なお、工作物及び埋蔵されている電線、ガス管、水管又は下水道管が構成要素資産の保存を阻害している場合は、改修時や更新時に除去又は位置・形状・規模を改良することにより、構成資産の保存に努める。

(2) 地形を変更する行為、及び土壌・岩石の採取については原則不許可。ただし、史跡の維持・安全確保・学術研究を目的とするもの、その他公益上必要と認められるものについては、個別に判断する。

(3) 木竹の伐採については原則不許可。ただし病害虫木、危険木、森林管理、安全管理及び登拝道の整備等のために必要な措置に関するものこの限りではないが、地下に埋設する遺構・遺物に影響しないよう配慮は必要。

(4) 植栽は原則周辺の在来植生と同種の植物に限る。また植物の採取は不許可。

(5) 登拝道については新設は不許可。復旧・整備や旧登拝道の復元は、景観及び構成資産との調和に努める。ただし、安全確保の措置及び公益上必要と認められるものについては、この限りではない。

(6) 下流及び周辺域の住民の生命と財産を守るための砂防・治山・防災工事等については史跡保存のための工法の配慮を求め、図面確認や市町村担当者の確認を条件として許可する。また、景観及び構成資産との調和に努めるものとする。

(7) 埋蔵文化財発掘調査

遺構の保存や現状把握に係る調査は、その目的を明確にした上で、適切な範囲において実施される場合について認めるものとする。あわせて、学術的調査成果に基づく保存修理、整備を行う場合については、その方法等を十分に検討したうえで、現状変更を許可するものとする。

(8) 宗教活動

宗教活動に伴う現状変更については、その行為自体が指定以前から継続されたもので、なおかつ史跡の本質的価値と密接なものである場合に限り、適正な範囲において適正な方法で実施される場合について認めるものとする。

■現状変更等の取扱基準（小滝地区）

行 為	小滝地区
1) 建築物の新築・増築・改築・除却	社殿は、同史跡の本質的価値を構成する重要な要素であり現状維持を基本とするが、社殿にある仏像、什物の保護、各行事の維持のため、老朽化あるいは危険回避に伴う社殿の補修や立て替えは認めるものとする。ただし、その際は現状復旧を基本とする。
2) 工作物の設置・改修・除却	工作物の設置・改修・除却については、風致および構成資産の保存に悪影響を及ぼすものは許可しない。また、地下に埋蔵する遺構・遺物に影響を与えるものは許可しない。 なお、構成資産の保存を阻害している工作物は、更新時に除却又は位置・形状・規模を改良することにより、構成資産の保存に努める。
3) 埋設されている電線、ガス管、水管又は下水道管の改修	現在埋設されている電線、ガス管、水管又は下水道管の改修については、地下に埋蔵する遺構・遺物に影響を与えないよう十分配慮し、同位置での改修を認めるものとする。 なお、構成資産の保存を阻害している場合は、改修時に除却又は位置・形状・規模を改良することにより、構成資産の保存に努める。
4) 地形の変更（土地の掘削、盛土、切土等）	地形を変更する行為は許可しない。但し、史跡の維持や安全確保、学術研究を目的とするもの、その他公益上必要と認められるものについては、この限りではない。
5) 土壌・岩石の採取	土壌・岩石の採取は許可しない。但し、史跡の維持や安全確保、学術研究を目的とするもの、その他公益上必要と認められるものについては、この限りではない。
6) 木竹の伐採・植栽、植物の採取	木竹の伐採については、許可しない。但し、病虫害木や危険木その他、森林管理及び安全管理に関わるものについてはこの限りではない。また木竹を伐採する際は、その方法について、地下に埋蔵する遺構・遺物に影響しないよう十分配慮するものとする。 植栽については、原則として周辺の在来植生と同種の植物とする。植物の採取は認めない。
7) 史跡整備（境内・登拝道等）	安全確保の措置や公益上必要と認められる史跡の整備においては、学術的調査の成果に基づくものとし、地下遺構等の保存を図り、かつ史跡としての景観に配慮した配慮した場合について認める。
8) 砂防・治山・防災工事	砂防・治山・防災工事及び同工事に係る工作物の設置・改修・除却については、下流並びに周辺域の住民の生命と財産を守るための工事であり、許可する。
9) 埋蔵文化財発掘調査	目的を明確にした上で、適切な範囲において実施される場合について認めるものとする。あわせて、学術的調査成果に基づく保存修理、整備を行う場合については、その方法等を十分に検討したうえで、現状変更を許可するものとする。
10) 宗教活動	その行為自体が指定以前から継続されたもので、なおかつ史跡の本質的価値と密接なものである場合に限り、適正な範囲において適正な方法で実施される場合について認めるものとする。

■現状変更等の取扱基準（霊峰地区）

行 為	霊峰地区
1) 建築物の新築・増築・改築・除却	建築物の新築・増築・改築・除却については、風致および構成資産の保存に悪影響を及ぼすものは許可しない。また、地下に埋蔵する遺構・遺物に影響を与えるものは許可しない。
2) 工作物の設置・改修・除却	<p>工作物の設置・改修・除却については、風致および構成資産の保存に悪影響を及ぼすものは許可しない。また、地下に埋蔵する遺構・遺物に影響を与えるものは許可しない。</p> <p>なお、構成資産の保存を阻害している工作物は、更新時に除却又は位置・形状・規模を改良することにより、構成資産の保存に努める。</p>
3) 埋設されている電線、ガス管、水管又は下水道管の改修	該当なし
4) 地形の変更（土地の掘削、盛土、切土等）	地形を変更する行為は許可しない。但し、史跡の維持や安全確保、学術研究を目的とするもの、その他公益上必要と認められるものについては、この限りではない。
5) 土壌・岩石の採取	土壌・岩石の採取は許可しない。但し、史跡の維持や安全確保、学術研究を目的とするもの、その他公益上必要と認められるものについては、この限りではない。
6) 木竹の伐採・植栽、植物の採取	<p>木竹の伐採は許可しない。但し、病虫害木や危険木の他、森林管理及び安全管理に関わるものについてはこの限りではない。また木竹を伐採する際は、その方法について、地下に埋蔵する遺構・遺物に影響しないよう十分配慮するものとする。</p> <p>植栽については、原則として周辺の在来植生と同種の植物とする。植物の採取は認めない。</p>
7) 史跡整備（境内・登拝道等）	安全確保の措置や公益上必要と努められる史跡の整備においては、学術的調査の成果に基づくものとし、地下遺構等の保存を図り、かつ史跡としての景観に配慮した配慮した場合について認める。
8) 砂防・治山・防災工事	砂防・治山・防災工事及び同工事に係る工作物の設置・改修・除却については、下流並びに周辺域の住民の生命と財産を守るための工事であり、許可する。
9) 埋蔵文化財発掘調査	目的を明確にした上で、適切な範囲において実施される場合について認めるものとする。あわせて、学術的調査成果に基づく保存修理、整備を行う場合については、その方法等を十分に検討したうえで、現状変更を許可するものとする。
10) 宗教活動	その行為自体が指定以前から継続されたもので、なおかつ史跡の本質的価値と密接なものである場合に限り、適正な範囲において適正な方法で実施される場合について認めるものとする。

■現状変更等の取扱基準（矢島木境地区）

行 為	小滝地区
1) 建築物の新築・増築・改築・除却	建築物の新築・増築・改築・除却については、風致および構成資産の保存に悪影響を及ぼすものは許可しない。また、地下に埋蔵する遺構・遺物に影響を与えるものは許可しない。
2) 工作物の設置・改修・除却	<p>工作物の設置・改修・除却については、風致および構成資産の保存に悪影響を及ぼすものは許可しない。また、地下に埋蔵する遺構・遺物に影響を与えるものは許可しない。</p> <p>なお、構成資産の保存を阻害している工作物は、更新時に除却又は位置・形状・規模を改良することにより、構成資産の保存に努める。</p>
3) 埋設されている電線、ガス管、水管又は下水道管の改修	<p>現在埋設されている電線、ガス管、水管又は下水道管の改修については、地下に埋蔵する遺構・遺物に影響を与えないよう十分配慮し、同位置での改修を認めるものとする。</p> <p>なお、構成資産の保存を阻害している場合は、改修時に除却又は位置・形状・規模を改良することにより、構成資産の保存に努める。</p>
4) 地形の変更（土地の掘削、盛土、切土等）	地形を変更する行為は許可しない。但し、史跡の維持や安全確保、学術研究を目的とするもの、その他公益上必要と認められるものについては、この限りではない。
5) 土壌・岩石の採取	土壌・岩石の採取は許可しない。但し、史跡の維持や安全確保、学術研究を目的とするもの、その他公益上必要と認められるものについては、この限りではない。
6) 木竹の伐採・植栽、植物の採取	<p>木竹の伐採については、許可しない。但し、病虫害木や危険木の他、森林管理及び安全管理に関わるものについてはこの限りではない。また木竹を伐採する際は、その方法について、地下に埋蔵する遺構・遺物に影響しないよう十分配慮するものとする。</p> <p>植栽については、原則として周辺の在来植生と同種の植物とする。植物の採取は認めない。</p>
7) 史跡整備（境内・登拝道等）	安全確保の措置や公益上必要と認められる史跡の整備においては、学術的調査の成果に基づくものとし、地下遺構等の保存を図り、かつ史跡としての景観に配慮した配慮した場合について認める。
8) 砂防・治山・防災工事	砂防・治山・防災工事及び同工事に係る工作物の設置・改修・除却については、下流並びに周辺域の住民の生命と財産を守るための工事であり、許可する。
9) 埋蔵文化財発掘調査	目的を明確にした上で、適切な範囲において実施される場合について認めるものとする。あわせて、学術的調査成果に基づく保存修理、整備を行う場合については、その方法等を十分に検討したうえで、現状変更を許可するものとする。
10) 宗教活動	その行為自体が指定以前から継続されたもので、なおかつ史跡の本質的価値と密接なものである場合に限り、適正な範囲において適正な方法で実施される場合について認めるものとする。

■現状変更等の取扱基準（滝沢地区）

行 為	小滝地区
1) 建築物の新築・増築・改築・除却	建築物の新築・増築・改築・除却については、風致および構成資産の保存に悪影響を及ぼすものは許可しない。また、地下に埋蔵する遺構・遺物に影響を与えるものは許可しない。
2) 工作物の設置・改修・除却	<p>工作物の設置・改修・除却については、風致および構成資産の保存に悪影響を及ぼすものは許可しない。また、地下に埋蔵する遺構・遺物に影響を与えるものは許可しない。</p> <p>なお、構成資産の保存を阻害している工作物は、更新時に除却又は位置・形状・規模を改良することにより、構成資産の保存に努める。</p>
3) 埋設されている電線、ガス管、水管又は下水道管の改修	<p>現在埋設されている電線、ガス管、水管又は下水道管の改修については、地下に埋蔵する遺構・遺物に影響を与えないよう十分配慮し、同位置での改修を認めるものとする。</p> <p>なお、構成資産の保存を阻害している場合は、改修時に除却又は位置・形状・規模を改良することにより、構成資産の保存に努める。</p>
4) 地形の変更（土地の掘削、盛土、切土等）	地形を変更する行為は許可しない。但し、史跡の維持や安全確保、学術研究を目的とするもの、その他公益上必要と認められるものについては、この限りではない。
5) 土壌・岩石の採取	土壌・岩石の採取は許可しない。但し、史跡の維持や安全確保、学術研究を目的とするもの、その他公益上必要と認められるものについては、この限りではない。
6) 木竹の伐採・植栽、植物の採取	<p>木竹の伐採については、許可しない。但し、病害虫木や危険木その他、森林管理及び安全管理に関わるものについてはこの限りではない。また木竹を伐採する際は、その方法について、地下に埋蔵する遺構・遺物に影響しないよう十分配慮するものとする。</p> <p>植栽については、原則として周辺の在来植生と同種の植物とする。植物の採取は認めない。</p>
7) 史跡整備（境内・登拝道等）	安全確保の措置や公益上必要と認められる史跡の整備においては、学術的調査の成果に基づくものとし、地下遺構等の保存を図り、かつ史跡としての景観に配慮した配慮した場合について認める。
8) 砂防・治山・防災工事	砂防・治山・防災工事及び同工事に係る工作物の設置・改修・除却については、下流並びに周辺域の住民の生命と財産を守るための工事であり、許可する。
9) 埋蔵文化財発掘調査	目的を明確にした上で、適切な範囲において実施される場合について認めるものとする。あわせて、学術的調査成果に基づく保存修理、整備を行う場合については、その方法等を十分に検討したうえで、現状変更を許可するものとする。
10) 宗教活動	その行為自体が指定以前から継続されたもので、なおかつ史跡の本質的価値と密接なものである場合に限り、適正な範囲において適正な方法で実施される場合について認めるものとする。

4. 現状変更の許可を要しない行為

史跡の現状変更について、維持の措置又は非常災害のために必要な緊急措置を執る場合、又は保存に影響を及ぼす行為の中で影響が軽微である場合には、文化財保護法第125条第1項に基づき、現状変更の許可を要しない。なお、これらの行為に該当するか否かは、文化庁や県教育委員会の指導のもと、市教育委員会で判断する。

なお、該当する行為に対しても、遺構の保存や景観への配慮について協力をお願いする。

「文化財保護法第125条第1項、第2項」

史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

「昭和26年文化財保護委員会規則第10号 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則」

(維持の措置の範囲)

第4条 法第百二十五条第一項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
- 二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

また、現状変更の権限委譲については、文化財保護法施行令第五条「都道府県又は市の教育委員会が処理する事務」に則って実施する。具体的には施行令第五条4項の内容にあるイからチの内容については、事前に国や県と協議の上実施する。

(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

施行令第五条4項 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第1号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域（法第115条第1項に規定する管理団体（以下この条において単に「管理団体」という。）が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画（以下この条において「管理計画」という。）を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「特定区域」という。）内において行われる場合、同号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が特定区域内に存する場合にあっては、当該市の教育委員会）が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等（イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第125条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 小規模建築物（階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が120平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で2年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築

ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から50年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が150ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの

ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から50年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）

ニ 法第115条第1項（法第120条及び第172条第5項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修

ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修

ヘ 建築物等の除却（建築又は設置の日から50年を経過していない建築物等に係るものに限る。）

ト 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）

チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取

第6節 指定地外の周辺環境における保存・管理の方針

1. 史跡に関連する遺構の存在が想定される地区について文化財保護法第93条及び第94条の規定により取扱を行う。

「文化財保護法第93条」

（土木工事等のための発掘に関する届出及び指示）

第九十三条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中

「三十日前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるものとする。

2. 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第一項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

「文化財保護法第94条」

(国の機関等が行う発掘に関する特例)

第九十四条 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの（以下この条及び第九十七条において「国の機関等」と総称する。）が、前条第一項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たって、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めべき旨の通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。

4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該通知に係る事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。

5 前各項の場合において当該国の機関等が各省各庁の長（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部科学大臣を通じて行うものとする。

3. 景観を守るための指定地外の区域について

平成29年8月に鳥海山1・2合目周辺に通信大手の子会社によって風力発電事業の計画の申し入れがあった際に、由利本荘市は翌年2月に「景観などへの重大な影響を回避、低減出来ない場合は、事業計画の見直しを検討すること」との意見書を会社側に送った。この背景には地元での説明会などで、不安や懸念を訴える市民の声が多く寄せられ、計画に反対する市民運動の動きも出始めたことなどがあった。

鳥海山は、地元住民にとって精神的な拠り所のひとつであり、開発行為によって鳥海山の景観が損なわれることは、避けなければならないことである。ただし、法令上は指定地においては制限が出来るが、それ以外については規制が及ばない部分もある。したがって本計画書においては、法的規制とは別の視点から、開発行為に対して鳥海山の景観を守るために必要であると考えられる点をまとめてみたい。

(1) 山の稜線部を遮る開発行為

(2) 指定地以外において生態系の破壊若しくは改変につながる開発行為

これらの開発行為については、事業計画の申し入れがあった際に、協力を依頼し計画の見直しを要望する。

第7章 活用

鳥海山の美しい自然的要素を保護するとともに、優れた歴史的要素・社会的要素を次の世代に確実に引き継ぐため、史跡の「保存」と「活用」の調和を図りながら、史跡活用の実現に向けた方針を定める。方針の策定にあたっては、平成24年3月に策定した『史跡鳥海山保存管理計画書』との整合性を図るとともに、由利本荘市、にかほ市、山形県遊佐町の2市1町が一体となった活用を目指すものとする。

第1節 活用の基本方針

1. 管理・運営及び公開・活用に関する調査研究の充実

史跡の公開・活用においては、自然的・社会的要因のみならず、その施策が史跡の保存に与える影響についての確に把握し、それらが史跡等の本質的価値の保存に著しい悪影響を与えたり、史跡としての価値を損傷なったりしないよう十分留意するとともに、十分な調査研究を踏まえた施策を推進する。



「鳥海山セミナー」ポスター

2. 史跡の本質的価値を学び理解する場の提供

史跡来訪者が、出土遺物や各種歴史資料の展示を通じて史跡を総合的に学習できるよう、現地の資料館等と連携してその環境を整えるなど、様々な手法を用いて、当時の生活・技術を体感し、史跡の本質的価値を学び理解できる場を整え、提供できる環境の整備を推進する。

また、小中学校や高等学校等の学校教育における学習に場を提供することによって、史跡に対する興味関心の涵養に努める。



史跡鳥海山に関する講演会

3. 市民の文化的活動及び憩いの場の提供

地域住民がゆっくり散策し、憩うことができる環境を整えるとともに、歴史上、学術上重要な地において、古来の伝統芸能や新たな文化の息吹に接することは、地域住民の歴史及び文化に対する理解を助ける上で意義深いことである。よって、史跡を伝統文化継承の場、新たな文化の創造の場及び地域住民の交流の場としても位置づけ、それを意識した活用方法の提供に努める。

4. まちづくりと地域のアイデンティティの創出

地域固有の歴史や文化を見直し、それらを活かしたまちづくりを行うことは、地域に生きる人々が、精神的なよりどころを再発見する意味において極めて重要である。史跡

を、その地域の歴史及び文化を活かしたまちづくりの中核として位置付け、文化財の潜在的価値をできる限り顕在化させ、交流の場や国際的な交流の場としての活用も視野に入れた整備・活用を推進する。

5. 文化的観光資源としての活用

地域の歴史及び文化の体験を目的とする「文化的観光（カルチュラル・ツーリズム）」の視点にたち、地域外からの来訪者を積極的に受け入れた史跡の活用を図る。史跡の活用を通して地域間の交流や国際交流の推進にも貢献する。その際には、オンラインで史跡鳥海山についての情報発信を行う必要がある。

第2節 活用の方法と計画

1. 市民への公開活用

史跡鳥海山について興味関心を持ちながら、現地で学ぶ機会が少ないので、定期的に史跡の説明会や史跡を活用した普及事業等を実施することにより、史跡に親しむ機会をつくる。その際に、これまでに作成したリーフレット等の資料を積極的に活用すると同時に、そのアップデートを図り、より市民の興味関心に即したものとするよう努める。



小滝のチョウクライロ舞(金峰神社境内)



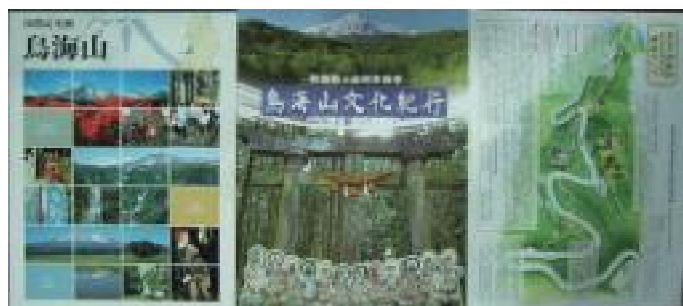
屋根葺替作業見学会(木境大物忌神社)

(1) 年一回の現地見学会

史跡鳥海山の現地見学会を雪の影響を受けない期間年一回開催する。その際職員が解説をすることはもちろんであるが、民俗芸能関係の行事と連携して行うことも含めて検討し、史跡の価値を紹介する機会を設ける。

(2) 既存のリーフレットの活用

これまで作成した「国指定史跡鳥海山」「鳥海山文化紀行」「国史跡鳥海山案内マップなどのリーフレットの残部を現地見学会などで活用する。その際に参加者の意見等を取り入れて、よりわかりやすく市民が求める情報に即したリーフレットの作成を検討する。



これまでに作成した史跡鳥海山に関するリーフレット

2. 調査研究の成果を市民に還元する

史跡の本質的価値を市民に伝えるために、「まちづくり宅配講座」という市民向けの講座メニューの中に史跡鳥海山の研究成果を紹介する講座を入れ、公民館等で積極的に発信する。また、広報等の媒体や、各地域の資料館における展覧会などで積極的に調査研究の成果を発信する。

また、積雪の多い冬期間は通行止めになっている史跡もあるので、映像記録などを作成して、市民が気軽に集える場所で放映するなどの活用方法の検討も求められる。

3. 市民における文化活動のサポート

史跡鳥海山については、「鳥海山の会」「矢島山岳会道者道を復元する会」をはじめとした多くの民間団体が活動している。こうした団体との連携を図るとともに、鳥海山に対する市民の興味関心の裾野を広げていく活動を積極的に展開すべきである。具体的にはこうした団体の研修会や諸行事に積極的に参加し、市の方針を伝えると同時に、協働して事業を行うような働きかけを継続していく。

4. 文化的観光資源として適切な利活用の誘導

観光部局と連携して、史跡鳥海山の魅力を PR するための活動を推進していく。前項（1）で述べたリーフレットを観光部局と協力して更新し、観光案内所などの情報発信機能を有する公共施設に設置することにより PR を図る。また、オンラインによる情報発信に努め、来訪者の裾野を広げていくよう努める。

指定地周辺域の情報発信機能を有する公共施設等

○小滝・霊峰地区	○矢島・滝沢地区
銚立「銚立山荘」	祓川山荘「ヒュッテ」
銚立「銚立ビジターセンター」	花立牧場公園「花立クリーンハイツ」
銚立「稲倉山荘」	花立牧場公園「ミルジー」
金峰神社境内「宝物殿」	休養宿泊施設「鳥海荘」
金峰神社境内「郷土文化保存伝習館」	南由利原高原青少年旅行村「やまゆり」
象潟郷土資料館	南由利原高原青少年旅行村「中央管理棟」
にかほ市役所象潟庁舎	ゆり高原ふれあい農場
象潟公民館	由利高原鉄道鳥海山ろく線 各駅
道の駅「象潟ねむの丘」	由利本荘市役所矢島総合支所
JR象潟駅	矢島郷土文化保存伝習施設
にかほ市観光協会	矢島コミュニティセンター「日新館」
象潟駅構内観光案内所	鳥海山麓地区総合案内所
海の観光案内所	西滝沢水辺プラザ
にかほ市アウトドア拠点施設 「NIKAHO OUTDOOR BASE」	由利本荘市役所由利総合支所
	由利コミュニティセンター「善隣館」
	ゆりの里交流センター「ゆりえもん」

ただし、国指定史跡である鳥海山は、地域にとって重要な観光資源であるが、観光が史跡にとって過度な圧力を生むことがないように、また住民の生活圏に位置している史跡においては、住民の生活を妨げることのないよう、さらに指定地内での伝統的な年中行事に影響を及ぼすことのないよう、適切な誘導に努めることが大切である。

また、観光客に対してより良質の情報を提供するためにも、市の観光振興計画等との調整を図りながら、2市1町（にかほ市・由利本荘市・遊佐町）が連携して、活用をすすめていく必要がある。その際は史跡鳥海山以外にも2市1町には多様な文化財が存在するので、そうした文化財をつなぐ形での活用を検討する。具体的には、相互の情報発信や見学ルートの設定等において有機的な活用を図る。

具体的には以下の施策について検討する。

- (1) 2市1町が連携した観光振興（それぞれの資料館での巡回展など）
- (2) 環鳥海山の視野にたった広域的な観光振興
- (3) 山岳信仰を背景にした民俗芸能や史跡など、文化遺産を活かした観光振興
- (4) 史跡鳥海山を構成する各史跡への適切な誘導標識の設置。その際にはQRコードを活用するなどして多言語化に対応すると同時に、多面的な情報の提供に努める。
- (5) 来訪者用の駐車場、トイレ、休憩ベンチ等、便益施設の設置
- (6) 史跡案内人の養成
- (7) 旧登拝道を活用した観光施策



二市一町連携事業「鳥海山伝承芸能祭（平成23年）」



「鳥海山まるかじりセミナー（平成22年）」

5. 適切な情報提供の実施

来訪者や登山者に対し、資産の文化的・歴史的価値や参詣・見学コースに関する情報を提供するなど、適切な普及・啓発に努める。また、一般来訪者向け、地元住民向け、そして学校教育用の構成資産の活用プログラムの開発についても、検討する必要がある。

具体的には、以下の方法について検討する。

- (1) 史跡内への文化財標柱やQRコードを活用した説明板の設置および更新
- (2) 市ホームページ・CATVを活用した情報発信
- (3) 登山施設を活用した情報発信
- (4) 2市1町「史跡鳥海山共通パンフレット」や「共通ポスター」の作成・配布

- (5) 調査報告書の頒布（平成26年3月作成現在も頒布継続中）
- (6) 視聴覚教材の製作
- (7) 史跡紹介冊子やリーフレットへの掲載
- (8) 史跡鳥海山を主題とした学習機会の提供
- (9) 学校（小学校・中学校・高等学校）と連携した学習活動
- (10) 史跡鳥海山に関わる文化・芸術・歴史等を主題とした展示会の開催
- (11) 二市一町連携による史跡鳥海山の普及・啓発活動
- (12) 「史跡鳥海山共通シンボルマーク」を活用した普及・啓発活動（史跡説明板や各種説明資料への掲載並びに連携事業時の活用）
- (13) 駐車場、トイレ、ガイダンス施設などの便益施設の整備
- (14) 御朱印を発行し、各地を巡回して来訪できる契機とする。

第8章 整備

第1節 整備の基本方針

1. 整備方針の策定

指定地に所在する歴史的な建造物及び工作物の修理・復元にあたっては、学術調査等の結果に基づき、高い精度を追求することが必要である。

また、歴史的な雰囲気保全にも十分配慮し、風致・景観に悪影響を及ぼしている施設等については、その緩和対策について技術的手法の検討を行う必要がある。さらに開発等により失われた景観や風致の復元も、史跡の本質的価値を学び理解する環境を整えるうえで大切である。

2. 安全性及び利便性に配慮した整備

追加指定された登拝道は、修験者や道者（参詣人）が登拝した道であるとともに、史跡を訪れる一般来訪者が自然とふれあい、憩う道でもある。このことから、歴史上・学術上の価値を第一義としながら、国定公園計画との整合を図り、利用者の歩行の安全性・利便性との調整にも十分配慮した整備を行う必要がある。特に雨天時にぬかるみ、滑りやすい矢島木境地区の登拝道と森子大物忌神社境内の登拝道については、この点を十分留意した整備が必要である。

近年、全国的に問題になっている熊被害については、秋田県でも各地で報告されている。鳥海山周辺の地区でも各地で熊の目撃情報が報告されている。特に近年ドングリの不作の影響もあり、熊は人を見ても逃げなくなるほどエサ不足が深刻で、山から里へと行動域を広げている現状にある。したがって、安全に史跡を見学するためには、来訪者自身が音の鳴るものを持参したり、大人数で行動するよう努めるなどの配慮が必要であり、そうした取り組みを啓発することも重要である。また、史跡内においても登拝道や神社、石碑等の周辺の草刈りを行い、人が歩くエリアのゾーニングを確保することも必要である。あわせて来訪者の注意喚起を促す看板等の設置を検討する。さらに今後の状況によっては、電気柵の設置等についても検討が必要になることも考えられるが、史跡に対する影響の有無や、来訪者に対する安全性などを十分に検討する必要がある。

あわせて、近年秋田県内では毎年のように夏場の大雨によって、甚大な被害が報告されている。当史跡においても令和6年7月の大雨により、滝沢地区の森子大物忌神社及び登拝道に土砂が流入するなどの被害を受けた。こうした被害が想定される箇所についての調査を行った上で、事前の対策をしていくことも今後の大きな課題である。

3. 周辺環境を視野にいれた整備

史跡の周辺環境についても、バッファゾーンとして、適切な整備方針の下に、良好な景観形成を目指していく必要がある。特に滝沢地区の神社参道入口周辺域や小滝地区の小滝集落を中心とする地域、矢島木境地区の登拝道と県道との交差点付近については、周辺の景観や自然環境についても十分配慮しながら、史跡の価値を高める整備・活用を進めることが肝要である。また、来訪者がゆっくり散策し、憩うことができる環境を整えることも大切である。小滝地区と「奈曽の白瀑谷」、霊峰地区と「鉾立」、矢島木境地区と「木境

展望台」や「花立牧場公園」、滝沢地区と「吹上」や禊の川「子吉川」との関係をも重視し、一体となった活用を進めることとする。

4. 適切な活用施設の設置計画

来訪者が史跡の本質的価値を学び理解する場として、また「文化的観光（カルチュラル・ツーリズム）」の視点から、地域の歴史や文化の体験活動を行う場として、史跡周辺域に情報発信のための活用施設や便益施設の整備について検討する必要がある。但しその設置については、構成資産である史跡の景観や環境に対する影響を十分に考慮するとともに、史跡周辺域に所在する既存施設の利活用をも含めて検討することとする。

さらに、指定地の所在する各地域の中心部や駅より、来訪者を各指定地に適切に導くための案内機能を有する施設についても現状分析し、既存施設の利活用を含めて、その機能の充実を図ることとする。

第2節 整備の方法と計画

1. 小滝地区

金峰神社本殿の背後及び金峰神社宝物館から金峰神社本殿、さらに「奈曾の白瀑谷」に至る道は、法面が風雨によって土砂が流出したため、岩や樹木が露出し、落石や倒木の危険性があり来訪者の安全確保のための整備が急務である。また、この場所は国指定名勝「奈曾の白瀑谷」の眼前に位置し、史跡とともに名勝の保全を考える際にも検討が必要と考える。具体的には、法面の樹木の根が露出している部分や岩が著しく露出している部分に土を盛り、倒木や落石を防止する。その上で危険箇所の法面を危険のないよう保護する措置をとる。注意喚起の看板の設置はもちろんであるが、どのような工法で落石や倒木を防止するのがふさわしいかの調査を実施し、参道を安全に歩くことができる体制を整備する必要がある。

また、金峰神社周辺には老朽化した樹木が多数あり、中には史跡内の建造物に影響を与える可能性のある老木もある。景観に配慮しつつも、危険木については伐採等の措置も検討する必要がある。

次に、鳥海山伝承芸能祭を金峰神社内の郷土文化保存伝習館で毎年開催していた。しかしながら高齢の参加者から、会場に行くまでの石段が登れないので、参加したいができない、という声があり、令和5年から仁賀保地区の勤労青少年センターに会場を移して開催している。この行事は金峰神社境内で行うことに意味があるため、高齢者の多い秋田県では、史跡の景観を損ねることなく、参加者の利便性を



金峰神社参道の落成注意看板

図るために高齢者が郷土文化保存伝習館に足を運ぶことができるような整備が求められる。具体的には、地権者との協議など、課題が前提ではあるが車で行くことのできる迂回路を、史跡にかからないよう整備可能か、あるいは現状の石段の脇に緩やかなスロープを設置し、そこを車椅子などで通行するよう整備できるかなど、整備に向けた検討が必要である。この整備によって金峰神社宝物殿の活用もより裾野が広がると考える。

また金峰神社宝物殿は昭和45年（1970）に建設され、昭和58年に屋根を銅板に葺替えてはいるが、50年以上経過している。宝物殿内には秋田県指定文化財の木造聖観音菩薩立像、木造狛犬、木造蔵王権現立像を始め、舞楽面や番楽面など貴重な文化財を多数展示している。これらの文化財は、史跡の本質的価値を説明する上で大切な要素である。したがって、収蔵されている文化財を保存するためにも、また文化財を公開し活用していくためにも、現状の宝物館の改修が必要である。その際には余裕を持って資料を見学できるスペースと、温湿度や照度の調整ができるような施設として整備する必要がある。

2. 霊峰地区

霊峰神社跡に遺る石仏について、盗難や破壊を避けるため、ここが史跡であり史跡内の石仏等を持ち去る若しくは破壊することは、罰則規定に違反する旨を説明板などに追加して記す必要がある。また、霊峰神社跡に遺る石垣や石仏群についての説明板等を設置し、その価値の周知が必要である。

霊峰神社跡は冬期間は雪による通行止めがあり、また近年熊による被害が周辺で報告されていることなどもあって、気軽に来訪できる史跡とは言いがたい面もある。したがって現地の映像などを記録し、それを史跡の価値とともに紹介するプログラムを作成し、来訪者が気軽に訪れることができる施設において放映するなどの方策を検討する必要がある。そのための映像記録のソースを充実させることは、調査研究とあわせて検討されるべきである。



石燈籠



石造物

3. 矢島木境地区

史跡内の登拝道について、道銭小屋の標柱から少し上って行った付近において、雨天時に雨水の流路となり、深く溝状に抉られている部分があるほか、登拝道の各所にぬかるんで足場が安定しない箇所が見受けられる。こうした箇所について、土を入れて踏み固めるなどの整備をすることによって、来訪者が安全に登拝道を歩けるような整備が求められる。必要箇所には、雨水経路調査や排水状況を確認の上、必要に応じて雨水排水設備の整備工事を行う。また、その際には必要に応じて発掘調査を行う。



道銭小屋文化財標柱

また、史跡の景観に配慮するという観点からの慎重さが求められるが、登拝道の両側に柵をつくり、登拝道の位置を明確にすることを検討すべきである。これは、来訪者がより歩きやすくなることはもちろんであるが、登拝道は複数箇所に分断され、県道隣接地が崖状になっている状況にあるので、来訪者の安全を確保するという立場からも検討が必要である。あわせて、周辺の草刈などを地元と協力して行う体制を整備することも検討する必要がある。

指定地外であるが、令和7年より開始される鳥海ダムの建設に伴い、行場であった「弘法平」が、ダムに水没することが決まっている。御神体の石仏などは移動して保存する予定であるが、行場としての構造などを後世に残すためにも、3D撮影による記録保存の必要性がある。現在県文化財保護室と記録保存に向けて調整を行っている。

木境地区にはトイレなどの便益施設がないので、近隣の花立クリーンハイツをガイダンス施設として整備することや、木境大物忌神社駐車場周辺に休憩ベンチなどを設置することを検討すべきである。

4. 森子大物忌神社

登拝道の整備は、地元の協力を得て行われてはいるが、崖に面した部分について、ロープ柵を設置している。今後は、より安全性を確保した整備が必要である。また一部登拝道が不明確な部分もあり、安全性を考慮して柵を設けて登拝道の位置を明確にすることを検討すべきである。また登拝道の途中に休憩ベンチや、史跡の意義を解説する説明板を設置することも必要である。森子大物忌神社参道の南側に位置する護摩壇の石材の一部が崩落した箇所については、その復旧が急務である。

また、来訪者に危険を与えないような整備が求められる。

森子大物忌神社には令和5年から新たに駐車場が設けられ、そこに簡易のトイレも設置されたが、神社の石段が長く急であるため、休憩の出来るような施設の設置が必要である。



崖に面した部分の木杭とロープ



令和5年整備した駐車場



護摩壇跡現状

現在、指定地内には基礎のない緊急簡易便所があるが、老朽化が激しく現在は誰も使用しない状況にある。現状変更手続きを取り許可をいただいた際に撤去する方向で検討している。

第9章 調査研究

第1節 調査研究の基本方針

史跡鳥海山は、古代から近世・近代に至るまで山岳信仰が継続した歴史をもつ。また、その地形は山頂から麓に至るまで傾斜面が展開し、谷や尾根などの空間が入り込むことによりその全容の解明には困難な面が少なからずある。

したがって、現在確認が可能な登拝道についての調査研究はもちろんであるが、その麓に居住した人びとが、どのような形で山に登拝したのか、そしてどのように変容して現在に至っているのかを多面的に調査研究する必要がある。

特に、登拝道については、現在確認可能な部分と確認できない部分があり、今後ますますその解明は困難になることが予想される。現状で聞き取り可能な調査を早急に行い、それを踏まえて現地での確認作業を行う必要がある。

また、現在、史跡として指定されていない地域においても、かつて鳥海山の登拝道であった地域がある。そうした地域における調査研究を継続的に行うことも重要であり、そこから得た成果を、史跡鳥海山の保存・活用に活かし、整備へとつなげていく取り組みが求められる。

今後は、こうした調査研究によって得られた知見について、二市一町で共有し、その成果を活用に結び付ける取り組みについても協力して行う必要がある。

第2節 調査研究の方法と計画

1. 小滝地区

指定地外にある旧修験宿坊家や金峰神社から霊峰神社跡までの参詣道、周辺遺跡についての継続した調査が必要であると同時に、関連ある遺構や遺物は史跡と一体的な保存活用を図る必要がある。平成23年の保存管理計画策定時には、喜明院（福川家）、観行院（小川家）、龍山寺（遠藤隆家）、和光院（遠藤光胤家）、金峰神社などについては、所蔵する古文書及び什物等について調査を行ったが、それ以外の寺院及び宿坊等について未調査の部分を調査する必要がある。



ホラ貝（和光院資料）

2. 霊峰地区

霊峰神社は鳥海登山の際の拝所の一つであったが、小滝地区をはじめ各集落から霊峰神社までのルート、霊峰神社からもう一つの拝所であった鉾立へのルートなどが不明であり、周辺の遺跡、遺物とともに調査を行う必要がある。こうした調査の成果を、来訪者に還元できるよう、案内板の整備等に盛り込んでいくよう努めたい。

3. 矢島木境地区

宿坊となった旧修験家と登拝ルートの関係についての調査や、旧修験家の敷地内の植物、建造物、石造物を含めた調査が必要である。平成23年の保存管理計画策定時には木境大物忌神社、開山神社、正蔵院（正木家）、土田八圓家、大教院（大杉家）、

明学院（松田家）、歡喜院（藤山家）、覺王寺（榊家）、重学院（三森家）、福王寺、八幡寺（矢越家）、元弘寺（三森家）、佐藤覺平家などについては、所蔵する古文書及び什物について調査を行ったが、これらの寺院や宿坊から登拝道に至る詳細なルートや、敷地内の調査については継続した調査が必要と考える。



木造聖観音菩薩坐像（歡喜院資料）

現在の史跡指定地から山頂までの各拝所や登拝道に関する調査については、指定時に充分行えなかった

ため、今後聞き取り調査を含めて実施する必要がある。また、五合目の祓川神社を中心とした地区、及び五合目から山頂に至る登拝道の調査についても今後の調査が必要である。



不動明王坐像（土田家資料）



社参宿鑑札（覺王寺資料）

4. 滝沢地区

森子大物忌神社の本殿の周辺調査が必要である。例えば保食神社（田の神社）や石造物なども含めた調査が必要である。

平成23年の保存管理計画策定時には森子大物忌神社、明法稲荷神社、文殊院（多田家）森子集落所蔵文書、亀福院（多田家）、宝光院（佐々木家）、般若院（菅野家）、和合院（田村家）、柴倉神社、土蔵寺、佐々木五郎八家などについては、所蔵する古文書及び什物について調査を行ったが、これらの寺院や宿坊から、隣接した森子地区、妙法地区の形成時期を視野に入れた歴史調査や、由利地域から本荘地域にかけて点在する旧修験家の総合的な調査が必要である。

5. その他の地区

(1) 院内地区

にかほ市院内地区の更なる資料調査が必要である。とりわけ院内修験についての総合調査、具体的には、古文書や修験関係の什物、院内口の登拝道の調査など課題は多い。にかほ市院内地区は近年住宅地や商業施設などが国道7号線周辺を中心に広がっており、開発が進んでいる地域でもある。七高神社や禅林寺などの宗教施設周辺域を含めて登拝道について確認していく作業が喫緊の課題である。

(2) 猿倉地区

猿倉口登拝道に関する調査は三合目駒の王子から七合目鶯谷から矢島口八合目の七つ釜に至るルートについてはその概要が知られているが、現地踏査によるルートの確定作業が必要である。また一合目から三合目駒の王子にかかるルートの確定作業も必要である。

(3) 百宅地区

法体の滝や弘法平に関する行場としての役割などに関する調査が必要である。百宅地区における修験寺や宿坊に関する調査や、登拝道に関してはその概略については知られているが、詳細な調査によるルートの確定作業が必要である。またかつて大物忌神社が存在したといわれており、古文書等でその実態を確認する作業も必要と考える。

第10章 保存活用計画の運営・体制

第1節 運営・体制の整備の方向性

1. 管理団体としての役割

史跡鳥海山の運営・体制は、管理団体であるにかほ市及び由利本荘市が、文化財保護法及び秋田県文化財保存活用大綱に基づき、史跡の保護に関する諸事業及びそれに付帯する行政事務等を適切に行う。その際は地権者及び地元関係者の協力を得ながら進めていく。

2. 関連する行政機関及び関連する地域の機関と連携・協働した保存活用の推進

文化庁や秋田県の指導協力を受け、その役割分担を明確にした上で連携しながら行っていく。また、山形県遊佐町やその関係者さらには山形県と情報を共有し、連携しながら行っていく。

史跡鳥海山は、国定公園の範囲内にあり、県生活環境部自然保護課や農林水産部環境保全課、観光スポーツ部などの関係部局との情報共有を図る必要もある。

鳥海山は、現在も多くに登山者が訪れる山であることから、史跡であるとともに国立公園、登山、ハイキング等、観光としての側面を重視して行くために、定期的な巡視と入山者への指導、さらには異常気象後の特別巡視などの日常管理が不可欠である。また近年ツキノワグマによる被害報告が県内各地で発生している現状を踏まえて、県生活環境部自然保護課や、にかほ市農林水産建設部農林水産課、由利本荘市産業振興農山漁村部振興課と情報共有を図り、来訪者の安全に万全を期す必要がある。

第2節 運営・体制整備の方法

1. 管理体制の立ち上げ

平成24年3月に発行した「史跡鳥海山保存管理計画書 秋田県版」において、「第7章 今後の取り組み」のなかで保存管理体制を整備するために「史跡鳥海山連絡協議会」及び「史跡鳥海山指導委員会」の設置をあげている。

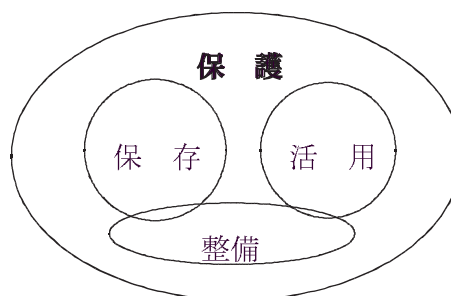
「史跡鳥海山連絡協議会」は、平成21年8月と平成22年7月に由利本荘市が開催した「史跡鳥海山管理団体連絡協議会」の組織を拡大し、それぞれの行政区単位で開催するとともに、さらにこの三組織を統合した史跡鳥海山全体の「管理団体連絡協議会」を組織し、共通の視点で管理に努めようとするものである。しかしながら、現状ではどちらの会も必要性を十分に感じつつも立ち上がってはいない。その背景には、指定直後に「史跡鳥海山一國指定史跡鳥海山文化財調査報告書」の刊行に尽力し、そのための追加調査等を優先させた結果、連絡協議会や指導委員会の設置に至らなかった。また平成28年には滝沢口登拝道の追加指定があり、追加指定に係る事務作業等を優先させたことも、こうした体制整備の遅れを招くこととなった。

保存管理計画書の策定から10年が過ぎ、管理者の世代交代や担当職員の異動による保存・管理意識の低下を防ぐ意味でも、保存活用計画を策定するこの機会に、連絡協議会や指導委員会の設置を行うことは、極めて重要である。

連絡協議会は、史跡鳥海山を構成する各史跡の所有者・管理者や、山形県・遊佐町・秋田県・由利本荘市の文化財部局・環境部局・観光部局等で組織し、情報を共有するとともに

に、様々な課題を出し合い、鳥海山の本質的価値を保全しながら、普及啓発していくための対策について検討していくことが大切である。また、「鳥海山・飛鳥ジオパーク推進協議会」のほか、現地で協力体制をとる地元の民間団体等とも連携を密にすることが大切である。具体的には「鳥海山にブナを植える会」や「鳥海山の会」、「矢島山岳会」などの民間団体とも情報交換を行い、必要に応じて意見を組み入れていく必要がある。さらに2市1町の文化財保護団体とも情報を共有し、案内ガイドなどの活用に関する事業や、保存管理等に連携して取り組む体制づくりに努めていきたい。

指導委員会については、今回保存活用計画の策定に関わっていただいた各委員など、史跡の保存・活用に精通し、専門的な知識と経験を有する学識経験者で組織し、文化庁、両県の文化財保護担当部局等から指導・助言をいただきながら、史跡鳥海山の保護に務める。



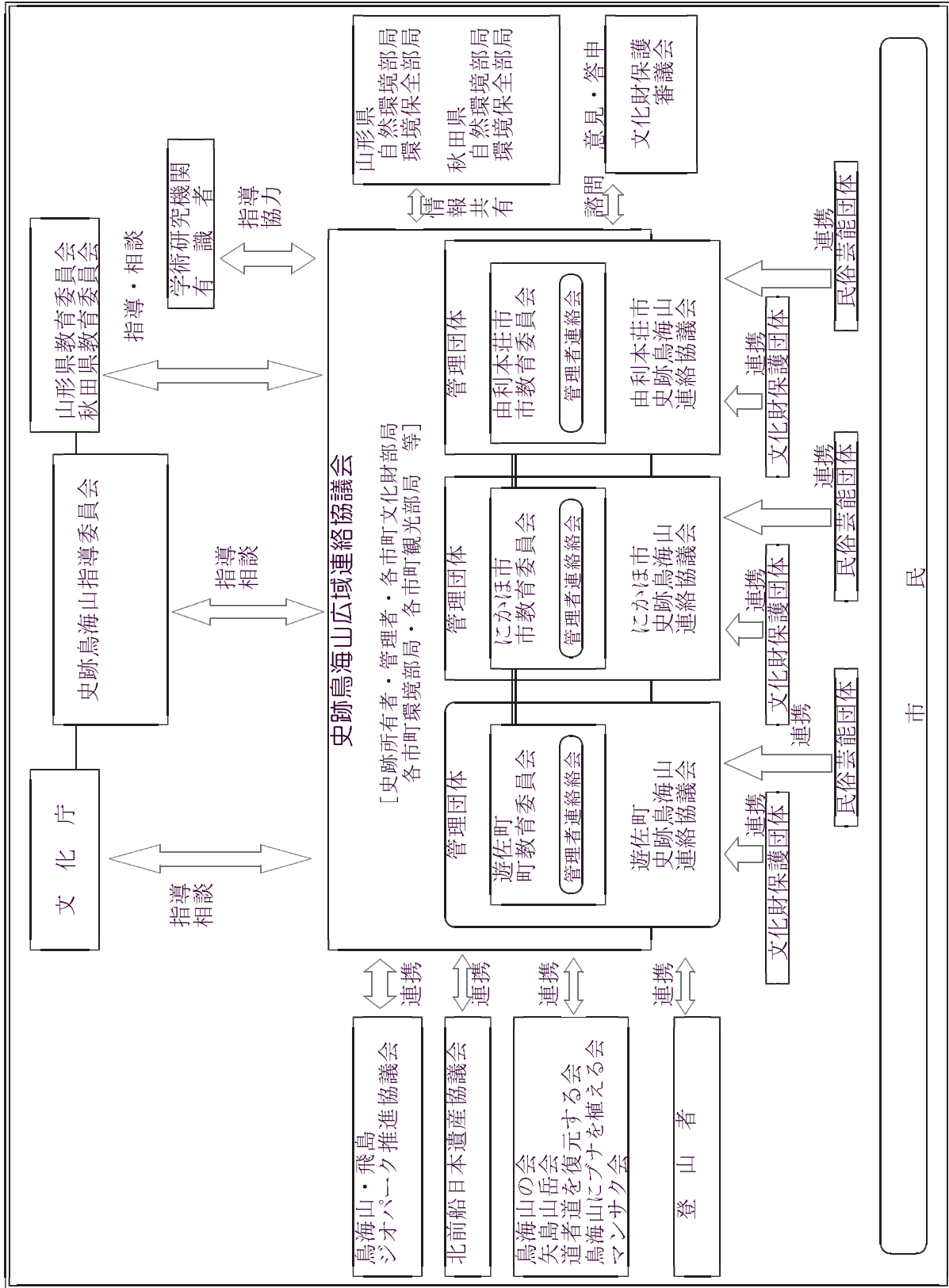
2. 行政側の体制の充実

史跡鳥海山は我が国最大級の広大な山岳史跡であると同時に、そこに関わる宿坊をはじめとした修験関係史跡は、鳥海山麓の広大な範囲に広がっている。また県境を越えて2市1町にまたがる史跡であることから、関係する山形県と秋田県、そして遊佐町、にかほ市、由利本荘市は保存から活用まで、様々な面で常に連携して進めていく必要がある。こうしたことから、本計画で整理した各項目を推進していくために、長期的な視点に立ち、専門的な知識で事業を進めていく専門職員が確保されていなければならない。こうした人員を確保し行政側の体制の充実を図る必要がある。

3. 横断的な情報共有の推進

史跡鳥海山はその一部が国立公園内に位置するとともに、史跡の多くが山林に覆われている。したがって前述したとおり、県生活環境部の自然保護課や農林水産部局の環境保全課などと情報を共有しながら、史跡の保存活用にあたる必要がある。具体的には周辺の環境を保全するために、保安林の維持や管理に関しても助言をいただき、整備や活用の際して留意すべき点についての助言をいただくよう努める。

史跡鳥海山 保存・管理体制図



第11章 今後の取り組みと計画の見直しについて

第1節 今後の取り組み

秋田県と山形県に跨がり、2市1町が管理団体となっている史跡鳥海山の指定地は、山頂の「鳥海山大物忌神社境内」から山麓まで広大な範囲に点在しており、その指定面積は我が国最大級である。

こうしたことから、今後様々な事業を推進していくうえでは、管理団体2市1町の連携を強化しつつ、平成24年3月に策定した『史跡鳥海山保存管理計画』に立脚し、この度策定する『史跡鳥海山保存活用計画』に基づきながら、計画的に進めていく必要がある。特に計画を進めていくうえでは、第5章に記述した「保存活用の現状と課題」を踏まえ、史跡の所有・管理者等で組織する「保存会」や「管理者連絡会」と協議・調整を行いながら年次計画を策定し、双方確認し合いながら取り組んでいく必要がある。

保存管理計画策定から10年が経過した今、保存活用に向けた計画策定と、その計画に従って取り組んでいくためには、所有・管理者の世代交代が始まっていることを踏まえ、今一度、所有・管理者を中心とする保存管理体制の構築と意思確認が必要であり、史跡の重要性を確認し合い、新たな所有・管理者の保護意識を醸成しながら進める必要がある。このため、この度の計画期間である10年間（令和7年4月1日から令和17年3月31日）を、次のとおり二期に分けて計画策定し事業を進めることとする。但し、次期保存活用計画期間の前期にあたる令和17年度から21年度を、本計画では第三期として位置づけ、保存活用計画の見直しと更新を中心とし、第二期から次期計画期間へスムーズに、かつ継続的に移行できるよう配慮する。

第一期計画	令和7年度～令和11年度 ----- 保存管理体制の構築と強化 緊急課題の対応 第二期計画に向けた調査・協議
第二期計画	令和12年度～16年度 ----- 第二期整備計画の再確認 第二期計画の実施
第三期計画	令和17年度～21年度 [次期保存活用計画期間の前期] ----- 保存活用計画全体の見直しと更新 第三期計画の実施
※ 第二期計画については、第一期最終年の令和11年度に再確認し、第一期の実施状況や変化に応じて柔軟に修正・変更し、継続性を重視して実施する必要がある。 ※ 計画実現のためには、財政部局との綿密な協議が必要である。特に令和6年7月の集中豪雨による大災害により、国から激甚災害に指定されていることを踏まえ、柔軟にスケジュール変更しながら進める必要がある。	

1. 第一期計画

本保存活用計画の前期にあたる第一期は、史跡の保存管理体制の構築と強化を中心に据え、そのうえで緊急課題に対する対応や、第二期に実施する事業について必要な調査を実施し、具体的な対策や進め方について協議し準備する期間とする。

①保存管理体制の構築と強化

保存管理体制の構築と強化については、第10章第2節に記したとおり、平成24年3月に策定した『保存管理計画』に基づいて組織を構築し、そのうえで様々な事業を実施すべきであったが、先に記したとおり諸処の事情により、現在組織の構築まで至っていない。このため、2市1町が連携した史跡管理や普及活用事業においても、十分な成果を上げているとは言えない。史跡の所有・管理者が、史跡指定当時の保護意識の高い世代から、次の世代へと交代しつつあるなか、再度保護意識の高揚に努め、史跡管理を徹底しながら様々な普及啓発活動を実施するうえでも、「史跡鳥海山連絡協議会」を設置する必要がある。

「史跡鳥海山連絡協議会」は、史跡鳥海山の本質的価値を保全し、普及啓発していくための施策について協議検討するほか、現在抱えている、又は今後起こりうる様々な課題について意見交換し、今後の保存活用そして整備について協議する非常に大切な組織である。そのため、現在各市町において必要に応じて開催している所有・管理者による「管理者連絡会」の構成員を中心に、各県や各市の文化財部局、観光部局、環境部局等の職員を交えた「史跡鳥海山連絡協議会」を各市町に設置し、行政区単位に保存活用に努めるとともに、2市1町が情報共有しながら連携して事業を推進するため、行政区を越えた包括的な「史跡鳥海山広域連絡協議会」を組織し推進することとする。組織の詳細及び体制図については、第10章第2節に記述したとおりである。

上述した各市町及び行政区を越えた広域の連絡協議会は、普及啓発事業を行うにあたり、それぞれの地元に組織されている「保存会」や「山岳会」などの団体や、「文化財保護団体」、「民俗芸能団体」等の民間団体とも連携し、事業推進に努めていきたい。

あわせて、2市1町が共通して連携を強化している「鳥海山・飛鳥ジオパーク推進協議会」や「北前船日本遺産協議会」とも連携し、各種調査や普及活動に努めていくこととする。

各市町及び広域連絡協議会は、必要に応じて開催することとし、史跡の日常管理の在り方や、少子高齢化が大きな課題とされる中、今後の通常管理についての方向性についても協議し、行政のサポート体制の強化など、先を見越した一歩踏み込んだかたちで協議できる体制を構築したい。

②史跡鳥海山指導委員会の設置

史跡鳥海山の普及啓発活動や整備など、保存と活用に向けた様々な取り組みに対し、専門的な視点からの指導や助言を受けて実施することは、史跡鳥海山の本質的価値を保存し、活用していくうえで極めて重要である。今後第一期計画、第二期計画を推進するのみならず、10年後の次期計画の策定とその実現に繋げていくうえでも、その都度専門的立場から指導を受け、それを踏まえて進めていくことが、指定文化財を保護していくうえで大切な取り組みといえる。

このため、『保存管理計画』策定にあたり、文化庁や両県の文化財保護担当部局のほか、指導助言を受ける分野やその内容によって、建築史学や土木工学、歴史学、民俗学、考古学、動植物の生態学、土壌学等に精通している専門家を加えた研究者で組織する「史跡鳥海山指導委員会」を必要に応じて組織し、指導助言内容を計画の実施や課題解決に向けた取組に活かしていくこととする。特に、現在課題となっている登拝道の整備や法面崩落防止、史跡の安全対策に関する整備については、その方策や緊急性について専門的見地から現地で直接指導を受け、実施して参りたい。

③緊急課題の対応

第一期間においては、現在課題となっている様々な事象について、緊急性を把握し、その緊急度に応じて優先的に実施する事業を選択し、指導委員会を適宜開催して課題解決に向け取り組んでいくこととする。

保存活用に向けた様々な取組においては、普及啓発活動などのソフト面と、安全対策のための史跡整備などのハード面に大きく分けることができる。第一期では、第5章に記述した共通課題や、各史跡が抱えている課題について緊急度を優先して精査し、ソフト面とハード面に区分して第一期計画に加えることとする。

また、この緊急度の高い取組においては、特に整備事業において、第一期中に事前調査を複数回実施したり、指導委員会で助言を受けながら対策を構築する必要があることに加え、各行政区の財政状況を踏まえて実施せざるを得ないことから、整備内容によっては実施時期が第一期から第二期にずれ込むことも想定される。第一期においては、その点を踏まえ、随時計画スケジュールを確認しながら進める必要がある。

④第二期計画に向けた調査・協議

第5章に記述した共通課題や、各史跡が抱えている課題のうち、第二期実施として計画された事業について、第一期の後半から調査や協議を行い、第二期前半に計画通り実施できるよう、調査や協議結果に応じた実施計画を、第一期中に策定したい。特に登拝道の整備については、浸食に対応した整備と、活用の際しての滑り止め対策や転落防止の安全対策を目的とした整備では、目的によって対応が異なることから、第一期中に登拝道の詳細を事前に調査し、第二期において、それぞれの目的に対応した対策を講じる必要がある。

また、第5章第2節に記述したとおり、未指定地ではあるが、今後の追加指定を視野に入れた各拝所、中でも矢島口登拝道における五合目「祓川」地区や、鳥海山修験の活動拠点六カ所のうち、唯一未指定地となっている院内地区の調査を継続して実施するとともに、少子高齢化などによって今後解体されたり、無人のまま放置される可能性のある旧宿坊(旧修験家)の建造物、植物、石像物などの調査も継続して実施する必要がある。中でも現在建設が進められている鳥海ダム関連工事により、完成後に水没する鳥海地域百宅地区の「弘法平」については、第一期中に詳細な記録保存調査を実施する必要がある。

2. 第二期計画

第二期計画では、第一期で行ってきた事業を精査し、実施時期が第一期から第二期へ継続される事業について、二期計画に追加したり、スケジュールを見直すなど、第一期の進捗状況によって適宜修正を加え、継続性を保ちながら進める必要がある。特に金峰神社遊歩道法面の崩落対策などは、緊急性の極めて高い事業であるが、調査や対策、設計に多くの時間を費やす見込みである。高度で専門的な知識や技術を要する整備事業においては、専門家による「整備検討委員会」を設け、具体的内容について協議しながら進める必要がある。

第二期においては、緊急度による優先順位が第二期に位置づけられた事業について、また、調査や設計に時間を要し、第二期に実施すべき事業について、必要に応じて「連絡協議会」を開催して意見を交わしたり、「指導委員会」を通じて専門家による指導助言を受けながら、確実に事業を実施していく必要がある。

3. 第三期計画

第三期は、先に述べたとおり令和17年度から21年度までの期間であり、次期（第二次）保存活用計画の前期にあたる期間である。本保存活用計画策定から10年後にあたり、さらに今後10年の間に発生する新たな課題に対応する期間でもある。第二期計画の最終年にあたる令和16年度末に過去10年間を評価し、継続中の事業を引継ながら、少子高齢化や老朽化に伴う新たな課題に対応するほか、自然災害に対する対応なども求められてくることから、適宜その取組を計画に反映させ、緊急度の高い事業から順次取り組んでいく柔軟な対応が求められる。

■第一期計画 [令和7年4月～令和12年3月]

分野	事業[内容]	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度			
保存管理体制の構築と充実	「史跡鳥海山市(町)連絡協議会」	構築 ○	随時 →						
	「史跡鳥海山広域連絡協議会」	構築 ○	随時 →						
	史跡の環境管理「通常管理」(登拝道等の定期的な巡視等)	継続 →	強化 →		継続 →				
	保存会等への支援と組織強化	支援 →	強化 →						
指導体制の構築	「史跡鳥海山指導委員会」	随時 →							
共通課題の解決に向けた取組	ソフト面	野生動物(熊)の被害防止 [出沒調査と史跡内嗜好植物調査] 史跡見学ルートの設定	調査 →	対策 →					
		史跡解説資料の作成と情報発信		協議 ○	設定 ○	公開 ○			
		[案内ボランティアガイド]養成と史跡見学会の開催		協議 ○	作成 ○	発信 ○			
	ハード面	「案内ボランティアガイド」養成と史跡見学会の開催		協議 ○	募集 ○	養成 →			
		「祭礼行事」継続に向けた取組		確認 →	協議 ○	強化 ○			
		野生動物(熊)被害防止 対策	調査 ○	協議 ○	対策 →				
各史跡の課題解決に向けた取組	ソフト面	[小滝地区]「伝承芸能祭」の継続に向けた環境調査と計画策定	調査 →	協議 ○	策定 →				
		[霊峰地区]通常管理の方策検討	確認 →	協議 ○	対策 ○	確認 ○			
	ハード面	[小滝地区]金峰神社背後の岩や地盤の緩み対策	調査 →	協議 →		設計 ○			
		[小滝地区]神社・参道・遊歩道周辺の樹木管理	確認 ○	調査 ○	協議 ○	対策 →			
		[小滝地区]参道・遊歩道法面の崩落防止	調査 →	協議 →		設計 ○			
		[小滝地区]参詣者の安全対策(滑り止め対策等)	確認 ○	調査 ○	協議 ○	対策 →			
		[霊峰地区]盗難等被害防止対策		確認 ○	調査 ○	協議 ○	対策 ○		
		[木境地区]登拝道整備(安全対策)	確認 ○	協議 ○	対策 →				
		[木境地区]指定地外樹木の整備(展望所周辺等)		確認 ○	協議 →				
		[滝沢地区]登拝道整備(起点～小屋掛けの松)		調査 →	協議 ○	対策 ○			
		[滝沢地区]登拝道周辺(未指定地)危険木対策	確認 →	確認 ○	調査 ○	協議 ○	対策 ○		
		[滝沢地区]登拝道展望所環境整備		確認 ○	協議 ○	整備 ○	確認 ○		
		[滝沢地区]自然災害による境内土砂除去と安全対策	協議 →	対策 →					
		記録保存のための調査	共通	旧宿坊(旧修験家)の建造物・植物・石像物記録保存調査		調査 →			記録 ○
				[小滝地区]登拝道調査(金峰神社～霊峰神社)		調査 →		記録 ○	
				[院内地区]旧修験家・登拝道等記録保存調査		調査 →			記録 ○
[百宅水没地区]弘法平(弘法甕穴)記録保存調査	計画 ○			調査 →		記録 ○			
第二期計画に向けた調査	[滝沢地区]拝道石段の歪み調査と協議			確認 ○	調査 ○	協議 ○			
	[祇川地区]追加指定を視野に入れた祇川神社・禊ぎ池等調査		調査 →		記録 →				


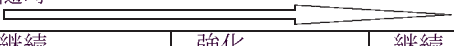




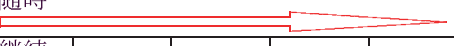
※連絡協議会・指導委員会は期ごと及び必要に応じて開催するものとする。

■第二期計画 [令和12年4月～令和17年3月]

分野	事業内容	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度		
保存管理体制の構築と充実	「史跡鳥海山市(町)連絡協議会」	随時						
	「史跡鳥海山広域連絡協議会」	随時						
	史跡の環境管理「通常管理」(登拝道等の定期的な巡視等)	継続		強化		継続		
	保存会等への支援と組織強化	支援						
指導体制の構築	「史跡鳥海山指導委員会」	随時						
共通課題の解決に向けた取組	ソフト面	[案内ボランティアガイド]養成と史跡見学会の開催		実施	強化	実施		
		「祭礼行事」継続に向けた取組		強化	確認	確認	確認	
	ハード面	野生動物(熊)被害防止 対策		確認	確認	確認	確認	
		説明板・標柱の設置と更新		確認	協議	対策	確認	
		主幹道路への誘導板の設置と更新		確認	協議	対策	確認	
各史跡の課題解決に向けた取組	ソフト面	[小滝地区]「伝承芸能祭」の継続に向けた環境調査と計画策定		対策	確認			
		[小滝地区]金峰神社トイレの今後の在り方協議		調査	協議	協議	対策	
	ハード面	[小滝地区]金峰神社背後の岩や地盤の緩み対策		対策		確認		
		[小滝地区]参道・遊歩道法面の崩落防止		対策		確認	確認	
		[小滝地区]ガイダンス施設整備(宝物館の建替)		協議		設計	整備	
		[霊峰地区]休憩用ベンチ等便益施設設置		調査	協議	設置		
		[木境地区]登拝道整備(浸食・崩落対策)		確認		協議	対策	
		[木境地区]指定地外樹木の整備(展望所周辺等)		整備		確認	確認	
		[木境地区]ガイダンス施設整備(既存施設活用)		調査	協議	整備		
		[木境地区]指定地外トイレ設置協議		確認		協議		
		[滝沢地区]拝道石段の歪み調査と協議		協議				
		[滝沢地区]護摩壇の修復		調査		協議	計画	
		[滝沢地区]登拝道整備(起点～小屋掛けの松)		対策	確認			
		[滝沢地区]登拝道周辺(未指定地)危険木対策		対策		確認	確認	
		[滝沢地区]休憩用ベンチ等便益施設設置		協議		設置		
		[滝沢地区]駐車場整備(砂利敷きから舗装へ)				協議	協議	
		[滝沢地区]トイレ・ガイダンス施設設置協議		協議				
		記録保存のための調査	[霊峰地区]追加指定を視野に入れた 霊峰～鉾立間登拝道調査と保全		調査		記録	
			[院内地区]追加指定を視野に入れた 院内修験調査			調査		記録
			[木境・滝沢地区]指定地内境内社・石像物・御神木等学術調査		調査	記録	調査	記録

※連絡協議会・指導委員会は期ごと及び必要に応じて開催するものとする。

■第三期計画 [令和17年4月～令和22年3月]

分野		事業内容	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
保存管理体制の構築と充実		「史跡鳥海山市（町）連絡協議会」	随時 				
		「史跡鳥海山広域連絡協議会」	随時 				
		史跡の環境管理「通常管理」 （登拝道等の定期的な巡視等）	継続 		強化 		継続 
		保存会等への支援と組織強化	支援 				
指導体制の構築		「史跡鳥海山指導委員会」	随時 				
課題解決に向けた取組		[小滝地区] 金峰神社トイレの今後の在り方協議	継続				
		[小滝地区] ガイダンス施設整備(宝物館の建替)	継続				
		[木境地区] 登拝道整備(浸食・崩落対策)	継続				
		[木境地区] 指定地外トイレ設置協議	継続				
		[滝沢地区] 護摩壇の修復	継続				
		[滝沢地区] トイレ・ガイダンス施設設置協議	継続				

※連絡協議会・指導委員会は期ごと及び必要に応じて開催するものとする。

第2節 計画の見直し

(1) 見直しの方向性

社会変動や気象変動の激しい今日、本計画は必要に応じてその都度見直し、着実かつ継続的に進める必要がある。但し、10年後にあたる令和16年度末の第二期計画終了時（令和17年3月）には、第一次にあたる本保存管理計画全体の取組を確認し、評価しながら第三期計画に反映させるとともに、第二次保存管理計画策定に活かしていく必要がある。

保存管理計画に基づいた事業の進捗状況については、毎年確認し、次年度の事業実施に活かしていくこととする。

(2) 見直しの方法

本保存活用計画であげた史跡の本質的価値や基本的な考え方が、計画策定後の調査研究によって得られた成果に適合しているか確認し、必要に応じて見直しを行う。

また、この計画に基づいて実施する事業が、本計画の基本的な考え方と整合性が取られているかについても検証したうえで、その効果について評価し計画の見直しを行う。

史跡鳥海山保存活用計画書

秋田県版

資料編

【資料編目次】

史跡鳥海山保存活用計画策定委員会設置要綱	220
史跡鳥海山保存活用計画策定期間組織図	221
参考法令及び文化財災害予防計画	222-247
1. 文化財保護法	222
2. 自然公園法	226
3. 国立・国定公園特別地域内での各種行為に係る許可基準	228
4. 森林法	230
5. にかほの景観を守り育む条例	231
6. 由利本荘市環境基本条例	235
7. 土砂災害防止対策の推進に関する法律	238
8. 秋田県地域防災計画「文化財災害予防計画」	245
9. にかほ市地域防災計画「文化財災害予防計画」	247
10. 由利本荘市地域防災計画「文化財災害予防計画」	248
11. 秋田県保存活用大綱「第5章 防災・災害発生時の対応」	249
登拝道	251-252
小滝口登拝道	251
鳥海山滝沢口・矢島口・猿倉口・百宅口登拝道	252

史跡鳥海山保存活用計画策定委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 この要綱は、由利本荘市およびにかほ市に所在する、国指定史跡鳥海山の史跡保存活用計画（以下「保存活用計画」という）を策定するため、史跡鳥海山保存活用計画策定委員会（以下「委員会」という）の設置、組織および運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 委員会は、保存活用計画の策定について協議し、調査研究するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、由利本荘市教育委員会が、にかほ市教育委員会の同意を得て委嘱した委員をもって構成する。

(任期)

第4条 委員の任期は、令和4年6月1日から令和6年3月31日までとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- (1) 委員長は、委員の互選により定める。
- (2) 委員長は委員会を代表し、委員会の会務を総理する。
- (3) 委員長に事故あるときは、委員長の指名する委員がその職を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が召集し、委員長がその議長を務める。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、由利本荘市教育委員会とにかほ市教育委員会とが共同で行うものとする。

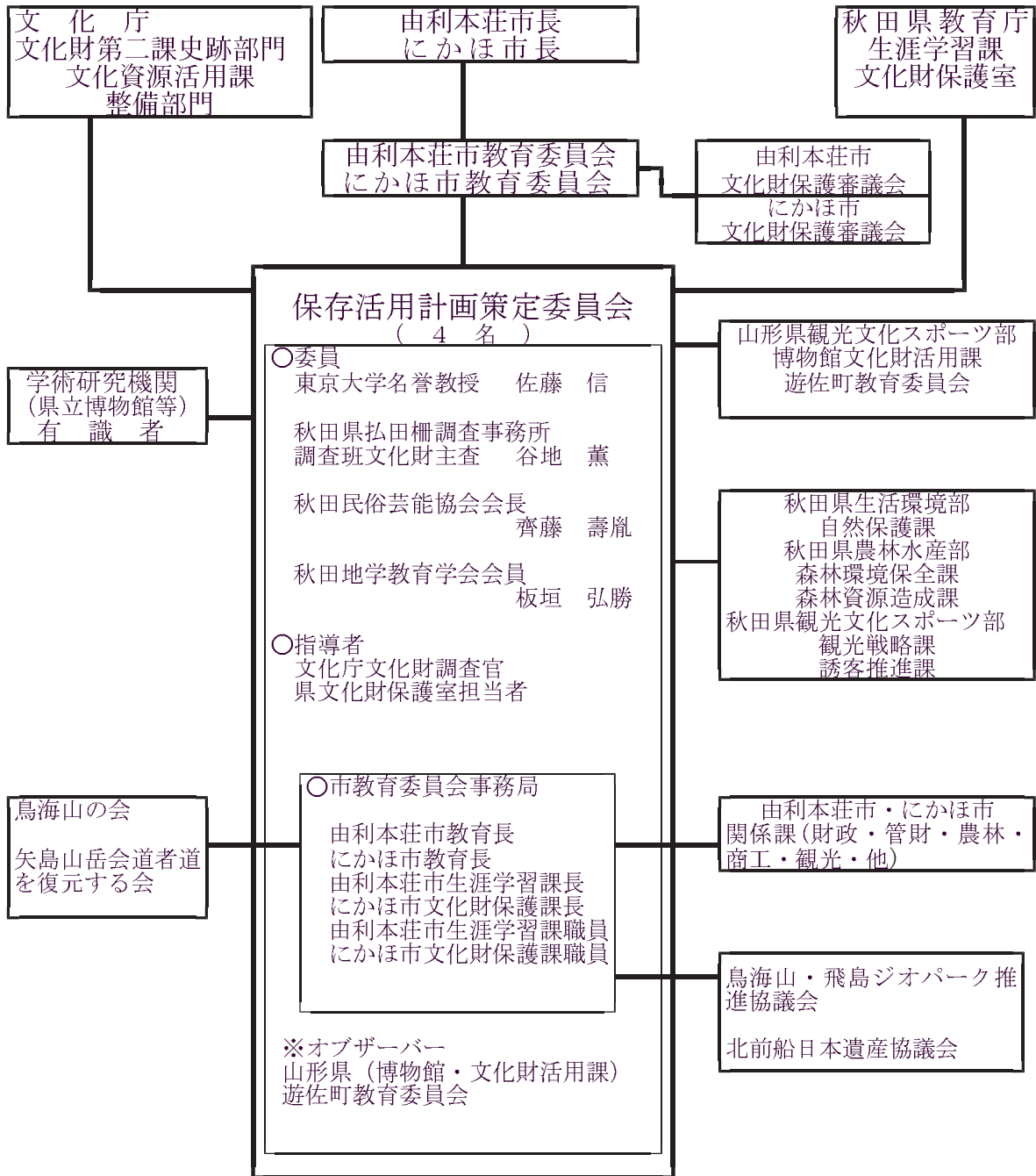
(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、教育長が委員会に諮って定める。

附則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

史跡鳥海山史跡保存活用計画策定機関組織図



参考法令及び文化財災害予防計画

1 文化財保護法

(指定)

第九十九条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

3 前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

4 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に同項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。

5 第一項又は第二項の規定による指定は、第三項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第三項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。

6 文部科学大臣は、第一項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。

(仮指定)

第一百十条 前条第一項の規定による指定前において緊急の必要があると認めるときは、都道府県の教育委員会（当該記念物が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。第一百三十三条を除き、以下この章において同じ。）は、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うことができる。

2 前項の規定により仮指定を行つたときは、都道府県の教育委員会は、直ちにその旨を文部科学大臣に報告しなければならない。

3 第一項の規定による仮指定には、前条第三項から第五項までの規定を準用する。

(所有権等の尊重及び他の公益との調整)

第一百十一条 文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、第九十九条第一項若しくは第二項の規定による指定又は前条第一項の規定による仮指定を行うに当たつては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

2 文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に関し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べるることができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。

3 環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に関し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じ文化庁長官に対して意見を述べるることができる。

(解除)

第一百十二条 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物はその価値を失つた場合その他特殊の事由のあるときは、文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、その指定又は仮指定を解除することができる。

2 第一百十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物につき第九十九条第一項の規定による指定があつたとき、又は仮指定があつた日から二年以内に同項の規定による指定がなかつたときは、仮指定は、その効力を失う。

3 第一百十条第一項の規定による仮指定が適当でないとき、文部科学大臣は、これを解除することができる。

4 第一項又は前項の規定による指定又は仮指定の解除には、第九十九条第三項から第五項までの規定を準用する。

(管理団体による管理及び復旧)

第一百十三条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは

第百十九条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適当であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧（当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。）を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。

4 第一項の規定による指定には、第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十四条 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

2 前項の規定による解除には、前条第三項並びに第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十五条 第百十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この章（第百三十三条の二第一項を除く。）及び第百八十七条第一項第三号において「管理団体」という。）は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者の意見を聞かななければならない。

4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

第百十六条 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

第百十七条 管理団体が行う管理又は復旧によつて損失を受けた者に対しては、当該管理団体は、その通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の補償の額は、管理団体（管理団体が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の教育委員会）が決定する。

3 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。

4 前項で準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、管理団体を被告とする。

第百十八条 管理団体が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項及び第三十三条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項の規定を準用する。

（所有者による管理及び復旧）

第百十九条 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、当該史跡名勝天然記念物の適切な管理のため必要があるときは、第百九十二条の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者（以下この章及び第百八十七条第一項第三号において「管理責任者」という。）に選任することができる。この場合には、第三十一条第三項の規定を準用する。

第百二十条 所有者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条並びに第百十五条第一項及び第二項（同条第二項については、管理責任者がある場合を除く。）の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項の規定を、管理責任者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三

十二条第三項、第三十三條、第四十七條第四項及び第一百五條第二項の規定を準用する。

(管理に関する命令又は勧告)

第二百一十條 管理が適當でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

2 前項の場合には、第三十六條第二項及び第三項の規定を準用する。

(復旧に関する命令又は勧告)

第二百十二條 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をすることができる。

2 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝天然記念物が、き損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な勧告をすることができる。

3 前二項の場合には、第三十七條第三項及び第四項の規定を準用する。

(文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧等の施行)

第二百十三條 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、特別史跡名勝天然記念物につき自ら復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。

一 管理団体、所有者又は管理責任者が前二條の規定による命令に従わないとき。

二 特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、管理団体、所有者又は管理責任者に復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をさせることが適當でないとき。

2 前項の場合には、第三十八條第二項及び第三十九條から第四十一條までの規定を準用する。

(補助等に係る史跡名勝天然記念物譲渡の場合の納付金)

第二百十四條 国が復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置につき第十八條及び第二十條で準用する第三十五條第一項の規定により補助金を交付し、又は第二百一十條第二項で準用する第三十六條第二項、第二百十二條第三項で準用する第三十七條第三項若しくは前條第二項で準用する第四十條第一項の規定により費用を負担した史跡名勝天然記念物については、第四十二條の規定を準用する。

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

第二百五十條 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三條第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同條第四項の規定を準用する。

4 第一項の規定による処分には、第一百一十條第一項の規定を準用する。

5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第四十三條第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第四十一條第二項から第四項までの規定を準用する。

7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三條第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命じることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

(関係行政庁による通知)

第二百十六條 前條第一項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分で政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官(第八十四條第一項又は第八十四條の二第一項の規定により前條第一項の規定による許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会)に対し、その旨を通知するものとする。

(復旧の届出等)

第二百七条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第二百五条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

(環境保全)

第二百八条 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国はその通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第二百五条第七項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(管理団体による買取りの補助)

第二百九条 管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の場合には、第三十五条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定を準用する。

(史跡名勝天然記念物保存活用計画の認定)

第二百九条の二 史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、文部科学省令で定めるところにより、史跡名勝天然記念物の保存及び活用に関する計画（以下「史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

2 史跡名勝天然記念物保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 当該史跡名勝天然記念物の名称及び所在地
- 二 当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容
- 三 計画期間
- 四 その他文部科学省令で定める事項

3 前項第二号に掲げる事項には、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関する事項を記載することができる。

4 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その史跡名勝天然記念物保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施が当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用に寄与するものであると認められること。

二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三 第八十三条の二第一項に規定する文化財保存活用大綱又は第八十三条の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なものであること。

四 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画に前項に規定する事項が記載されている場合には、その内容が史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

5 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。

(認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更)

第二百九条の三 前条第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更（文部科学省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。

2 前条第四項及び第五項の規定は、前項の認定について準用する。

(現状変更等の許可の特例)

第二百九条の四 第二百九条の二第三項に規定する事項が記載された史跡名勝天然記念物保存活用計画が同条第四項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。以下この章及び第五十三条第二項第二十五号において同じ。）を受けた場合において、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第二百五条第一項の許可を受けなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもって足りる。

(認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施状況に関する報告の徴収)

第二百二十九条の五 文化庁長官は、第二百二十九条の二第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者に対し、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画（変更があつたときは、その変更後のもの。次条第一項及び第二百二十九条の七において「認定史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）の実施の状況について報告を求めることができる。

(認定の取消し)

第二百二十九条の六 文化庁長官は、認定史跡名勝天然記念物保存活用計画が第二百二十九条の二第四項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた者に通知しなければならない。

(管理団体等への指導又は助言)

第二百二十九条の七 都道府県及び市町村の教育委員会は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をすることができる。

2 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をするように努めなければならない。

(保存のための調査)

第三百十条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第三百十一条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。

二 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。

三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。

四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。

2 前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、第五十五条第二項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

2 自然公園法

(特別地域)

第二十条 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の風致を維持するため、公園計画に基づいて、その区域（海域を除く。）内に、特別地域を指定することができる。

2 第五条第三項及び第四項の規定は、特別地域の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。この場合において、同条第三項中「環境大臣」とあるのは「環境大臣又は都道府県知事」と、「官報」とあるのは「それぞれ官報又は都道府県の公報」と、読み替えるものとする。

3 特別地域（特別保護地区を除く。以下この条において同じ。）内においては、次の各号に掲げる行為は、国立公園にあつては環境大臣の、国定公園にあつては都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為又は第三号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うものは、この限りでない。

一 工作物を新築し、改築し、又は増築すること。

二 木竹を伐採すること。

三 環境大臣が指定する区域内において木竹を損傷すること。

四 鉋物を掘採し、又は土石を採取すること。

五 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

六 環境大臣が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺一キロメートルの区域内において当該湖沼若し

くは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。

七 広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。

八 屋外において土石その他の環境大臣が指定する物を集積し、又は貯蔵すること。

九 水面を埋め立て、又は干拓すること。

十 土地を開墾しその他土地の形状を変更すること。

十一 高山植物その他の植物で環境大臣が指定するものを採取し、又は損傷すること。

十二 環境大臣が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして環境大臣が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。

十三 山岳に生息する動物その他の動物で環境大臣が指定するものを捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

十四 環境大臣が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして環境大臣が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）。

十五 屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること。

十六 湿原その他これに類する地域のうち環境大臣が指定する区域内へ当該区域ごとに指定する期間内に立ち入ること。

十七 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち環境大臣が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

十八 前各号に掲げるもののほか、特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で政令で定めるもの

4 環境大臣又は都道府県知事は、前項各号に掲げる行為で環境省令で定める基準に適合しないものについては、同項の許可をしてはならない。

5 都道府県知事は、国定公園について第三項の許可をしようとする場合において、当該許可に係る行為が当該国定公園の風致に及ぼす影響その他の事情を考慮して環境省令で定める行為に該当するときは、環境大臣に協議しなければならない。

6 第三項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなつた時において既に当該行為に着手している者は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該行為をすることができる。この場合において、その者は、その規制されることとなつた日から起算して三月以内に、国立公園にあつては環境大臣に、国定公園にあつては都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

7 特別地域内において非常災害のために必要な応急措置として第三項各号に掲げる行為をした者は、その行為をした日から起算して十四日以内に、国立公園にあつては環境大臣に、国定公園にあつては都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

8 特別地域内において木竹の植栽又は家畜の放牧（第三項第十二号又は第十四号に掲げる行為に該当するものを除く。）をしようとする者は、あらかじめ、国立公園にあつては環境大臣に、国定公園にあつては都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

9 次に掲げる行為については、第三項及び前三項の規定は、適用しない。

一 公園事業の執行又は認定利用拠点整備改善事業（認定利用拠点整備改善計画に係る利用拠点整備改善事業をいう。以下同じ。）として行う行為

二 認定生態系維持回復事業等（第三十九条第一項又は第四十一条第一項の規定により行われる生態系維持回復事業及び第三十九条第二項若しくは第四十一条第二項の確認又は第三十九条第三項若しくは第四十一条第三項の認定を受けた生態系維持回復事業をいう。以下同じ。）として行う行為

三 認定自然体験活動促進事業（第四十二条の六第一項に規定する認定自然体験活動促進計画に係る第四十二条の二第二項第二号に規定する自然体験活動促進事業をいう。以下同じ。）として行う行為

四 第四十三条第一項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第一号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第二号又は第三号に掲げる事項に従つて行うもの

五 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、環境省令で定めるもの

（特別保護地区）

第二十一条 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の景観を維持するため、特に必要があるときは、公園計画に基づいて、特別地域内に特別保護地区を指定することができる。

2 第五条第三項及び第四項の規定は、特別保護地区の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。この場合において、同条第三項中「環境大臣」とあるのは「環境大臣又は都道府県知事」と、「官報」とあるのは「それぞれ官報又は都道府県の公報」と読み替えるものとする。

3 特別保護地区内においては、次の各号に掲げる行為は、国立公園にあつては環境大臣の、国定公園にあつては都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応

急措置として行う行為は、この限りでない。

一 前条第三項第一号、第二号、第四号から第七号まで、第九号、第十号、第十五号及び第十六号に掲げる行為

二 木竹を損傷すること。

三 木竹を植栽すること。

四 動物を放つこと（家畜の放牧を含む。）。

五 屋外において物を集積し、又は貯蔵すること。

六 火入れ又はたき火をすること。

七 木竹以外の植物を採取し、若しくは損傷し、又は落葉若しくは落枝を採取すること。

八 木竹以外の植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと。

九 動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

十 道路及び広場以外の地域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

十一 前各号に掲げるもののほか、特別保護地区における景観の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で政令で定めるもの。

4 環境大臣又は都道府県知事は、前項各号に掲げる行為で環境省令で定める基準に適合しないものについては、同項の許可をしてはならない。

5 都道府県知事は、国定公園について第三項の許可をしようとする場合において、当該許可に係る行為が当該国定公園の景観に及ぼす影響その他の事情を考慮して環境省令で定める行為に該当するときは、環境大臣に協議しなければならない。

6 第三項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなつた時において既に当該行為に着手している者は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該行為をすることができる。この場合において、その者は、その規制されることとなつた日から起算して三月以内に、国立公園にあつては環境大臣に、国定公園にあつては都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

7 特別保護地区内において非常災害のために必要な応急措置として第三項各号に掲げる行為をした者は、その行為をした日から起算して十四日以内に、国立公園にあつては環境大臣に、国定公園にあつては都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

8 次に掲げる行為については、第三項及び前二項の規定は、適用しない。

一 公園事業の執行又は認定利用拠点整備改善事業として行う行為

二 認定生態系維持回復事業等として行う行為

三 認定自然体験活動促進事業として行う行為

四 第四十三条第一項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第一号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第二号又は第三号に掲げる事項に従つて行うもの

五 通常管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、環境省令で定めるもの

3 国立・国定公園特別地域内での各種行為に係る許可基準

（自然公園法施行規則第11条）

◇第2種特別地域・第3種特別地域

◆一般建築物の新築等

- ・植生の復元が困難な地域等で行われるものでない
- ・主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならない
- ・山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼさない
- ・屋根・壁面の色彩や形態が風致景観と著しく不調和でない
- ・土地勾配：30%以下
- ・公園事業道路等の路肩から20m、それ以外の道路から5m以上離れている
- ・敷地境界線から5m以上離れている
- ・高さ13m以下
- ・建築面積：2000㎡以下

◆分譲地内の建築物の新築等

- ・植生の復元が困難な地域等で行われるものでない
- ・主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならない
- ・山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼさない
- ・屋根・壁面の色彩や形態が風致景観と著しく不調和でない
- ・保存緑地において行われるものでない
- ・分譲地内の建築物については、2階建て以下かつ高さが10m以下
- ・集合別荘等については高さ13m以下
- ・敷地面積が1000㎡以上

- ・敷地面積を戸数で除した面積が250㎡以上
- ・総建築面積の敷地面積に対する割合及び総延べ面積の敷地面積に対する割合がそれぞれ20%
- ・40%以下（2特）並びに20%・60%以下（3特）
- ・土地勾配が30%以下
- ・自然草地等でないこと
- ・公園事業道路等から20m以上、それ以外の道路から5m以上離れていること
- ・敷地境界線から5m以上離れていること
- ・建築物の建築面積が2000㎡以下

◆車道の新築棟

- ・残土を特別地域、特別保護地区等において処理しない
- ・農林漁業等、地域住民の日常生活に必要な、公益上必要等のいずれかに該当
- ・土砂の流出・崩壊の防止措置
- ・大規模な切土・盛土を伴わない
- ・擁壁その他工作物の色彩・形態が周辺の風致景観と著しく不調和でない

◆その他の工作物の新築等

- ・植生の復元が困難な地域等で行われるものでない
- ・主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならない
- ・山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼさない
- ・色彩や形態が風致景観と著しく不調和でない
- ・公園事業道路等の路肩から20m以上離れているか、又は公益上必要であること、農林漁業上必要、建築物の敷地内のいずれかに該当
- ・標準伐期齢以上
- ・択伐の場合は現在蓄積の30%以下
- ・皆伐の場合は1伐区の面積が2ha以内 等

◆土地の形状変更

- ・植生の復元が困難な地域等で行われるものでない
- ・集团的に建築物その他の耕作物を設置する敷地造成でないこと（階段状の造成でないこと）
- ・ゴルフ場の造成のためでないこと
- ・廃棄物の埋め立てによるものでないこと
- ・申請に係る場所以外の場所においては目的を達成できないと認められること
- ・範囲が必要最小限であること
- ・土砂の流出のおそれがないこと

◆高山植物その他の指定植物の採集・損傷

- ・学術研究その他公益上必要であり、かつ申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができない
- ・対象種がその地域において絶滅のおそれがない

◇第2種特別地域

◆木竹の伐採

- ・標準伐期齢以上
- ・択伐の場合は現在蓄積の30%以下
- ・皆伐の場合は1伐区の面積が2ha以内 等

◇第3種特別地域

◆木竹の伐採

- ・風致景観に著しい支障を及ぼす場合以外は制限なし

4 森林法

(指定)

第二十五条 農林水産大臣は、次の各号（指定しようとする森林が民有林である場合にあっては、第一号から第三号まで）に掲げる目的を達成するため必要があるときは、森林（民有林にあっては、重要流域（二以上の都府県の区域にわたる流域その他の国土保全上又は国民経済上特に重要な流域で農林水産大臣が指定するものをいう。以下同じ。）内に存するものに限る。）を保安林として指定することができる。ただし、海岸法第三条の規定により指定される海岸保全区域及び自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第十四条第一項の規定により指定される原生自然環境保全地域については、指定することができない。

- 一 水源のかん養
- 二 土砂の流出の防備
- 三 土砂の崩壊の防備
- 四 飛砂の防備
- 五 風害、水害、潮害、干害、雪害又は霧害の防備
- 六 なだれ又は落石の危険の防止
- 七 火災の防備
- 八 魚つき
- 九 航行の目標の保存
- 十 公衆の保健
- 十一 名所又は旧跡の風致の保存

2 前項但書の規定にかかわらず、農林水産大臣は、特別の必要があると認めるときは、海岸管理者に協議して海岸保全区域内の森林を保安林として指定することができる。

3 農林水産大臣は、第一項第十号又は第十一号に掲げる目的を達成するため前二項の指定をしようとするときは、環境大臣に協議しなければならない。

4 農林水産大臣は、第一項又は第二項の指定をしようとするときは、林政審議会に諮問することができる。

第二十五条の二 都道府県知事は、前条第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するため必要があるときは、重要流域以外の流域内に存する民有林を保安林として指定することができる。この場合には、同項ただし書及び同条第二項の規定を準用する。

2 都道府県知事は、前条第一項第四号から第十一号までに掲げる目的を達成するため必要があるときは、民有林を保安林として指定することができる。この場合には、同項ただし書及び同条第二項の規定を準用する。

3 都道府県知事は、前二項の指定をしようとするときは、都道府県森林審議会に諮問することができる。

(保安林における制限)

第三十四条 保安林においては、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければ、立木を伐採してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 法令又はこれに基づく処分により伐採の義務のある者がその履行として伐採する場合
- 二 次条第一項に規定する択伐による立木の伐採をする場合
- 三 第三十四条の三第一項に規定する間伐のための立木の伐採をする場合
- 四 第三十九条の四第一項の規定により地域森林計画に定められている森林施業の方法及び時期に関する事項に従って立木の伐採をする場合
- 五 森林所有者等が第四十九条第一項の許可を受けて伐採する場合
- 六 第百八十八条第三項の規定に基づいて伐採する場合
- 七 火災、風水害その他の非常災害に際し緊急の用に供する必要がある場合
- 八 除伐する場合
- 九 その他農林水産省令で定める場合

2 保安林においては、都道府県知事の許可を受けなければ、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 法令又はこれに基づく処分によりこれらの行為をする義務のある者がその履行としてする場合
- 二 森林所有者等が第四十九条第一項の許可を受けてする場合
- 三 第百八十八条第三項の規定に基づいてする場合
- 四 火災、風水害その他の非常災害に際し緊急の用に供する必要がある場合
- 五 軽易な行為であつて農林水産省令で定めるものをする場合

六 その他農林水産省令で定める場合

3 都道府県知事は、第一項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る伐採の方法が当該保安林に係る指定施業要件に適合するものであり、かつ、その申請（当該保安林に係る指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集団の立木について当該申請が二以上あるときは、これらの申請のすべて）につき同項の許可をすとしてもこれにより当該指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集団に係る立木の伐採が当該指定施業要件に定める伐採の限度を超えることとならないと認められるときは、これを許可しなければならない。

4 都道府県知事は、第一項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る伐採の方法が当該保安林に係る指定施業要件に適合するものであり、かつ、その申請（当該保安林に係る指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集団の立木について当該申請が二以上あるときは、これらの申請のすべて）につき同項の許可をすすればこれにより当該指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集団に係る立木の伐採が当該指定施業要件に定める伐採の限度を超えることとなるが、その一部について同項の許可をすすれば当該伐採の限度を超えることとならないと認められるときは、政令で定める基準に従い、当該伐採の限度まで、その申請に係る伐採の面積又は数量を縮減して、これを許可しなければならない。

5 都道府県知事は、第二項の許可の申請があつた場合には、その申請に係る行為がその保安林の指定の目的の達成に支障を及ぼすと認められる場合を除き、これを許可しなければならない。

6 第一項又は第二項の許可には、条件を付することができる。

7 前項の条件は、当該保安林の指定の目的を達成するために必要最小限度のものに限り、かつ、その許可を受けた者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

8 第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る立木を伐採したときは、農林水産省令で定める手続に従い、その旨を、都道府県知事に届け出るとともに、その者が当該森林に係る森林所有者でないときは、当該森林所有者に通知しなければならない。

9 第一項第七号及び第二項第四号に掲げる場合に該当して当該行為をした者は、農林水産省令で定める手続に従い、都道府県知事に届出書を提出しなければならない。

10 都道府県知事は、第八項又は前項の規定により立木を伐採した旨の届出があつた場合（同項の規定による届出にあつては、第一項第七号に係るものに限る。）には、農林水産省令で定めるところにより、当該立木の所在地の属する市町村の長にその旨を通知しなければならない。ただし、当該伐採が、第十一条第五項の規定に係る森林経営計画（その変更につき第十二条第三項において読み替えて準用する第十一条第五項の規定による認定があつたときは、その変更後のもの）において定められているものである場合は、この限りでない。

5 にかほの景観を守り育む条例

出羽富士・秋田富士とも呼ばれる霊峰鳥海山や海の幸をもたらす恵み豊かな日本海などの美しい自然は、私たちのまち「にかほ」の市民生活の背景となって魅力ある歴史や文化を育んできた。そして、地域の活力を生む都市空間や緑の多い落ち着いた街並み、古くから人々の生活を支え、人々の手によって守られてきた農の風景を形成し、自然と暮らしが調和する魅力的な景観が広がっている。

自然や先人たちの生活により、長い年月の中で培われてきたこの景観は、市民共有の資産であり、まちに関わるすべての人が享受することができる資産である。この資産を後世に継承し、さらに良好な景観形成を図るためには、市民、事業者、行政が連携し景観まちづくりの意識を共有し、一体的な取り組みを進めていかなければならない。

こうした連携のもと、この郷土の持つ魅力ある歴史や文化を大切にし、自然と暮らしが調和する「にかほ」らしい景観を愛情と誇りを持って守り育てていくため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めることにより、「自然と暮らしが調和する持続可能な美しい都市ま ちにかほ」の実現に向けた景観形成や景観誘導を計画的に進めるとともに、地域の特色に根ざした景観まちづくりを積極的に推進し、もつ

て市民の生活環境やまちへの愛着心の向上及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、良好な景観の形成に必要な施策を策定し、これを総合的かつ計画的に実施しなければならない。

2 市は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、市民及び事業者の意見が十分に反映されるよう努めなければならない。

3 市は、良好な景観の形成に関する啓発及び知識の普及を通じて、市民及び事業者の理解を深めるよう努めなければならない。

(市民及び事業者の責務)

第3条 市民及び事業者は、自らが良好な景観の形成の主体であることを認識し、自主的かつ積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

2 市民及び事業者は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

第2章 良好な景観の形成に関する施策

第1節 景観計画の策定等

(景観計画の策定)

第4条 市長は、法第8条第1項の規定に基づき、景観計画を定めるものとする。

2 法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域は、次に掲げる地区に区分するものとする。

(1) 一般景観ゾーン（次号に掲げる地区以外の地区をいう。）

(2) 重点景観ゾーン（地域の特性を生かした良好な景観の形成を先導する地区として、よりきめ細かな施策が特に必要と市長が認める地区をいう。）

3 法第8条第2項第2号に規定する良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項は、前項各号に掲げる地区ごとに定めるものとする。

4 市長は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、第21条の規定によるにかほ市景観審議会（以下この章において「審議会」という。）の意見を聴くものとする。

5 前項の規定は、景観計画の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）について準用する。

(計画提案に係る意見の聴取)

第5条 市長は、法第11条第1項及び第2項の規定による計画提案があった場合において、法第14条第1項の規定により当該計画提案を踏まえて景観計画の策定又は変更をする必要がない旨及びその理由（以下この条において「理由等」という。）を当該計画提案をした者に通知しようとするときは、あらかじめ当該計画提案に係る景観計画の素案及び理由等を審議会に提出して、その意見を聴くものとする。

第2節 行為の制限等

(届出を要する行為等)

第6条 法第16条第1項第4号の良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為として条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。）、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）その他の物品の集積又は貯蔵

(2) 土石等の採取又は鉱物の掘採

(3) 土地の区画形質の変更

2 前項各号に掲げる行為に係る法第16条第1項の規定による届出は、行為の種類、場所、設計又は施行方法及び着手予定日並びに同項の条例で定める事項として次に掲げる事項を記載した届出書を提出して行わなければならない。

(1) 行為をしようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）

(2) 行為の完了予定日

3 法第16条第2項の条例で定める事項は、設計又は施行方法のうち、その変更により第1項各号に掲げる行為が同条第7項各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。

4 第2項の届出書には、法第8条第4項第2号に規定する規制又は措置の基準（以下「景観形成基準」という。）への適合に関する事項を記載した書類その他規則で定める図書を添付しなければならない。

(助言及び指導)

第7条 市長は、良好な景観の形成のために必要と認めるときは、法第16条第1項の規定による届出をした者に対し、当該届出に係る行為に関し必要な助言又は指導を行うことができる。

(勧告の手続及び公表)

第8条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告を行おうとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。

2 市長は、法第16条第3項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わなかったときは、規則で定めるところにより、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。

3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る勧告を受けた者に、あらかじめ、その旨を通知し、その者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(届出を要しない行為)

第9条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 法第16条第1項第1号から第3号までに規定する行為(同項第2号に規定する行為にあつては、規則で定める工作物に係る行為に限る。)で規則で定める規模以下のもの

(2) 第6条第1項各号に掲げる行為で規則で定める規模以下のもの

(3) 法令又は他の条例の規定により許可、認可、届出等を要する行為のうち、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないものとして規則で定めるもの

(4) 前3号に掲げるもののほか、これらに準じる行為として規則で定めるもの

(特定届出対象行為)

第10条 法第17条第1項の特定届出対象行為は、法第16条第1項第1号及び第2号の届出を要する行為とする。

(変更命令等の手続及び公表)

第11条 市長は、法第17条第1項の規定により必要な措置をとることを命じようとするとき、又は同条第5項の規定により原状回復若しくはこれに代わるべき必要な措置をとることを命じようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。

2 第8条第2項及び第3項の規定は、前項の処分について準用する。この場合において、これらの規定中「勧告」とあるのは、「処分」と読み替えるものとする。

(行為の完了報告等)

第12条 法第16条第1項の規定による届出(同条第2項の規定による変更の届出を含む。次条及び第14条において同じ。)をした者は、当該届出に係る行為が完了したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定は、当該届出に係る行為を取りやめたときについて準用する。

(現地確認)

第13条 市長は、前条第1項の届出があったときその他必要があると認めるときは、当該行為が景観形成基準に適合しているかどうかを確認するものとする。

2 市長は、前項の規定による確認に関し必要があると認めるときは、その職員に、当該行為に係る敷地に立ち入り、当該行為の実施状況を検査させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合は、これを提示しなければならない。

4 第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(現地確認後の勧告)

第14条 市長は、前条の規定による現地確認の結果、当該届出に係る行為が景観形成基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、当該届出に係る行為に関し必要な措置をとることを勧告することができる。この場合において、当該勧告を行おうとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。

2 第8条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による勧告について準用する。

(景観重要建造物の指定等の手続)

第15条 市長は、法第19条第1項の規定による指定又は法第27条第2項の規定による指定の解除をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。

2 市長は、法第23条第1項の規定により原状回復若しくはこれに代わるべき必要な措置を命じようとするとき、又は法第26条の規定により必要な措置を命じ、若しくは勧告しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。

(景観重要建造物の管理の方法の基準)

第16条 法第25条第2項の管理の方法の基準は、次のとおりとする。

- (1) 景観重要建造物の滅失及び毀損を防ぐため、その敷地、構造及び建築設備を定期的に点検すること。
- (2) 消火設備の設置その他の防災上の措置を講ずること。
- (3) 景観重要建造物の修繕は、原則として、当該修繕前の外観を変更することのないようにすること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、景観重要建造物の良好な景観の保全のために必要な措置を講ずること。

(景観重要樹木の指定等の手続)

第17条 市長は、法第28条第1項の規定による指定又は法第35条第2項の規定による指定の解除をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。

2 市長は、法第32条第1項において読み替えて準用する法第23条第1項の規定により原状回復若しくはこれに代わるべき必要な措置を命じようとするとき、又は法第34条の規定により必要な措置を命じ、若しくは勧告しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。

(景観重要樹木の管理の方法の基準)

第18条 法第33条第2項の管理の方法の基準は、次のとおりとする。

- (1) 景観重要樹木の良好な景観を保全するため、剪定その他の必要な管理を行うこと。
- (2) 景観重要樹木の滅失及び枯死を防ぐため、病害虫の駆除その他の措置を講ずること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、景観重要樹木の良好な景観の保全のために必要な措置を講ずること。

第3節 景観まちづくりの推進施策

(支援等)

第19条 市長は、市内において良好な景観の形成に資する活動を行う者に対し、必要があると認めるときは、当該活動のために必要な技術的支援を行い、又は当該活動に要する費用の一部を助成することができる。

(表彰)

第20条 市長は、良好な景観の形成に寄与していると認められる者又は団体を表彰することができる。

第3章 にかほ市景観審議会

(設置)

第21条 良好な景観の形成に関する重要な事項を審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、にかほ市景観審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(委員)

第22条 審議会は、委員10人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第23条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第24条 審議会は、市長が招集する。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第25条 審議会の庶務は、農林水産建設部建設課において処理する。

(会長への委任)

第26条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第4章 雑則

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に、現に着手されている建築行為等については、第6条の規定は適用せず、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に法第8条第1項の規定により定められている景観計画は、第4条第4項の規定によりにかほ市景観審議会の意見を聴いて定められたものとみなす。

6 由利本荘市環境基本条例

今日のわが国の発展を支えてきた大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動は、私たちに便利さや豊かさをもたらす一方で、環境への負荷を増大させ、地域の環境問題にとどまらず、地球環境にまでも影響を及ぼしている。

また、私たちは、健康でかつ快適な生活を営むため、良好で快適な環境の恵みを享受する権利を有するとともに、現在と将来の世代が共有する限りある環境を良好な状態で将来に継承する義務を担っている。このような認識のもと、市、事業者及び市民が協働して良好な環境を保全し、環境への負荷の少ない持続的に発展することのできる「恵まれた自然とやすらぎのある環境共生のまちづくり」を目指すため、ここに環境基本条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全について基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、この施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化、オゾン層の破壊、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又は広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、市民が健康でかつ快適な生活を営むことができる恵み豊かな環境を確保し、その環境が将来にわたり市民に継承されるよう適切に行わなければならない。

2 環境の保全は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減し、人と自然とが健全に共生していくことを目的として行わなければならない。

3 環境の保全は、環境への負荷の少ない持続的な資源循環型社会を構築することを目的とし、すべての者が公平な役割分担のもとに自主的かつ積極的に取り組むことによって行わなければならない。

4 地球環境保全は、地域の環境が地球環境と深くかかわっているとの認識の下にあらゆる事業活動及び日常生活において、積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよ

うに努めるとともに、その事業活動において、廃棄物の発生を抑制し、及び再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う資源及びエネルギーの消費、廃棄物の排出等による環境への負荷を低減するように努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全に関する基本的施策

(施策の基本方針)

第7条 市は、環境施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、これを総合的かつ計画的に行うものとする。

- (1) 大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。
- (3) 廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用の推進並びに必要な技術等の活用を図ること。
- (4) 市、事業者及び市民が協働して取り組むことのできる社会を形成すること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、由利本荘市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めるものとする

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定める。

- (1) 環境の保全に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向
 - (2) 前号に掲げるもののほか、環境施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、事業者及び市民の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるとともに、由利本荘市環境審議会の意見を聴かななければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、これを公表するものとする。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合性の確保等)

第9条 市は、施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合性を図るほか、環境への負荷が低減されるように十分配慮するものとする。

(施策の状況報告)

第10条 市長は、市の環境の状況、市が講じた環境施策の実施状況等を公表するものとする。

(規制措置)

第11条 市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し必要な規制措置を講ずるものとする。

2 市は、自然環境の保全を図るため、支障を及ぼすおそれがある行為に関し必要な規制措置を講ずるよう努めるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制措置を講ずるよう努めるものとする。

(誘導措置)

第12条 市は、事業者及び市民が自らの活動に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全に資する適切な措置をとるよう誘導するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境影響評価の推進)

第13条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行おうとする事業者が、その事業の実施前にその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全に関する施設の整備その他の事業の推進)

第 14 条 市は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設、環境への負荷の低減に資する交通施設(移動施設含む。)その他の環境の保全に資する公共的施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地等の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、前 2 項に定める公共的施設の適切な利用を促進するための措置その他のこれらの施設に係る環境の保全上の効果が増進されるために必要な措置を講ずるものとする。

(自然環境の保全と共生の推進)

第 15 条 市は、地域の特性を生かし、人と自然が共生する躍動と創造の都市を形成するため、景観の確保並びに歴史的及び文化的環境の形成に関し必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(廃棄物の減量、資源の循環的な利用等の推進)

第 16 条 市は、環境への負荷の低減を図るため事業者及び市民による廃棄物の減量、資源の循環的な利用、エネルギーの有効かつ効率的な利用等の推進に関し必要な措置を講ずるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第 17 条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全に関する教育、学習等)

第 18 条 市は、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに環境の保全に関する広報活動の充実により事業者及び市民が環境の保全についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(自発的な活動の推進)

第 19 条 市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第 20 条 市は、環境の保全に資するため、環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、適切に提供するように努めるものとする。

(推進体制の整備)

第 21 条 市は、環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制を整備するものとする。

(監視等の体制の整備)

第 22 条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視等の体制の整備に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体等との協力)

第 23 条 市は、広域的な取組を必要とする環境施策について、国及び他の地方公共団体等と協力して推進するように努めるものとする。

(地球環境保全に関する施策の推進)

第 24 条 市は、国、他の地方公共団体、民間の団体等と連携し、地球環境保全に関する施策を推進するよう努めるものとする。

第 3 章 環境審議会

(設置及び所掌事務)

第 25 条 環境の保全に関する基本的事項を調査審議するため、由利本荘市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関する事項

(2) 環境の保全に関する基本的事項及び重要事項

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、他の条例の規定によりその権限に属させられた事務

3 審議会は、環境の保全に関する基本的事項及び重要事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織及び委員の任期)

第 26 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、環境の保全に関し学識経験を有する者、各種団体の代表及び行政機関の職員のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第 27 条 審議会に会長及び副会長をそれぞれ 1 人置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 28 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(専門委員)

第 29 条 環境の保全に関する専門の事項を調査させるため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、専門の事項に関し学識経験を有する者の中から、市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、委嘱を解かれるものとする。

(委任)

第 30 条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

7 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備を図るとともに、著しい土砂災害が発生するおそれがある土地の区域において一定の開発行為を制限し、建築物の構造の規制に関する所要の措置を定めるほか、土砂災害の急迫した危険がある場合において避難に資する情報を提供すること等により、土砂災害の防止のための対策の推進を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「土砂災害」とは、急傾斜地の崩壊（傾斜度が三十度以上である土地が崩壊する自然現象をいう。）、土石流（山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が水と一体となって流下する自然現象をいう。第二十七条第二項及び第二十八条第一項において同じ。）若しくは地滑り（土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象をいう。同項において同じ。）（以下「急傾斜地の崩壊等」と総称する。）又は河道閉塞による湛たん水（土石等が河道を閉塞したことによって水がたまる自然現象をいう。第七条第一項及び第二十八条第一項において同じ。）を発生原因として国民の生命又は身体に生ずる被害をいう。

第二章 土砂災害防止対策基本指針等

(土砂災害防止対策基本指針)

第三条 国土交通大臣は、土砂災害の防止のための対策の推進に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならない。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 この法律に基づき行われる土砂災害の防止のための対策に関する基本的な事項

二 次条第一項の基礎調査の実施について指針となるべき事項

三 第七条第一項の規定による土砂災害警戒区域の指定及び第九条第一項の規定による土砂災害特別警戒区域の指定について指針となるべき事項

四 第九条第一項の土砂災害特別警戒区域内の建築物の移転その他この法律に基づき行われる土砂災害の防止のための対策に関し指針となるべき事項

五 第二十七条第一項の規定による危険降雨量の設定並びに同項の規定による土砂災害警戒情報の通知及び周知のための必要な措置について指針となるべき事項

六 第二十八条第一項及び第二十九条第一項の緊急調査の実施並びに第三十一条第一項の規定による土砂災害緊急情報の通知及び周知のための必要な措置について指針となるべき事項

3 国土交通大臣は、基本指針を定めようとするときは、あらかじめ、総務大臣及び農林水産大臣に協議するとともに、社会資本整備審議会の意見を聴かなければならない。

4 国土交通大臣は、基本指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本指針の変更について準用する。

(基礎調査)

第四条 都道府県は、基本指針に基づき、おおむね五年ごとに、第七条第一項の規定による土砂災害警戒区域の指定及び第九条第一項の規定による土砂災害特別警戒区域の指定その他この法律に基づき行われる土砂災害の防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊等のおそれがある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用の状況その他の事項に関する調査（以下「基礎調査」という。）を行うものとする。

2 都道府県は、基礎調査の結果を、国土交通省令で定めるところにより、関係のある市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長に通知するとともに、公表しなければならない。

3 国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、都道府県に対し、基礎調査の結果について必要な報告を求めることができる。

(基礎調査のための土地の立入り等)

第五条 都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、基礎調査のためにやむを得ない必要があるときは、その必要な限度において、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用することができる。

2 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。

3 第一項の規定により宅地又は垣、柵等で囲まれた他人の占有する土地に立ち入ろうとする場合においては、その立ち入ろうとする者は、立入りの際、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

4 日出前及び日没後においては、土地の占有者の承諾があった場合を除き、前項に規定する土地に立ち入ってはならない。

5 第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

6 第一項の規定により特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用しようとする者は、あらかじめ、当該土地の占有者及び所有者に通知して、その意見を聴かなければならない。

7 土地の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入り又は一時使用を拒み、又は妨げてはならない。

8 都道府県は、第一項の規定による立入り又は一時使用により損失を受けた者がある場合においては、その者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

9 前項の規定による損失の補償については、都道府県と損失を受けた者とが協議しなければならない。

10 前項の規定による協議が成立しない場合においては、都道府県は、自己の見積もった金額を損失を受けた者に支払わなければならない。この場合において、当該金額について不服のある者は、政令で定めるところにより、補償金の支払を受けた日から三十日以内に、収用委員会に土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。

(基礎調査に関する是正の要求の方式)

第六条 国土交通大臣は、都道府県の基礎調査に関する事務の処理が法令の規定に違反している場合又は科学的知見に基づかずに行われている場合において、当該基礎調査の結果によったのでは次条第一項の規定による土砂災害警戒区域の指定又は第九条第一項の規定による土砂災害特別警戒区域の指定が著しく適正を欠くこととなり、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあることが明らかであるとして地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十五条の五第一項の規定による求めを行うときは、当該都道府県が講ずべき措置の内容を示して行うものとする。

第三章 土砂災害警戒区域

(土砂災害警戒区域)

第七条 都道府県知事は、基本指針に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害（河道閉塞による湛水を発生原因とするものを除く。以下この章、次章及び第二十七条において同じ。）を防止するた

めに警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）として指定することができる。

2 前項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）は、第二条に規定する土砂災害の発生原因ごとに、指定の区域及びその発生原因となる自然現象の種類を定めてするものとする。

3 都道府県知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、関係のある市町村の長の意見を聴かなければならない。

4 都道府県知事は、指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨並びに指定の区域及び土砂災害の発生原因となる自然現象の種類を公示しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定による公示をしたときは、速やかに、国土交通省令で定めるところにより、関係のある市町村の長に、同項の規定により公示された事項を記載した図書を送付しなければならない。

6 前三項の規定は、指定の解除について準用する。

（警戒避難体制の整備等）

第八条 市町村防災会議（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十六条第一項の市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあっては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、前条第一項の規定による警戒区域の指定があったときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項の市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項

二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

三 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

四 警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。以下同じ。）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地

五 救助に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、同項第一号に掲げる事項として土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。

3 警戒区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画に基づき、国土交通省令で定めるところにより、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

（要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等）

第八条の二 前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 市町村長は、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

4 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

5 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における同項の要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。

6 市町村長は、第二項又は前項の規定により報告を受けたときは、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。

第四章 土砂災害特別警戒区域

(土砂災害特別警戒区域)

第九条 都道府県知事は、基本指針に基づき、警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第四号に規定する居室をいう。以下同じ。）を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）として指定することができる。

2 前項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）は、第二条に規定する土砂災害の発生原因ごとに、指定の区域並びにその発生原因となる自然現象の種類及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項（土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な事項として政令で定めるものに限る。）を定めてするものとする。

3 都道府県知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、関係のある市町村の長の意見を聴かなければならない。

4 都道府県知事は、指定をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨並びに指定の区域、土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び第二項の政令で定める事項を公示しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定による公示をしたときは、速やかに、国土交通省令で定めるところにより、関係のある市町村の長に、同項の規定により公示された事項を記載した図書を送付しなければならない。

6 指定は、第四項の規定による公示によってその効力を生ずる。

7 関係のある市町村の長は、第五項の図書を当該市町村の事務所において、一般の縦覧に供しなければならない。

8 都道府県知事は、土砂災害の防止に関する工事の実施等により、特別警戒区域の全部又は一部について指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該特別警戒区域の全部又は一部について指定を解除するものとする。

9 第三項から第六項までの規定は、前項の規定による解除について準用する。

(特定開発行為の制限)

第十条 特別警戒区域内において、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第十二項に規定する開発行為で当該開発行為をする土地の区域内において建築が予定されている建築物（当該区域が特別警戒区域の内外にわたる場合においては、特別警戒区域外において建築が予定されている建築物を除く。以下「予定建築物」という。）の用途が制限用途であるもの（以下「特定開発行為」という。）をしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為その他の政令で定める行為については、この限りでない。

2 前項の制限用途とは、予定建築物の用途で、住宅（自己の居住の用に供するものを除く。）並びに高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校及び医療施設（政令で定めるものに限る。）以外の用途でないものをいう。

(申請の手続)

第十一条 前条第一項の許可を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一 特定開発行為をする土地の区域（第十四条第二項及び第十九条において「開発区域」という。）の位置、区域及び規模

二 予定建築物（前条第一項の制限用途のものに限る。以下「特定予定建築物」という。）の用途及びその敷地の位置

三 特定予定建築物における土砂災害を防止するため自ら施行しようとする工事（次号において「対策工事」という。）の計画

四 対策工事以外の特定開発行為に関する工事の計画

五 その他国土交通省令で定める事項

2 前項の申請書には、国土交通省令で定める図書を添付しなければならない。

(許可の基準)

第十二条 都道府県知事は、第十条第一項の許可の申請があつたときは、前条第一項第三号及び第四号に規定する工事（以下「対策工事等」という。）の計画が、特定予定建築物における土砂災害を防止するために必要な措置を政令で定める技術的基準に従い講じたものであり、かつ、その申請の手続がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反していないと認めるときは、その許可をしなければならない。

(許可の条件)

第十三条 都道府県知事は、第十条第一項の許可に、対策工事等の施行に伴う災害を防止するために必要な条件を付することができる。

(既着手の場合の届出等)

第十四条 第九条第一項の規定による特別警戒区域の指定の際当該特別警戒区域内において既に特定開発行為(第十条第一項ただし書の政令で定める行為を除く。)に着手している者は、その指定の日から起算して二十一日以内に、国土交通省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る開発区域(特別警戒区域内のものに限る。)における土砂災害を防止するために必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、予定建築物の用途の変更その他の必要な助言又は勧告をすることができる。

(許可の特例)

第十五条 国又は地方公共団体が行う特定開発行為については、国又は地方公共団体と都道府県知事との協議が成立することをもって第十条第一項の許可を受けたものとみなす。

(許可又は不許可の通知)

第十六条 都道府県知事は、第十条第一項の許可の申請があったときは、遅滞なく、許可又は不許可の処分をしなければならない。

2 前項の処分をするには、文書をもって当該申請をした者に通知しなければならない。

(変更の許可等)

第十七条 第十条第一項の許可(この項の規定による許可を含む。)を受けた者は、第十一条第一項第二号から第四号までに掲げる事項の変更をしようとする場合においては、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、変更後の予定建築物の用途が第十条第一項の制限用途以外のものであるとき、又は国土交通省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする者は、国土交通省令で定める事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

3 第十条第一項の許可を受けた者は、第一項ただし書に該当する変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4 第十二条、第十三条及び前二条の規定は、第一項の許可について準用する。

5 第一項の許可又は第三項の規定による届出の場合における次条から第二十条までの規定の適用については、第一項の許可又は第三項の規定による届出に係る変更後の内容を第十条第一項の許可の内容とみなす。

(工事完了の検査等)

第十八条 第十条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る対策工事等の全てを完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による届出があったときは、遅滞なく、当該対策工事等が第十二条の政令で定める技術的基準に適合しているかどうかについて検査し、その検査の結果当該対策工事等が当該政令で定める技術的基準に適合していると認めるときは、国土交通省令で定める様式の検査済証を当該届出をした者に交付しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の規定により検査済証を交付したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、当該対策工事等が完了した旨を公告しなければならない。

(建築制限)

第十九条 第十条第一項の許可を受けた開発区域(特別警戒区域内のものに限る。)内の土地においては、前条第三項の規定による公告があるまでの間は、第十条第一項の制限用途の建築物を建築してはならない。

(特定開発行為の廃止)

第二十条 第十条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る対策工事等を廃止したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(監督処分)

第二十一条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、特定予定建築物における土砂災害を防止するために必要な限度において、第十条第一項若しくは第十七条第一項の許可を取り消し、若しくはその許可に付した条件を変更し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を

定めて必要な措置をとることを命ずることができる。

一 第十条第一項又は第十七条第一項の規定に違反して、特定開発行為をした者

二 第十条第一項又は第十七条第一項の許可に付した条件に違反した者

三 特別警戒区域で行われる又は行われた特定開発行為（当該特別警戒区域の指定の際当該特別警戒区域内において既に着手している行為を除く。）であって、特定予定建築物の土砂災害を防止するために必要な措置を第十二条の政令で定める技術的基準に従って講じていないものに関する工事の注文主若しくは請負人（請負工事の下請人を含む。）又は請負契約によらないで自らその工事を行っている者若しくはした者

四 詐欺その他不正な手段により第十条第一項又は第十七条第一項の許可を受けた者

2 前項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなく当該措置を命ずべき者を知ることができないときは、都道府県知事は、その者の負担において、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。

4 前項の標識は、第一項の規定による命令に係る土地又は建築物若しくは建築物の敷地内に設置することができる。この場合においては、同項の規定による命令に係る土地又は建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者又は占有者は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

（立入検査）

第二十二條 都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、第十条第一項、第十七条第一項、第十八条第二項、第十九条又は前条第一項の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地又は当該土地において行われている対策工事等の状況を検査することができる。

2 第五条第五項の規定は、前項の場合について準用する。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（報告の徴収等）

第二十三條 都道府県知事は、第十条第一項又は第十七条第一項の許可を受けた者に対し、当該許可に係る土地若しくは当該許可に係る対策工事等の状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は当該土地における土砂災害を防止するために必要な助言若しくは勧告をすることができる。

（特別警戒区域内における居室を有する建築物の構造耐力に関する基準）

第二十四條 特別警戒区域における土砂災害の発生を防止するため、建築基準法第二十条第一項に基づく政令においては、居室を有する建築物の構造が当該土砂災害の発生原因となる自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に対して安全なものとなるよう建築物の構造耐力に関する基準を定めるものとする。

（特別警戒区域内における居室を有する建築物に対する建築基準法の適用）

第二十五條 特別警戒区域（建築基準法第六条第一項第三号に規定する区域を除く。）内における居室を有する建築物（同項第一号又は第二号に掲げるものを除く。）については、同項第三号の規定に基づき都道府県知事が関係市町村の意見を聴いて指定する区域内における建築物とみなして、同法第六条から第七条の五まで、第十八条、第八十九条、第九十一条及び第九十三条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

（移転等の勧告）

第二十六條 都道府県知事は、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には特別警戒区域内に存する居室を有する建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれ大きいと認めるときは、当該建築物の所有者、管理者又は占有者に対し、当該建築物の移転その他土砂災害を防止し、又は軽減するために必要な措置をとることを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告をした場合において、必要があると認めるときは、その勧告を受けた者に対し、土地の取得についてのあっせんその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第五章 避難に資する情報の提供等

（土砂災害警戒情報の提供）

第二十七條 都道府県知事は、基本指針に基づき、当該都道府県の区域を分けて定める区域ごとに、土

砂災害の急迫した危険が予想される降雨量（以下この条において「危険降雨量」という。）を設定し、当該区域に係る降雨量が危険降雨量に達したときは、災害対策基本法第六十条第一項の規定による避難のための立退きの指示の判断に資するため、土砂災害の発生を警戒すべき旨の情報（次項において「土砂災害警戒情報」という。）を関係のある市町村の長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定による土砂災害警戒情報の通知及び周知のための必要な措置は、その区域に係る降雨量が危険降雨量に達した区域（以下この項において「危険降雨量区域」という。）のほか、その周辺の区域のうち土砂災害が発生するおそれがあると認められるもの（危険降雨量区域において土石流が発生した場合には、当該土石流が到達し、土砂災害が発生するおそれがあると認められる区域を含む。）を明らかにしてするものとする。

（都道府県知事が行う緊急調査）

第二十八条 都道府県知事は、土石流、地滑り又は河道閉塞による湛水を発生原因とする重大な土砂災害の急迫した危険が予想されるものとして政令で定める状況があると認めるときは、基本指針に基づき、これらの自然現象を発生原因とする重大な土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするため必要な調査（以下「緊急調査」という。）を行うものとする。ただし、次条第一項の規定により国土交通大臣が緊急調査を行う場合は、この限りでない。

2 都道府県知事は、緊急調査の結果、基本指針に基づき、前項の重大な土砂災害の危険がないと認めるとき、又はその危険が急迫したものでないと認めるときは、当該緊急調査を終了することができる。

（国土交通大臣が行う緊急調査）

第二十九条 国土交通大臣は、前条第一項の政令で定める状況があると認める場合であつて、当該土砂災害の発生原因である自然現象が緊急調査を行うために特に高度な専門的知識及び技術を要するものとして政令で定めるものであるときは、基本指針に基づき、緊急調査を行うものとする。

2 国土交通大臣は、前項の規定により緊急調査を行おうとするときは、あらかじめ、緊急調査を行おうとする土地の区域を管轄する都道府県知事にその旨を通知しなければならない。次項において準用する前条第二項の規定により緊急調査を終了しようとするときも、同様とする。

3 前条第二項の規定は、国土交通大臣が行う緊急調査について準用する。

（緊急調査のための土地の立入り等）

第三十条 都道府県知事若しくは国土交通大臣又はこれらの命じた者若しくは委任した者は、緊急調査のためにやむを得ない必要があるときは、これらの必要な限度において、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用することができる。

2 第五条（第一項及び第四項を除く。）の規定は、前項の規定による立入り及び一時使用について準用する。この場合において、同条第八項から第十項までの規定中「都道府県」とあるのは、「都道府県又は国」と読み替えるものとする。

（土砂災害緊急情報の通知及び周知等）

第三十一条 都道府県知事又は国土交通大臣は、緊急調査の結果、基本指針に基づき、第二十八条第一項に規定する自然現象の発生により一定の土地の区域において重大な土砂災害の急迫した危険があると認めるとき、又は当該土砂災害が想定される土地の区域若しくは時期が明らかに変化したと認めるときは、災害対策基本法第六十条第一項及び第六項の規定による避難のための立退きの指示の判断に資するため、当該緊急調査により得られた当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（次項において「土砂災害緊急情報」という。）を、都道府県知事にあつては関係のある市町村の長に、国土交通大臣にあつては関係のある都道府県及び市町村の長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を講じなければならない。

2 都道府県知事又は国土交通大臣は、土砂災害緊急情報のほか、緊急調査により得られた情報を、都道府県知事にあつては関係のある市町村の長に、国土交通大臣にあつては関係のある都道府県及び市町村の長に随時提供するよう努めるものとする。

（避難のための立退きの指示の解除に関する助言）

第三十二条 市町村長は、災害対策基本法第六十条第一項の規定による避難のための立退きの指示（土砂災害が発生し、又は発生するおそれがある場合におけるものに限る。）を解除しようとする場合において、必要があると認めるときは、国土交通大臣又は都道府県知事に対し、当該解除に関する事項について、助言を求めることができる。この場合において、助言を求められた国土交通大臣又は都道府県知事は、必要な助言をするものとする。

第六章 雑則

(費用の補助)

第三十三条 国は、都道府県に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、基礎調査に要する費用の一部を補助することができる。

(資金の確保等)

第三十四条 国及び都道府県は、第二十六条第一項の規定による勧告に基づく建築物の移転等が円滑に行われるために必要な資金の確保、融通又はそのあっせんに努めるものとする。

(緊急時の指示)

第三十五条 国土交通大臣は、土砂災害が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合において、土砂災害を防止し、又は軽減するため緊急の必要があると認められるときは、都道府県知事に対し、この法律の規定により都道府県知事が行う事務のうち政令で定めるものに関し、必要な指示をすることができる。

(地方公共団体への援助)

第三十六条 国土交通大臣は、第三十一条第二項に規定するもののほか、第七条第一項の規定による警戒区域の指定及び第九条第一項の規定による特別警戒区域の指定その他この法律に基づく都道府県及び市町村が行う事務が適正かつ円滑に行われるよう、都道府県及び市町村に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うよう努めなければならない。

(権限の委任)

第三十七条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

第七章 罰則

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第一項又は第十七条第一項の規定に違反して、特定開発行為をした者

二 第十九条の規定に違反して、第十条第一項の制限用途の建築物を建築した者

三 第二十一条第一項の規定による都道府県知事の命令に違反した者

第三十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第五条第七項（第三十条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、土地の立入り又は一時使用を拒み、又は妨げた者

二 第二十二條第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第四十条 第二十三条の規定による報告又は資料の提出を求められて、報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第四十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

第四十二条 第十四条第一項、第十七条第三項又は第二十条の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

8 秋田県地域防災計画「文化財災害予防計画」

第1 計画の方針

文化財は、地域の歴史や文化等を正しく理解するための重要な財産であり、地域住民の精神の拠り所である。県及び市町村は、これらの文化財を後世に伝えるため、文化財の災害予防に関する計画を策定し、防災・防火管理体制の確立を図る必要がある。

しかし、歴史的建造物等の貴重な文化遺産は、台風や豪雨などによる倒壊・損壊・流失、さらには火災による焼失記録が残されている。

文化財の災害予防を実施するに当たっては、特定の文化財に対する災害予防のみではなく、地域全体の文化財に対する災害予防が必要である。県及び市町村は、文化財の所有者・管理者、地域住民との連携・協力体制の構築が不可欠である。さらに、古文書等の歴史資料等については、被災時における安易な廃棄や散逸を防止するため、迅速・的確な被災情報の収集が必要である。

第2 文化財の指定状況

県内の文化財のうち、下表の指定種別の国・県指定文化財は549件で、無形民俗文化財を除く全てが台風や豪雨等により直接被災する可能性がある。特に、8割以上を占める有形文化財・登録有形文化財等は、火災に対し極めて脆弱である。よって、火災から文化財の焼失を防ぐための防災能力を高めることが課題である。

第3 有形文化財（建造物）及び重要伝統的建造物群保存地区

1 現況

建造物は、地域社会の伝統を伝える重要な文化財であるとともに、地域の景観を形成する上でも重要な要素である。平成21年度には、耐震所有者診断支援事業により重要文化財のうち木造建築について基礎診断を行った。また、重要文化財については指定後に防火設備の他、必要に応じてその他の防災・防犯設備を設置し、文化財防火デー等に訓練及び機器の点検を行っている。

2 対策

- (1) 災害から文化財と地域を守る必要性と意義を普及・啓発し、地域の防災意識を高める。
- (2) 所有者及び関係機関は、平成21年度に文化庁が作成した防火・防犯対策チェックリスト（以下チェックリスト）に基づく日常点検を行う。
- (3) 消防や地域及び建造物に設置した消火設備・施設を整備するとともに、自衛及び自主防災組織による消火訓練、住民・見学者等の避難・誘導訓練を加えた防災訓練を定期的に行う。
- (4) 建築物の倒壊・損壊防止等に努める。
- (5) 延焼防止のため、周辺街路樹の他、公園・空地进行を景観等にも配慮し計画的に整備する。
- (6) 文化財の被災状況を調査し、修理・復元計画を立案する。

第4 有形文化財（建造物以外）

1 現況

美術工芸品等は、ほとんどが持ち運ぶことが可能なものであり、その保管には転倒等による破損に対する対策の他、温湿度管理や防火対策が必要である。また、盗難等に対する防犯対策や人為的な破損・現状変更への対策が必要である。

2 対策

- (1) 災害から文化財を守る必要性と意義を普及・啓発し、地域の防災意識を高める。
- (2) 所有者及び関係機関は、チェックリストによる日常点検を行う。
- (3) 消防や地域の消火設備・施設を整備するとともに、自衛及び自主防災組織による消火訓練、住民・見学者等の避難、文化財の搬出・保全活動を加えた防災訓練を定期的に行う。
- (4) 美術工芸品等の転倒、破損、転落防止の器具等の整備に努める。必要に応じて保管庫を設置し、防火・防犯の施設整備を行う。
- (5) 文化財の被災状況を調査し、修理・復元計画を立案する。

第5 記念物

1 現況

史跡、名勝、天然記念物等は、多様な内容を持つものであり、それぞれの性質に応じた防災対策が必要である。

2 対策

- (1) 警報、防火、消火設備を整備する。
- (2) 所有者及び関係機関は、チェックリスト等を活用した定期的なパトロールにより、地震時の危険個所の早期発見と改善に努める。
- (3) 震災等によるき損・滅失の拡大防止のため必要な応急措置を執る。

第6 未指定の文化財

1 現況

県内には指定文化財のほかにも、後世に残していくべき貴重な文化財が多く存在しているが、その実態が十分に把握されていない現状にある。

2 対策

- (1) 所在情報の把握
未指定文化財の所在状況の把握に努める。
- (2) 保管者への助言
ア 文化財の保存方法等に関する情報を提供し、必要に応じ助言する。
イ 公的機関への寄贈・寄託等の制度に関する情報を提供し、必要に応じ助言する。

第7 被災古文書等（古文書等の歴史資料）の保全

災害により多くの古文書等（古文書等の歴史資料を含む。）が被災した場合、県民に対し、被災した貴重な資料に対する保全（注意事項）及び取り扱い等について周知を図る。

【被災古文書等に対する注意事項】

- ① 土砂をかぶった古文書・本・写真・アルバム・掛軸・絵図等は、土砂等を払いのければ復元可能な場合が多いので、安易に廃棄しないこと。
- ② 湿気を防げる場所か容器に保管すること。
- ③ 雨や水に濡れたものは、そのまま陰干しすること。吸湿性の高い紙（キッチンペーパーなど）を挟むとよい。本の場合は体積の5分の1以下の紙を挟み、濡ったら取り替えるとよい。
48時間以内に乾燥できない場合は、ラップでくるむか、頑丈な容器に入れ冷凍の上、凍結真空乾燥により水分を取り除く方法が有効である。ただし、古文書・絵図等については修復の専門家に相談する必要がある。
 - (1) 無理な水洗いをしないこと。
 - (2) 濡れたままでビニール袋や箱などに長時間入れないこと。
- ④ 被災に乗じて訪問する古物商等には、安易に売ったり、引き取ってもらわないように注意すること。

9 にかほ市地域防災計画「文化財災害予防計画」

第1計画の方針

文化財は、地域の歴史や文化等を正しく理解するための重要な財産であり、地域住民の精神の拠り所である。市及び県は、これらの文化財を後世に伝えるため、文化財の災害予防に関する計画を策定し、防災・防火管理体制の確立を図る必要がある。

しかし、歴史的建造物等の貴重な文化遺産は、台風や豪雨などによる倒壊・損壊・流失、さらには火災による焼失記録が残されている。

文化財の災害予防を実施するにあたっては、特定の文化財に対する災害予防のみではなく、地域全体の文化財に対する災害予防が必要である。市及び県は、文化財の所有者・管理者、地域住民との連携・協力体制の構築が不可欠である。さらに、古文書等の歴史資料等については、被災時における安易な廃棄や散逸を防止するため、迅速・的確な被災情報の収集が必要である。

第2文化財の指定状況

本市の文化財は、国指定8件、県指定28件、市指定103件となっている。これらの文化財は、唯一無二の財産であることから、特に防災対策が最も重要な課題となっている。

第3有形文化財（建造物）

1 現況

建造物は、地域社会の伝統を伝える重要な文化財であるとともに、地域の景観を形成するうえでも重要な要素である。平成21年度には、県は耐震所有者診断支援事業により重要文化財のうち木造建築について基礎診断を行った。また、重要文化財については指定後に防火設備の他、必要に応じてその他の防災・防犯設備を設置し、文化財防火デー等に訓練及び機器の点検を行っている。

2 対策

- (1) 災害から文化財と地域を守る必要性と意義を普及啓発し、地域の防災意識を高める。
- (2) 所有者及び関係機関は、平成21年度に文化庁が作成した防火・防犯対策チェックリスト（以下チェックリスト）に基づく日常点検を行う。
- (3) 消防や地域及び建造物に設置した消火設備・施設を整備するとともに、自衛及び自主防災組織による消火訓練、市民・見学者等の避難・誘導訓練を加えた防災訓練を定期的に行う。
- (4) 建築物の倒壊・損壊防止等に努める。
- (5) 延焼防止のため、周辺街路樹の他、公園・空地を景観等にも配慮し計画的に整備する。
- (6) 文化財の被災状況を調査し、修理・復元計画を立案する。

第4有形文化財（建造物以外）

1 現況

美術工芸品等は、ほとんどが持ち運ぶことが可能なものであり、その保管には転倒等による破損に対する対策の他、温湿度管理や防火対策が必要である。また、盗難等に対する防犯対策や人為的な破損・現状変更への対策が必要である。

2 対策

- (1) 災害から文化財を守る必要性と意義を普及啓発し、地域の防災意識を高める。
- (2) 所有者及び関係機関は、チェックリストによる日常点検を行う。
- (3) 消防や地域の消火設備・施設を整備するとともに、自衛及び自主防災組織による消火訓練、市民・見学者等の避難、文化財の搬出・保全活動を加えた防災訓練を定期的に行う。
- (4) 美術工芸品等の転倒、破損、転落防止の器具等の整備に努める。必要に応じて保管庫を設置し、防火・防犯の施設整備を行う。
- (5) 文化財の被災状況を調査し、修理・復元計画を立案する。

第5 記念物

1 現況

本市には、史跡（国指定2件、県指定2件、市指定30件）、名勝（国指定2件）、天然記念物（国指定2件、県指定5件、市指定11件）がある。これらは境内地や景観、植生等多種多様であり、それぞれの性質に応じた防災対策が必要である。

2 対策

- (1) 指定地域の周知徹底を図るため、標識、説明板、図解板、境界標、囲柵等を整備する。
- (2) 所有者及び関係機関は、チェックリスト等を活用した定期的なパトロールにより、地震時の危険箇所の早期発見と改善に努める。
- (3) 市・県文化財保護行政担当主管課や文化庁の指導の下、震災等によるき損・滅失の拡大防止のため必要な応急措置を講じる。

第6 未指定の文化財

1 現況

市内には指定文化財のほかにも、後世に残していくべき貴重な文化財が多く存在しているが、その実態が十分に把握されていない現状にある。

(1) 所在情報の把握

未指定文化財の所在状況の把握に努める。

(2) 保管者への助言

ア文化財の保存方法等に関する情報を提供し、必要に応じ助言する。

イ公的機関への寄贈・寄託等の制度に関する情報を提供し、必要に応じ助言する。

10 由利本荘市地域防災計画「文化財災害予防計画」

第1 計画の方針

文化財は、郷土の歴史や文化を正しく理解するための貴重な財産であり、適切な保存と活用の調和を図りながら後世に伝えていかなければならない。このためには、防災対策を確立し、それぞれの実状に即した対策を講じて文化財を保護するものである。

第2 有形・無形・民俗文化財

1 現況

文化財は火災に対して極めて弱く、防災対策が最も重要な課題となっている。管理者はそれぞれの性質に応じた対策が必要である。

2 対策

(1) 文化財管理者に対する指導の徹底

教育委員会は以下を文化財管理者に指導徹底する。

- ① 防災責任者は自主的に消防・防災訓練を実施して災害発生時における火災の発生予防に努める。
- ② 消防・警報設備等の整備に努める。
- ③ 文化財の搬出責任者には、文化財の性質、保全についての知識・技術を有する者をあて、また、搬出場所等をあらかじめ定めておく。

(2) 保存施設等の整備

教育委員会は保存施設等について、以下の防災対策を行う。

- ① 災害防止のため、保存施設等の耐火・耐震化を推進する。
- ② 文化財の復元修理等を計画的に推進する。

第3 記念物（史跡・名勝・天然記念物等）

1 現況

記念物（史跡・名勝・天然記念物等）は、植物等多種多様であり、これらを災害から防護するため、

管理者はそれぞれの性質に応じた対策が必要である。

2 対策

教育委員会は史跡等について、以下の防災対策を行う。

- (1) 指定地域の周知徹底を図るため、標識・説明板・標柱・境界標柱・囲柵等を整備する。
- (2) 警報・防火・消火のための施設を整備する。
- (3) 所有者及び関係機関は、チェックリスト等を活用した定期的なパトロールにより、地震時の危険箇所の早期発見と改善に努める。
- (4) 震災等によるき損・滅失の拡大防止のため必要な応急措置を執る。

第4 被災古文書等（古文書等の歴史資料）の保全

災害により多くの古文書等が被災した場合、市民に対し、被災した貴重な資料に対する保全及び取り扱い等について周知を図る。

11 秋田県文化財保存活用大綱「第5章 防災・災害発生時の対応」

■ 第5章 防災・災害発生時の対応

近年、豪雨や台風による洪水、高潮など大規模自然災害が日本各地で頻発し、文化財へも被害が及んでいる。また、ノートルダム大聖堂や首里城のように人為的要因による文化財の火災も記憶に新しい。本県でも、昭和58年(1983)の日本海中部地震、平成23年(2011)の東日本大震災、平成29年(2017)の雄物川の洪水などによる文化財の被害や、県指定文化財の焼失が起きている。

本県では、自然災害を対象に秋田県地域防災計画（令和2年6月修正）を作成しており、一般災害対策の中で文化財災害予防計画を定めている。本章では、文化財の種別ごとの対応と計画に定めのない内容について示す。

1 文化財の防災

(1) 文化財の種別ごとの対応

① 建造物等

建造物は、ほとんどが木造であり、火災に対し極めて脆弱であるとともに、耐震能力が低い場合が多い。防火対策として、令和元年度末までにほとんどの国指定重要文化財で自動火災報知設備、放水銃や消火栓等が整備されており、文化財防火デー等に訓練及び機器の点検が行われている。県指定有形文化財についても、令和元年に文化庁が作成した「国宝・重要文化財（建造物）の防火対策ガイドライン」等に基づき防火対策を指導している。耐震対策としては、平成21年に木造の重要文化財を対象とした耐震所有者診断支援事業による予備診断を行い、平成30年に現況調査、令和元年に耐震対策に関する所有者等説明会を開催した。

② 美術工芸品、有形民俗文化財

温湿度管理や防火対策に加え、盗難に対する防犯対策や人為的な破損への対策が必要である。現状では、博物館、近代美術館等で所蔵されているものも多い。令和元年に県内の公共的収蔵施設29館を対象に防火対策等状況調査を実施した結果、対策が不十分な施設があったため改善を指導している。また、被災後は、特に個人所有の古文書や歴史資料等が一括して廃棄される危険性が高いことから、資料一覧を作成し所蔵場所等を明示しておくことに加え、迅速かつ的確な被災情報の収集が必要である。収蔵施設の被害が大きい場合や個人所有の文化財が被災した場合を想定して、一時保管場所や冷凍庫等の確保も急務である。

③ 無形民俗文化財

平成23年(2011)に東日本大震災が起きるまで、無形民俗文化財は防災の対象としてあまり意識されることがなかった。しかし、地域の伝統行事や芸能を復活させようとした時、技やしきたりを覚えている人がいない、必要な道具がないなど復活が困難な現実が明らかになった。無形民俗文化財は、被災した地域の復興において重要な役割を果たすことから、その復活のために映像記録等の作成、形態や動作の記録などの資料を保存しておくことが有効である。県では、独立行政法人国立文化財機構東京文化財研究所と協力して、無形民俗文化財の情報共有を進めていく。

④ 記念物

ほとんどが屋外にあることから、地震、暴風雨、崖崩れ等自然災害への対策が必要である。危険な地域については、ハザードマップと連動させた対応マニュアルを作成することが望ましい。

(2) 文化財リストの整備

防災対策の基礎とするため、文化財の所在場所、管理体制、写真や実測図など関連情報をまとめたリスト整備が必要である。地域ごとに文化財リストを整備することにより、災害時に優先的に手立てを講ずべき文化財を可視化できる。その際、文化財担当部局だけではなく、地域住民や防災担当部局などと情報共有を進めることが効果的である。県では、国、県、市町村指定文化財についてリストの整備を進めているが、各市町村においては、指定文化財以外に地域で大切にされている文化財を加えて整備を進めていく必要がある。

(3) 文化財防災ネットワークの構築

文化財リストの整備が進み全国的に情報共有が進むと、防災体制だけではなく被災した際の文化財救援体制も構築しやすくなる。現在、東日本大震災における文化財救援活動を基盤に、独立行政法人国立文化財機構による文化財防災ネットワーク推進事業が進められ、令和2年10月に文化財防災センター

(*)が設置された。本県は、北海道・東北ブロックを担当している独立行政法人国立文化財機構京文化財研究所と協力し、関係機関を含めた広域的な文化財防災ネットワークの構築を進めていく。

* 奈良文化財研究所内に本部が設置され、全国6ブロックごとに担当機関がある。

(4) 防災訓練の実施

文化庁の通知やガイドラインに基づき、建造物での防災訓練に加えて、美術工芸品や有形民俗文化財を収蔵する施設でも、被災を念頭に文化財の移動等を想定した防災訓練を実施することが望ましい。また、文化財の移動等が必要になる大規模災害の場合、関係機関との連絡が困難になることが想定されるため、連絡方法の検討が必要である。

2 災害発生時の対応

(1) 初期対応

災害が発生した場合、関係機関からの情報を集約し、文化財担当部局が対応の優先度を判断しなければならない。大規模災害の場合は、現地では災害対応に追われ、文化財の詳細な被害情報収集は後回しになることが想定されるが、関係機関との連携により、早期の情報収集に努める。その上で、初期段階で収集できた情報の整理を行い、対応を検討する。

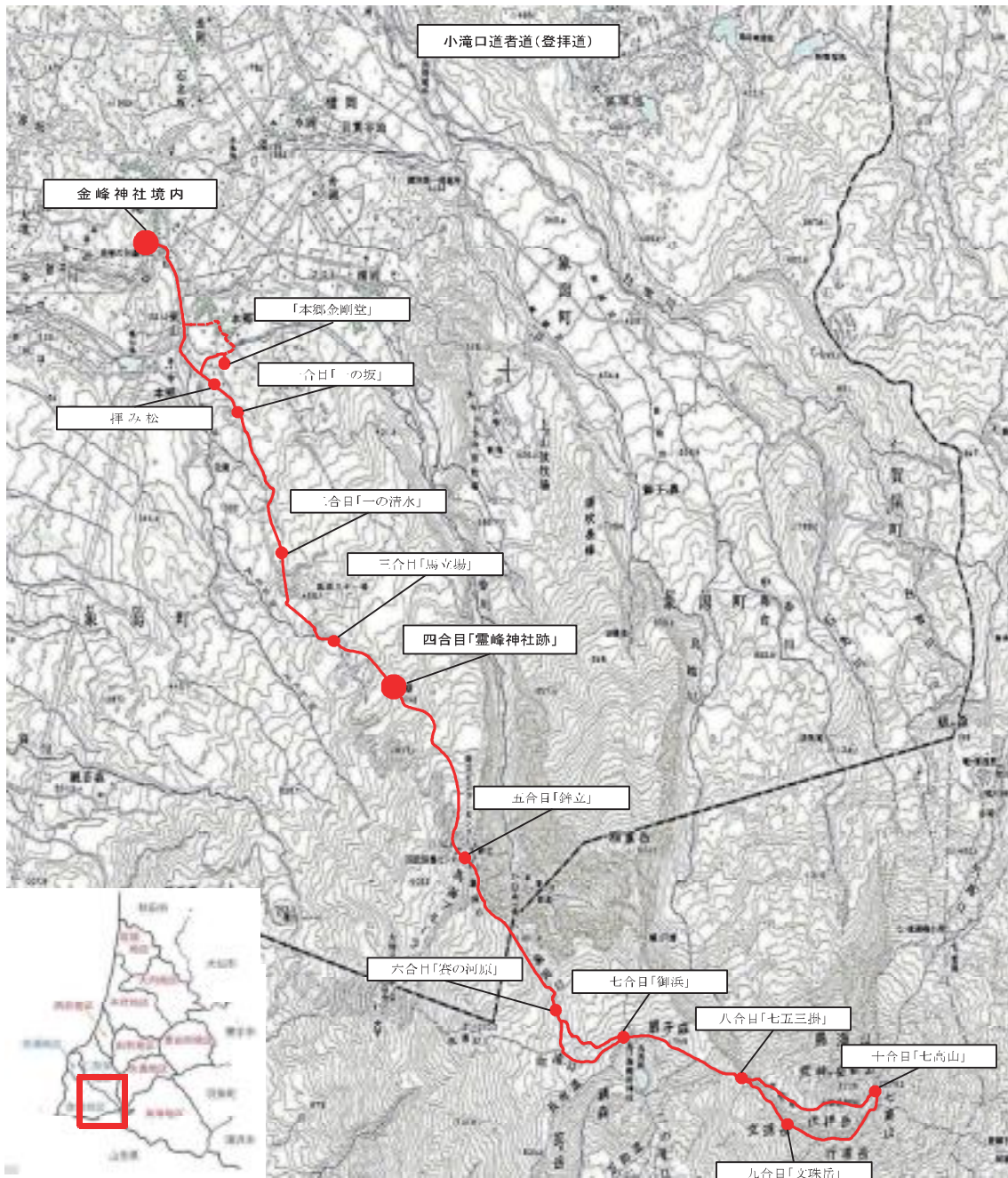
また、被災した文化財については、初動段階での適切な処置や判断が必要である。そこで、専門家の到着を待たずに対応できるように、初期段階で講ずべき手立てについてマニュアルの整備を進めていく。

(2) 文化財のレスキュー活動

文化財が被災した場合、建造物の損傷や倒木等による周辺への被害、土砂の流出などが想定されることから、二次被害を防ぐことを最優先とし立ち入り禁止等安全対策を講じる必要がある。その後、現地スタッフだけの活動に限界がある場合、文化財防災ネットワークを活用し幅広く支援を要請し、専門家の指導による修理、復旧などの手立てを講ずる。

美術工芸品や有形民俗文化財を収蔵する施設や個人宅が被災した場合は、速やかに移動した後、対応策を検討する。無形民俗文化財の用具や記録が被災した場合は、共有した情報を活用し、被災地域以外からの用具等の借り受け、映像記録による行事等の復活などを検討していく。

小滝口登拝道



史跡烏海山保存活用計画

秋田県版

2025年3月31日発行

編集・発行

秋田県由利本荘市教育委員会

秋田県にかほ市教育委員会

印刷 有限会社 高野写真印刷
